

第一種特定原産地証明書 発給申請マニュアル

－ 発給システム操作編 －

本書をお読みになる前に、『事前準備編』を必ずご一読ください。

各経済連携協定共通

(日シンガポール協定除く)

経済連携協定一覧

協定名（発効順）	発効年月日
日メキシコ協定	2005年4月1日
日マレーシア協定	2006年7月13日
日チリ協定	2007年9月3日
日タイ協定	2007年11月1日
日インドネシア協定	2008年7月1日
日ブルネイ協定	2008年7月31日
日アセアン協定	2008年12月1日
日フィリピン協定	2008年12月11日
日スイス協定	2009年9月1日
日ベトナム協定	2009年10月1日
日インド協定	2011年8月1日
日ペルー協定	2012年3月1日
日オーストラリア協定	2015年1月15日
日モンゴル協定	2016年6月7日
RCEP協定	2022年1月1日

2026 年 9 月
日本商工会議所

経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理課原産地証明室監修

EPAに基づく原産地証明書とは

日本はこれまでに複数の国や地域と経済連携協定（EPA：Economic Partnership Agreement、以下「EPA」と記載します）を締結しています。

EPAを活用すると、日本からEPA締約相手国に輸出をする際、通常の間税率よりも低い間税率（以下「EPA特恵税率」と記載します）が適用可能な場合があります。

ただし、輸出する産品がEPA特恵税率の適用を受けるためには、以下の条件を満たすことが必要です。

- 産品が日本と輸入国との間で締結されたEPAに基づくEPA特恵税率の適用対象であること。
- 産品がEPAに定められる原産地規則に基づく原産品としての条件（以下「原産資格」と記載します）を満たしていること。
- 積送基準（詳しくは「事前準備編」の「積送基準」を参照してください）を満たしていること。

そして、輸入相手国のEPA特恵税率の適用を受けるためには、輸出する産品が原産資格を満たしていることを証明するEPAに基づく原産地証明書を取得し、輸入通関時にこれを輸入国税関に提出することが必要です。2026年9月時点で、「経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律」（平成16年法律第143号、以下「証明法」と記載します）において、発効しているEPAにおける原産地証明書には以下の種類があります。なお、自己申告制度は、「経済連携協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律」（平成26年法律第112号）に基づきます。

証明制度	対象協定	発給者または作成者
第三者証明制度 （第一種特定原産地証明書）	15協定 （対象協定について、詳しくは「第一種特定原産地証明書発給システムで原産地証明書を申請できる協定」（P.3）を参照してください。）	指定発給機関 （日本商工会議所）が発給 日シンガポール協定は、発給機関が異なります。
認定輸出者自己証明制度 （第二種特定原産地証明書）	日メキシコ協定、日スイス協定 日ペルー協定、RCEP協定	経済産業省の認定を受けた 認定輸出者が自ら作成 （一定の要件あり）
自己申告制度（特定原産品申告書）	日オーストラリア協定、 CPTPP、日・EU協定、日英協定、RCEP協定、日米貿易協定	輸入者、輸出者または生産者が 自ら作成

本書では、上記の「第一種特定原産地証明書」について、日本商工会議所に発給申請を行う際に必要な手続や注意事項を説明しています。

注意

- 特定原産地証明書の取得は任意であり、輸入相手国における通関時の必須書類ではありません（EPA特恵税率の適用を受ける場合は必須）。
- 第一種特定原産地証明書を取得するためにはいくつかの必要なステップがあります（詳細は以降で解説）。また、第一種特定原産地証明書を今まで取得したことの無い方が取得する場合、12日

以上の営業日が必要な場合があります。

- 日本商工会議所による原産品判定は、第三者証明制度における第一種特定原産地証明書の発給のために行われるものですので、認定輸出者自己証明制度における第二種特定原産地証明書や自己申告制度における特定原産品申告書を作成することを目的として、日本商工会議所に判定依頼を行うことはできません。

■第一種特定原産地証明書発給システムで原産地証明書を申請できる協定

2026年9月時点で、日本商工会議所の第一種特定原産地証明書発給システムで原産地証明書を申請できるEPAは以下の通りです。

協定名（発効順）	発効年月日
経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定 （以下「日メキシコ協定」と記載します）	2005年4月1日
経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定 （以下「日マレーシア協定」と記載します）	2006年7月13日
戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定 （以下「日チリ協定」と記載します）	2007年9月3日
経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定 （以下「日タイ協定」と記載します）	2007年11月1日
経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定 （以下「日インドネシア協定」と記載します）	2008年7月1日
経済上の連携に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定 （以下「日ブルネイ協定」と記載します）	2008年7月31日
包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国の間の協定 （以下「日Aセアン協定」と記載します）	2008年12月1日
経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定 （以下「日フィリピン協定」と記載します）	2008年12月11日
日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定 （以下「日スイス協定」と記載します）	2009年9月1日
経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定 （以下「日ベトナム協定」と記載します）	2009年10月1日
日本国とインド共和国との間の包括的経済連携協定 （以下「日インド協定」と記載します）	2011年8月1日
経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定 （以下「日ペルー協定」と記載します）	2012年3月1日
経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定 （以下「日オーストラリア協定」と記載します）	2015年1月15日
経済上の連携に関する日本国とモンゴル国との間の協定 （以下「日モンゴル協定」と記載します）	2016年6月7日
地域的な包括的経済連携協定 （以下「RCEP協定」と記載します）	2022年1月1日



注意

日シンガポール協定に基づく原産地証明書について

- 「新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定」（以下「日シンガポール協定」と記載します）については、日本商工会議所は指定発給機関ではないため、第一種特定原産地証明書発給システムでは申請できません。
日シンガポール協定に基づく「原産地証明書」は、指定された商工会議所にお問い合わせください。
- <https://www.jcci.or.jp/gensanchi/sg/sglist.html>

第一種特定原産地証明書取得までの流れ

第一種特定原産地証明書を取得するためには、準備と手続を順序どおりに進めていく必要があります。
本書「発給システム操作編」では、「事前準備編」で準備した情報と資料を基に発給システムから第一種特定原産地証明書の発給申請を進める方法を説明します。
以下の流れに沿って発給申請を行ってください。

ステップ1～4 発給申請の事前準備

輸出製品について、第一種特定原産地証明書の取得に必要な情報を確認し、資料を作成します。
ここまでの手順については「事前準備編」を参照してください。

ステップ5 企業登録をする

ホームページ「EPAに基づく特定原産地証明書発給事業」にアクセスして登録申請書を作成し、必要書類とともに提出して、企業登録をします。
企業登録をすると発給システムにアクセスできるIDなどが発行されます。

ステップ6 原産品判定依頼を行う

輸出製品が原産品であるかどうかの判定を、発給システムから依頼します。
判定の結果、輸出製品が原産品であることが認められれば、第一種特定原産地証明書の発給申請を行うことができます。

ステップ7 第一種特定原産地 証明書の発給申請を行う

発給システムから、第一種特定原産地証明書の発給申請をします。
申請内容を審査の結果、発給が認められれば、第一種特定原産地証明書が交付されます。

ステップ8 手数料の納付および 第一種特定原産地証明書 の受け取り・送信

第一種特定原産地証明書の発給が認められたら、交付と引き換えに発給手数料を納付します。
発給手数料の金額は、発給システムから確認できます。

第一種特定原産地証明書 が発給されたら

第一種特定原産地証明書の発給後は、輸出製品の原産資格を判断するために使用した情報や書類を保存する必要があります。

目次

EPAに基づく原産地証明書とは	2
第一種特定原産地証明書取得までの流れ.....	5
ステップ5 企業登録をする	8
企業登録の手続き	8
5.1 企業登録ページへのアクセス	8
5.2 登録申請書の作成	11
5.3 書類を提出する	17
企業登録情報・サイナーの変更	20
5.4 企業登録情報の変更	20
5.5 企業登録情報の更新	24
5.6 企業登録者・署名者（サイナー）の変更	28
5.7 署名者（サイナー）の追加	32
5.8 署名者（サイナー）の削除	36
各種アカウント・権限の設定	41
5.9 組織情報管理（グループ管理）の設定【任意】	41
5.10 サイナー等（アカウント管理）の設定【任意】	45
5.11 グループ管理者の設定および変更の設定【任意】	47
5.12 アシスタントIDの設定【任意】	49
5.13 経理担当者IDの設定【任意】	53
パスワードの再設定	58
5.14 パスワードを紛失してしまった場合	58
ステップ6 原産品判定依頼を行う	61
原産品判定依頼の手続き	61
6.1 原産品判定依頼書を入力する	61
6.2 CTC対比表、VA計算ワークシート、CTC対比表+VA計算ワークシートの作成方法.....	84
6.3 サプライヤー証明書の作成方法	101
6.4 原産品判定依頼書一覧画面における「ビュー設定・検索条件設定」について.....	112
6.5 同意通知書を提出する（判定依頼する生産者が輸出しない場合）	115
6.6 原産品判定EXCELインポート	122
6.7 審査者からのメッセージを確認する	129
6.8 原産品の無効化申請を行う	132

ステップ7 第一種特定原産地証明書の発給申請をする 134

発給申請の手続き	134
7.1 発給申請書を入力する	134
7.2 発給申請状況照会一覧画面における「ビュー設定・検索条件設定」について.....	154
7.3 発給申請EXCELインポート	157
7.4 審査者からのメッセージを確認する	161
発給申請書の再発給・特殊な発給申請	164
7.5 再発給申請をする	164
7.6 誓約書を利用した発給申請をする	170
7.7 連続する原産地証明書（Back to Back CO）の発給申請をする.....	174
同意通知書の照会	188
7.8 同意通知書を照会する	188

ステップ8 手数料を納付して、第一種特定原産地証明書を受け取る 190

手数料の納付と証明書の受領	190
8.1 発給手数料の支払い	190
8.2 第一種特定原産地証明書の受領方法	195

第一種特定原産地証明書が発給されたら..... 203

書類などの保存義務について	203
通知、報告、罰則などに関する留意事項	205

こんなときには（Q&A） 209

第一種特定原産地証明書の取得手順やEPA活用に関するお問い合わせ先.....	220
--	-----

ステップ5 企業登録をする

企業登録の手続き

5.1 企業登録ページへのアクセス

(1) 企業登録のページを開く

- ① EPAに基づく特定原産地証明書発給事業にアクセスする。

URL : <https://tokuteishomei.jp/>

- ② 「企業登録」をクリックします。



(2) 企業登録申請フォームを開く

- ① 「企業登録申請フォーム」をクリックします。



②「企業登録申請フォーム」をクリックします。



(3) 企業登録申請フォームで必要情報を登録する

① [企業名] (個人の場合は入力不要)、[担当者氏名] 欄で、企業名、および担当者氏名を入力します。

登録されたメールアドレス宛てに登録申請書作成についてのご案内を送信します。

企業名	
担当者氏名	
メールアドレス	
メールアドレス再入力	
パスワード	

8文字以上32文字以内で、英小文字・英大文字・数字・記号のうち、3種類の文字を組み合わせたパスワードを設定してください。
ここで入力されるパスワードは、登録申請書作成時に必要となります。
忘れないようにご注意ください。

送信

② [メールアドレス]、[メールアドレス再入力] 欄で、企業登録に使用する連絡用メールアドレスを入力します。

登録されたメールアドレス宛てに登録申請書作成についてのご案内を送信します。

企業名	
担当者氏名	
メールアドレス	
メールアドレス再入力	
パスワード	

8文字以上32文字以内で、英小文字・英大文字・数字・記号のうち、3種類の文字を組み合わせたパスワードを設定してください。
ここで入力されるパスワードは、登録申請書作成時に必要となります。
忘れないようにご注意ください。

送信

③ [パスワード] 欄で、企業登録申請書の作成ページにログインするときに使用するパスワードを入力します。

登録されたメールアドレス宛てに登録申請書作成についてのご案内を送信します。

企業名	
担当者氏名	
メールアドレス	
メールアドレス再入力	
パスワード	

8文字以上32文字以内で、英小文字・英大文字・数字・記号のうち、3種類の文字を組み合わせたパスワードを設定してください。
ここで入力されるパスワードは、登録申請書作成時に必要となります。
忘れないようにご注意ください。

送信

⚠ 注意

- [メールアドレス] 欄に入力されたメールアドレスに、企業登録に関する案内メールが自動送信されます。登録申請書作成ページにアクセスするときに必要な情報が記載されたメールですので、入力したメールアドレスは間違いが無いか確認してください。

- パスワードは企業登録申請書作成ページにログインするときに必要です。メモするなどして保管してください。

④「送信」ボタンをクリックします。

登録されたメールアドレス宛に登録申請書作成についてのご案内を送信します。

企業名	
担当者氏名	
メールアドレス	
メールアドレス再入力	
パスワード	

8文字以上32文字以内で、英小文字・英大文字・数字・記号のうち、3種類の文字を組み合わせたパスワードを設定してください。
ここで入力されるパスワードは、登録申請書作成時に必要となります。
忘れないようにご注意ください。

送 信

⚠ 注意

- 企業名、担当者氏名、メールアドレス、パスワードの登録が完了し、登録されたメールアドレス宛に企業登録に関する案内メールが自動送信されますので、案内メールを確認してください。

(4) 登録申請書の作成ページにアクセス

- ① メールソフトを起動して、案内メールを開きます。
- ② 登録申請書の作成ページに記載されているURLをクリックします。

<ご案内メールのサンプル>

※このメールは、登録されたメールアドレス宛に自動的にお送りしています。
※このメールは配信専用です。このメールに返信はできません。
※お問い合わせ先はメール文末をご覧ください。

岡本 太郎 様
岡本 太郎 様

このメールは経済連携協定に基づく、特定原産地証明書の発給等に関する
法律施行規則第4条の2に定められた発給の申請に係る事前登録の手続きの
ご案内です。

▼下記アドレスより登録申請書を作成してください。
(登録されたパスワードの入力が必要です)

<https://cer.jccci.or.jp/>

上記アドレスの有効期限は、平成28年04月22日 までです。
期限内に登録申請書の作成を完了してください。

また、日本商工会議所ホームページ（下記アドレス）で、「企業登録」の方法を映像
で分かりやすく解説しておりますので、ご不明な点がある場合は、ご覧ください。
<http://www.jccci.or.jp/gensanchi/elearning/index.html>

⚠ 注意

- メール記載のURLにはアクセスの有効期限があります。記載されている有効期限までに登録申請書の作成をしてください。期限は10日間です。

5.2 登録申請書の作成

登録申請書の作成ページで企業登録情報を入力します。

(1) 登録申請書の作成ページにログイン

- ① 企業登録申請フォーム（5. 1（3）参照）で入力したパスワードを入力し、[送信] ボタンをクリックします。

- ② [第一種特定原産地証明書の発給申請に係る「登録申請書」の作成] ページが表示されましたら、[「登録申請書」を作成する] ボタンをクリックします。

- ③ [1. 第一種特定原産地証明書発給に係る登録申請書]画面が表示されます。



- 画面右の [「登録申請書」記載サンプル] ボタンをクリックすると、企業登録申請書のサンプルが表示されますので、参考にしながら入力してください。

(2) 企業情報を登録する



注意

- *のある項目は、入力必須です。
- 注記に従い、全角・半角文字に注意して入力してください。
- 「（和文表記）」とある項目は日本語で、「（英文表記）」とある項目は英語（アルファベット）で入力してください。
- ★は第一種特定原産地証明書に印刷される項目です。間違いのないよう正確に入力してください。

① [登録申請者] 欄に登録する企業情報を入力します。

★の付いた項目は、入力内容が原産地証明書にそのまま記載されます。入力誤りを防ぐため、同じ内容を2回入力してください。

また、原産品判定事務所および発給申請事務所の指定が可能となります。

1. 第一種特定原産地証明書発給に係る登録申請書

トップに戻る

◎登録申請書に入力いただいた全ての内容の正確性及び真正性に関する責任は、申請者に帰するものとします。
特に、英文社名・英文住所・英文氏名・英文役職（協定による）については、特定原産地証明書に記載される項目のため、申請内容に誤りがある場合、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律第6条に基づき、指定発給機関（日本商工会議所）に対して書面による通知を要する場合がありますので、ご注意ください。

○ * は必須入力です。
○ ★ は証明書に記載される項目となります。
○ 注記に従い、全角文字、半角文字を間違えないように入力してください。
○ 入力がありましたらフォーム下の「登録内容を確認する」をクリックしてください。

登録申請者

* 法人等の区分		※該当する法人等の区分を選択してください。
* 業種の区分		※業種の区分を選択してください。
* 法人格		※該当する法人格を選択してください。該当する法人格がない場合、「その他」を選択してください。 ※個人の場合は省略可能です。
法人格付加位置		※法人の場合、法人格が企業名の前後どちらに付くか選択してください。 ※個人の場合は省略可能です。
法人番号 13桁	自動入力	※半角で記入してください。（例：1234567890123）
* 法人名又は個人名 （和文表記、全角）		※番号又は商号を、全角で記入してください。（例：日本商事） ※法人の場合、 法人格まで ご記入ください。
* 法人名又は個人名 （ふりがな、全角）		※全て全角ひらがなで入力してください。（例：にほんじやうじ かふしきがいしゃ） ※法人の場合、 法人格まで ご記入ください。 ※社名と法人格の間は全角1文字空けてください。
* ★法人名又は個人名 （英文表記、半角）		※正式な英文社名（ペリオド、カンマ等を含む）を記入してください。 ※全て半角英文字で入力してください。（例：Nippon Shoji Co.,Ltd.） ※法人の場合、 法人格まで ご記入ください。
* ★法人名又は個人名 （英文表記、半角、略称）		※正式な英文社名（ペリオド、カンマ等を含む）を記入してください。 ※全て半角英文字で入力してください。（例：Nippon Shoji Co.,Ltd.） ※法人の場合、 法人格まで ご記入ください。
* 住所又は所在地 （郵便番号、半角）	自動入力	※全て半角数字で入力してください。（例：100-0005）
* 住所又は所在地 （和文表記、全角）	都道府県 市区町村 町名以降	※都道府県を選択してください。 ※全て全角で入力してください。
* ★住所又は所在地 （英文表記、半角）	Addr1 Addr2 Addr3 Addr4	※全て半角英文字で入力してください。 ※Addr1は入力必須です。 ※全て半角英文字で入力してください。 ※全て半角英文字で入力してください。 ※全て半角英文字で入力してください。
* ★住所又は所在地 （英文表記、半角、略称）	Addr1 Addr2 Addr3 Addr4	※全て半角英文字で入力してください。 ※Addr1は入力必須です。 ※全て半角英文字で入力してください。 ※全て半角英文字で入力してください。
* 国 （英文表記）		※JAPAN ※変更できません。
* 代表者の氏名等 （和文表記、全角）		※「原産事項全部証明書」に記載のある代表権のある方を記入してください。 ※全て全角で入力してください。（例：田中 太郎） ※姓と名の間は全角1文字空けてください。
* 代表者の氏名等 （ふりがな、全角）		※全て全角ひらがなで入力してください。（例：にっしょう たらう） ※姓と名の間は全角1文字空けてください。
* 代表者の役職 （和文表記、全角）		※全て全角で入力してください。（例：代表取締役）
原産品判定事務所		
発給申請事務所		
現住所WEBサイト		※半角で入力してください。（例：http://www.example.com）

②「企業登録者」欄には登録する企業登録者の情報を入力します。

▼ 企業登録者	
* 住所又は所在地 (郵便番号、半角)	- 登録申請者と同一場合はクリックしてください 自動入力
	※全て半角数字で入力してください。(例: 100-0005)
	都道府県 北海道
* 住所又は所在地 (和文表記、全角)	市区町村
	町名以降
企業登録者の氏名	※サイナー情報登録時に選択を行います。
* 電話番号	※全て半角文字で入力してください。(例: 03-1234-5678) ※市外局番・市内局番の間は半角“-”を入れてください。
FAX番号	※全て半角文字で入力してください。(例: 03-1234-5678) ※市外局番・市内局番の間は半角“-”を入れてください。
* メールアドレス	
	※全て半角文字で入力してください。(例: ichironisho@jccit.or.jp)
* メールアドレス (確認)	
	※確認のためメールアドレスを再入力してください。

(注1) 本申請登録に関し必要に応じて連絡をとる場合があるため、代表する担当者を記載すること。

③ 入力完了したら、「登録内容を確認する」ボタンをクリックします。

[第一種特定原産地証明書の発給申請に係る登録申請書 確認]ページが表示されます。

FAX番号	 ※全て半角文字で入力してください。(例: 03-1234-5678) ※市外局番・市内局番の間は半角“-”を入れてください。
*メールアドレス	 ※全て半角文字で入力してください。(例: ichironisho@jcci.or.jp)
*メールアドレス (確認)	 ※確認のためメールアドレスを再入力してください。

(注1) 本申請登録に関して必要に応じて連絡をとる場合があるので、代表する担当者を記載すること。

④ 登録内容を確認し、[情報を登録し、サイナー登録に進む]ボタンをクリックします。

[2. 第一種特定原産地証明書の受給に係る手続き及び署名に関する権限を有する者]ページが表示されます。

登録内容を修正したい場合は、[登録内容を修正する]ボタンをクリックします。

1. 第一種特定原産地証明書発給に係る登録申請書 確認

☐ 内容をご確認いただき、よろしければページ下の [情報を登録し、サイナー登録に進む](#) をクリックして下さい。
☐ 内容を修正する場合は [登録内容を修正する](#) をクリックして下さい。

▼登録申請者	
法人等の区分	法人
業態の区分	生産者
法人格	株式会社
法人格付加前後	
法人番号（13桁）	
氏名又は名称 （和文表記）	日本商事
氏名又は名称 （ふりがな）	にほんしょうじ
氏名又は名称 （英文表記）	NihonShouji
住所又は所在地 （郵便番号）	100-0001
住所又は所在地 （和文表記）	東京都千代田区千代田
住所又は所在地 （英文表記）	Chiyoda, Chiyoda-ku, Tokyo 1000001
国 （英文表記）	JAPAN
代表者の氏名等 （和文表記）	日本 太郎
代表者の氏名等 （ふりがな）	にほん たろう
代表者の役職 （和文表記）	代表取締役
原産品判定事務所	
発給申請事務所	
親住所WEBサイト	

▼連絡先	
住所又は所在地 （郵便番号）	100-0001
住所又は所在地 （和文表記）	東京都千代田区千代田
企業登録者の氏名	※サイナー情報登録時に選択を行います。
電話番号	03-1234-5678
FAX番号	03-1234-5678
メールアドレス	nyamaguchi@exceedone.co.jp

登録内容を修正する

[情報を登録し、サイナー登録に進む](#)

▲ クリックしたところ、左画面になるまで他の項目は待ちください。

(3) サイナー情報を登録する

⚠ 注意

- 企業登録の時点では第一種特定原産地証明書の発給申請予定がない場合でも、必ずサイナー登録をしてください。
- 企業登録者として登録された方は、必ずサイナー登録を行ってください。
- *のある項目は、入力必須です。
- 「（和文）」とある項目は日本語で、「（英文）」とある項目は英語（アルファベット）で入力してください。
- ★は第一種特定原産地証明書に印刷される項目です。間違いのないよう正確に入力してください。

✎ メモ

- サイナーとは、登録した法人の代表者または登録した個人から第一種特定原産地証明書の受給にかかわる手続きに関する権限を委任された申請代表者のことです。
- 登録した法人または個人に複数のサイナー登録が可能です。（数の上限なし）
- 登録完了時には日本商工会議所より、サイナーそれぞれに、発給システムにログインするためのサイナーID、パスワードを付与します。

① [サイナー情報] 欄にて登録するサイナーの情報を入力します。

2. 第一種特定原産地証明書の受給に係る手続き及び署名に関する権限を有する者

トップに戻る 登録申請書を印刷するにはサイナー登録を行ってください。

登録申請者	日本商事
登録申請番号	800069817

企業登録者として登録される方は、サイナー（署名者）の登録も必ず行ってください。

- サイナーの情報を入力し「登録」ボタンを押してください。
- * は必須入力です。
- ★ は証明書に記載される項目です。

* 氏 名 (和文表記、全角)	※全て全角で入力して下さい。(例: 日商 次郎) ※姓と名の間は全角1文字空けてフルネームでご記入下さい。
*★ 氏 名 (英文表記、半角)	※全て半角文字で入力して下さい。(例: Jiro Nisho) ※ファーストネームとファミリーネームの間は半角1文字空けて下さい。
役 職 (和文表記、全角)	※全て全角で入力して下さい。(例: 部長) ※役職は部署名を除きご記入下さい。
役 職 (英文表記、半角)	※全て半角文字で入力して下さい。(例: Manager)
* 電話番号	※全て半角で入力して下さい。(例: 03-1234-5678) ※市外局番・市内局番の間は半角“-”を入れて下さい。
FAX番号	※全て半角で入力して下さい。(例: 03-1234-5678) ※市外局番・市内局番の間は半角“-”を入れて下さい。
* メールアドレス	※全て半角文字で入力して下さい。(例: jironisho@jcci.or.jp)
* メールアドレス (確認)	※確認のためメールアドレスを再入力して下さい。

↑ 登 録 キャンセル

② サイナー情報の登録が完了したら、[登録]ボタンをクリックします。

* 電話番号	 ※全て半角で入力して下さい。(例: 03-1234-5678) ※市外局番・市内局番の間は半角"-"を入れて下さい。
FAX番号	 ※全て半角で入力して下さい。(例: 03-1234-5678) ※市外局番・市内局番の間は半角"-"を入れて下さい。
* メールアドレス	 ※全て半角文字で入力して下さい。(例: jironisho@jcci.or.jp)
* メールアドレス (確認)	 ※確認のためメールアドレスを再入力してください。
登録 キャンセル	

③ 画面下部の一覧に登録したサイナー情報が表示されます。

サイナーの登録が完了しましたら、利用者登録リストの中から企業登録者（連絡先担当者）として登録する方を選定し、「企業登録者への設定」にマークを入れて下さい。
企業登録者を設定しないと「登録申請書の印刷」は行えません。
※企業登録者に設定するサイナーの氏名（ひらがな）は必須入力です。
※サイナーの氏名（ひらがな）は全角ひらがなで入力し、姓と名の間に全角スペースを入力してください。
全てのサイナーの登録が終わったら申請書を印刷してください。

利用者登録リスト 1件

No.	企業登録者への設定	氏名 (和文)	氏名 (ふりがな)	氏名 (英文)	役職 (和文)	電話番号	メールアドレス		
1	☐	日本 太郎	にほん たろう	Nihon Taro	代表取締役	03-1234-5678	nihon_taro@jcci.or.jp	修正	削除

[▲このページのトップ](#)



- 複数のサイナー情報を入力する場合は、「（３）サイナー情報を登録する」の①～②の操作を繰り返します。

④ 全てのサイナー情報の登録が完了したら、企業登録者への設定を行います。

[企業登録者への設定]にて、利用者登録リストの中から企業登録者として登録する方のラジオボタンにチェックを入れ、ふりがなを入力します。

この設定にてチェックされた利用者が企業登録者として登録されます。

サイナーの登録が完了しましたら、利用者登録リストの中から企業登録者（連絡先担当者）として登録する方を選定し、「企業登録者への設定」にマークを入れて下さい。
企業登録者を設定しないと「登録申請書の印刷」は行えません。
※企業登録者に設定するサイナーの氏名（ひらがな）は必須入力です。
※サイナーの氏名（ひらがな）は全角ひらがなで入力し、姓と名の間に全角スペースを入力してください。
全てのサイナーの登録が終わったら申請書を印刷してください。

利用者登録リスト 1件

No.	企業登録者への設定	氏名 (和文)	氏名 (ふりがな)	氏名 (英文)	役職 (和文)	電話番号	メールアドレス		
1	☒	日本 太郎	にほん たろう	Nihon Taro	代表取締役	03-1234-5678	nihon_taro@jcci.or.jp	修正	削除

[▲このページのトップ](#)

⑤ [登録申請書の印刷]ボタンをクリックすると、[登録申請書印刷 サービス利用規約の同意画面]が表示されます。

サイナーの登録が完了しましたら、利用者登録リストの中から企業登録者（連絡先担当者）として登録する方を選定し、「企業登録者への設定」にマークを入れて下さい。
企業登録者を設定しないと「登録申請書の印刷」は行えません。
※企業登録者に設定するサイナーの氏名（ひらがな）は必須入力です。
※サイナーの氏名（ひらがな）は全角ひらがなで入力し、姓と名の間に全角スペースを入力してください。
全てのサイナーの登録が終わったら申請書を印刷してください。

利用者登録リスト 1件

No.	企業登録者への設定	氏名 (和文)	氏名 (ふりがな)	氏名 (英文)	役職 (和文)	電話番号	メールアドレス		
1	☒	日本 太郎	にほん たろう	Nihon Taro	代表取締役	03-1234-5678	nihon_taro@jcci.or.jp	修正	削除

[▲このページのトップ](#)

⑥ システムサービス利用規約を確認してチェックを入れ、登録申請書を印刷します。

登録申請書印刷

登録申請書印刷（※印刷したものを提出してください）

☒ 私は、システムサービス利用規約を確認し、その定めに従って本サービスを利用することを誓約します。

システムサービス利用規約をご確認いただき、「印刷」ボタンをクリックし、登録申請書を印刷のうえ、郵送してください。

提出書類のチェック項目、記載内容に関するチェックをご確認いただき、ご郵送いただきますようお願いいたします。

また、署名者（サイナー）には自筆（肉筆）のサインをご記入下さい。

注意

- 印刷紙は、白色（色のついていない紙）を使用してください。
 - 印刷された内容をよく確認してください。
- 特に英文の企業名（個人名）および住所は第一種特定原産地証明書に印刷されますので、綴りに間違いがないかよく確認してください。

（４）登録申請書に必要事項を記入する

印刷した登録申請書の署名に「サイナー自筆（肉筆）のサイン」を記入します。

2 / 2

2. 第一種特定原産地証明書の受給に係る手続き及び署名に関する権限を有する者

No. 80006981701

署 名	氏名	和文 日本 太郎
		英文 Nihon Taro
	役職	和文 代表取締役
		英文 CEO
	部署名	
	電話番号	03-1234-5678
	FAX番号	03-1234-5678
	E-mail	nihon_taro@jcci.or.jp

※署名は肉筆で書く、ハッキリをお願いします。（スタンプは不可）
枠線にからまないようご署名ください。
署名は英語・日本語のどちらでも結構です。

001/0001

注意

- 署名は日本商工会議所でシステムに読み込みますので、太くはっきりと、枠からはみ出さないように記入してください。

5.3 書類を提出する

企業登録申請に必要な書類は、法人または団体と個人の場合で異なります。

（１）登録申請書の記載内容の確認

登録申請書の記載内容を以下のチェック項目に従って確認してください。

- ☐ サイナーのサインを本人が肉筆で記入したか
- ☐ サインにかすれ、または枠線からはみ出しはないか
- ☐ 登録する住所は、「履歴事項全部証明書」などに記載された住所と一致しているか

（２）必要書類の確認

以下をご覧になり、必要書類を準備して、準備ができたものからチェックしてください。

法人、その他団体の場合

- ☐ 「登録申請書」
日本商工会議所のホームページから作成します。
詳しくは「5.2 登録申請書の作成」（P.11）を参照してください。
- ☐ 「履歴事項全部証明書（発行日から３ヶ月以内の原本）」



注意

- 現在事項全部証明書ではなく、履歴事項全部証明書を提出してください。

個人の場合

- ☐ 「登録申請書」
ホームページ「EPAに基づく特定原産地証明書発給事業」から作成します。
詳しくは「5.2 登録申請書の作成」（P.11）を参照してください。
- ☐ 「戸籍抄本」、または「住民票の写し」（双方とも、発行日から３ヶ月以内の原本）
- ☐ 「印鑑証明書（発行日から３ヶ月以内の原本）」
- ☐ 「屋号」を使用している場合は、「屋号」が確認できるもの

 注意

外国籍の方の場合は、以下のいずれかを提出してください。

- 「在留カード」（特別永住者の場合は、「特別永住者の証明書」両面のコピー）
- 「住民票の写し（発行日から3ヶ月以内の原本）」
- 在留資格を証明するその他の書類（発行日から3ヶ月以内の原本）

企業登録申請に必要な書類等でお困りの際にはお問い合わせください。

お問い合わせ先は、「第一種特定原産地証明書の取得手順やEPA活用に関するお問い合わせ先」（P.220）を参照してください。

（3）書類の提出先

下記宛まで、書類を郵送してください。

日本商工会議所 国際部 特定原産地証明担当
〒100-0005 東京都千代田区丸の内3丁目2番2号

（4）企業登録完了後の通知

企業登録が完了すると、「第一種特定原産地証明書発給システム 識別番号・暗証番号通知書」が、申請時に登録された企業登録者宛に郵送されます（企業登録IDとサイナーIDは別便で送付される場合があります）。※同通知書は、旧システムでは「電子情報処理組織による支援を受けるための識別番号・暗証番号通知書」という名称でした。

「第一種特定原産地証明書発給システム 識別番号・暗証番号通知書」に記載されている事項

- 企業登録番号
- 第一種特定原産地証明書発給システム（電子情報処理組織）URL
- 電子情報処理組織による支援を受けるための識別番号（企業登録ID、サイナーID）
- 電子情報処理組織による支援を受けるための暗証番号（パスワード）

 注意

- 上記の通知書は必ず保管してください。
- IDとパスワードは、第一種特定原産地証明書発給システムにログインするときに使用します。

 メモ

- 企業登録に必要な書類を受理してから通知するまでの期間は、提出書類の不備、不足などがある場合を除き、原則7営業日（申請者の責に帰すべき遅延期間を除く）です。

（５）企業登録内容を変更・更新するには

企業登録した情報を変更（サイナーの追加・変更を含む）・更新するには、第一種特定原産地証明書発給システムから手続きを行います。

注意

以下の情報が変更される場合は、「履歴事項全部証明書」の提出も必要です。

- 区分（法人など区分、法人格、法人格前後区分）
- 法人名、または個人名
- 登記上の住所
- 代表者

企業登録情報・サイナーの変更

5.4 企業登録情報の変更

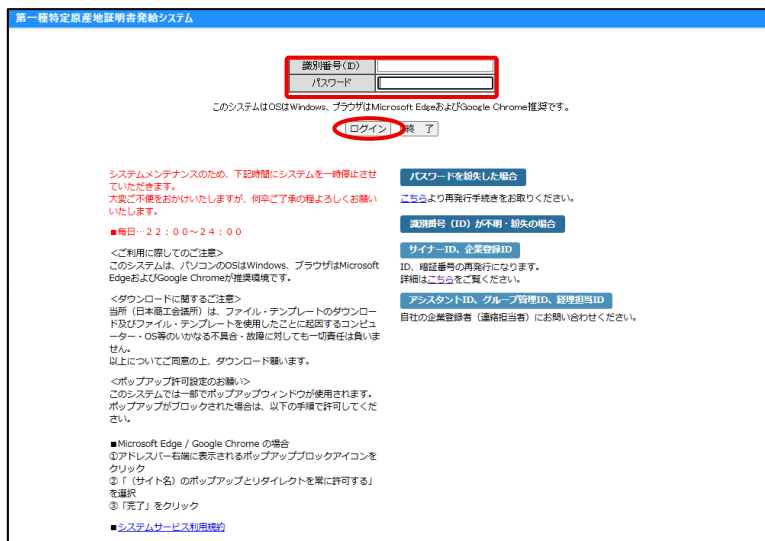
登録した企業登録情報の変更をします。

(1) 第一種特定原産地証明書発給システムにログインする

- ① ホームページ「EPAに基づく特定原産地証明書発給事業」の「発給システム（登録者のみ）」をクリックします。



- ② 画面上部の「ログイン画面」ボタンをクリックします。企業登録者の「識別番号（ID）」と「パスワード」を入力し、「ログイン」ボタンをクリックします。



(2) メニューを選択する

① [企業情報の変更（サイナーの追加・変更含む）] をクリックします。

第一種特定原産地証明書発給システム A00339298 日本商事 日本 太郎

HOME 企業情報 等 ログアウト

メニュー	資料
企業情報の変更(サイナーの追加・変更含む) 有効期限の更新(期限60日前から手続可能) 組織情報管理(グループ管理) サイナー等(アカウント)管理 グループ管理者の設定および変更 経理担当者IDの設定・管理 後日請求支払への変更 企業情報登録停止・再開依頼 判定番号の承継手続 判定番号の承継(受入)	ID体系について

② [登録申請書を作成する] をクリックします。

このページは企業登録情報の変更、サイナーの追加や変更、また、企業登録有効期限の更新手続を行うページです。
[企業登録に関するシステム操作説明書](#)も合わせてご利用ください。

○ 登録申請書に入力いただいた全ての内容の正確性および真正性に関する責任は、申請者に帰すものとします。
 特に、英文社名・英文住所・英文氏名・英文役職(協定による)については、特定原産地証明書に記載される項目のため、申請内容に誤りがある場合、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律第6条に基づき、指定発給機関(日本商工会議所)に対して書面による通知を要する場合がありますので、ご注意ください。

企業情報の変更・サイナーの追加／変更／削除

- 「登録申請書を作成する」をクリックしてください。
- 表示された企業情報に変更がある場合は修正してください。
- 「署名者(サイナー)登録リストへ」をクリックし、署名者(サイナー)の追加／変更／削除画面へ進んでください。
- [システムサービス利用規約](#)に同意し、登録申請書を印刷してください。

企業登録有効期限の更新手続

※更新のお手続は、有効期限の**60日前**からお手続き可能です。同時に企業情報の変更もできます。

- 「登録申請書を作成する」をクリックしてください。
- 表示された企業情報に変更がある場合は修正してください。
- 「署名者(サイナー)登録リストへ」をクリックし、署名者(サイナー)の追加／変更／削除画面へ進んでください。
- [システムサービス利用規約](#)に同意し、登録申請書を印刷してください。

登録申請書を作成する

企業登録番号		有効期限	2028年06月21日(730日前)
更新申請番号		更新申請者	日本 太郎

【JAFTAS利用申請】

JAFTAS企業ID

検索件数:0 ページ: 1

区分	申請番号	申請日時	申請者	申請情報	ステータス	登録申請書出力日	更新日時

検索件数:0 ページ: 1

③ 変更したい項目を修正します。

【企業情報を変更しない場合】
※企業情報を変更しない場合は、「署名者(サイナー)登録リストへ」ボタンをクリックしてください。

署名者(サイナー)登録リストへ | キャンセル

【企業情報を変更する場合】
※企業情報を変更する場合は、該当部分を変更し、「変更を保存し、署名者(サイナー)登録リストへ」ボタンをクリックしてください。
※企業情報を変更する場合のみ、該当ボタンをクリックしてください。

●：本申請書による申請中の項目

☆ 区分等	法人等区分	◎	法人
	業態区分	◎	生産者
	法人格	◎	株式会社
	法人格前後区分	◎	
☆ 法人名 又は 個人名	法人番号(13桁)	◎	
	ふりがな：全角 和文表記：全角	◎	にほんしょうじ 日本商事
	英文表記：半角	◎	NihonShouji
☆ 代表者	ふりがな：全角 和文氏名：全角	◎	にほん たろう 日本 太郎
	英文氏名：半角	◎	Nihon Taro
	郵便番号：半角	◎	100 - 0001 自動入力
	都道府県	◎	東京都
	和文所在地：全角 市区町村	◎	千代田区

→

◎	にほん じろう 日本 次郎
◎	代表取締役

④ [変更を保存し、署名者(サイナー)登録リストへ] をクリックし、保存します。

企業 登録者	ふりがな：全角 和文氏名：全角	◎	にほん たろう 日本 太郎	サイナー一覧
	部署名：全角	◎		
	電話番号：半角	◎	03-1234-5678	
	FAX番号：半角	◎	03-1234-5678	
	E-mail：半角	◎	nihon_taro@jcci.or.jp	
備考	日商への連絡事項などを ご記入ください。 (例：今回の申請に関して 連絡がほしい担当者など)			
	※印刷の都合上、5行以内でご記入ください。			
変更を保存し、署名者(サイナー)登録リストへ キャンセル				

⑤ 個人情報に変更がなければ、「登録申請書を印刷する」をクリックします。
(企業情報のみ変更する場合は、署名者(サイナー)は印刷されません。)

署名者(サイナー)の追加/変更/削除
追加：氏名、TEL等を入力し「登録」をクリックしてください。下の署名者(サイナー)登録リストに追加されます。
変更：下の署名者(サイナー)登録リストより変更したい方の氏名をクリックし、項目修正後、「変更」をクリックしてください。
削除：下の署名者(サイナー)登録リストより削除したい方の氏名をクリックし、「削除依頼」のチェックボックスに「レ」を入れ、「変更」をクリックしてください。

企業登録有効期限の更新手続き
※更新のお手続きと同時に署名者(サイナー)の追加/変更/削除が可能です。修正がある場合は、上記手順に従ってお手続きください。

登録申請書の提出について
署名者(サイナー)情報修正の有無に係らず、入力が終わりましたら「登録申請書を印刷する」をクリックし、申請書を印刷のうえ、郵送してください。
署名者(サイナー)の追加がある場合は自筆(肉筆)のサインをご記入下さい。
※その他の必要書類につきましては、「登録関連書類の送付について」をご確認ください。

●：本申請書による申請中の項目

氏名和文：全角	◎	
氏名英文：半角	◎	
役職和文：全角	◎	
役職英文：半角	◎	
部署名 (グループA)	◎	(選択してください)
E-mail：半角	◎	
TEL：半角	◎	
FAX：半角	◎	

署名者(サイナー)登録リストの氏名を選択すると情報が表示されます。

署名者(サイナー)登録リスト

No	氏名(和文)	氏名(英文)	グループA	グループB	役職	TEL	E-mail	状態
1	日本 太郎	Nihon Taro			代表取締役	03-1234-5678	nihon_taro@jcci.or.jp	

1件

▲このページのトップ

⑥ システムサービス利用規約を確認してチェックを入れ、登録申請書を印刷します。

サービス利用規約同意

登録申請書印刷には、サービス利用規約の同意が必要です。

☒ 当社/私は、システムサービス利用規約の内容を確認し、その定めに従って本サービスを利用することを誓約します。

システムサービス利用規約をご確認ならびにご同意いただけましたら、「印刷」ボタンをクリックし、申請書を印刷のうえ、郵送してください。
署名者(サイナー)の追加がある場合は自筆(肉筆)のサインをご記入下さい。
※その他の必要書類につきましては、「登録関連書類の送付について」をご確認ください。

⑦ 登録申請書がPDFファイルで表示されますので印刷し、入力内容をご確認ください。
変更箇所には「*」が付されます

有効期限 2028年06月21日 1 / 1

 登録申請書 No. 80006981801
作成 2026年06月22日
企業登録番号

日本商工会議所 殿
登録申請者

法人番号 13桁
(ふりがな) にほんしょうじ
氏名又は名称 日本商事
〒100-0001

住所又は所在地 東京都千代田区千代田

(ふりがな) * にほん じろう
代表者の氏名 * 代表取締役 日本 次郎
(ふりがな) * にほん たろう
担当者の氏名 日本 太郎

(3) 書類の提出

登録申請書を「5.3 書類を提出する」(P.17)の提出先に郵送ください。

※企業情報の「和文社名」「代表者」「登記上の住所」を変更する場合は、登録申請書の他に履歴事項全部証明書の提出が必要です。

(4) 企業情報の変更手続き

提出いただいた登録申請書に基づき、企業情報の変更手続きを行います。
手続完了次第、企業登録者宛に手続完了の旨をご連絡します。

 注意

- 登記事項(社名、住所)が変更になる場合は、速やかに日本商工会議所国際部へ連絡してください。旧社名・住所のまま第一種特定原産地証明書を発給すると、罰則の対象になる場合があります。
- 企業情報登録の変更は企業登録IDのみで可能(サイナーIDでは不可)です。

5.5 企業登録情報の更新

登録した企業登録情報を更新します。

⚠ 注意

- 企業登録の有効期間は「登録日から2年間」です。
有効期限の60日、45日、30日、15日前になると、日本商工会議所から、登録されている企業登録者宛に更新手続の案内をメールします。有効期限の60日前より手続ができますので、第一種特定原産地証明書発給システムにログインし、更新の手続をしてください。
- 企業登録情報を更新するには、「登録申請書」と「履歴事項全部証明書（発行日から3ヶ月以内の原本）」の提出が必要です。
ただし、「和文社名」「代表者」「登記上の住所」に変更がない場合は、「現在事項全部証明書（発行日から3ヶ月以内の原本）」、または「有価証券報告書（表紙のコピー）」の提出も可能です。

（１）第一種特定原産地証明書発給システムにログインする

ログインの方法は、企業情報変更の入力時と同様です。

参照：「5.4 企業登録情報の変更」（P.20）

（２）メニューを選択する

- ① [HOME] 画面の上部に有効期限切れまでの日数が表示されております。

第一種特定原産地証明書発給システム					
HOME 企業情報 等					
ご利用者	判定依頼中	0件	発給申請中	0件	
	判定手続中	0件	発給手続中	0件	
	誓約書申請	0件	交付準備完了	0件	
※ 06月22日 13時29分現在の【日本 太郎】様の状況です。					
企業	判定依頼中	0件	発給申請中	0件	
	判定手続中	0件	発給手続中	0件	
	誓約書申請	0件	交付準備完了	0件	
※ 有効期限が30日以内の同意通知を受けているものは【0件】です。 ※ <u>企業登録の有効期限切れまで【23日】です。</u> ※ 有効期限が60日以内に切れる同意通知は【0件】です。 ※ 企業登録の有効期限切れまで残り23日です。					
ID種別	企業登録				
Login者名	日本 太郎 様				

② [有効期限の更新（期日60日前から手続可能）] をクリックします。

第一種特定原産地証明書発給システム A00339298 日本商事 日本 太郎

HOME 企業情報等 ログアウト

メニュー	資料
企業情報の変更(サイン어의追加・変更含む) 有効期限の更新(期限60日前から手続可能) 組織情報管理(グループ管理) サイン等(アカウント)管理 グループ管理者の設定および変更 経理担当者IDの設定・管理 後日請求支払への変更 企業情報登録停止・再開依頼 判定番号の承継手続 判定番号の承継(受入)	ID体系について

③ [登録申請書を作成する] をクリックします。

このページは企業登録情報の変更、サイン어의追加や変更、また、企業登録有効期限の更新手続を行うページです。
企業登録に関するシステム操作説明書も合わせてご利用ください。

○登録申請書に入力いただいた全ての内容の正確性及び真正性に関する責任は、申請者に帰すものとします。
特に、英文社名・英文住所・英文氏名・英文役職(協定による)については、特定原産地証明書に記載される項目のため、申請内容に誤りがある場合、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律第9条に基づき、指定発給機関(日本商工会議所)に対して書面による通知を要する場合がありますので、ご注意ください。

企業情報の変更・サイン어의追加/変更/削除

- 「登録申請書を作成する」をクリックしてください。
- 表示された企業情報に変更がある場合は修正してください。
- 「署名者(サイン어)登録リストへ」をクリックし、署名者(サイン어)の追加/変更/削除画面へ進んでください。
- システムサービス利用規約に同意し、登録申請書を印刷してください。

企業登録有効期限の更新手続

※更新のお手続は、有効期限の**60日前**からお手続可能です。同時に企業情報の変更もできます。

- 「登録申請書を作成する」をクリックしてください。
- 表示された企業情報に変更がある場合は修正してください。
- 「署名者(サイン어)登録リストへ」をクリックし、署名者(サイン어)の追加/変更/削除画面へ進んでください。
- システムサービス利用規約に同意し、登録申請書を印刷してください。

[登録申請書を作成する]

企業登録番号	有効期限
更新申請番号	更新申請者

2026年07月15日(23日前)
日本 太郎

【JAFTAS利用申請】

JAFTAS企業ID 利用申請印刷

検索件数:0 ページ:1

区分	申請番号	申請日時	申請者	申請情報	ステータス	登録申請書出力日	更新日時
検索件数:0 ページ:1							

④ [署名者（サイナー）登録リストへ] をクリックします。

【企業情報を変更しない場合】
※企業情報を変更しない場合は、「署名者（サイナー）登録リストへ」ボタンをクリックしてください。

署名者（サイナー）登録リストへ | キャンセル

【企業情報を変更する場合】
※企業情報を変更する場合は、該当部分を変更し、「変更を保存し、署名者（サイナー）登録リストへ」ボタンをクリックしてください。
※企業情報を変更する場合のみ、該当ボタンをクリックしてください。

●：本申請書による申請中の項目

☆ 区分等	法人等区分	◎	法人
	業態区分	◎	生産者
	法人格	◎	株式会社
	法人格前後区分	◎	
法人番号（13桁）		◎	
☆ 法人名 又は 個人名	ふりがな：全角 和文表記：全角	◎	にほんしょうじ 日本商事
	英文表記：半角	◎	NihonShouji
☆ 代表者	ふりがな：全角 和文氏名：全角	◎	にほん じろう 日本 次郎
	和文役職：全角	◎	代表取締役
☆ 住所	郵便番号：半角	◎	100 - 0001 自動入力
	和文所在地：全角	◎	都道府県 東京都
		◎	市区町村 千代田区
		◎	町名以降 千代田
	英文所在地：半角	◎	Addr1 Chiyoda
		◎	Addr2 Chiyoda-ku
		◎	Addr3 Tokyo 1000001
		◎	Addr4
	英文国名：半角	◎	JAPAN
	連絡先 住所	郵便番号：半角	◎
和文所在地：半角		◎	都道府県 東京都
		◎	市区町村 千代田区
		◎	町名以降 千代田
企業 登録者	ふりがな：全角 和文氏名：全角	◎	にほん たろう 日本 太郎
	部署名：全角	◎	
	電話番号：半角	◎	03-1234-5678
	FAX番号：半角	◎	03-1234-5678
	E-mail：半角	◎	nihon_taro@jcci.or.jp
備 考	日商への連絡事項などを ご記入ください。 (例：今回の申請に関して 連絡がほしい担当者など)		
	※印刷の都合上、5行以内でご記入ください		

変更を保存し、署名者（サイナー）登録リストへ | キャンセル

⑤ [登録申請書を印刷する] をクリックします。

署名者（サイナー）の追加／変更／削除
追加: 氏名、TEL等を入力し「登録」をクリックしてください。下の署名者（サイナー）登録リストに追加されます。
変更: 下の署名者（サイナー）登録リストより変更したい方の氏名をクリックし、項目修正後、「変更」をクリックしてください。
削除: 下の署名者（サイナー）登録リストより削除したい方の氏名をクリックし、「削除依頼」のチェックボックスに「レ」を入れ、「変更」をクリックしてください。

企業登録有効期限の更新手続き
※更新の手続きと同時に署名者（サイナー）の追加／変更／削除が可能です。修正がある場合は、上記手順に従ってお手続きください。

登録申請書の提出について
署名者（サイナー）情報修正の有無に係らず、入力が終わりましたら「登録申請書を印刷する」をクリックし、申請書を印刷のうえ、郵送してください。
署名者（サイナー）の追加がある場合は自筆（肉筆）のサインをご記入下さい。
※その他の重要事項につきましては、「登録関連書類の送付について」をご確認ください。

登録申請書を印刷する | 企業情報に戻る

●：本申請書による申請中の項目

氏名和文：全角	◎	
氏名英文：半角	◎	
役職和文：全角	◎	
役職英文：半角	◎	
部署名 (グループA)	◎	(選択してください)
E-mail：半角	◎	
TEL：半角	◎	
FAX：半角	◎	

登 録

署名者（サイナー）登録リストの氏名を選択すると情報が表示されます。

署名者（サイナー）登録リスト 1件

No	氏 名 (和文)	氏 名 (英文)	グループA	グループB	役 職	TEL	E-mail	状態
1	日本 太郎	Nihon Taro			代表取締役	03-1234-5678	nihon_taro@jcci.or.jp	

▲このページのトップ

⑥ システムサービス利用規約を確認してチェックを入れ、登録申請書を印刷します。

サービス利用規約同意

登録申請書印刷には、サービス利用規約の同意が必要です。

☒ 当方/私は、システムサービス利用規約の内容を確認し、その内容に従って本サービスを利用することを誓約します。

システムサービス利用規約をご確認いただき、同意いただいたら、「印刷」ボタンをクリックし、申請書を印刷のうえ、郵送してください。

署名者（サイン）の追加がある場合は登録（内覧）のサインを記入下さい。

※その他の必要書類につきましては、「登録関連書類の送付について」をご確認ください。

⑦ 登録申請書がPDFファイルで表示されますので印刷し、入力内容をご確認ください。

有効期限 2026年07月15日 1 / 2

登 録 申 請 書

No. 80006982101

作成 2026年06月22日

企業登録番号

日本商工会議所 殿

登録申請者

法人番号 13 桁
(ふりがな) にほんしょうじ
氏名又は名称 日本商事
〒100-0001
住所又は所在地 東京都千代田区千代田

(ふりがな) にほん じろう
代表者の氏名等 代表取締役 日本 次郎
(ふりがな) にほん たろう
担当者の氏名 日本 太郎

(3) 書類の提出

登録申請書を「5.3 書類を提出する」(P.17)の提出先に郵送ください。

※企業情報の「和文社名」「代表者」「登記上の住所」を変更する場合は、登録申請書の他に
履歴事項全部証明書の提出が必要です。

(4) 企業情報の変更手続き

提出いただいた登録申請書に基づき、企業情報の更新手続きを行います。
手続完了次第、企業登録者宛に手続完了の旨をご連絡します。



注意

登録内容に変更があった場合、法施行規則第4条の2第7項に基づき手続きが必要です。特に、登記事項（社名、住所）が変更になる場合は、速やかに日本商工会議所国際部へ連絡してください。旧社名・住所のまま第一種特定原産地証明書の交付を受けると、証明法第6条に基づき、指定発給機関（日本商工会議所）を通じて経済産業省に書面で通知する必要がある場合があります。



メモ

企業登録の有効期限後90日以内に限り、発給システムにログインして、「有効期限の更新（期限60日前から手続可能）」から企業登録の更新申請が可能です。また、原産品判定や発給申請は閲覧が可能です。

5.6 企業登録者・署名者（サイナー）の変更

登録した企業登録者、署名者（サイナー）の変更をします。

（１）第一種特定原産地証明書発給システムにログインする

ログインの方法は、企業情報変更の入力時と同様です。

参照：「5.4 企業登録情報の変更」（P.20）

（２）メニューを選択する

- ① [企業情報の変更（サイナーの追加・変更含む）] をクリックします。

メニュー	資料
企業情報の変更(サイナーの追加・変更含む) 有効期限の更新(期限60日前から手続可能) 組織情報管理(グループ管理) サイナー等(アカウント)管理 グループ管理者の設定および変更 経理担当者IDの設定・管理 後日請求支払への変更 企業情報登録停止・再開依頼 判定番号の承継手続 判定番号の承継(受入)	ID体系について

- ② [登録申請書を作成する] をクリックします。

このページは企業登録情報の変更、サイナーの追加や変更、また、企業登録有効期限の更新手続を行なうページです。
[企業登録に関するシステム操作説明書](#)も合わせてご利用ください。

○登録申請書に入力いただいた全ての内容の正確性及び真正性に関する責任は、申請者に帰するものとします。
 特に、英文社名・英文住所・英文氏名・英文役職(協定による)については、特定原産地証明書に記載される項目のため、申請内容に誤りがある場合、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律第6条に基づき、指定発給機関(日本商工会議所)に対して書面による通知を要する場合がありますので、ご注意ください。

企業情報の変更・サイナーの追加/変更/削除

1. 「登録申請書を作成する」をクリックしてください。
2. 表示された企業情報に変更がある場合は修正してください。
3. 「署名者(サイナー)登録リスト」をクリックし、署名者(サイナー)の追加/変更/削除画面へ進んでください。
4. [システムサービス利用規約](#)に同意し、登録申請書を印刷してください。

企業登録有効期限の更新手続

※更新のお手続は、有効期限の**60日前**からお手続可能です。同時に企業情報の変更もできます。

1. 「登録申請書を作成する」をクリックしてください。
2. 表示された企業情報に変更がある場合は修正してください。
3. 「署名者(サイナー)登録リスト」をクリックし、署名者(サイナー)の追加/変更/削除画面へ進んでください。
4. [システムサービス利用規約](#)に同意し、登録申請書を印刷してください。

登録申請書を作成する

企業登録番号		有効期限	2028年07月15日(754日前)
更新申請番号		更新申請者	日本 太郎

【JAFTAS利用申請】

JAFTAS企業ID

検索件数:0 ページ:1

区分	申請番号	申請日時	申請者	申請情報	ステータス	登録申請書出力日	更新日時
検索件数:0 ページ:1							

③ [署名者（サイナー）登録リストへ] をクリックします。

【企業情報を変更しない場合】
※企業情報を変更しない場合は、「署名者（サイナー）登録リストへ」ボタンをクリックしてください。

【企業情報を変更する場合】
※企業情報を変更する場合は、該当部分を変更し、「変更を保存」署名者（サイナー）登録リストへ」ボタンをクリックしてください。
※企業情報を変更する場合のみ、該当部分をクリックしてください。

●：本申請書による申請中の項目

☆ 区分等	法人等区分	◎	法人
	業態区分	◎	生産者
	法人格	◎	株式会社
	法人格前接区分	◎	
☆ 法人名 又は 個人名	ふりがな：全角 和文表記：全角	◎	にほんしょうじ 日本商事
	英文表記：半角	◎	NihonShouji
☆ 代表者	ふりがな：全角 和文氏名：全角	◎	にほん じろう 日本 次郎
	和文役職：全角	◎	代表取締役
	郵便番号：半角	◎	100 - 0001 自動入力
☆ 住所	都道府県	◎	東京都
	和文所在地：全角 市区町村	◎	千代田区
	町名以降	◎	千代田
	Addr1	◎	Chiyoda
	Addr2	◎	Chiyoda-ku
	Addr3	◎	Tokyo 1000001
	Addr4	◎	
英文国名：半角	◎	JAPAN	
連絡先 住所	郵便番号：半角	◎	100 - 0001 自動入力
	都道府県	◎	東京都
	和文所在地：半角 市区町村	◎	千代田区
	町名以降	◎	千代田
企業 登録者	ふりがな：全角 和文氏名：全角	◎	にほん たろう 日本 次郎
	部署名：全角	◎	
	電話番号：半角	◎	03-1234-5678
	FAX番号：半角	◎	03-1234-5678
	E-mail：半角	◎	nihon_taro@jcci.or.jp
備 考	日商への連絡事項などを ご記入ください。 (例：今回の申請に関して 連絡がほしい担当者など)		
			※印刷の都合上、5行以内でご記入ください。

変更を保存し、署名者（サイナー）登録リストへ キャンセル

④ 署名者（サイナー）登録リストより変更したい方の氏名を選択すると、当該署名者の登録内容が中央に表示されるので、変更したい項目を修正します。

署名者（サイナー）の追加／変更／削除
追加：氏名、TEL等を入力し「登録」をクリックしてください。下の署名者（サイナー）登録リストに追加されます。
変更：下の署名者（サイナー）登録リストより変更したい方の氏名をクリックし、項目修正後、「変更」をクリックしてください。
削除：下の署名者（サイナー）登録リストより削除したい方の氏名をクリックし、「削除依頼」のチェックボックスに「○」を入れ、「変更」をクリックしてください。

企業登録有効期限の更新手続き
※更新の手続きとは別に署名者（サイナー）の追加／変更／削除が可能です。修正がある場合は、上記手順に従ってお手続きください。

登録申請書の提出について
署名者（サイナー）情報修正の有無に係らず、入力が終わりましたら「登録申請書を印刷する」をクリックし、申請書を印刷するか、郵送してください。
署名者（サイナー）の追加がある場合は自筆（肉筆）のサインをご記入下さい。
※その他の必要書類につきましては、「登録関連書類の送付について」をご確認ください。

登録申請書を印刷する 企業情報に戻る

●：本申請書による申請中の項目

氏名和文：全角	◎	日本 太郎
氏名英文：半角	◎	Nihon Taro
役職和文：全角	◎	代表取締役
役職英文：半角	◎	CEO
部署名 (グループA)	◎	(選択してください)
E-mail：半角	◎	nihon_taro@jcci.or.jp
TEL：半角	◎	03-1234-5678
FAX：半角	◎	03-1234-5678
削除依頼	◎	☐ サイナーとしての登録を削除する場合チェックしてください。

編集取消 変更

署名者（サイナー）登録リストの氏名を選択すると情報が表示されます。

署名者（サイナー）登録リスト

No	氏 名 (和文)	氏 名 (英文)	グループA	グループB	役 職	TEL	E-mail	状態
1	日本 太郎	Nihon Taro			代表取締役	03-1234-5678	nihon_taro@jcci.or.jp	

▲このページのトップ

- ⑤「変更」をクリックして、修正内容を登録します。変更が登録されると署名者（サイナー）登録リストの状態が「変更」になります。

登録申請書を印刷する 企業情報に戻る

●：本申請書による申請中の項目

氏名和文：全角	◎ 日本 太郎
氏名英文：半角	◎ Nihon Taro
役職和文：全角	部長
役職英文：半角	GM
部署名 (グループA)	(選択してください) ▼
E-mail：半角	◎ nihon_taro@jcci.or.jp
TEL：半角	◎ 03-1234-5678
FAX：半角	03-1234-5678
削除依頼	☐ サイナーとしての登録を削除する場合チェックしてください。

編集取消 変 更

署名者(サイナー)登録リストの氏名を選択すると情報が表示されます。

署名者(サイナー)登録リスト 1件

No	氏 名 (和文)	氏 名 (英文)	グループA	グループB	役 職	TEL	E-mail	状態
1	日本 太郎	Nihon Taro			代表取締役	03-1234-5678	nihon_taro@jcci.or.jp	

[▲このページのトップ](#)

署名者(サイナー)登録リストの氏名を選択すると情報が表示されます。

署名者(サイナー)登録リスト 1件

No	氏 名 (和文)	氏 名 (英文)	グループA	グループB	役 職	TEL	E-mail	状態
1	日本 太郎	Nihon Taro			部長	03-1234-5678	nihon_taro@jcci.or.jp	変 更

[▲このページのトップ](#)



- 情報を変更したい署名者（サイナー）が複数いる場合は、「④・⑤」の操作を繰り返します。

- ⑥ 情報の変更が全て完了しましたら、[登録申請書を印刷する] をクリックします。

署名者(サイナー)の追加/変更/削除
追加：氏名、TEL等を入力し登録リストに追加します。
変更：下の署名者(サイナー)登録リストより変更したい方の氏名をクリックし、項目修正後、「変更」をクリックしてください。
削除：下の署名者(サイナー)登録リストより削除したい方の氏名をクリックし、「削除依頼」のチェックボックスに「○」を入れ、「変更」をクリックしてください。

企業登録有効期限の更新手続き
※更新の手続きと同時に署名者(サイナー)の追加/変更/削除が可能です。修正がある場合は、上記手順に従ってお手続きください。

登録申請書の提出について
署名者(サイナー)情報修正の有無に係らず、入力が終わりましたら「登録申請書を印刷する」をクリックし、申請書を印刷のうえ、郵送してください。
署名者(サイナー)の追加がある場合は自筆(肉筆)のサインをご記入下さい。
※その他は「基本情報」につきましては、「登録関連書類の送付について」をご確認ください。

登録申請書を印刷する 企業情報に戻る

●：本申請書による申請中の項目
●：他の申請書(連番違い含む)による申請中の項目

氏名和文：全角	◎
氏名英文：半角	◎
役職和文：全角	
役職英文：半角	
部署名 (グループA)	(選択してください) ▼
E-mail：半角	◎
TEL：半角	◎
FAX：半角	

登 録

署名者(サイナー)登録リストの氏名を選択すると情報が表示されます。

署名者(サイナー)登録リスト 1件

No	氏 名 (和文)	氏 名 (英文)	グループA	グループB	役 職	TEL	E-mail	状態
1	日本 太郎	Nihon Taro			部長	03-1234-5678	nihon_taro@jcci.or.jp	変 更

[▲このページのトップ](#)

⑦ システムサービス利用規約を確認してチェックを入れ、登録申請書を印刷します。

サービス利用規約同意

登録申請書印刷には、サービス利用規約の同意が必要です。

☒ 当社／私は、**システムサービス利用規約**の内容を確認し、その定めに従って本サービスを利用することを誓約します。

システムサービス利用規約をご確認ならびにご同意いただけましたら、「印刷」ボタンをクリックし、申請書を印刷のうえ、郵送してください。
署名者(サイナー)の追加がある場合は自筆(肉筆)のサインをご記入下さい。
※その他の必要書類につきましては、「登録関連書類の送付について」をご確認ください。

⑧ 登録申請書がPDFファイルで表示されますので印刷し、入力内容をご確認ください。

- 「変更」の表示となります。
- 変更箇所に「*」が付されます。

日本商事
企業登録番号:

2 / 2

2. 第一種特定原産地証明書の受給に係る手続き及び署名に関する権限を有する者
No. 80006982301

署名	氏名	役職	部署名	電話番号	FAX番号	E-mail
 日本太郎	和文	日本 太郎				
	英文	Nihon Taro				
	和文	* 部長				
	英文	* GM				
	電話番号	03-1234-5678				
	FAX番号	03-1234-5678				
	E-mail	nihon_taro@jcci.or.jp				

※署名は肉筆で書く、ハッキリとお願いします。(スタンプは不可)
枠線にかからないようご署名ください。
署名は英語・日本語のどちらでも結構です。

(3) 書類の提出

登録申請書を「5.3 書類を提出する」(P.17)の提出先に郵送ください。

※企業情報の「和文社名」「代表者」「登記上の住所」を変更する場合は、登録申請書の他に
履歴事項全部証明書の提出が必要です。

(4) 企業情報の変更手続き

提出いただいた登録申請書に基づき、企業登録者・署名者(サイナー)の変更手続きを行います。手続完了次第、企業登録者宛に手続き完了の旨をご連絡します。

5.7 署名者（サイナー）の追加

署名者（サイナー）の追加をします。

（１）第一種特定原産地証明書発給システムにログインする

ログインの方法は、企業情報変更の入力時と同様です。

参照：「5.4 企業登録情報の変更」（P.20）

（２）メニューを選択する

- ① [企業情報の変更（サイナーの追加・変更含む）] をクリックします。

第一種特定原産地証明書発給システム

HOME 企業情報 等 ログアウト

メニュー	資料
企業情報の変更(サイナーの追加・変更含む) 有効期限の更新(期限60日前から手続可能) 組織情報管理(グループ管理) サイナー等(アカウント)管理 グループ管理者の設定および変更 経理担当者IDの設定・管理 後日請求支払への変更 企業情報登録停止・再開依頼 判定番号の承継手続 判定番号の承継(受入)	ID体系について

- ② [登録申請書を作成する] をクリックします。

このページは企業登録情報の変更、サイナーの追加や変更、また、企業登録有効期限の更新手続を行うページです。
[企業登録に関するシステム利用説明書](#)も合わせてご利用ください。

○登録申請書に入力いただいた全ての内容の正確性及び真正性に関する責任は、申請者に帰するものとします。
 特に、英文社名・英文住所・英文氏名・英文役職(協定による)については、特定原産地証明書に記載される項目のため、申請内容に誤りがある場合、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律第6条に基づき、指定発給機関(日本商工会議所)に対して書面による通知を要する場合がありますので、ご注意ください。

企業情報の変更・サイナーの追加／変更／削除
 1. 「登録申請書を作成する」をクリックしてください。
 2. 表示された企業情報編集画面の場合は修正してください。
 3. 「署名者(サイナー)登録リスト」をクリックし、署名者(サイナー)の追加／変更／削除画面へ進んでください。
 4. [システムサービス利用規約](#)に同意し、登録申請書を印刷してください。

企業登録有効期限の更新手続
 ※更新のお手続は、有効期限の**60日前**からお手続可能です。同時に企業情報の変更もできます。
 1. 「登録申請書を作成する」をクリックしてください。
 2. 表示された企業情報編集画面の場合は修正してください。
 3. 「署名者(サイナー)登録リスト」をクリックし、署名者(サイナー)の追加／変更／削除画面へ進んでください。
 4. [システムサービス利用規約](#)に同意し、登録申請書を印刷してください。

登録申請書を作成する

企業登録番号		有効期限	2026年07月15日(754日前)
更新申請番号		更新申請者	日本 太郎

【JAFTAS利用申請】

JAFTAS企業ID

検索件数:0 ページ:1

区分	申請番号	申請日時	申請者	申請情報	ステータス	登録申請書出力日	更新日時
検索件数:0 ページ:1							

③ [署名者（サイナー）登録リストへ] をクリックします。

【企業情報を変更しない場合】
※企業情報を変更しない場合は「署名者（サイナー）登録リストへ」ボタンをクリックしてください。

【企業情報を変更する場合】
※企業情報を変更する場合は、該当部分を変更し「変更を保存し、署名者（サイナー）登録リストへ」ボタンをクリックしてください。
※企業情報を変更する場合のみ、該当ボタンをクリックしてください。

●：本申請書による申請中の項目

☆ 区分等	法人等区分	◎	法人
	業地区分	◎	生産者
	法人格	◎	株式会社
	法人格前後区分	◎	
☆ 法人名 又は 個人名	ふりがな：全角	◎	にほんしょうじ
	和文表記：全角	◎	日本商事
	英文表記：半角	◎	NihonShouji
☆ 代表者	ふりがな：全角	◎	にほん じろう
	和文氏名：全角	◎	日本 次郎
	和文役職：全角	◎	代表取締役
☆ 住所	郵便番号：半角	◎	100 - 0001 自動入力
	和文所在地：全角	◎	都道府県 東京都
		◎	市区町村 千代田区
		◎	町名以降 千代田
	英文所在地：半角	◎	Addr1 Chiyoda
		◎	Addr2 Chiyoda-ku
		◎	Addr3 Tokyo 1000001
		◎	Addr4
	英文国名：半角	◎	JAPAN
	連絡先 住所	郵便番号：半角	◎
◎		都道府県 東京都	
◎		市区町村 千代田区	
◎		町名以降 千代田	
企業 登録者	ふりがな：全角	◎	にほん たろう
	和文氏名：全角	◎	日本 太郎
	部署名：全角	◎	
	電話番号：半角	◎	03-1234-5678
	FAX番号：半角	◎	03-1234-5678
備考	E-mail：半角	◎	nihon_taro@jcci.or.jp
	日商への連絡事項などをご記入ください。 (例：今回の申請に関して連絡がほしい担当者など)		

※印刷の都合上、5行以内でご記入ください。

変更を保存し、署名者（サイナー）登録リストへ キャンセル

④ 追加したい署名者（サイナー）の情報を入力します。

署名者（サイナー）の追加／変更／削除
追加：氏名、TEL等を入力し「登録」をクリックしてください。下の署名者（サイナー）登録リストに追加されます。
変更：下の署名者（サイナー）登録リストより変更したい方の氏名をクリックし、項目修正後、「変更」をクリックしてください。
削除：下の署名者（サイナー）登録リストより削除したい方の氏名をクリックし、「削除依頼」のチェックボックスに「レ」を入れ、「変更」をクリックしてください。

企業登録有効期限の更新手続き
※更新のお手続きと同時に署名者（サイナー）の追加／変更／削除が可能です。修正がある場合は、上記手順に従ってお手続きください。

登録申請書の提出について
署名者（サイナー）情報修正の有無に係らず、入力が終わりましたら「登録申請書を印刷する」をクリックし、申請書を印刷のうえ、郵送してください。
署名者（サイナー）の追加がある場合は自筆（肉筆）のサインをご記入下さい。
※その他の必要書類につきましては、「登録関連書類の送付について」をご確認ください。

登録申請書を印刷する 企業情報に戻る

●：本申請書による申請中の項目

氏名和文：全角	◎	日本 次郎
氏名英文：半角	◎	Nihon Jiro
役職和文：全角	◎	代表取締役
役職英文：半角	◎	CEO
部署名 (グループA)	◎	(選択してください)
E-mail：半角	◎	nihon_jiro@jcci.or.jp
TEL：半角	◎	03-1234-5678
FAX：半角	◎	

登録

署名者（サイナー）登録リストの氏名を選択すると情報が表示されます。

署名者（サイナー）登録リスト 1件

No	氏名（和文）	氏名（英文）	グループA	グループB	役職	TEL	E-mail	状態
1	日本 太郎	Nihon Taro			部長	03-1234-5678	nihon_taro@jcci.or.jp	

[▲このページのトップ](#)

- ⑤「登録」をクリックして、修正内容を登録します。登録されると署名者（サイナー）登録リストの状態に「追加」と表示されます。

署名者(サイナー)の追加/変更/削除
追加:氏名、TEL等を入力し「登録」をクリックしてください。下の署名者(サイナー)登録リストに追加されます。
変更:下の署名者(サイナー)登録リストより変更したい方の氏名をクリックし、項目修正後、「変更」をクリックしてください。
削除:下の署名者(サイナー)登録リストより削除したい方の氏名をクリックし、「削除依頼」のチェックボックスに「レ」を入れ、「変更」をクリックしてください。

企業登録有効期限の更新手続き
※更新のお手続きと同時に署名者(サイナー)の追加/変更/削除が可能です。修正がある場合は、上記手順に従ってお手続きください。

登録申請書の提出について
署名者(サイナー)情報修正の有無に係らず、入力が終わりましたら「登録申請書を印刷する」をクリックし、申請書を印刷のうえ、郵送してください。
署名者(サイナー)の追加がある場合は自筆(肉筆)のサインをご記入下さい。
※その他必要な書類につきましては、「登録関連書類の送付について」をご確認ください。

登録申請書を印刷する 企業情報に戻る

●: 本申請書による申請中の項目

氏名和文: 全角	◎	日本 次郎
氏名英文: 半角	◎	Nihon Jiro
役職和文: 全角		代表取締役
役職英文: 半角		CEO
部署名 (グループA)		(選択してください) ▼
E-mail: 半角	◎	nihon_jiro@jcci.or.jp
TEL: 半角	◎	03-1234-5678
FAX: 半角		

登 録

署名者(サイナー)登録リストの氏名を選択すると情報が表示されます。

1件

署名者(サイナー)登録リスト

No	氏 名 (和文)	氏 名 (英文)	グループA	グループB	役 職	TEL	E-mail	状態
1	日本 太郎	Nihon Taro			部長	03-1234-5678	nihon_taro@jcci.or.jp	

[▲このページのトップ](#)



署名者(サイナー)登録リストの氏名を選択すると情報が表示されます。

2件

署名者(サイナー)登録リスト

No	氏 名 (和文)	氏 名 (英文)	グループA	グループB	役 職	TEL	E-mail	状態
1	日本 太郎	Nihon Taro			部長	03-1234-5678	nihon_taro@jcci.or.jp	
2	日本 次郎	Nihon Jiro			代表取締役	03-1234-5678	nihon_jiro@jcci.or.jp	追加

[▲このページのトップ](#)



- 追加したい署名者（サイナー）が複数いる場合は、「④・⑤」の操作を繰り返します。

- ⑥ 情報の変更が全て完了しましたら、「登録申請書を印刷する」をクリックします。

署名者(サイナー)の追加/変更/削除
追加:氏名、TEL等を入力し「登録」をクリックしてください。下の署名者(サイナー)登録リストに追加されます。
変更:下の署名者(サイナー)登録リストより変更したい方の氏名をクリックし、項目修正後、「変更」をクリックしてください。
削除:下の署名者(サイナー)登録リストより削除したい方の氏名をクリックし、「削除依頼」のチェックボックスに「レ」を入れ、「変更」をクリックしてください。

企業登録有効期限の更新手続き
※更新のお手続きと同時に署名者(サイナー)の追加/変更/削除が可能です。修正がある場合は、上記手順に従ってお手続きください。

登録申請書の提出について
署名者(サイナー)情報修正の有無に係らず、入力が終わりましたら「登録申請書を印刷する」をクリックし、申請書を印刷のうえ、郵送してください。
署名者(サイナー)の追加がある場合は自筆(肉筆)のサインをご記入下さい。
※その他必要な書類につきましては、「登録関連書類の送付について」をご確認ください。

登録申請書を印刷する 企業情報に戻る

●: 本申請書による申請中の項目

氏名和文: 全角	◎	
氏名英文: 半角	◎	
役職和文: 全角		
役職英文: 半角		
部署名 (グループA)		(選択してください) ▼
E-mail: 半角	◎	
TEL: 半角	◎	
FAX: 半角		

登 録

署名者(サイナー)登録リストの氏名を選択すると情報が表示されます。

2件

署名者(サイナー)登録リスト

No	氏 名 (和文)	氏 名 (英文)	グループA	グループB	役 職	TEL	E-mail	状態
1	日本 太郎	Nihon Taro	日本グループ		部長	03-1234-5678	nihon_taro@jcci.or.jp	
2	日本 次郎	Nihon Jiro			代表取締役	03-1234-5678	nihon_jiro@jcci.or.jp	追加

[▲このページのトップ](#)

⑦ システムサービス利用規約を確認してチェックを入れ、登録申請書を印刷します。

サービス利用規約同意

登録申請書印刷には、サービス利用規約の同意が必要です。

☒ 当社／私は、**システムサービス利用規約**の**内容**を確認し、その定めに従って本サービスを利用することを誓約します。

システムサービス利用規約をご確認ならびにご同意いただけましたら、「印刷」ボタンをクリックし、申請書を印刷のうえ、郵送してください。
署名者（サイナー）の追加がある場合は自筆（肉筆）のサインをご記入下さい。
※その他の必要書類につきましては、「登録関連書類の送付について」をご確認ください。

印刷 戻る

⑧ 登録申請書がPDFファイルで表示されますので印刷し、「サイン」をご記入ください。

- 「追加」の表示となります。
- 署名欄に「サイナー自筆（肉筆）のサイン」を記入してください。

日本商事
企業登録番号：

2 / 2

2. 第一種特定原産地証明書の受給に係る手続き及び署名に関する権限を有する者
No. 80006982501

追加	署名	氏名	和文	日本 次郎
		英文	Nihon Jiro	
		役職	和文	代表取締役
		英文	CEO	
		部署名		
		電話番号	03-1234-5678	
	FAX番号			
	E-mail	nihon_jiro@jcci.or.jp		

※署名は肉筆で書く、ハッキリとお願いします。（スタンプは不可）
枠線にかからないようご署名ください。
署名は英語・日本語のどちらでも結構です。

（３）書類の提出

登録申請書を「5.3 書類を提出する」（P.17）の提出先に郵送ください。

※企業情報の「和文社名」「代表者」「登記上の住所」を変更する場合は、登録申請書の他に履歴事項全部証明書の提出が必要です。

（４）企業情報の変更手続き

提出いただいた登録申請書に基づき、署名者（サイナー）の追加手続きを行います。
手続完了次第、企業登録者宛に手続完了の旨をご連絡します。

5.8 署名者（サイナー）の削除

署名者（サイナー）の削除をします。

（１）第一種特定原産地証明書発給システムにログインする

ログインの方法は、企業情報変更の入力時と同様です。

参照：「5.4 企業登録情報の変更」（P.20）

（２）メニューを選択する

- ① [企業情報の変更（サイナーの追加・変更含む）] をクリックします。

メニュー	資料
企業情報の変更(サイナーの追加・変更含む) 有効期限の更新(期限60日前から手続可能) 組織情報管理(グループ管理) サイナー等(アカウント)管理 グループ管理者の設定および変更 経理担当者IDの設定・管理 後日請求支払への変更 企業情報登録停止・再開依頼 判定番号の承継手続 判定番号の承継(受入)	ID体系について

- ② [登録申請書を作成する] をクリックします。

このページは企業登録情報の変更、サイナーの追加や変更、また、企業登録有効期限の更新手続を行うページです。
[企業登録に関するシステム操作説明書](#)も合わせてご利用ください。

○登録申請書に入力いただいた全ての内容の正確性及び真正性に関する責任は、申請者に帰するものとします。
 特に、英文社名・英文住所・英文氏名・英文役職(協定による)については、特定原産地証明書に記載される項目のため、
 申請内容に誤りがある場合、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律第6条に基づき、
 指定発給機関(日本商工会議所)に対して書面による通知を要する場合がありますので、ご注意ください。

企業情報の変更・サイナーの追加／変更／削除

1. 「登録申請書を作成する」をクリックしてください。
2. 表示された企業情報に変更がある場合は修正してください。
3. 「署名者(サイナー)登録リストへ」をクリックし、署名者(サイナー)の追加／変更／削除画面へ進んでください。
4. [システムサービス利用規約](#)に同意し、登録申請書を印刷してください。

企業登録有効期限の更新手続

※更新のお手続は、有効期限の**60日前**からお手続可能です。同時に企業情報の変更もできます。

1. 「登録申請書を作成する」をクリックしてください。
2. 表示された企業情報に変更がある場合は修正してください。
3. 「署名者(サイナー)登録リストへ」をクリックし、署名者(サイナー)の追加／変更／削除画面へ進んでください。
4. [システムサービス利用規約](#)に同意し、登録申請書を印刷してください。

登録申請書を作成する

企業登録番号	有効期限
	2028年07月15日(754日前)
更新申請番号	更新申請者
	日本 太郎

【JAFTAS利用申請】

JAFTAS企業ID

検索件数:0 ページ:1

区分	申請番号	申請日時	申請者	申請情報	ステータス	登録申請書出力日	更新日時
検索件数:0 ページ:1							

③ [署名者（サイナー）登録リストへ] をクリックします。

【企業情報を変更しない場合】
※企業情報を変更しない場合は「署名者（サイナー）登録リストへ」ボタンをクリックしてください。

【企業情報を変更する場合】
※企業情報を変更する場合は、該当部分を変更し、「変更を保存し、署名者（サイナー）登録リストへ」ボタンをクリックしてください。
※企業情報を変更する場合のみ、該当ボタンをクリックしてください。

●：本申請書による申請中の項目

☆ 区分等	法人等区分	◎	法人
	業態区分	◎	生産者
	法人格	◎	株式会社
	法人格前後区分	◎	
☆ 法人名 又は 個人名	ふりがな：全角	◎	にほんしょうじ
	和文表記：全角	◎	日本商事
	英文表記：半角	◎	NihonShouji
☆ 代表者	ふりがな：全角	◎	にほん じろう
	和文氏名：全角	◎	日本 次郎
	和文役職：全角	◎	代表取締役
☆ 住所	郵便番号：半角	◎	100 - 0001 自動入力
	和文所在地：全角	◎	都道府県 東京都
		◎	市区町村 千代田区
		◎	町名以降 千代田
	英文所在地：半角	◎	Addr1 Chiyoda
		◎	Addr2 Chiyoda-ku
		◎	Addr3 Tokyo 1000001
		◎	Addr4
	◎	英文国名：半角 JAPAN	
	連絡先 住所	郵便番号：半角	◎
和文所在地：半角		◎	都道府県 東京都
		◎	市区町村 千代田区
		◎	町名以降 千代田
企業 登録者	ふりがな：全角	◎	にほん 太郎
	和文氏名：全角	◎	日本 太郎
	部署名：全角	◎	
	電話番号：半角	◎	03-1234-5678
	FAX番号：半角	◎	03-1234-5678
備 考	E-mail：半角	◎	nihon_taro@jcci.or.jp
	日商への連絡事項などを ご記入ください。 (例：今回の申請に関して 連絡がほしい担当者など)		

※印刷の都合上、6行以内でご記入ください。

変更を保存し、署名者（サイナー）登録リストへ キャンセル

④ 削除したい署名者（サイナー）を選択し、「削除依頼」チェックボックスにチェックを入れます。

署名者（サイナー）の追加／変更／削除
追加：氏名、TEL等を入力し登録をクリックしてください。下の署名者（サイナー）登録リストに追加されます。
変更：下の署名者（サイナー）登録リストより変更したい方の氏名をクリックし、項目修正後、「変更」をクリックしてください。
削除：下の署名者（サイナー）登録リストより削除したい方の氏名をクリックし、「削除依頼」のチェックボックスに「1」を入れ、「変更」をクリックしてください。

企業登録有効期限の更新手続き
※更新の手続きを同時に署名者（サイナー）の追加／変更／削除が可能です。修正がある場合は、上記手順に従ってお手続きください。

登録申請書の提出について
署名者（サイナー）情報修正の旨無に問わず、入力が終わりましたら「登録申請書を印刷する」をクリックし、申請書を印刷のうえ、郵送してください。
署名者（サイナー）の追加がある場合は自筆（肉筆）のサインをご記入下さい。
※その他の必要書類につきましては、「登録関連書類の送付について」をご確認ください。

登録申請書を印刷する 企業情報に戻る

●：本申請書による申請中の項目

氏名和文：全角	◎	日本 次郎
氏名英文：半角	◎	Nihon Jiro
役職和文：全角	◎	代表取締役
役職英文：半角	◎	CEO
部署名（グループA）	◎	(選択してください)
E-mail：半角	◎	nihon_jiro@jcci.or.jp
TEL：半角	◎	03-1234-5678
FAX：半角	◎	
削除依頼	◎	☒ サイナーとしての登録を削除する場合チェックしてください。

編集取消 変更

署名者（サイナー）登録リストの氏名を選択すると情報が表示されます。

署名者（サイナー）登録リスト

No	氏 名（和文）	氏 名（英文）	グループA	グループB	役 職	TEL	E-mail	状態
1	日本 太郎	Nihon Taro			部長	03-1234-5678	nihon_taro@jcci.or.jp	
2	日本 次郎	Nihon Jiro			代表取締役	03-1234-5678	nihon_jiro@jcci.or.jp	

▲このページのトップ

- ⑤「登録」をクリックするとポップアップにて確認が表示されます。「OK」をクリックすると署名者（サイナー）登録リストの状態に「削除」と表示されます。

署名者(サイナー)の追加/変更/削除
追加:氏名、TEL等を入力し「登録」をクリックしてください。下の署名者(サイナー)登録リストに追加されます。
変更:下の署名者(サイナー)「変更」をクリックして、変更ボタンをクリックしてください。
削除:下の署名者(サイナー)のチェックボックスに「☒」

企業登録有効期限の変更
※更新のお手続きと同時に署名者(サイナー)の追加/変更/削除が可能です。修正がある場合は、上記手順に従ってお手続きください。

登録申請書の提出について
署名者(サイナー)情報修正の有無に係らず、入力が終わりましたら「登録申請書を印刷する」をクリックし、申請書を印刷のうえ、郵送してください。
署名者(サイナー)の追加がある場合は自筆(肉筆)のサインをご記入下さい。
※その他の必要書類につきましては、「登録関連書類の送付について」をご確認ください。

登録申請書を印刷する 企業情報に戻る

●: 本申請書による申請中の項目

氏名和文: 全角	◎ 日本 次郎
氏名英文: 半角	◎ Nihon Jiro
役職和文: 全角	◎ 代表取締役
役職英文: 半角	◎ CEO
部署名 (グループA)	□ (選択してください) ▼
E-mail: 半角	◎ nihon_jiro@jcci.or.jp
TEL: 半角	◎ 03-1234-5678
FAX: 半角	□
削除依頼	☒ サイナーとしての登録を削除する場合チェックしてください

編集取消 変 更

署名者(サイナー)登録リストの氏名を選択すると情報が表示されます。

2件

No	氏 名 (和文)	氏 名 (英文)	グループA	グループB	役 職	TEL	E-mail	状態
1	日本 太郎	Nihon Taro			部長	03-1234-5678	nihon_taro@jcci.or.jp	
2	日本 次郎	Nihon Jiro			代表取締役	03-1234-5678	nihon_jiro@jcci.or.jp	削除

[▲このページのトップ](#)



署名者(サイナー)登録リストの氏名を選択すると情報が表示されます。

2件

No	氏 名 (和文)	氏 名 (英文)	グループA	グループB	役 職	TEL	E-mail	状態
1	日本 太郎	Nihon Taro			部長	03-1234-5678	nihon_taro@jcci.or.jp	
2	日本 次郎	Nihon Jiro			代表取締役	03-1234-5678	nihon_jiro@jcci.or.jp	削除

[▲このページのトップ](#)



削除したい署名者（サイナー）が複数いる場合は、「④・⑤」の操作を繰り返します。

⑥ 情報の変更が全て完了しましたら、「登録申請書を印刷する」をクリックします。

署名者(サイン)の追加/変更/削除
追加: 氏名・TEL・郵送先を入力し「登録」をクリックしてください。下の署名者(サイン)登録リストに追加されます。
変更: 下の署名者(サイン)登録リストより変更したい方の氏名をクリックし、項目修正後、「変更」をクリックしてください。
削除: 下の署名者(サイン)登録リストより削除したい方の氏名をクリックし、「削除依頼」のチェックボックスに「はい」を入れ、「変更」をクリックしてください。

企業登録有効期限の更新手続き
※更新の手続きと同時に署名者(サイン)の追加/変更/削除が可能です。修正がある場合は、上記手順に従ってお手続きください。

登録申請書の提出について
署名者(サイン)情報修正の無効に問わず、入力が終わりましたら「登録申請書を印刷する」をクリックし、申請書を印刷のうえ、郵送してください。
署名者(サイン)の追加がある場合は自筆(肉筆)のサインをご記入下さい。
※その他の必要書類につきましては、「登録関連書類の送付について」をご確認ください。

登録申請書を印刷する 企業情報に戻る

● 本申請書による申請中の項目

氏名和文: 全角	◎	
氏名英文: 半角	◎	
役職和文: 全角		
役職英文: 半角		
部署名(グループA)		(選択してください) ▼
E-mail: 半角	◎	
TEL: 半角	◎	
FAX: 半角		

登録

署名者(サイン)登録リストの氏名を選択すると情報が表示されます。 2件

No	氏名(和文)	氏名(英文)	グループA	グループB	役職	TEL	E-mail	状態
1	日本 太郎	Nihon Taro			部長	03-1234-5678	nihon_taro@joci.or.jp	
2	日本 次郎	Nihon Jiro			代表取締役	03-1234-5678	nihon_jiro@joci.or.jp	削除

[▲このページのトップ](#)

⑦ システムサービス利用規約を確認してチェックを入れ、登録申請書を印刷します。

サービス利用規約同意

登録申請書印刷には、サービス利用規約の同意が必要です。

☒ 当社/私は、システムサービス利用規約の内容を確認し、その定めに従って本サービスを利用することを誓約します。

システムサービス利用規約をご確認ならびにご同意いただきましたら、「印刷」ボタンをクリックし、申請書を印刷のうえ、郵送してください。
署名者(サイン)の追加がある場合は自筆(肉筆)のサインをご記入下さい。
※その他の必要書類につきましては、「登録関連書類の送付について」をご確認ください。

⑧ 登録申請書がPDFファイルで表示されますので印刷し、入力内容をご確認ください。
「削除」の表示となります。



日本商事
 企業登録番号:

2 / 2

2. 第一種特定原産地証明書の受給に係る手続き及び署名に関する権限を有する者 No. 80006982601

日本次郎	署名	氏名	和文 日本 次郎
		英文	Nihon Jiro
		役職	和文 代表取締役
		英文	CEO
		部署名	
		電話番号	03-1234-5678
		FAX番号	
	E-mail	nihon_jiro@joci.or.jp	

※署名は肉筆で濃く、ハッキリとお願います。(スタンプは不可)
枠線にかからないようご署名ください。
署名は英語・日本語のどちらでも結構です。

(3) 書類の提出

登録申請書を「5.3 書類を提出する」(P.17)の提出先に郵送ください。

※企業情報の「和文社名」「代表者」「登記上の住所」を変更する場合は、登録申請書の他に履歴

事項全部証明書の提出が必要です。

（４）企業情報の変更手続き

提出いただいた登録申請書に基づき、署名者（サイナー）の削除手続きを行います。
手続完了次第、企業登録者宛に手続完了の旨をご連絡します。

各種アカウント・権限の設定

5.9 組織情報管理（グループ管理）の設定【任意】

企業登録者は、自社内の組織体系（支店・支社 / 部署）を「グループA」「グループB」として登録・管理し、申請業務の運用単位を整備できます。

（１）第一種特定原産地証明書発給システムにログインする

ログインの方法は、企業情報変更の入力時と同様です。

参照：「5.4 企業登録情報の変更」（P.20）

（２）メニューを選択する

- ① [組織情報管理（グループ管理）] をクリックします。

第一種特定原産地証明書発給システム

HOME 企業情報 等 ログアウト

メニュー	資料
企業情報の変更(サイナーの追加・変更含む) 有効期限の更新(期限50日前から手続可能) 組織情報管理(グループ管理) サイナー等(アカウント)管理 グループ管理者の設定および変更 経理担当者IDの設定・管理 後日請求支払への変更 企業情報登録停止・再開依頼 判定番号の承継手続 判定番号の承継(受入)	ID体系について

（３）グループAの新規登録を行う

- ① [グループAの新規登録] をクリックします。

第一種特定原産地証明書発給システム（組織情報 管理リスト）

HOME 企業情報 等 メニューに戻る

グループA: 全角 グループB: 全角 1頁表示件数

検索

検索件数: 0

グループA	グループB
検索件数: 0	検索件数: 0

ページ: 1

- ② グループA（和文・英文）、原産品判定事務所、発給申請事務所を入力し [登録] をクリックします。

◎は必須入力になります。

第一種特定原産地証明書発給システム（グループA 新規登録）

HOME 企業情報 等 メニューに戻る

戻る

グループA	(和文名: 全角) ◎ 日本グループ
	(英文名: 半角)
原産品判定事務所	
発給申請事務所	

③ グループAが登録されます。

第一種特定原産地証明書発給システム（組織情報 管理リスト）

HOME 企業情報 等

グループA：全角 グループB：全角 1頁表示件数 検索

グループAの新規登録 グループBの新規登録

検索件数: 1 ページ: 1

グループA	グループB	
日本グループ		グループA グループB

検索件数: 1 ページ: 1

④ [グループA] をクリックすると、内容を確認できます。

第一種特定原産地証明書発給システム（組織情報 管理リスト）

HOME 企業情報 等

グループA：全角 グループB：全角 1頁表示件数 検索

グループAの新規登録 グループBの新規登録

検索件数: 1 ページ: 1

グループA	グループB	
日本グループ		グループA グループB

検索件数: 1 ページ: 1



第一種特定原産地証明書発給システム（グループA 詳細・更新）

HOME 企業情報 等

戻る

最終更新日	2026年06月23日	
グループA	(和文名：全角)	◎ 日本グループ
	(英文名：半角)	
原産品判定事務所		
発給申請事務所		

更新 キャンセル 削除

(4) グループBの新規登録を行う

グループAの配下にさらにグループを作成したい場合は、グループBを追加登録が可能です。

① [グループBの新規登録] をクリックします。

第一種特定原産地証明書発給システム（組織情報 管理リスト）

HOME 企業情報 等

グループA：全角 グループB：全角 1頁表示件数 検索

グループAの新規登録 **グループBの新規登録**

検索件数: 1 ページ: 1

グループA	グループB	
日本グループ		グループA グループB

検索件数: 1 ページ: 1

- ② グループB（和文・英文）、所属するグループA、原産品判定事務所、発給申請事務所を入力し
[登録] をクリックします。

◎は必須入力・選択項目になります。

第一種特定原産地証明書発給システム（グループB 新規登録）

HOME 企業情報 等

日本商事 日本 太郎

メニューに戻る

戻る

グループB	(和文名：全角)	◎	商事グループ
	(英文名：半角)		
グループA		◎	日本グループ
原産品判定事務所			
発給申請事務所			

登録 キャンセル

- ③ グループBが登録されます。

第一種特定原産地証明書発給システム（組織情報 管理リスト）

HOME 企業情報 等

日本商事 日本 太郎

メニューに戻る

グループA：全角

グループB：全角

1頁表示件数 100

検索

グループAの新規登録

グループBの新規登録

検索件数: 1

グループA	グループB	
日本グループ	商事グループ	グループA グループB

検索件数: 1

ページ: 1

- ④ [グループB] をクリックすると、登録内容を確認できます。

第一種特定原産地証明書発給システム（組織情報 管理リスト）

HOME 企業情報 等

日本商事 日本 太郎

メニューに戻る

グループA：全角

グループB：全角

1頁表示件数 100

検索

グループAの新規登録

グループBの新規登録

検索件数: 1

グループA	グループB	
日本グループ	商事グループ	グループA グループB

検索件数: 1

ページ: 1



第一種特定原産地証明書発給システム（グループB 詳細・更新）

HOME 企業情報 等

日本商事 日本 太郎

メニューに戻る

戻る

最終更新日	2026年06月23日		
グループB	(和文名：全角)	◎	商事グループ
	(英文名：半角)		
グループA		◎	日本グループ
原産品判定事務所			
発給申請事務所			

更新 キャンセル 削除



メモ

組織情報管理（グループ管理）] 機能の補足

企業登録者は、自社内の組織体系を「グループA（支店・支社等）」「グループB（部署等）」として登録・管理できます。

グループ単位で原産品判定事務所・発給申請事務所を選択でき、判定依頼・発給申請の入力を効率化できます。

グループ管理者を任命することで、利用者の管理権限をグループごとに分けられます。

● グループA（支店・支社等）の登録・編集

和文名は必須入力、英文名・原産品判定事務所・発給申請事務所は任意入力です。

原産品判定事務所・発給申請事務所を予め設定しておく、そのグループAに所属する利用者が申請する際に初期表示されます。

複数のグループAを登録している場合、一覧から選択して内容を変更できます。

● グループB（部署等）の登録・編集

グループBを登録する際は、所属するグループA（支店・支社等）を必ず選択してください。

和文名は必須入力、英文名・原産品判定事務所・発給申請事務所は任意入力です。

グループB単位で原産品判定事務所・発給申請事務所を設定した場合は、グループAの設定よりも優先されます。

複数のグループBを登録している場合、一覧から選択して内容を変更できます。

● グループ一覧の検索・確認

自社に登録されているグループA・グループBの一覧を確認できます。

支店・支社名、部署名等で絞り込み検索ができます。

検索条件は次回表示時にも保持されます。

一覧は1ページあたりの表示件数を切り替えてページ単位で確認できます。

● グループ管理者の任命・解除

グループ管理者に任命できるのは、サイナー権限を持つ利用者のみです。

1つのグループAに対してグループ管理者は1名までです。既に管理者が設定されているグループAには、追加で任命できません。

任命対象の利用者には、予めグループA（支店・支社等）が設定されている必要があります。

5.10 サイナー等（アカウント管理）の設定【任意】

企業登録者は、署名者（サイナー）等のアカウントを登録・管理し、申請業務における役割と権限を整備できます。

（１）第一種特定原産地証明書発給システムにログインする

ログインの方法は、企業情報変更の入力時と同様です。

参照：「5.4 企業登録情報の変更」（P.20）

（２）メニューを選択する

- ① [サイナー等（アカウント）管理] をクリックします。

第一種特定原産地証明書発給システム

HOME 企業情報 等

ログアウト

メニュー	資料
企業情報の変更(サイナーの追加・変更含む) 有効期限の更新(期限60日前から手続可能) 組織情報管理(グループ管理) サイナー等（アカウント）管理 グループ管理者の設定および変更 経理担当者IDの設定・管理 後日請求支払への変更 企業情報登録停止・再開依頼 判定番号の承継手続 判定番号の承継（受入）	ID体系について

（３）サイナーの管理と修正

- ① サイナー管理が行えます。サイナーの修正を行う場合は[修正]をクリックします。

第一種特定原産地証明書発給システム（サイナー等（アカウント）管理）

HOME 企業情報 等

メニューに戻る

ユーザーID		グループA		グループB	
検索エリア	和文氏名	検索文字列			
状態	有効	1頁表示件数	100		

検索

検索件数：1

和文氏名	ユーザーID	アカウント区分	グループA	グループB	日商メール	Web請求書	
日本 太郎	TZ8RiAMywsKZ	サイナー					パスワード変更 修正

検索件数：1

- ② 修正を行った場合は[登録]をクリックします。

ユーザーID	TZ8RiAMywsKZ	最終更新日	2026年06月22日
和文氏名	日本 太郎		
英文氏名	Nihon Taro		
アカウント区分	サイナー		
所属組織	グループA		
	グループB		
メールアドレス	nihon_taro@jcci.or.jp		
メール受信	☒ 日商からのメールを受け取りたい場合はチェックをつけてください ☒ Web請求書を受け取りたい場合はチェックをつけてください		

登録

③ 修正が反映されます。

第一種特定原産地証明書発給システム（サイナー等（アカウント）管理）

HOME 企業情報等 メニューに戻る

ユーザーID		グループA		グループB	
検索エリア	和文氏名	検索文字列			
状態	有効	1頁表示件数	100		

検索

検索件数: 1

和文氏名	ユーザーID	アカウント区分	グループA	グループB	日商メール	Web請求書	
日本 太郎	TZ8RiAMywsKZ	サイナー			受信する	受信する	パスワード変更 修正

検索件数: 1

ページ: 1



メモ

[サイナー等（アカウント管理）] 機能について

企業登録者は、自社の署名者（サイナー）および申請業務に関わる担当者のアカウントを管理できます。

- 所属グループ（グループA / グループB）を紐付けることで、グループ単位での業務分担・権限管理が可能となります。
- 日商からのメール、Web請求書の受信設定を行えます。

5.11 グループ管理者の設定および変更の設定【任意】

企業登録者はグループ内でサイナー等（アカウント）の管理を行えるグループ管理者を設定出来ます。

（１）第一種特定原産地証明書発給システムにログインする

ログインの方法は、企業情報変更の入力時と同様です。

参照：「5.4 企業登録情報の変更」（P.20）

（２）メニューを選択する

- ① [グループ管理者の設定および変更] をクリックします。

メニュー	資料
企業情報の変更(サイナーの追加・変更含む) 有効期限の更新(期限60日前から手続可能) 組織情報管理 (グループ管理) サイナー等 (アカウント) 管理 グループ管理者の設定および変更 (Red circle) 経理担当者IDの設定・管理 後日請求支払への変更 企業情報登録停止・再開依頼 判定番号の承継手続 判定番号の承継 (受入)	ID体系について

（３）グループ管理者の登録を行う

- ① [新規登録] をクリックします。

第一種特定原産地証明書発給システム (グループ管理者リスト)

HOME 企業情報 等 ログアウト

通知書再印刷 パスワードリセット通知書印刷

新規登録 (Red circle)

	氏 名 (和文)	ユーザID	グループA	グループB
☐				

- ② グループ管理者として登録するサイナーの [グループ管理者設定] をクリックします。

氏名和文 Email

検 索 クリア

検索件数： 1

ページ： 1

ユーザID	氏 名 (和文)	氏 名 (英文)	電話番号	グループA	グループB	
TZ8RiAMywsKZ	日本 太郎	Nihon Taro	03-1234-5678	日本グループ		グループ管理者設定 (Red circle)

検索件数： 1

ページ： 1

閉じる

③ グループ管理者として登録されます。

第一種特定原産地証明書発給システム（グループ管理者リスト） 日本商事 日本 太郎

HOME 企業情報 等 メニューに戻る

新規登録

通知書再印刷 パスワードリセット通知書印刷

☐	氏 名（和文）	ユーザID	グループA	グループB		
☐	日本 太郎	TZ8RiAMywsKZ	日本グループ		修正	削除



メモ

[グループ管理者の設定および変更] 機能について

企業登録者は、登録済みの利用者の中からグループごとに「グループ管理者」を任命できます。グループ管理者は、メニュー「サイナー等（アカウント）管理」から、自身が任命されたグループに所属する利用者アカウントの登録・編集・利用停止を行えます。グループ単位で管理権限を分担することで、企業登録者の運用負荷を軽減できます。

● グループ管理者の任命

グループ管理者は、サイナーIDを割り当てられた方の中から選択して任命します。1グループ毎に1名のグループ管理者を任命することができます。

● グループ管理者の権限範囲

グループ管理者の操作対象は、自身が任命されたグループに所属する利用者に限られます。他グループの利用者情報の参照・編集・企業情報・グループ構成自体の変更は行えません。

● グループ管理者の変更・解任

グループ管理者の変更は、管理者不在の期間が発生しないようご注意ください。任命を解除しても、サイナーIDの権限は削除されません（サイナーとして継続利用可能）。退職・異動等により利用者を削除・利用停止する場合は、事前に当該グループの管理者を別の利用者に引き継いでください。

5.12 アシスタント ID の設定【任意】

サイナーIDは、自身の管理監督のもと、サイナーの名義・サインを使った判定依頼業務及び発給申請業務を行う者として、アシスタントIDの設定（追加・変更・削除）が可能です。

設定可能なアシスタントIDの人数制限はありません。

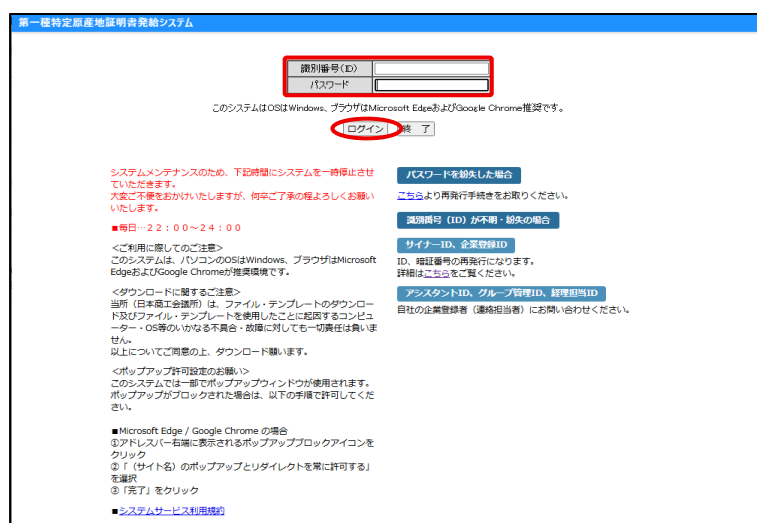
■アシスタントの設定

（１）第一種特定原産地証明書発給システムにログインする

- ① ホームページ「EPAに基づく特定原産地証明書発給事業」の「発給システム（登録者のみ）」をクリックします。



- ② ログイン画面で、サイナーの〔識別番号（ID）〕と〔パスワード〕を入力し、〔ログイン〕ボタンをクリックします。



(2) アシスタント ID 管理画面を開く

- ① [企業情報等] メニューの [アシスタントID管理] をクリックします。

- ② [アシスタントID管理] 画面の [新規入力] ボタンをクリックします。

- ③ [アシスタントID登録] 画面で、氏名和文・Email・パスワード等、必要事項を入力します。
入力後、[登録] ボタンをクリックします。



メモ

- 氏名和文・E-mail・パスワードは必須入力、その他の欄は任意入力です。
氏名和文は、氏と名の間に、全角スペースを入力してください。
- パスワードは、手入力もしくは「生成」ボタンクリックによる自動生成のいずれにより作成します。パスワードは、アシスタントID保有者が発給システムにログインする際に必要です。必ず記録のうえ、アシスタントID保有者に連絡してください。
- パスワードで利用できる文字は以下の文字種となります。
半角英大文字、半角英小文字、半角数字、及び以下の記号
使用可能記号 !- / (! " # \$ % & ' () * + , - . /) , : - @ (; < = > ? @) , [- ([^ _) , { ~ ({ | ~) , ¥

- ④ 登録したアシスタントIDは一覧画面に表示されます。パスワードとともに、アシスタントID保有者に伝えてください。

第一種特定原産地証明書発給システム(アシスタントID管理)

HOME 判定依頼 発給申請 手数料支払 企業情報 等

日本商工 日本 太郎

メニューに戻る

氏名和文(部分一致)

Email(部分一致)

検索表示

新規入力

通知書印刷

☐	氏名和文	E-mail	アシスタントID	氏名和文(親)	電話番号	停止日	修正	パスワードリセット	削除
☐	日本 アシスタント	nihon_assistant@ci.or.jp	ZoBeR1A1ND05	日本 太郎	0312345678		修正	パスワードリセット	削除

備考:

検索件数: 1

ページ: 1

戻る



- [通知書印刷] ボタンをクリックすることで、各アシスタントの氏名の左側にあるチェックボックスに☑を入れて選択したアシスタントのアシスタントIDおよびパスワードが記された通知書(PDF)を表示します。アシスタントID保有者に、アシスタントIDおよびパスワードを伝える際に活用ください。
- アシスタントIDの情報を修正する必要がある場合、[修正] ボタンをクリックもしくはユーザー名のリンクをクリックすることで、「アシスタントID修正」画面に遷移します。
- [パスワードリセット] ボタンをクリックすることで、パスワードを生成し直すことができます。
- [削除] ボタンをクリックすることで、当該アシスタントIDを削除ができます。

■アシスタントによる操作

(1) 第一種特定原産地証明書発給システムにログインする

- ① ホームページ「EPAに基づく特定原産地証明書発給事業」の「発給システム（登録者のみ）」をクリックします。

EPAに基づく特定原産地証明書発給事業

日本商工会議所

お知らせ

協定別の更新情報

全情報

2026.04.01 協定に関して

2026.04.01 ExceedOne Test

2026.01.07 日本-経済連携協定 (EPA) における原産地証明書のPDF発給について【2026年8月3日〜】

2025.12.17 経済連携協定 (EPA/FTA) に基づく検閲に関するアンケートへのご協力をお願い【経済産業省 通関税局経済連携課】

2025.11.19 年末年始の特定原産地証明書発給業務のご案内 (2025)

登録済企業のみ

発給システムをご利用の方はこちらからログインしてください。

年別、判定結果の確認、証明書発行手続きに進めます。

注：企業登録が完了している利用者向けの入口です。

発給システム（登録者のみ）

相談窓口

制度の概要、利用方法、EPA業務に関する相談ができます。

EPA相談デスク

制度や利用方法に関するお問い合わせ先

- ② ログイン画面で、アシスタントの「識別番号（ID）」と「パスワード」を入力し、「ログイン」ボタンをクリックします

第一種特定原産地証明書発給システム

識別番号(ID)
パスワード

このシステムはOSはWindows、ブラウザはMicrosoft EdgeおよびGoogle Chrome推奨です。

ログイン 終了

システムメンテナンスのため、下記時間にシステムを一時停止させていただきます。
大変ご不便をおかけいたしますが、何卒ご了承の程よろしくお願い申し上げます。

■毎日…22:00～24:00

＜ご利用に際してのご注意＞
このシステムは、パソコンのOSはWindows、ブラウザはMicrosoft EdgeおよびGoogle Chromeが推奨環境です。

＜ダウンロードに関するご注意＞
当所（日本商工会議所）は、ファイル・テンプレートのダウンロード及びファイル・テンプレートを使用したことに起因するコンピューター・OS等のいかなる不具合・故障に対しても一切責任は負いません。
以上についてご同意の上、ダウンロード願います。

＜ポップアップ許可設定のお願い＞
このシステムでは一部でポップアップウィンドウが使用されます。ポップアップがブロックされた場合は、以下の手順で許可してください。

■Microsoft Edge / Google Chrome の場合
①アドレス（→右端に表示されるポップアップブロックアイコンをクリック）
②「（サイト名）のポップアップとリダイレクトを常に許可する」を選択
③「完了」をクリック

■システムサービス利用規約

パスワードを紛失した場合
こちらより再発行手続きをお取りください。

識別番号（ID）が不明・紛失の場合
サインID、企業登録ID
ID、暗証番号の再発行になります。
詳細はこちらをご覧ください。

アシスタントID、グループ管理ID、経理担当ID
目次の企業登録者（連絡担当者）にお問い合わせください。

（2）アシスタント ID ログイン後のメニュー

アシスタントは、原産品判定依頼書入力、発給申請書入力、引換書・受領書印刷、クレジット決済、事前振込連絡、後日請求郵送依頼等、判定依頼から発給申請・手数料支払までの一連の操作を行うことが可能です。ただし、原産品同意通知書の入力・修正、Web請求書の閲覧・印刷、発給申請情報出力、アシスタントID管理、JAFTAS IDの登録は行えません。

なお、アシスタントが行った判定依頼・発給申請は、申請者（依頼者）として親サイナーの氏名が登録され、担当者欄にはアシスタント本人の氏名が登録されます。

第一種特定原産地証明書発給システム

HOME 判定依頼 発給申請 手数料支払 企業情報 等

ログアウト

メニュー	資料
原産品判定 原産品判定依頼書一覧 原産品判定依頼書入力 原産品同意通知書入力 原産品利用状況 原産品利用回数 サプライヤー検索	原産性を判断するための基本的考え方と整えるべき保存書類の例示（経済産業省） 申請手続における提出書類等の例示と留意事項（経済産業省） PE対比表フォーマット（EXCEL） CIC対比表フォーマット（EXCEL） VA計算表フォーマット_スイス以外（EXCEL） VA計算表フォーマット_スイス（EXCEL） 繊維製品の原産地規則・証明方法に関する留意事項（経済産業省） 申請手続における提出書類等の例示と留意事項（農林水産省）（経済産業省） 農林産品に係る生産証明書（WORD） 農林産加工品に係る製造証明書（WORD）



- 画面上部の「企業情報等」をクリックすることで表示される「パスワード変更」メニューにより、ログインパスワードを変更することが可能です。

5.13 経理担当者 ID の設定【任意】

企業登録者は、サイナーやアシスタントの代わりに、発給手数料の支払い関連の操作（クレジット決済、事前振込連絡、後日請求郵送依頼、Web請求書印刷等）を行う経理担当者のIDを設定（追加・変更・削除）可能です。

経理担当者IDを作成しても、サイナーやアシスタントが、発給手数料の支払い関連の操作が出来なくなることはありません。

経理担当者IDの設定は任意です。設定する場合、人数制限はありません。

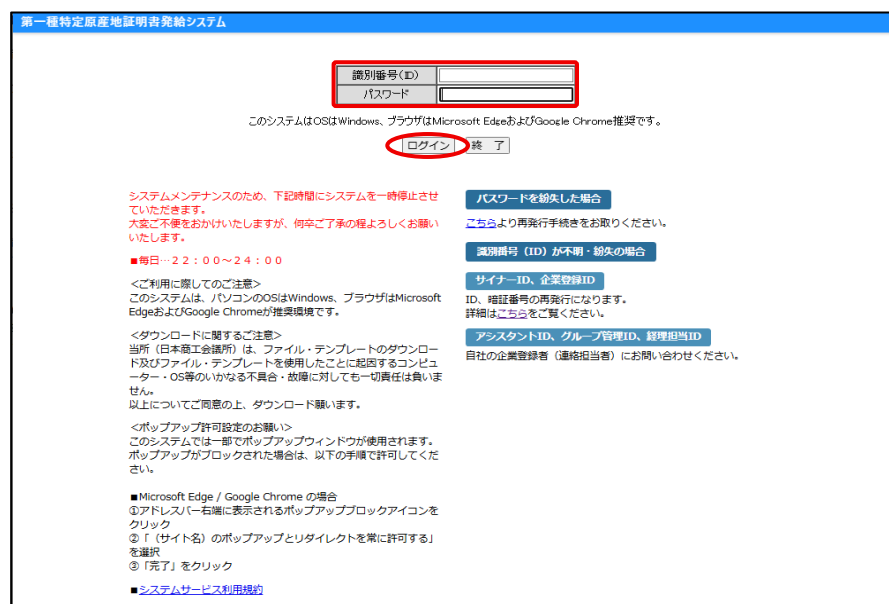
■経理担当者の設定

（１）第一種特定原産地証明書発給システムにログインする

- ① ホームページ「EPAに基づく特定原産地証明書発給事業」の「発給システム（登録者のみ）」をクリックします。



- ② ログイン画面で、企業登録者の「識別番号（ID）」と「パスワード」を入力し、「ログイン」ボタンをクリックします。



(2) 経理担当者 ID の設定・管理画面を開く

- ① [企業情報等] メニューの [経理担当者IDの設定・管理] をクリックします。

第一種特定原産地証明書発給システム

HOME 企業情報 等

メニュー

- 企業情報の変更(サイナーの追加・変更含む)
- 有効期限の更新(期限60日前から手続可能)
- 組織情報管理(グループ管理)
- サイナー等(アカウント)管理
- グループ管理者の設定および変更
- 経理担当者IDの設定・管理**
- 後日請求支払への変更
- 企業情報登録停止・再開依頼
- 判定番号の承継手続
- 判定番号の承継(受入)

資料

ID体系について

ログアウト

- ② [経理担当の管理] 画面の [新規登録] ボタンをクリックします。

第一種特定原産地証明書発給システム (経理担当の管理)

HOME 企業情報 等

グループA

グループB

氏名和文(部分一致)

E-mail(部分一致)

検索表示

新規登録

通知書再印刷

パスワードリセット通知書印刷

検索件数:0 ページ:1

	氏名和文	ユーザーID	E-mail	グループA	グループB	電話番号	停止日	修正	削除
	備考								

検索件数:0 ページ:1

- ③ [経理担当の新規登録] 画面で、氏名和文・E-mail・パスワード等、必要事項を入力します。

入力後、[登録] ボタンをクリックします。

第一種特定原産地証明書発給システム (経理担当の新規登録)

HOME 企業情報 等

氏名和文

E-mail

電話番号

停止日 (YYYYMMDD)

パスワード

生成

ボタンによる生成、または手入力も可能

所属組織

グループA

グループB

備考

登録 キャンセル



- 氏名和文・E-mail・パスワードは必須入力、その他の欄は任意入力です。
氏名和文は、氏と名の間に、全角スペースを入力してください。
- パスワードは、手入力もしくは「生成」ボタンクリックによる自動生成のいずれにより作成します。パスワードは、アシスタントID保有者が発給システムにログインする際に必要です。必ず記録のうえ、アシスタントID保有者に連絡してください。
- パスワードで利用できる文字は以下の文字種となります。
半角英大文字、半角英小文字、半角数字、及び以下の記号
使用可能記号 !- / (!"#\$\$%&'()*+,-./):;-@ (;<=>?@), [- ({}^_), {-~ ({}~), ¥

- ④ 登録した経理担当者IDは一覧画面に表示されます。パスワードとともに、経理担当者ID権限を付与する担当者に伝えてください。

第一種特定原産地証明書発給システム（経理担当の管理）

HOME 企業情報 等

日本商事 日本 太郎

メニューに戻る

グループA グループB

氏名和文（部分一致）

E-mail（部分一致）

検索表示

新規登録

通知書再印刷 パスワードリセット通知書印刷

検索件数:1 ページ: 1

☐	氏名和文	ユーザーID	E-mail	グループA	グループB	電話番号	停止日	修正	削除
☐	日本 経理	3sfUfJn5Rn42	nihon_keiri@jcci.or.jp	日本グループ		0312345678		修正	削除

検索件数:1 ページ: 1



- [通知書印刷（通知書再印刷）] ボタンをクリックすることで、各経理担当者の氏名の左側にあるチェックボックスに☑を入れて選択した経理担当者IDおよびパスワードが記された通知書（PDF）を表示します。経理担当者ID権限を付与する担当者に、経理担当者IDおよびパスワードを伝える際に活用ください。
- 経理担当者IDの情報を修正する必要がある場合、[修正] ボタンをクリックもしくはユーザー名のリンクをクリックすることで、「経理担当の修正」画面に遷移します。
- [パスワードリセット通知書印刷] ボタンをクリックすることで、パスワードを生成し直します。
- [削除] ボタンをクリックすることで、当該経理担当者IDを削除します。

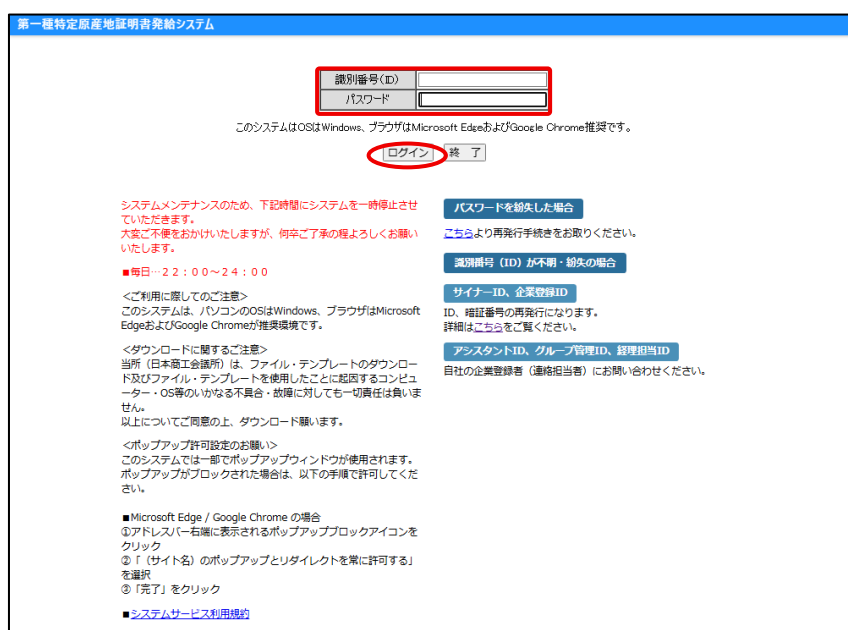
■経理担当者による操作

（１）第一種特定原産地証明書発給システムにログインする

- ① ホームページ「EPAに基づく特定原産地証明書発給事業」の「発給システム（登録者のみ）」をクリックします。



- ② ログイン画面で、経理担当者の「識別番号（ID）」と「パスワード」を入力し、「ログイン」ボタンをクリックします。



（２）経理担当者 ID ログイン後のメニュー

経理担当者は、クレジット決済、事前振込連絡、後日請求郵送依頼、Web請求書印刷等、発給手数料の支払いに関する操作を行うことが可能です。

また、画面右側に、発給手数料の支払いに関する関連資料一式を掲載していますので、ご覧ください。

第一種特定原産地証明書発給システム	
HOME 手数料支払 企業情報 等	
ログアウト	
メニュー	資料
手数料支払 クレジット決済 事前振込連絡 後日請求郵送依頼 Web請求書 発給申請情報出力 特商法に基づく表記	クレジットカード 第一種特定原産地証明書発給手数料のクレジットカード決済の手順等について 銀行振込（事前振込） 発給手数料の事前振込の手順等について 後日払い 第一種特定原産地証明書発給手数料「後日振込払い」について 第一種特定原産地証明書後日郵送依頼の手順等について（窓口受取は従来どおり受領書を持参して引き取りです）



メモ

画面上部の「企業情報等」をクリックすることで表示される「パスワード変更」メニューにより、ログインパスワードを変更することが可能です。

パスワードの再設定

5.14 パスワードを紛失してしまった場合

サイナー登録時にメールアドレスを登録している場合、パスワードを紛失してしまった際に、サイナーIDとメールアドレスを入力することでパスワードの再設定が可能です。

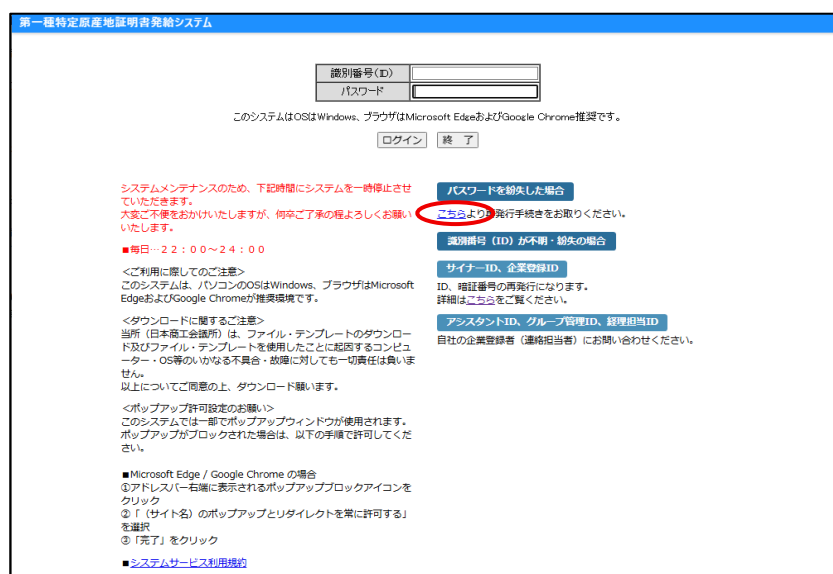
サイナーIDが分からなくなってしまった場合や、メールアドレスを登録していない場合、再発行手続きをしていただく必要があります。

(1) 第一種特定原産地証明書発給システムにログインする

- ① ホームページ「EPAに基づく特定原産地証明書発給事業」の「発給システム（登録者のみ）」をクリックします。



- ② [ログイン画面] で [こちら] をクリックします。



（２）パスワードリセットをする

- ①[識別番号 (ID)] に自身のサイナーID、[メールアドレス] にサイナー登録時に登録したメールアドレスを入力し、[パスワードリセットメール送信] をクリックします。

第一種特定原産地証明書発給システム（パスワードリセット）

識別番号(ID)	
メールアドレス	

- ②登録したメールアドレスにパスワードリセットメールが届きます。
パスワードリセットメールに記載されているURLをクリックします。

パスワードリセット

 x-tokuteico@jcci.or.jp が代理で送信: 日本商工会議所 国際部 <x-tokuteico@tokutei.jcci.or.jp>
宛先                                           

パスワードリセットを行います。下記の URL より、パスワードを再登録してください。

<https://x-tokuteico.jcci.or.jp/reset-password>

ユーザ ID :                                           

有効期限 : 2026/05/19 17:51:15

このメールは、日本商工会議所国際部特定原産地証明担当より自動的に送信されています。

このメールは配信専用です。

このメールに対して返信しないようお願いいたします。

このメールに心当たりがない場合や、ご不明な点がある場合は下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

日本商工会議所
国際部 特定原産地証明担当
電 話 : 03-3283-7850
E-mail : tokuteico@jcci.or.jp

- ③パスワードリセット画面が表示されるため、[パスワード] と [パスワード (確認用)] に新しいパスワードを入力し、[パスワードリセット] をクリックします。

第一種特定原産地証明書発給システム (パスワードリセット)

パスワード

パスワード(確認用)

パスワードリセット

戻る

※パスワードの変更を実施した場合、郵送した識別番号・暗証番号通知のパスワードとは変更されます。以降はご自身で、パスワードの管理をお願いします。

④パスワードリセット完了画面が表示されます。

第一種特定原産地証明書発給システム（パスワードリセット）

パスワードリセットが完了しました。
新しいパスワードで、再度ログインを実施してください。

[戻る](#)

ステップ6 原産品判定依頼を行う

各EPAに基づき、輸出産品の第一種特定原産地証明書を取得するためには、その輸出産品がEPAで規定されている原産地規則を満たしている必要があります。輸出産品が原産品として認められるか否かの審査は、日本商工会議所で行われます。

原産品判定依頼の手続き

6.1 原産品判定依頼書を入力する

第一種特定原産地証明書発給システムから、原産品判定依頼書を入力し、申請手続きをします。原産品判定依頼の手数料は無料です。

■事前準備：原産品であることを明らかにする資料の準備

原産品判定依頼に先立ち、「原産品であることを明らかにする資料」（以下、証明資料）を準備する必要があります。

輸出産品の原産資格の確認・書類入手方法については、「事前準備編」の「ステップ4 輸出産品に関する原産資格を確認する」を参照してください。



参照

経済産業省「原産性を判断するための基本的考え方と整えるべき保存書類の例示」
(https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/download/gensanchi/roo_guideline_preservation.pdf)もあわせてご参照ください。

■原産品判定依頼者について

原産品の判定依頼は、原則として判定依頼対象の輸出産品の生産者が行います。

輸出者が行うこともできますが、この場合、輸出者は、生産者から輸出産品に関する情報（証明資料）を入手する必要があります。



注意

- 輸出産品の生産者でも輸出者でもない者（卸売業者など）は、原産品の判定依頼を行うことができません。
- 輸出産品の生産者もしくは輸出者いずれの場合でも、判定依頼者は、原産品であることの確認に必要な輸出産品の材料や価額、仕入元などの詳細な資料を、日本商工会議所の求めに応じて提出できる者でなければなりません。

■証明資料提出同意通知書について

発給申請者（輸出者）の依頼で生産者が原産品判定依頼を行う場合、生産者から日本商工会議所に対して、当該発給申請者にその原産品の利用を認める手続「証明資料提出同意通知書」の提出が必要です。

「証明資料提出同意通知書」（以下、同意通知書）とは、生産者から日本商工会議所に対して、生産者が、発給申請者（輸出者）からの依頼を受けて、日本商工会議所への証明資料の提出（原産品判定依頼）に同意したことを示すものです。運用上、日本商工会議所への同意通知書の提出は、当該生産者が、発給申請者（輸出者）にその原産品判定番号の利用を認める手続を兼ねています。

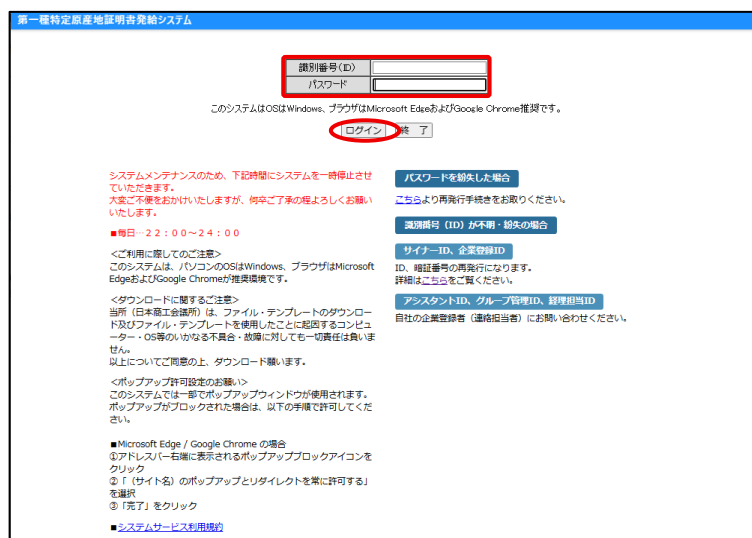
詳しくは、「6.5 同意通知書を提出する（判定依頼する生産者が輸出しない場合）」（P.115）を参照してください。

（１）第一種特定原産地証明書発給システムにログインする

- ① ホームページ「EPAに基づく特定原産地証明書発給事業」の「発給システム（登録者のみ）」をクリックします。



- ② ログイン画面で、サイナー或いはサイナーが作成したアシスタントの「識別番号（ID）」と「パスワード」を入力し、「ログイン」ボタンをクリックします。



(2) [原産品判定依頼書入力]画面を開く（①もしくは②のいずれか进行操作）

① [判定依頼] メニューの [原産品判定依頼書入力] をクリックします。

第一種特定原産地証明書発給システム

HOME **判定依頼** 発給申請 手数料支払 企業情報 等 ログアウト

メニュー	資料
原産品判定 原産品判定依頼一覧 原産品判定依頼書入力 原産品同意通知書入力 原産品利用状況 原産品利用回数 サプライヤー検索	原産性を判断するための基本的考え方と整えるべき保存書類の例示 〔経済産業省〕 申請手続における提出書類等の例示と留意事項〔経済産業省〕 PE対比表フォーマット〔EXCEL〕 CTC対比表フォーマット〔EXCEL〕 VA計算表フォーマット スイス以外〔EXCEL〕 VA計算表フォーマット スイス〔EXCEL〕 繊維製品の原産地規則・証明方法に関する留意事項〔経済産業省〕 申請手続における提出書類等の例示と留意事項〔農林水産品編〕〔経済産業省〕 農林産品に係る生産証明書〔WORD〕 農林産加工品に係る製造証明書〔WORD〕 漁獲・養殖証明書〔WORD〕 水産品に係る加工証明書〔WORD〕 牛肉に係る個体識別番号通知書〔WORD〕 〔記載例1〕農林産品に係る生産証明書 〔記載例2〕農林産品に係る生産証明書 【原産品判定EXCELインポート関連情報】 原産品判定EXCEL入力インポート仕様 原産品判定依頼EXCELインポート コード関係書類 原産品判定依頼EXCELインポート記入例 CTC対比表EXCELインポート仕様 CTC対比表EXCELインポート記入例 VA計算ワークシートEXCELインポート仕様 VA計算ワークシートEXCELインポート記入例 CTC+VA EXCELインポート仕様 CTC+VA EXCELインポート記入例 CTC及びVA関連の通貨単位コード

② [判定依頼] メニューの [原産品判定依頼書一覧] をクリックし、[原産品判定依頼書一覧] 画面の [新規入力] ボタンをクリックします。

第一種特定原産地証明書発給システム

HOME **判定依頼** 発給申請 手数料支払 企業情報 等 ログアウト

メニュー	資料
原産品判定 原産品判定依頼一覧 原産品判定依頼書入力 原産品同意通知書入力 原産品利用状況 原産品利用回数 サプライヤー検索	原産性を判断するための基本的考え方と整えるべき保存書類の例示 〔経済産業省〕 申請手続における提出書類等の例示と留意事項〔経済産業省〕 PE対比表フォーマット〔EXCEL〕 CTC対比表フォーマット〔EXCEL〕 VA計算表フォーマット スイス以外〔EXCEL〕 VA計算表フォーマット スイス〔EXCEL〕 繊維製品の原産地規則・証明方法に関する留意事項〔経済産業省〕 申請手続における提出書類等の例示と留意事項〔農林水産品編〕〔経済産業省〕 農林産品に係る生産証明書〔WORD〕 農林産加工品に係る製造証明書〔WORD〕 漁獲・養殖証明書〔WORD〕 水産品に係る加工証明書〔WORD〕 牛肉に係る個体識別番号通知書〔WORD〕 〔記載例1〕農林産品に係る生産証明書 〔記載例2〕農林産品に係る生産証明書 【原産品判定EXCELインポート関連情報】 原産品判定EXCEL入力インポート仕様 原産品判定依頼EXCELインポート コード関係書類 原産品判定依頼EXCELインポート記入例 CTC対比表EXCELインポート仕様 CTC対比表EXCELインポート記入例 VA計算ワークシートEXCELインポート仕様 VA計算ワークシートEXCELインポート記入例 CTC+VA EXCELインポート仕様 CTC+VA EXCELインポート記入例 CTC及びVA関連の通貨単位コード

ビュー選択 [標準] [ビュー切替] ビュー設定・検索条件設定

▼ 検索条件の開閉

判定受付番号	状態	判定依頼	HISコード
判定依頼日	依頼者名	依頼者名	依頼者名
原産品判定番号	生産者名	生産者名	生産者名
協定	協定	協定	協定
並び順	優先順位	受付番号	判定受付事務所
	優先順位	協定	表示件数/条件
			表示可のみ

※1 判定依頼日は西暦年月日の数字を入力してください。〔例〕2025年5月1日→20250501〕

※2 協定に申請した案件を見たい場合は、〔状態〕を指定してください。

※3 非表示欄をチェックすると当該項目を非表示にできます。非表示は、右上の「条件」を「全て」に設定し、チェックを外してください。

※4 複数の単語で検索する場合は、単語の間をスペースで区切ってください。除外検索する場合は、単語の先頭に「!」を付けてください。〔例〕商工会議所 !本店〕

新規入力 EXCEL形式で新規入力

※同意：同意通知書が提出されている商品には○が表示されます。

検索件数： 31 ページ： 1 2 [次]

協定	受付番号	判定番号	依頼日	最終更新日	HISコード	状態	商品名	依頼者名	事務所	同意	表示	削除	複製	非表示	詳細申請
タイ	40641404		2024/03/17	2024/03/17	840871	判定依頼	Thailandanp instest	上高地 太郎	上高地						
タイ	37284304		2024/05/08	2024/05/08	820111	判定依頼	pezt	上高地 次郎	上高地						
タイ	36702504		2024/02/06	2024/02/06	190500	判定依頼	pezt	上高地 次郎	上高地						
インドネシア	33823805		2024/04/16	2024/04/16	870320	判定依頼	pinikuhawotau	赤松 一郎	上高地						
インドネシア	81482205		2025/03/06	2025/03/06	870410	判定依頼	radister2025-k	かみこちでずと企業	上高地						

③ 誓約事項の内容をよく読み、[はい] ボタンをクリックします。

日本商工会議所 御中

キャンセル 保存 判定依頼

- 当社/私は、標記原産品判定依頼に関し、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律に則り、当該原産品判定依頼書に添付する申告内容は全て真実であることを誓約します。
- 当社/私は、当該原産品判定依頼書について、記載内容を立証する関係資料を原産地証明書の発給の日以後5年間(日・ブルネイ協定、日・アセアン協定、日・イスイス協定、日・ベトナム協定および RCEP 協定は3年間)保存し、関係国政府及び政府の関係機関からの要請に応じて提出することを誓約します。
- 当社/私は、当該判定依頼書について次に掲げる事実を知ったときは、遅滞なくその旨を書面により関係機関に通知することを誓約します。
 - 当該第一種特定原産地証明書の発給を受けた物品が特定原産品でなかったこと
 - 当該原産品判定依頼書の内容に誤りがあったこと
- 当社/私は、当該判定依頼書について原産品であると判定を受けた後も、当該原産品が原産地規則等を満たしているかどうかを定期的に確認し、原産性を判断するための要素（特に生産場所、生産工程）に変更があった場合には、原産性の有無をその都度再検証することを誓約します。
- 当社/私は、システムサービス利用規約の内容を確認し、その定めに従って本サービスを利用することを誓約します。

注意事項
本原産品判定依頼書に虚偽の申請内容があった場合には、同法第36条の規定による罰則が適用されますので十分注意してください。

以上の事項のとおり誓約し、判定依頼書を記入します。

はい いいえ

(3) 原産品判定依頼書一覧画面の見方

判定依頼済み、または承認済みの情報を複写して新規入力をしたい場合は、検索メニュー（A）を入力して、[検索表示] ボタンをクリックします。（B）に検索結果が表示されるので、複写したい判定依頼情報の[複写] ボタンをクリックします。

保存した情報を修正・削除するには、検索メニュー（A）を入力して、[検索表示] ボタンをクリックします。（B）に検索結果が表示されるので、状態が「判定依頼」の場合、修正・削除したい判定依頼情報の[修正]、または[削除] ボタンをクリックします。

ビュー選択 標準 ビュー切替 ビュー設定・検索条件設定

▼ 検索条件の開閉

A

判定受付番号	検索※2	判定依頼	HSコード (先頭一致)
判定依頼日※1	依頼者名※4 (部分一致/除外)		
原産品判定番号	生産者会社名※4 (部分一致/除外)		
協定	商品名 (部分一致)		
並び順	最先順位1 受付番号 降順 最先順位2 協定 昇順	判定受付事務所	表示件数/条件 20 表示可のみ

※1 判定依頼日は西暦年月日の数字を入力してください。（例：2025年5月1日→20250501）
 ※2 過去に申請した案件を見たい場合は、「状態」を変更してください。
 ※3 非表示欄をチェックすると当該産品を非表示にできます。再表示は、右上の「条件」を「全て」に設定し、チェックを外してください。
 ※4 複数の単語で検索する場合は、単語の間をスペースで区切ってください。
 除外検索する場合は、単語の先頭に「!」を付けてください。（例：商工会議所 !本店）

検索表示

B

新規入力 EXCEL形式で新規入力 ※同意：同意通知書が提出されている産品には○が表示されます。

検索件数： 31 ページ： 1 2 [次]

協定	受付番号	判定番号	依頼日	最終更新日	HSコード	状態	商品名	依頼者名	事務所	同意※	修正	削除	複写	非表示※3	発給申請回数
タイ	40641404		2026/03/17	2026/03/17	848071	判定依頼	Thaillandsanpintest	上高地 太郎	上高地		修正	削除	複写	○	
タイ	37384304		2024/05/08	2024/05/08	620111	判定依頼	test	上高地 次郎	上高地		修正	削除	複写	○	
タイ	36702504		2024/02/06	2024/02/06	180500	判定依頼	test	上高地 次郎	上高地		修正	削除	複写	○	
インドネシア	23933805		2026/04/16	2026/04/16	070320	判定依頼	ninnikuyushutsu	手鈴部 一郎	上高地		修正	削除	複写	○	
インドネシア	23492205		2025/03/06	2025/03/06	870410	判定依頼	radiater2025-x	かみこうちです	上高地		修正	削除	複写	○	

状態が「判定依頼」の場合、受付番号をクリックして原産品判定依頼書を開き、画面最下部の「依頼取消」をクリックすることで、「保存」に戻すことができます。

[状態] のステータス欄が [手続中]、[承認]、[否決] になっている場合は、判定依頼者による情報の変更はできません。

状態が「手続中」の場合、判定依頼を審査中のため、判定事務所へご連絡ください。状態が「承認」の場合、修正・削除できませんので、再度判定依頼を行ってください。

承認済みの判定依頼は、[非表示] 欄で表示・非表示の設定が可能です。

〔状態〕 欄のステータスについて

- **判定依頼**…判定依頼中（受理前のため依頼取消が可能）の状態。
- **手続中**…判定依頼を受理し、審査している状態。
- **承認**…審査が終わり、承認された状態。承認された輸出産品は発給申請可能。
- **保存**…判定依頼する前に情報を途中まで入力し、保存した状態。
- **保留**…審査段階で、内容の不備などの理由で差し戻された状態。
「修正」ボタンから再度判定依頼が可能。
- **否決**…判定依頼が否決された状態。



● 原産品判定結果の通知

日本商工会議所が原産品判定に関して必要な情報を受理してから原産品判定番号を付与するまでの期間は、提出書類の不備、不足などがある場合を除き、原則3営業日（申請者の責に帰すべき遅延期間を除く）を目安としています。申請内容の修正が必要な場合、3営業日を超える場合があります。また、一時的に判定依頼が集中した場合、通常よりも審査にお時間をいただく可能性があります。判定結果は、第一種特定原産地証明書発給システムから確認できます。

● 原産品判定結果の有効期間

原産品判定結果の有効期間はありません。

原産品であると判定された輸出産品については、判定依頼の際に提出した資料の内容に変更がない限り、その判定結果を使用して、同一の輸出産品についての第一種特定原産地証明書の発給申請を繰り返し行うことができます。しかし、その製品の生産に関する材料調達先や材料価格の変更などがある場合には、改めて原産品判定を受けてください。



注意

書類などの保存義務

判定依頼のための申告データや証明資料（伝票、書類など）は、法律上、第一種特定原産地証明書発給日から5年間（日ブルネイ協定、日スイス協定、日ベトナム協定、日アセアン協定、RCEP協定は3年間）の保存が義務付けられています。

（４）原産品判定依頼書を作成する - 生産者の登録

- ① [協定]、[判定事務所] 欄の▼をクリックして、該当の協定名、および事務所名を選択します。
事務所は8か所の中から1か所を選択してください。

※協定は後で変更すると入力したデータが無効になる場合がありますので、お間違えのないようにご注意ください。
判定事務所を選択しないと、登録住所の最寄りの事務所をシステムが自動的に選択します。

協定	協定選択 ▼	利用する協定を選択してください。
判定事務所	事務所選択 ▼	

- ② [生産者] 欄については、「判定依頼者が実生産者」、「判定依頼者が委託生産者」、「他企業が生産者」のうち、該当するものを選択してください。

*** 下記の欄のうち、◎のついた欄は必須項目となりますので、必ずご記入ください。***

■判定依頼者
原産品判定依頼は、原則、当該製品の生産者が行いますが、輸出者が行うことも可能です。
(この場合、輸出者は生産者から当該製品に関する情報(証明資料)を入手する必要があります)。
いずれの場合も、特定原産品であることを明らかにする資料を、日本商工会議所の求めに応じて提出できる者でなければなりません。

判定依頼者	◎	企業登録番号	A00359149
	◎	和文氏名	日商 一郎
	◎	和文社名(屋号)	株式会社 株式会社テスト①
	◎	郵便番号	〒 100 - 0005
	◎	所在地	東京都千代田区丸の内

■生産者欄

- ☐ 生産者情報の入力が必要 (判定依頼者が実生産者)
- ☐ 委託誓約書の作成が必要 (判定依頼者が委託生産者)
- ☐ 生産者情報の入力が必要 (他企業が生産者 等)



注意

- [判定依頼者] 欄は自動で入力されています。
判定依頼者については、「■原産品判定依頼者について」(P.62) もあわせて参照してください。
- 初回入力時のサイナーと異なるサイナーが入力内容の修正作業などを行った場合、判定依頼者が、新たに作業をしたサイナーに変更されますのでご注意ください。

■判定依頼者が実生産者の場合

新システムでは、判定依頼者が実生産者の場合、生産者欄の入力が不要となります。そのまま、「協定に定められた原産地規則に基づき、原産品判定依頼を行う。」の[はい] ボタンをクリックしてください。判定依頼対象製品のHSコードなどの入力項目が画面下部に表示されます。

■生産者欄

- ☐ 生産者情報の入力が必要 (判定依頼者が実生産者)
- ☐ 委託誓約書の作成が必要 (判定依頼者が委託生産者)
- ☐ 生産者情報の入力が必要 (他企業が生産者 等)

協定に定められた原産地規則に基づき、原産品判定依頼を行う。

■ 判定依頼者が委託生産者の場合

判定依頼者が委託生産者の場合、発給システム上で「委託生産者であることのチェックシートおよび誓約書」を作成するためのボタン（「委託誓約書」ボタン）が表示されます。

■ 生産者欄

- ☐ 生産者情報の入力が必要（判定依頼者が実生産者）
☒ 委託誓約書の作成が必要（判定依頼者が委託生産者）
☐ 生産者情報の入力が必要（他企業が生産者等）

委託誓約書

協定に定められた原産地規則に基づき、原産品判定依頼を行う。

はい

いいえ

「委託誓約書」の作成方法は以下をご確認ください。

- ①「委託生産者であることのチェックシート」にて、チェックシート上部の注意事項をよくお読みのうえ、8つの確認項目について、プルダウンで「はい」、「いいえ」のいずれかを選択してください。

戻る

委託生産者であることのチェックシート

注意事項

法令上、原産品判定依頼が認められているのは、輸出者・生産者のいずれかのみです。

判定依頼のための申告データや立証書類（伝票、書類など）は、輸出のつど、法律上、第一種特定原産地証明書発給日の翌日から5年間（日ブルネイ協定、日スイス協定、日ベトナム協定、日アセアン協定、RCEP協定は3年間）の保存が義務付けられています。

原産品であると判断された輸出品については、判定依頼の際に提出した資料の内容に変更がない限り、その判定結果を使用して、同一の輸出品についての第一種特定原産地証明書の発給申請を繰り返し行うことができます。しかし、その製品の生産に関する材料調達先や材料価格の変化などがある場合には、必要に応じて、改めて原産品判定を受けてください。

上記の注意事項をよくお読みの上、以下の確認項目にお答えください。

①製品の企画・仕様（サイズ・性能など）はあなたの会社が決定していますか	はい
②製品の生産に使用する材料はあなたの会社が調達・支給していますか、もしくはあなたの会社が材料を指定していますか（VAの場合）あなたの会社が材料の金額も把握していますか	はい
③あなたの会社は、製品の製造場所および生産工程について、実地検査や書面で確認するなどにより、管理・指揮していますか	はい
④委託生産者の3要件である上記①～③を確認できる製造委託関係の書類を保管していますか	はい
⑤製品の生産に使用する材料や仕様・製造場所の変更は、あらかじめあなたの会社で把握し、定期的に①・②を確認できる体制になっていますか	はい
⑥あなたの会社の承諾なく製造場所の変更や再委託が行われていないかなど、定期的に③の製品の製造現場および生産工程を確認できる体制になっていますか	はい
⑦あなたの会社は、判定資料（対比表や計算ワークシートなど）を作成できますか	はい
⑧あなたの会社は、輸入国税関等から説明を求められた場合、資料に基づき説明責任を果たすことができますか	はい

※上記のチェックシートが全て「はい」となり、あなたの会社が製造全般の管理・指揮を行っているといえる場合には、「委託に係る誓約書」を作成・提出できます。
※保管している製造委託関係の書類を追加で確認する場合があります。

委託元	
委託元会社名（全角）	日本商事
担当部署名※1	日本グループ
担当者名（全角）	日本 太郎
担当者連絡先	03-1234-5678

※1 担当部署では、製造全般の管理・指揮とその後の定期的な確認を行ってください

注意

- 全ての項目が「はい」ではない場合、委託生産者として認められません。発給システム上で、「次の画面」ボタンをクリックした際に、「チェックシートの回答が全て「はい」ではありません。全て「はい」ではない場合、委託生産者として認められません。」のアラートが表示されて、次の画面に進むことは出来ません。
- チェックシート下部の委託元については、判定依頼者の情報が自動表示されます。「委託元会社名」以外は、内容の変更が可能です。

② 委託誓約書の右上の各欄は判定依頼者の情報が自動表示されますが、内容の変更が可能です。

「行追加」ボタンをクリックすることで、生産場所の追加が可能です。また、「生産者追加」ボタンをクリックすることで、生産を行っている者の追加が可能です。

必要事項を全て入力し終わったら、「保存」ボタンをクリックします。

関係各位

企業名

住所

代表者名

部署・担当者名

連絡先

日本商事

東京都千代田区千代田

日本 次郎

日本 太郎

03-1234-5678

当社が原産品判定依頼を行った下記商品は、生産に係る企画・仕様の決定、原材料の調達・支給・指定等を当社が行い、当社による生産全般の管理・指揮の下、下記の者が生産を行っていることを誓約いたします。

産 品

品名（英文）

製造番号・型番

Test PC など

T-2025-00011 など

生産を行っている者

企業名（全角）

住所

部署名・担当者名（全角）

連絡先電話番号

メールアドレス

生産場所

生産住所

生産場所

埼玉県さいたま市○○○ 1-23-4 等

場所等

行追加

前の画面

生産者追加

保 存

③ 委託生産者であることのチェックシートおよび誓約書の作成が完了すると、「委託誓約書」ボタンの右側に「登録済み」が表示されます。

「協定に定められた原産地規則に基づき、原産品判定依頼を行う。」の「はい」ボタンをクリックしてください。判定依頼対象製品のHSコードなどの入力項目が画面下部に表示されます。

■生産者欄

- ☐ 生産者情報の入力が必要（判定依頼者が実生産者）
- ☒ 委託誓約書の作成が必要（判定依頼者が委託生産者）
- ☐ 生産者情報の入力が必要（他企業が生産者 等）

委託誓約書 登録済み

日アセアン 協定に定められた原産地規則に基づき、原産品判定依頼を行う。

はい

いいえ



メモ

発給システム上での「委託生産者であることのチェックシートおよび誓約書」の作成ではなく、判定依頼書の「（４）典拠書類」欄で、「委託生産者であることのチェックシートおよび誓約書」のPDFファイルをアップロードすることも可能です。

■他企業が生産者の場合（判定依頼者と生産者が異なる場合）

新システムでは、「他企業が生産者」を選択した場合（判定依頼者と生産者が異なる場合）に、生産者欄が表示されます。

他企業の生産者の登録方法は、以下をご確認ください。

①「生産者から情報提供を受けて本資料を作成しました」のチェックボックスに必ず☑を入れてください。

■生産者欄

- ☐ 生産者情報の入力が必要（判定依頼者が実生産者）
- ☐ 委託誓約書の作成が必要（判定依頼者が委託生産者）
- ☒ 生産者情報の入力が必要（他企業が生産者 等）

☐ 生産者から情報提供を受けて本資料を作成しました

- ② 企業登録している生産者の場合は、「企業番号」欄に企業番号を入力し、「情報取込」ボタンをクリックすると、企業番号に対応した生産者情報が自動で入力されます。

■生産者欄

☐ 生産者情報の入力が必要（判定依頼者が実生産者）
☐ 委託誓約書の作成が必要（判定依頼者が委託生産者）
☒ 生産者情報の入力が必要（他企業が生産者等）

☐ 生産者から情報提供を受けて本資料を作成しました

※生産者情報を入力する場合は、上記のチェックボックスのチェックをつけて、表示された入力欄に生産者の企業登録番号を入力し、情報取り込みを行ってください。
 企業登録をしていない生産者を入力する場合等、生産者欄を任意入力する際は、企業登録番号欄に“999999999”（数字9桁）を入力し、下記の誓約にチェックしてください。

☐ 企業登録が無い企業を生産者へ登録する場合は、誓約（全責任を負う等）する
 ※上記チェックボックスにチェックをする事で、企業登録番号欄に“999999999”を指定して生産者情報の入力が可能となります。

◎ 企業登録番号：半角英数字		情報取込
和文社名(屋号)：全角		
英文社名：半角		

- ③ 企業登録が無い企業を生産者として登録する場合は、誓約（当該登録内容に関する全責任を負う等）を行ったうえで、「企業登録が無い企業を生産者へ登録する場合は、誓約（全責任を負う等）する」チェックボックスに☑を入れてください。

生産者と判定依頼者が異なる場合で、生産者が企業登録をしていない場合は、「生産者」の「企業登録番号」欄に「999999999（9を9桁）」と入力し、社名などの情報を入力してください。

※生産者情報を入力する場合は、上記のチェックボックスのチェックをつけて、表示された入力欄に生産者の企業登録番号を入力し、情報取り込みを行ってください。
 企業登録をしていない生産者を入力する場合等、生産者欄を任意入力する際は、企業登録番号欄に“999999999”（数字9桁）を入力し、下記の誓約にチェックしてください。

☒ 企業登録が無い企業を生産者へ登録する場合は、誓約（全責任を負う等）する
 ※上記チェックボックスにチェックをする事で、企業登録番号欄に“999999999”を指定して生産者情報の入力が可能となります。

◎ 企業登録番号：半角英数字	999999999	情報取込
和文社名(屋号)：全角		
英文社名：半角		
電話番号：半角		
FAX番号：半角		
E-mail：半角		
郵便番号：半角数字	〒	自動入力
旧システム和文住所		
所在地：全角	都道府県	例：東京都
	市区町村	例：新宿区
	町名以降	例：西新宿2-8-1
生産者	担当者名	
	担当者電話番号：半角	
	担当者E-Mail：半角	
	旧システム英文所在地	, Japan
英文所在地：半角	Addr1	
	Addr2	
	Addr3	
	Addr4	
	現住所WEBサイト	

**注意****日メキシコ協定・日ペルー協定**

原産地証明書には生産者の名称・住所を記載する欄がありますが、企業登録していない生産者は、日メキシコ協定、日ペルー協定の証明書に生産者名を記載できません。

④「Add 1」は必須入力、「Add 2」～「Add 4」は任意入力となります。

「Add 1」欄に全て入力、又は「Add 1」欄と「Add 2」欄以降に分割入力のいずれも可能です。
適当な位置で表示住所を改行したい場合、「Add 2」欄以降を活用ください。

英文所在地：半角	Addr1	
	Addr2	
	Addr3	
	Addr4	
現住所WEBサイト		

⑤ 過去、生産者として原産品判定依頼した実績のある企業名を入力して「企業検索」ボタンをクリックすることで、当該企業の企業登録番号を呼び出すことが可能です。

※過去に生産者として登録を行った企業に限り、下記欄で企業登録番号を検索することが可能です。

企業名：全角

企業検索

**メモ****農林産品で仕入書等を活用した判定依頼を行う場合**

- 農林産品で仕入書等（仕入書、納品書、契約書、伝票等）を活用した判定依頼を行う場合、「誓約し都道府県を入力する」のチェックボックスに☑を入れることで、「原産地」欄が表示されますので、農林産品が生産された都道府県を入力してください。
- 「誓約し都道府県を入力する」のチェックボックスに☑を入れる前に、生産者欄が空欄であることを確認してください。
- 「誓約し都道府県を入力する」のチェックボックスに☑を入れると、生産者欄の企業登録番号に「999999999」が自動表示されるとともに、生産者欄の入力が不可になります。

※野菜等の生産者の特定が難しい場合は、下記のチェック欄にチェックした上で、原産地（都道府県）のみを入力してください。
※下記項目に入力を行い原産品判定依頼を行う場合、生産者欄が空欄であることを確認してから依頼を行ってください。

☒ 誓約し都道府県を入力する

原産地：全角



メモ

RCEP 協定 [生産者名および所在地の証明書への記載] 欄

RCEP協定では、証明書に生産者名および所在地を記載するか、判定依頼時に選択します。証明書に「記載する」を選択すると、証明書の3欄または8欄に生産者名および所在地を記載します。「記載しない（機密にする）」を選択すると、証明書に「CONFIDENTIAL」と印字します。「CONFIDENTIAL」と印字した場合であっても、所管官庁または権限のある当局から開示を要請されることがあります。判定依頼者は生産者を知っていることが前提ですが、「記載しない（生産者の詳細が不明）」を選択した場合、証明書に「NOT AVAILABLE」と印字します。

■生産者名および所在地の証明書への記載	
※証明書 3 欄への生産者情報の記載可否を選択してください。	
☒ 記載する	※生産者欄に入力された英文社名および英文所在地が第一種特定原産地証明書上に記載されます。
☐ 記載しない（機密にする）	※生産者名および住所は第一種特定原産地証明書上に記載されず、代わりに「CONFIDENTIAL」と印字されます。
☐ 記載しない（生産者の詳細が不明）	※生産者名および住所は第一種特定原産地証明書上に記載されず、代わりに「NOT AVAILABLE」と印字されます。

- ⑥ 他企業が生産者の場合（判定依頼者と生産者が異なる場合）入力の完了後は、「協定に定められた原産地規則に基づき、原産品判定依頼を行う。」の「はい」ボタンをクリックしてください。判定依頼対象製品のHSコードなどの入力項目が画面下部に表示されます。

日インドネシア 協定に定められた原産地規則に基づき、原産品判定依頼を行う。

はい いいえ

（５）原産品判定依頼書を作成する - 製品の登録

判定依頼対象製品の情報を入力します。

- [関税分類番号及び原産品名] 欄

■関税分類番号(tariff classification number) 及び 原産品名(Description of good(s))	
原産品判定の対象となる製品の関税分類番号（半角数字6桁）と原産品名（英字）を記入してください。	
※関税分類番号(HSコード)は、輸入時のものを使用してください。また、2017年1月1日に改正された統一システムの番号を入力してください。	
※判定対象製品の一般名称（英文）は、ブランド名や商品コードのみの記入ではなく、具体的かつ一般的な商品名を入力してください。	
※原産地証明書に記載する輸出品名（商品名等・英文）の入力は任意です。入力する場合は、原則としてインボイス等に表記されている品名と実質的に同一となるよう入力してください。	
原産地証明書の Field4 : Description of good(s) に反映されます。	
未入力で判定依頼した場合、判定対象製品の一般名称（英文）に入力した内容が発給申請時の産品名称の初期表示となります。	
(1) 原産品判定を行う輸出品のHSコード及び英文名称を入力してください。	
HSコード (6桁)	判定対象製品の一般名称 (英文)
870410	Test Sanpin
	原産地証明書に記載する輸出品名 (商品名等・英文)
	Test Sanpin



- 「判定対象製品の一般名称（英文）欄」の入力は必須です。ブランド名や商品コードのみの入力ではなく、具体的かつ一般的な商品名を入力してください。モデル名や型番のみの入力では判定できません。
- 「原産地証明書に記載する輸出品名（商品名等・英文）」欄の入力は任意です。入力する場合は、各協定の内容などを確認のうえ、原則としてインボイス等に表記されている品名と実質的に同一となるよう入力してください。入力した内容は、発給申請時における「原産品名」および「原産地証明書に印字される原産品名」の初期表示となります。
- 「原産地証明書に記載する輸出品名（商品名等・英文）」欄を未入力で判定依頼した場合、「判定対象製品の一般名称（英文）」欄の入力内容が発給申請時の産品名称の初期表示となります。
- 税関ホームページの輸出統計品目表でHSコードを確認する場合は、下記の輸出統計品目表を参照してください。
RCEP協定…HS2022
日タイ協定、日アセアン協定、日インドネシア協定…HS2017
日オーストラリア協定、日モンゴル協定…HS2012
日スイス協定、日ベトナム協定、日インド協定、日ペルー協定…HS2007
それ以外の協定…HS2002
- HSコードや輸出統計品目表の確認について詳しくは、「事前準備編」の「ステップ1 輸出品のHSコードを確認する」を参照してください。



【関税分類番号及び原産品名】欄 ※GI（地理的表示）

入力されたHSコードが地理的表示（GI）対象産品に該当する場合、GI番号およびGI名称の入力欄が表示されます。GI対象産品については、登録されているGI番号を入力してください。

■関税分類番号(tariff classification number) 及び 原産品名(Description of good(s))
原産品判定の対象となる産品の関税分類番号（半角数字6桁）と原産品名（英字）を記入してください。

※関税分類番号(HSコード)は、輸入時のものを使用してください。また、2002年1月1日に改正された統一システムの番号を入力してください。

※判定対象製品の一般名称（英文）は、ブランド名や商品コードのみの記入ではなく、具体的かつ一般的な商品名を入力してください。

※原産地証明書に記載する輸出品名（商品名等・英文）の入力は任意です。入力する場合は、原則としてインボイス等に表記されている品名と実質的に同一となるよう入力してください。

※原産地証明書のField4: Description of good(s)に反映されます。
未入力で判定依頼した場合、判定対象製品の一般名称（英文）に入力した内容が発給申請時の産品名称の初期表示となります。

(1) 原産品判定を行う輸出品のHSコード及び英文名称を入力してください。

HSコード (6桁)	判定対象製品の一般名称 (英文)
	原産地証明書に記載する輸出品名 (商品名等・英文)
070690	
GI (地理的表示) 認証登録番号 (半角数字)	
1	
GI (地理的表示) 名称 (半角英字)	
あおりカシス	

GI (地理的表示) 名称についてはこちら

入力したGI番号に基づき、GI名称が自動表示されます。

● [特惠基準] 欄

選択した協定と製品のHSコードの原産地規則をもとに、対応する判定基準の候補が自動表示されます。候補が複数ある場合は、該当するラジオボタンをチェックしてください。

■特惠基準(Preference criterion)
協定に基づき、輸出される製品が関税上の特惠待遇を得るためには、特惠基準のいずれか少なくとも1つの要件を満たさなければなりません。

※特惠基準を選択してください。

(2) 原産品判定基準：原産品判定基準を下記から選んでください。

☐ A	日本国内で完全に得られ又は生産される製品（協定第3章第29条1(a)）
☐ B	日本国内において原産材料のみから完全に生産される製品（協定第3章第29条1(b)）
☒ C	日本国内において非原産材料を使用し完全に生産される製品で、品目別原産地規則（附属書二）の要件等を全て満たす製品（協定第3章第29条1(c)）

(3) (2) のCを選択した場合の判定基準を下記から選んでください。

☐ 1	付加価値基準(VA)
☒ 2	関税番号変更基準(CTC)
☐ 3	加工工程基準(SP)
☐ 4	付加価値基準(VA) + 関税番号変更基準(CTC)



- 原産品判定基準については、「事前準備編」の「ステップ4 輸出品に関する原産資格を確認する」を参照してください。
- 日インド協定での原産品判定基準は、[A]、[B]のみです。
- [(3)] は、[(2) 原産品判定基準] 欄で [C]（日インド協定においては [B]）を選択した場合に選択する項目です。

(6) 原産品判定依頼書を作成する - 典拠書類の登録

典拠書類を登録します。

● 特惠基準が付加価値基準（VA）、関税分類変更基準（CTC）等の場合

CTC対比表、VA計算ワークシート、CTC対比表+VA計算ワークシートは、「登録画面」ボタンをクリックし、システム上で入力・作成もしくはファイルをアップロードしてください。

CTC対比表、VA計算ワークシート、CTC対比表+VA計算ワークシート以外の典拠書類は、「その他 典拠書類をアップロードする場合は、ここをクリック」をクリックして、ファイルアップロード欄を表示させて、典拠書類のカテゴリを選択のうえ、ファイルをアップロードしてください。

(3) (2) のCを選択した場合の判定基準を下記から選んでください。

☐ 1	付加価値基準(VA)
☒ 2	関税番号変更基準(CTC)
☐ 3	加工工程基準(SP)
☐ 4	付加価値基準(VA) + 関税番号変更基準(CTC)

(4) 典拠書類を選択してください。

<必要書類>

CTC対比表	登録画面	未登録
--------	------	-----

▶ その他典拠書類をアップロードする場合は、ここをクリック

典拠書類の作成が完了した場合は、「登録画面」ボタン横に黒文字で「登録済み」と表示されます。

(4)典拠書類を選択してください。		
<必要書類>		
CTC対比表	登録画面	登録済み
▶ その他典拠書類をアップロードする場合は、ここをクリック		

典拠書類の作成が未完了、又は途中の場合は、「登録画面」ボタン横に赤文字で「未登録」と表示されます。

(4)典拠書類を選択してください。		
<必要書類>		
CTC対比表	登録画面	未登録
▶ その他典拠書類をアップロードする場合は、ここをクリック		



- CTC対比表、VA計算ワークシート、CTC対比表+VA計算ワークシートの作成方法については「6.2 CTC対比表、VA計算ワークシート、CTC対比表+VA計算ワークシートの作成方法」(P.84)を参照してください。
- サプライヤー証明書の作成方法については「6.3 サプライヤー証明書作成方法」(P.101)を参照してください。

- 特惠基準が、完全生産品(A・WO等)、原産材料のみから生産される製品(B・PE等)、加工工程基準(SP)等の場合、特惠基準が関税分類変更基準(CTC等)、付加価値基準(VA等)、関税分類変更基準+付加価値基準(CTC+VA)において、CTC対比表、VA計算ワークシート、CTC対比表+VA計算ワークシート以外の場合

①「カテゴリ」を選択します。

管理番号	カテゴリ選択	ファイル選択
1	▼	ファイルを選択 選択されていません
2		
3	その他	
4	☐ サプライヤー証明書等、原産材料を立証する資料	
5	☐ 委託生産者関係書類(委託生産者チェックシート、誓約書等)	
	☐ 製造工程フロー図/生産指図書	
■その他の事	☐ 繊維製品及び同製品に係る生産内容証明書	
■該当するも	☐ 化学品の加工工程基準を立証する書類(化学反応を示した書類等)	

②「ファイルを選択」をクリックすると別ウィンドウでファイル選択画面が開きますので、アップロードする PDF ファイルを選択します。

(4)典拠書類を選択してください。		
▼ その他典拠書類をアップロードする場合は、ここをクリック		
管理番号	カテゴリ選択	ファイル選択
1	☐ 農林産品に係る生産物	ファイルを選択 テスト原...拠書類.pdf
2	▼	ファイルを選択 選択されていません
3	▼	ファイルを選択 選択されていません
4	▼	ファイルを選択 選択されていません
5	▼	ファイルを選択 選択されていません

続けてファイルをアップロード する場合は、次の欄のカテゴリを選択して「ファイルを選択」をクリックします。

注意

画面にファイル名が表示されますが、この時点ではファイルアップロードは完了していません。画面最下部の「保存」または「判定依頼」をクリックした時に反映されます。続けてファイルをアップロードする場合は、次の欄のカテゴリを選択して参照をクリックします。

メモ

■ 典拠書類における選択可能なカテゴリー一覧

1. 完全生産品関係

農林産品に係る生産証明書

農林産加工品に係る製造証明書

仕入書等（仕入書、契約書、納品書、伝票等）

漁獲・養殖証明書

水産品に係る加工証明書

牛肉に係る個体識別番号通知書

GI産品名が記載された納品書 / 地理的表示（GI）認定に基づく原産品としての説明書

鉄くず・廃材回収・加工における原産性を明らかにする宣誓文書（任意様式）

鉱石等の採掘・加工証明書（任意様式）

その他

2. 原産材料のみから生産される産品関係

原産材料のみから生産される産品（カテゴリーB）の判定資料

委託生産者関係書類（委託生産者チェックシート、誓約書等）

サプライヤー証明書等、原産材料を立証する資料

その他

3. 非原産材料を使用して生産される産品関係

サプライヤー証明書等、原産材料を立証する資料

委託生産者関係書類（委託生産者チェックシート、誓約書等）

製造工程フロー図 / 生産指図書

繊維製品及び同製品に係る生産内容証明書

化学品の加工工程基準を立証する書類（化学反応を示した書類等）

その他

(7) 原産品判定依頼書を作成する - その他の情報登録

その他の情報も内容に沿って入力・選択します。

● [その他の事項] 欄

使用した救済規定を選択します。使用していない場合は、[無]を選択してください。

■その他の事項	
※該当するものがない場合は、「無」を選択してください。	
(5) 判定基準の際、使用した原産品判定の規定を下記から選んでください。	
☐ 無	以下の規定を使用しない
☐ 1	僅少(DMI) (協定第3章第3.0条及び附属書二の規定による僅少の非原産材料を使用する場合)
☐ 2	累積(ACU) (協定第3章第2.9条による材料を使用する場合)
☐ 3	代替性のある产品及び材料(FGM) (協定第3章第3.4条による产品及び材料を使用する場合)



本発給システムのCTC対比表、VA計算ワークシート、CTC対比表+VA計算ワークシート登録機能を使用し、作成過程で材料入力時に「僅少（DMI）」や「累積（ACU）」を選択した場合は、その選択した内容が、本欄のチェックボックスに自動で反映されます。

● [本件に関するご担当者] 欄

判定審査の内容に関する問合せ・確認は、「本件に関するご担当者」宛にメールでご連絡します。本欄にはログインしているご担当者の情報が表示され、氏名は変更できませんが、電話番号・FAX番号・E-mailは必要に応じて変更できます。

※本件に関するご担当者・判定審査完了のメール送信希望の有無などをご確認ください。

■本件に関するご担当者

本件に関するご担当者	◎	氏 名：全角	日本 太郎
	◎	電話番号：半角	03-1234-5678
		FAX番号：半角	
	◎	E-mail：半角	nihon_taro@jcci.or.jp

判定審査の内容に関する問い合わせ・確認は「本件に関するご担当者」宛にメールでご連絡します。
メールアドレスは1名のみで、必ず届くメールアドレスを記載してください。

● [判定審査完了のメール送信希望の有無] 欄

判定審査完了通知メールを希望するか否かを選択します。希望する場合は、[E-mail] 欄に送信先のメールアドレスも入力してください。

■判定審査完了のメール送信希望の有無

E-mail送信希望	☒ 希望する ☐ 希望しない	E-mail：半角	nihon_taro@jcci.or.jp ※カンマ(,)区切り、もしくはセミコロン(;)区切りで複数登録が可能です。 ※メインメニューで初期値を設定できます。
------------	--	-----------	--



発給システムログイン後のメイン画面の「メール送信設定」で、「メール配信を希望する」の設定が可能です。メール配信を希望しない選択をした場合は、発給システム上で、審査状況を適宜確認してください。



[本件に関するご担当者] 欄は、最初の担当者と異なるサイナーもしくはアシスタントが案件の修正作業などをすると、新しく作業をしたサイナーもしくはアシスタントに名前が変更されますのでご注意ください。

(8) 原産品判定依頼書を実施する

全ての入力が入力完了しましたら、判定依頼を行います。

- ① [判定依頼] をクリックし、「OK」をクリックすることで、判定受付番号が表示され、判定依頼が完了します。

本データは、原産品判定以外の目的で使用するのではなく、他に公表されることはありません。また、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給に関する法律により、原産地証明書の発給から5年間(日ブルネイ協定、日アセアン協定、日スイス協定、日ベトナム協定および RCEP 協定は3年間)、発給機関に保存されます。

キャンセル 保存 **判定依頼**

判定受付番号

協定：日インドネシア協定
判定受付番号：23933805
判定事務所：上高地事務所

※この番号は、お問い合わせの際に必要になります
※同意通知入力後、原産品判定番号取得後(判定承認後)入力可能です。

新規入力 一覧表 控え印刷

- ② 入力途中や、判定依頼前の確認等で一旦入力内容を保存したい場合は「保存」ボタンをクリックして下さい。

本データは、原産品判定以外の目的で使用するのではなく、他に公表されることはありません。また、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給に関する法律により、原産地証明書の発給から5年間(日ブルネイ協定、日アセアン協定、日スイス協定、日ベトナム協定および RCEP 協定は3年間)、発給機関に保存されます。

キャンセル **保存** 判定依頼

(9) RCEP協定の原産品判定

RCEP協定では、商品の原産性とは別に、RCEP原産国を確認する必要があります。税率差ルールの対象品目かどうか、日本において20%以上の付加価値を付しているかどうかなどによって入力内容が変更になります。



- RCEP原産国について詳しくは、「事前準備編」の「3.7 税率差ルールについて」を参照してください。

A) 「税率差ルール」欄（税率差ルールの対象品目の確認）

以下は証明書11欄に記載される「RCEP原産国」の確認に必要な入力項目となります。

■税率差ルール（協定第2.6条）
 ※当該商品のHSコードは、税率差ルール（協定第2.6条）に該当する可能性があります。7桁目以降のHSコードを入力してください。
 ※国別譲許に該当する可能性がある場合、本欄で「不明」を選択できません。詳細は以下の①～④のとおり。
 ①下記リンク先の付属書1付録の国別譲許一覧を参照し、仕向国に国別譲許が無い場合は、「不明」を選択することもできます。
 ②仕向国に国別譲許があり、国別譲許に当該商品のHSコード（6桁）と一致したHSコードが無い場合は、「不明」を選択することもできません。
 ③仕向国に国別譲許があり、国別譲許に当該商品のHSコード（6桁）と一致したHSコードがある場合は、「不明」を選択することができません。
 ④輸入国にHSコードの7桁目以降を確認のうえ、HSコードを入力してください（中国、フィリピン、タイ、ベトナムは2桁、韓国、インドネシアは4桁で入力）。

付属書1付録 国別譲許一覧

HSコード（6桁）： 020110 ☒ 不明 ☐ 入力 HSコード2012（6桁）



- RCEP協定において、判定の対象となる商品のHS年式は2022ですが、税率差ルールの対象品目の確認時に入力するHS年式は2012を使用します。
- 仕向国に国別譲許がない場合や、国別譲許があっても当該商品のHSコード（6桁）と一致したHSコードが無ければ、「不明」を選択することもできます。
- 仕向国に国別譲許があり、当該商品のHSコード（6桁）と一致したHSコードがある場合は、当該商品のHSコードの7桁目以降を入力する必要があります。税率差ルールの対象品目については、以下をご参照ください（システム画面の「国別譲許表一覧」のリンクからも確認できます）。

仕向国	付属書1 Appendix
中国	https://www.mofa.go.jp/files/100129149.pdf
韓国	https://www.mofa.go.jp/files/100129170.pdf
インドネシア	https://www.mofa.go.jp/files/100129158.pdf
タイ	https://www.mofa.go.jp/files/100129201.pdf
ベトナム	https://www.mofa.go.jp/files/100129211.pdf
フィリピン	https://www.mofa.go.jp/files/100129197.pdf

B) 「仕向国」欄（税率差ルールの対象品目の確認）

■仕向国
※仕向国は、RCEP 協定を批准している国かつ、原産品判定を行う輸出産品（HS コード）について税率差ルール（協定第2.6条）を定めている可能性のある国を選択することができます。当該輸出産品（HS コード）について第2.6条に規定されている国別の個別議定書を定めていない国を仕向国として判定依頼を行う場合は、その他を選択してください。
※なお、RCEP 協定を批准していない国で国別の個別議定書を定めている原産品については、判定依頼を行うことができません。

仕向国	その他（中国を除くすべての発効済の締約国で使用可能）▼
-----	-----------------------------



- 「仕向国」は、「税率差ルール」で入力された輸入国におけるHSコードの7桁目以降が税率差ルールの対象品目の場合、表示内容が、「その他（すべての発効済の締約国で使用可能）」以外の表示項目になります。該当するものをプルダウンから選択してください。
- プルダウンでは、対象の産品に対して税率差ルールを定めている国を選択することができます。例えば、HSコード（6桁）が020110、7桁目以降が00の場合、中国が税率差ルールを定めているため、プルダウンで「中国」を選択することができます。税率差ルールを定めていない国を仕向国とする場合、プルダウンで「その他（中国を除くすべての発効済の締約国で使用可能）」を選択してください。
- 税率差ルールの対象品目の場合、輸出先の仕向国ごとに判定を取得する必要があります。例えば、HSコード（6桁）が020110、7桁目以降が00の場合、中国が税率差ルールを定めているため、当該産品についてRCEP協定において仕向国に応じ、最大で2つ判定を取得する可能性があります（「中国」向けと「その他（中国を除くすべての発効済の締約国）」向け）。
- 「仕向国」で税率差ルールを定めている国を選択した場合、発給申請の際もその「仕向国」にのみ発給申請ができます。「その他」を選択した場合、税率差ルールを定めている国を除いて、発給申請ができます。

C) 「RCEP原産国」欄（税率差ルールの対象品目の場合）

■RCEP原産国
※該当する選択項目にチェックしてください。選択内容によって、RCEP原産国を決定します。

RCEP原産国の判断基準	選択肢
輸出国（日本）で付加価値20%あるか	☐ はい ☒ いいえ/不明
原産材料の有無	☒ 有 ☐ 無
原産材料は1ヶ国か複数国か	☐ 1ヶ国 ☒ 複数国
原産材料が最高額の国が分かるか	☐ はい ☒ いいえ
原産材料を提供した国の中で最高税率の国を選択	※下記の「RCEP原産国」項目から選択

RCEP原産国	▼
---------	---

※RCEP原産国は、以下の規定に基づき制御、あるいは選択いただいております。

第2.6条6項(a)	輸入締約国が、原産品の生産において使用された原産材料を提供する締約国からの同一の原産品について適用する各関税率のうち最も高い関税率。ただし、当該輸入者がその要求を証明することができる場合に限る。原産材料とは、最終的な産品の原産品としての資格の要求において考慮された原産材料のみをいう
------------	---

(税率差ルールの対象外の品目で、判定基準が (a) 日本国内で完全に得られ又は生産される製品または (c) 日本国内において非原産材料を使用して生産される製品の場合)

■RCEP原産国

RCEP原産国	日本
---------	----

※RCEP原産国は、以下の規定に基づき制御、あるいは選択いただいております。

第2.6条2項	原産品のRCEP原産国は、当該原産品が第三・二条（原産品）の規定に従って原産品としての資格を取得した締約国とする。同条の規定に関しては、原産品に対して協定2.6条5項に規定する軽微な工程以外の生産工程が輸出締約国において行われた場合に限り、当該原産品のRCEP原産国は、当該輸出締約国とする。
---------	--

(税率差ルールの対象外の品目で、判定基準が (b) 原産材料のみから生産される製品の場合)

■RCEP原産国

※該当する選択項目にチェックしてください。選択内容によって、RCEP原産国を決定します。

RCEP原産国の判断基準	選択肢
軽微な工程しかしていないか	☒ はい ☐ いいえ
原産材料が最高額の国を選択	☒ 第2.6条4項 ※下記の「RCEP原産国」項目から選択 尚、以下の条項も選択可能です。 ☐ 第2.6条6項(a) ☐ 第2.6条6項(b)

RCEP原産国	
---------	--

※RCEP原産国は、以下の規定に基づき制御、あるいは選択いただいております。

第2.6条4項	協定2.6条2項および3項の規定によって原産品の輸出締約国がRCEP原産国であると決定されない場合には、当該原産品のRCEP原産国は、輸出締約国における当該原産品の生産において使用された原産材料のうち合計して最高価値のものを提供した締約国とする。この場合において、当該原産品は、RCEP原産国のその原産品について適用される関税上の特惠待遇を受ける。
---------	--



メモ

- [RCEP原産国] は、[税率差ルール] や [仕向国]、[特惠基準] で選択した内容によって入力内容が変わります。
- [税率差ルール] や [仕向国] で選択した内容から、税率差ルールの対象品目となった場合、RCEP原産国を判断するため、追加で以下の項目を選択します。
 - 輸出国（日本）で付加価値20%あるか
 - 原産材料のうち、合計して最高価値の国
(発給システムの選択項目) 原産材料の有無、原産材料は1ヶ国か複数国か、原産材料が最高額の国が分かるか、原産材料を提供した国の中で最高税率の国
 - RCEP原産国
- [税率差ルール] や [仕向国] で選択した内容から、税率差ルールの対象品目とならなかった場合、判定基準が (a) 日本国内で完全に得られ又は生産される製品または (c) 日本国内において非原産材料を使用して生産される製品の場合、RCEP原産国は日本となります。システム上、自動で「日本」が選択されます。
- [税率差ルール] や [仕向国] で選択した内容から、税率差ルールの対象品目とならなかった場合で、(b) 原産材料のみから生産される製品の場合、RCEP原産国を判断するため、追加で以下の項目を選択します。
 - 軽微な工程しかしていないか
 - (軽微な工程しか行っていない場合) 原産材料が最高額の国を選択

- 税率差ルールの対象品目で、輸出国（日本）で付加価値20%がなく、原産材料の最高額の国が分からない場合、「原産材料を提供した国の中で最高税率の国」を選択します。証明書の11欄には、RCEP原産国の国名の横に、*（アスタリスク）が印字されます。
- 税率差ルールの対象品目で、輸出国（日本）で付加価値20%がなく、原産材料がない場合、「締約国の中で最高税率の国」を選択します。証明書の11欄には、RCEP原産国の国名の横に**（アスタリスク2つ）が印字されます。



Excel 形式での原産品判定依頼書作成について

- 入力作業を効率化するため、Excelファイルを利用した申請方法があります。詳しくは「6.6 原産品判定EXCELインポート」（P.122）を参照してください。

6.2 CTC 対比表、VA 計算ワークシート、CTC 対比表+VA 計算ワークシートの作成方法

典拠書類作成機能として、発給システム上でCTC対比表、VA計算ワークシート、CTC対比表+VA計算ワークシートの入力・作成が可能です。

(1) CTC 対比表の作成

各項目に沿って入力することで、CTC対比表の直接作成が可能です。

各記入項目については以下をご確認ください。

[登録方法切替](#) [閉じる](#)

※画面入力ではなく、ファイルアップロードする場合は、「登録方法切替」ボタンをクリックしてください。

作成日	2026年6月24日		
資料作成者	日本 太郎		
	☒ 生産者から情報提供を受けて本資料を作成しました		
利用協定	日インドネシア協定		
生産国	日本		
生産企業名	日本牧場		
生産企業住所	沖縄県沖縄市		
生産場所	沖縄県沖縄市	沖縄工場	
	追加		
適用貿易基準	☒ GO ☐ CTH		
産品の価値	☒ 産品の総重量の 7 %以下		
備考			

HSコード	570232
一般名称	Test Sansin
表示名	Test Sansin
総重量	単位:

<原産地規則(PFR)の注釈>

CO (第50.07項、第51.11項から第51.13項までの各項、第52.08項から第52.12項までの各項、第53.09項から第53.11項までの各項、第54.07項、第54.08項又は第55.12項から第55.16項までの各項の材料からの発着を除く。)、ただし、第50.04項から第50.08項までの各項、第51.16項から第51.18項までの各項、第52.04項から第52.07項までの各項、第53.09項から第53.08項までの各項、第54.01項から第54.08項までの各項又は第55.08項から第55.11項までの各項の非産産材料を使用する場合には、当該非産産材料のそれぞれがそれぞれの締約国又は貿易交渉締結国との加協国である第1国において完全に結成されることを条件とする。

(※) 部材に産少がある場合は「取引価格 (FOB)」または「総重量」を入力して下さい。

使用材料入力欄

1行追加
複数行追加
インポート(Excel)
サプライヤー証明書登録依頼

☐	HSコード	材料名	原産	非原産	取消	重量	ワラ付- 証明書番号	サプライヤー情報	根拠書類	操作
☐	848071	材料 1	☐	☒						2行 削除
☐	490890	材料 2	☒	☐			24062600001029	日本サプライヤ	ファイル選択 根拠 pdf	2行 削除 構成品 追加
☐	行追加									

☐ 輸出産品に使用した全ての材料・部品を記載しました
[保存して閉じる](#)

● CTC対比表上段

[登録方法切替](#) [閉じる](#)

※画面入力ではなく、ファイルアップロードする場合は、「登録方法切替」ボタンをクリックしてください。

作成日	2026年6月24日		
資料作成者	日本 太郎		
	☒ 生産者から情報提供を受けて本資料を作成しました		
利用協定	日インドネシア協定		
生産国	日本		
生産企業名	日本牧場		
生産企業住所	沖縄県沖縄市		

作成日：CTC対比表の作成日を自動表示します。

資料作成者：判定依頼者を自動表示します。

※他企業が生産者の場合（判定依頼者と生産者が異なる場合）のみ、「生産者から情報提供を受けて本資料を作成しました」のチェックボックスが表示されるので、☒を入れてください。

利用協定：判定依頼書で選択した協定を自動表示します。

生産国：「日本」で固定表示します。

生産企業名：原産品判定の生産者会社名を自動表示します。

※委託誓約書に情報がある場合には、そちらを優先表示します。

生産企業住所：原産品判定の生産者所在地を自動表示します。

※委託誓約書に情報がある場合には、そちらを優先表示します。

生産場所	沖縄県沖縄市	沖縄工場
	追加	

生産場所：

- ・住所：住所を入力してください。
- ・生産場所：工場名を入力してください。
- ・「追加」ボタン：ボタンクリックにより、生産場所を追加することが可能です。

適用変更基準	☒ CC ☐ CTH
僅少の閾値	☒ 製品の総重量の 7 %以下
備考	

適用変更基準：判定依頼書で選択した協定・入力したHSコード・選択した特惠基準に基づいて自動表示になります。ただし、適用変更基準が複数ある場合はラジオボタンにて選択する形となります。

僅少の閾値：協定とHSコードに対応する国別HSコード特惠基準マスタに閾値率が登録されている場合に自動表示されます。価格の閾値率なら「製品のFOB価格の X %以下」、重量の閾値率なら「製品の総重量の Y %以下」と、登録された種別に応じて製品の表示（文言）が変わります。（登録がなければ表示されません。）

備考：必要があれば、コメントの入力が可能です。

産 品	HSコード	570232	<原産地規則(PSR)の注釈> CC（第50.07項、第51.11項から第51.13項までの各項、第52.08項から第52.12項までの各項、第53.09項から第53.11項までの各項、第54.07項、第54.08項又は第55.12項から第55.16項までの各項の材料からの変更を除く。）。ただし、第50.04項から第50.06項までの各項、第51.06項から第51.10項までの各項、第52.04項から第52.07項までの各項、第53.06項から第53.08項までの各項、第54.01項から第54.06項までの各項又は第55.08項から第55.11項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第3国において完全に紡績されることを条件とする。
	一般名称	TestSanpin	
	表示名	TestSanpin	
	総重量	単位：	

(※) 部材に僅少がある場合は【取引価格(FOB)】、または【総重量】を入力して下さい。

原産地規則(PSR)の注釈：判定依頼書で選択した協定・入力したHSコードに基づく原産地規則（一般規則・品目別規則）を自動表示します。

産品：

- ・HSコード：判定依頼書に入力したHSコードを自動表示します
- ・一般名称：判定依頼書に入力した「判定対象産品の一般名称（英文）」を自動表示します。

・表示名：判定依頼書に入力した「原産地証明書に記載する輸出品名（商品名等・英文）」を自動表示します。

● 使用材料入力欄

「1行追加」ボタン：ボタンクリックで、材料入力欄を1行追加します。

「複数行追加」ボタン：指定した行数（1～100行）を追加することが可能です。

「インポート（EXCEL）」ボタン：EXCELファイルをインポートすることで、複数の材料を一度に入力させることが可能です。

詳細は、「6.6 原産品判定EXCELインポート」（P.122）を参照してください。

☐	HSコード	材料名	原産	非原産	救済	重量
☐	848071	材料1	☐	☒		
☐	490890	材料2	☒	☐		
☐						

HSコード：材料のHSコードを入力してください。

材料名：材料名を入力してください。

原産 / 非原産チェックボックス：原産もしくは非原産のチェックボックスに☑を入れてください。

救済：原産材料の場合は「累積」、非原産材料の場合は「僅少」がプルダウン選択肢に表示されます。該当する場合は、選択してください。

価格 / 重量：「救済」欄で「僅少」を選択した場合、入力欄が活性化されます。当該僅少材料の価格もしくは重量を入力してください。

サプライヤー証明書番号：虫眼鏡マークをクリックすることにより、システム上で作成したサプライヤー証明書の選択が可能です。

サプライヤー情報：「サプライヤー証明書番号」欄で選択したサプライヤー証明書のサプライヤー名が表示されます。

根拠書類：原産材料の場合に、原産材料の根拠書類として、PDFファイルをアップロードすることが可能です。

原産情報等：原産材料の場合に、原産材料の根拠となる情報を明記します。

「コピー」ボタン：ボタンクリックで、入力した材料情報の複写が可能です。

「削除」ボタン：ボタンクリックで、材料情報を削除します。

「構成品追加」ボタン：原産材料の場合に表示されます。原産材料が内製品の場合、「構成品追加」ボタンクリックにより、材料の原産性を証明するためのCTC対比表またはVA計算ワークシートを作成してください。

「サプライヤー証明書登録依頼」ボタン：サプライヤーに対し、サプライヤー証明書の作成・登録を依頼したい場合に、ボタンを押して、サプライヤー証明書登録依頼を作成してください。

「行追加」ボタン：ボタンクリックで、材料入力欄を1行追加します。

● CTC対比表下段

「輸出産品に使用した全ての材料・部品を記載しました」チェックボックス：チェックボックスに☑を入れてください。

「保存して閉じる」ボタン：必要事項を全て入力したら、「保存して閉じる」ボタンを押すことで、作業が完了となります。



メモ

CTC 対比表：PDF による提出

PDFファイルをアップロードしたい場合、「登録方法切替」ボタンを押して下さい。

※画面入力ではなく、ファイルアップロードする場合は、「登録方法切替」ボタンをクリックしてください。

作成日	2026年6月24日
資料作成者	日本 太郎
	☒ 生産者から情報提供を受けて本資料を作成しました

登録方法切替 閉じる

「ファイルを選択」ボタンをクリックすると別ウィンドウでファイル選択画面が開きますので、アップロードするPDFファイルを選択してください。

PDFファイルをアップロード後、「保存して閉じる」ボタンを押すことで作業が完了となります。

※ファイルアップロードではなく、画面入力する場合は、「登録方法切替」ボタンをクリックしてください。

ファイルを選択 選択されていません

登録方法切替 閉じる
保存して閉じる

(2) VA 計算ワークシート

各項目に沿って入力することで、VA計算ワークシートの直接作成が可能です。
各記入項目については以下をご確認ください。

※画面入力ではなく、ファイルアップロードする場合は、「登録方法切替」ボタンをクリックしてください。

登録方法切替 閉じる

作成日	2026年6月24日		
資料作成者	日本 太郎		
	☒ 生産者から情報提供を受けて本資料を作成しました		
利用協定	日インドネシア協定		
生産国	日本		
生産企業名	日本牧場		
生産企業住所	北海道富良野市		
生産場所	北海道富良野市	富良野工場	追加
適用定額基準	● RYC40.00		
計算方式	● 控除方式 ○ 積み上げ方式		
備考			

産品	HSコード	848071
	一般名称	TestSanpin
	表示名	TestSanpin
	FOB価格 (出荷価格)	単位: JPY 100
	為替レート	1
	日本円換算	100,000

<原産地規則(PSR)の注釈>
CTSHまたはQVC40

計算結果	非原産材料価 値合計	20
	原産材料価 値合計	50
	非材料費合計	30
	割合	80

(※) 計算結果合計が小数点第四位以降もある場合、小数点第四位以下は切り捨て処理しています。

使用材料入力欄

1行追加 複数行追加 インポート(Excel) サプライヤー証明書登録依頼

材料名	価格	原産	非原産	原産情報等	サプライヤー 証明書番号	サプライヤー情報	根拠書類	数値	操作
☐ 原産材料	50	☒	☐	原産	24062600001029	日本サプライヤー	根拠.pdf	累積	北へ 削除 構成品 追加
☐ 非原産材料	20	☐	☒				ファイル選択 選択されています		北へ 削除
☐ 行追加	70								

非材料入力欄

1行追加 複数行追加

名称	価格	操作
非材料	30	北へ 削除
行追加	30	

保存して閉じる

● VA計算ワークシート上段

作成日	2026年6月24日
資料作成者	日本 太郎
	☒ 生産者から情報提供を受けて本資料を作成しました
利用協定	日インドネシア協定
生産国	日本
生産企業名	日本牧場
生産企業住所	北海道富良野市

作成日：VA計算ワークシートの作成日を自動表示します。

資料作成者：判定依頼者を自動表示します。

※他企業が生産者の場合（判定依頼者と生産者が異なる場合）のみ、「生産者から情報提供を受けて本資料を作成しました」のチェックボックスが表示されるので、☒を入れてください。

利用協定：判定依頼書で選択した協定を自動表示します。

生産国：「日本」で固定表示します。

生産企業名：原産品判定の生産者会社名を自動表示します。

※委託誓約書に情報がある場合には、そちらを優先表示します。

生産企業住所：原産品判定の生産者所在地を自動表示します。

※委託誓約書に情報がある場合には、そちらを優先表示します。

生産場所	北海道富良野市	富良野工場
	追加	

生産場所：

- ・住所欄：住所を入力してください。
- ・生産場所欄：工場名を入力してください。
- ・「追加」ボタン：ボタンクリックにより、生産場所を追加することが可能です。

適用変更基準	☒ RVC40.00
計算方式	☒ 控除方式 ☐ 積み上げ方式
備考	

適用変更基準：判定依頼書で選択した協定・入力したHSコード・選択した特惠基準に基づいて自動表示になります。ただし、適用変更基準が複数ある場合はラジオボタンにて選択する形となります。

計算方式：控除方式 / 積み上げ方式のいずれかを選択してください。

備考：必要があれば、コメントの入力が可能です。

産品	HSコード	848071	<原産地規則(PSR)の注釈> CTSHまたはQVC40
	一般名称	TestSanpin	
	表示名	TestSanpin	
	FOB価格 (出荷価格)	単位: JPY 100	
	為替レート	1	
	日本円換算	100.000	

産品：

- ・HSコード：判定依頼書に入力したHSコードを自動表示します。
- ・一般名称：判定依頼書に入力した「判定対象産品の一般名称（英文）」を自動表示します。
- ・表示名：判定依頼書に入力した「原産地証明書に記載する輸出品名（商品名等・英文）」を自動表示します。
- ・FOB価格（出荷価格）：通貨単位を選択するとともに、FOB価格（出荷価格）を入力してください。
- ・為替レート：「FOB価格（出荷価格）」欄で選択した通貨単位をもとに、日本円換算時の為替レートを入力してください。通貨単位が「JPY」の場合は、自動で1になります。

- ・日本円換算：「FOB価格（出荷価格）」×「為替レート」の金額が自動表示されます。

原産地規則(PSR)の注釈：判定依頼書で選択した協定・入力したHSコードに基づく原産地規則（一般規則・品目別規則）を自動表示

計算結果	非原産材料価額合計	20
	原産材料価額合計	50
	非材料費合計	30
	割合	80

(※) 計算結果合計が小数点第四位以降もある場合、小数点第四位以下は切り捨て処理しています。

計算結果：

- ・非原産材料価格合計：「使用材料入力欄」の「原産 / 非原産チェックボックス」で「非原産」を選択した材料の合計価格が自動反映されます。
 - ・原産材料価格合計：「使用材料入力欄」の「原産 / 非原産チェックボックス」で「原産」を選択した材料の合計価格が自動反映されます。
 - ・非材料費合計：「非材料入力欄」に入力した項目（利益、輸送費、直接労務費等）の合計額が自動反映されます。
- 日インド協定・日モンゴル協定の場合、非材料費における付加価値（積み上げ方式）の対象は、「直接労務費」、「直接経費」、「利益」のみです。この3項目は初期表示され、名称の変更・削除はできません。また、これら以外の項目を入力しても非材料費合計には計上されません。
- ・割合：計算方式を元に割合が自動反映されます。



メモ

計算方式による割合の反映

● 控除方式

「日本円換算」のFOB価格（出荷価格）から非原産材料価格合計を引いた金額が選択した協定・HSコードの原産資格割合を上回る場合、「割合」の欄が緑色になります。

● 積み上げ方式

「日本円換算」のFOB価格（出荷価格）に占める、原産材料価格合計と非材料費合計を足した金額が、選択した協定・HSコードの原産資格割合を上回る場合、「割合」の欄が緑色になります。

● 使用材料入力欄

使用材料入力欄

1行追加

複数行追加

インポート(Excel)

「1行追加」ボタン：ボタンクリックで、材料入力欄を1行追加します。

「複数行追加」ボタン：指定した行数（1～100行）を追加することが可能です。

「インポート（Excel）」ボタン：Excelファイルをインポートすることで、複数の材料を一度に入力させることが可能です。

詳細は、「6.6 原産品判定EXCELインポート」（P.122）を参照してください。

☐ 材料名	価格	原産	非原産	原産情報等
☐ 原産材料	50	☒	☐	原産
☐ 非原産材料	20	☐	☒	

材料名：材料名を入力してください。

価格：材料の価格を入力してください。

原産 / 非原産チェックボックス：原産もしくは非原産のチェックボックスに☑を入れてください。

原産情報等：原産材料の場合に、原産材料の根拠となる情報を明記してください。

サプライヤー 証明書番号	サプライヤー情報	根拠書類	救済
24062600001029 	日本サプライヤ	根拠.pdf	累積
ファイル選択 選択されています			

サプライヤー証明書番号：虫眼鏡マークをクリックすることにより、システム上で作成したサプライヤー証明書の選択が可能です。

サプライヤー情報：「サプライヤー証明書番号」欄で選択したサプライヤー証明書のサプライヤー名が表示されます。

根拠書類：原産材料の場合に、原産材料の根拠書類として、PDFファイルをアップロードすることが可能です。

救済：原産材料の場合は「累積」、「代替性のある产品及び材料」がプルダウン選択肢に表示されます。該当する場合は選択してください。

サプライヤー証明書登録依頼

操作

コピー

削除

構成品追加

コピー

削除

「コピー」ボタン：ボタンクリックで、入力した材料情報の複写が可能です。

「削除」ボタン：ボタンクリックで、材料情報を削除します。

「構成品追加」ボタン：原産材料の場合に表示されます。原産材料が内製品の場合、「構成品追加」ボタンクリックにより、材料の原産性を証明するためのCTC対比表またはVA計算ワークシートを作成してください。

「サプライヤー証明書登録依頼」ボタン：サプライヤーに対し、サプライヤー証明書の作成・登録を依頼したい場合に、ボタンを押して、サプライヤー証明書登録依頼を作成してください。

☐	材料名
☐	原産材料
☐	非原産材料
☐	行追加

「行追加」ボタン：ボタンクリックで、材料入力欄を1行追加します。

● 非材料入力欄

非材料入力欄		
1行追加 複数行追加		
名称	価格	操作
非材料	30	ゼロ 削除
行追加	30	

利益、輸送費、直接労務費等、材料費以外の情報を入力してください。

● VA計算ワークシート下段

保存して閉じる

「保存して閉じる」ボタン：必要事項を全て入力したら、「保存して閉じる」ボタンを押すことで、作業が完了となります。

⚠ 注意

計算方式が「積み上げ方式」の場合のみ、産品の「日本円換算」と「非原産材料価格合計」＋「原産材料価格合計」＋「非材料費合計」の合計額が一致していないとアラートが表示されます。計算方式が「控除方式」の場合は、アラートは表示されません。



メモ

VA 計算ワークシート：PDF による提出

PDFファイルをアップロードしたい場合、「登録方法切替」ボタンを押して下さい。

※画面入力ではなく、ファイルアップロードする場合は、「登録方法切替」ボタンをクリックしてください。	
作成日	2026年6月24日
資料作成者	日本 太郎

「ファイルを選択」ボタンをクリックすると別ウィンドウでファイル選択画面が開きますので、アップロードするPDFファイルを選択してください。

PDFファイルをアップロード後、「保存して閉じる」ボタンを押すことで作業が完了となります。

※ファイルアップロードではなく、画面入力する場合は、「登録方法切替」ボタンをクリックしてください。	
ファイルを選択	選択されていません
保存して閉じる	

(3) CTC 対比表+VA 計算ワークシート

各項目に沿って入力することで、CTC対比表+VA計算ワークシートの直接作成が可能です。
各記入項目については以下をご確認ください。

登録方法切替 閉じる

※画面入力ではなく、ファイルアップロードする場合は、「登録方法切替」ボタンをクリックしてください。

作成日	2026年6月25日		
資料作成者	日本 太郎		
	☒ 生産者から情報提供を受けて本資料を作成しました		
利用協定	日インドネシア協定		
生産国	日本		
生産企業名	日本牧場		
生産企業住所	北海道富良野市		
生産場所	北海道富良野市	富良野工場	追加
適用変更基準	☒ CC and RYC50.00 ☐ CTH and RYC50.00		
僅少の関値			
計算方式	☒ 控除方式 ☐ 積み上げ方式		
備考			

産品	HSコード	220890
	一般名称	TestSapnin
	表示名	TestSapnin
	F08価格 (出荷価格)	単位: JPY 100
	為替レート	1
	日本円換算	100,000

<原産地規則(POR)の注釈>

- 合成清酒又は料理用酒（みりん）
- 果汁をもととした飲料であって、アルコール分が1パーセント未満のもの
- CC（第9類又は第20類の材料からの変更を除く）
その他のもの
CTH（第22.07項の材料からの変更を除く。）

(※) 部材に僅少がある場合は[F08価格]、または[総重量]を入力して下さい。

計算結果	非原産材料価値合計	0
	原産材料価値合計	90
	非材料費合計	10
	割合	100

(※) 計算結果合計が小数点第四位以降もある場合、小数点第四位以下は切り捨て処理しています。

使用材料入力欄

1行追加 複数行追加 インポート(Excel)

サプライヤー証明書登録依頼

☐ HSコード	材料名	価格	原産	非原産	原産情報等	サプライヤー 証明書番号	サプライヤー情報	根拠書類	操作
☐ 220890	材料	90	☒	☐		24062600001029	日本サプライヤ	ファイル選択 根拠 pdf	削除 削除 追加
☐ 行追加		90							

非材料入力欄

1行追加 複数行追加

名称	価格	操作
非材料	10	削除 削除
行追加	10	

☐ 輸出品に使用した全ての材料・部品を記載しました
保存して閉じる

● CTC対比表+VA計算ワークシート上段

作成日	2026年6月25日
資料作成者	日本 太郎
	☒ 生産者から情報提供を受けて本資料を作成しました
利用協定	日インドネシア協定
生産国	日本
生産企業名	日本牧場
生産企業住所	北海道富良野市

作成日：CTC対比表+VA計算ワークシートの作成日を自動表示します。

資料作成者：判定依頼者を自動表示します。

※他企業が生産者の場合（判定依頼者と生産者が異なる場合）のみ、「生産者から情報提供を受けて本資料を作成しました」のチェックボックスが表示されるので、☒を入れてください。

利用協定：判定依頼書で選択した協定を自動表示します。

生産国：「日本」で固定表示します。

生産企業名：原産品判定の生産者会社名を自動表示します。

※委託誓約書に情報がある場合には、そちらを優先表示します。

生産企業住所：原産品判定の生産者所在地を自動表示します。

※委託誓約書に情報がある場合には、そちらを優先表示します。

生産場所	北海道富良野市	富良野工場
	追加	

生産場所：

- ・住所：住所を入力してください。
- ・生産場所：工場名を入力してください。
- ・「追加」ボタン：ボタンクリックにより、生産場所を追加することが可能です。

適用変更基準	☒ CC and RVC50.00 ☐ CTH and RVC50.00
僅少の閾値	
計算方式	☒ 控除方式 ☐ 積み上げ方式
備考	

適用変更基準：判定依頼書で選択した協定・入力したHSコード・選択した特惠基準に基づいて自動表示になります。ただし、適用変更基準が複数ある場合はラジオボタンにて選択する形となります。

計算方式：控除方式 / 積み上げ方式のいずれかを選択してください。

僅少の閾値：判定依頼書で選択した協定・入力したHSコードに基づいて自動表示

備考：必要があれば、コメントの入力が可能です。

産品	HSコード	220890	<原産地規則(PSR)の注釈> 1. 合成清酒又は料理用酒（みりん） CTH及びOVC50 2. 果汁をもととした飲料であって、アルコール分が1パーセント未満のもの CC（第8類又は第20類の材料からの変更を除く） 3. その他のもの CTH（第22.07項の材料からの変更を除く。）
	一般名称	TestSanpin	
	表示名	TestSanpin	
	F08価格 (出荷価格)	単位: JPY 100	
	為替レート	1	
	日本円換算	100.000	

(※) 部材に僅少がある場合は[F08価格]、または[総重量]を入力して下さい。

産品：

- ・HSコード：判定依頼書に入力したHSコードを自動表示します。
- ・一般名称：判定依頼書に入力した「判定対象産品の一般名称（英文）」を自動表示します。

- ・表示名：判定依頼書に入力した「原産地証明書に記載する輸出品名（商品名等・英文）」を自動表示します。
- ・FOB価格（出荷価格）：通貨単位を選択するとともに、FOB価格（出荷価格）を入力してください。
- ・為替レート：「FOB価格（出荷価格）」欄で選択した通貨単位をもとに、日本円換算時の為替レートを入力してください。通貨単位が「JPY」の場合は、自動で1になります。
- ・日本円換算：「FOB価格（出荷価格）」×「為替レート」の金額が自動表示されます。

原産地規則(PSR)の注釈：判定依頼書で選択した協定・入力したHSコードに基づく原産地規則（一般規則・品目別規則）を自動表示

計算結果

計算結果	非原産材料価格合計	0
	原産材料価格合計	90
	非材料費合計	10
	割合	100

(※) 計算結果合計が小数点第四位以降もある場合、小数点第四位以下は切り捨て処理しています。

- ・非原産材料価格合計：「使用材料入力欄」の「原産 / 非原産チェックボックス」で「非原産」を選択した材料の合計価格が自動反映されます。
- ・原産材料価格合計：「使用材料入力欄」の「原産 / 非原産チェックボックス」で「原産」を選択した材料の合計価格が自動反映されます。
- ・非材料費合計：「非材料入力欄」に入力した項目（利益、輸送費、直接労務費等）の合計額が自動反映されます。日インド協定・日モンゴル協定の場合、非材料費における付加価値（積み上げ方式）の対象は、「直接労務費」、「直接経費」、「利益」のみです。この3項目は初期表示され、名称の変更・削除はできません。また、これら以外の項目を入力しても非材料費合計には計上されません。
- ・割合：計算方式を元に割合が自動反映されます。



メモ

計算方式による割合の反映

● 控除方式

「日本円換算」のFOB価格（出荷価格）から非原産材料価格合計を引いた金額が選択した協定・HSコードの原産資格割合を上回る場合、「割合」の欄が緑色になります。

● 積み上げ方式

「日本円換算」のFOB価格（出荷価格）に占める、原産材料価格合計と非材料費合計を足した金額が、選択した協定・HSコードの原産資格割合を上回る場合、「割合」の欄が緑色になります。

● 使用材料入力欄

使用材料入力欄		
1行追加	複数行追加	インポート(Excel)

「1行追加」ボタン：ボタンクリックで、材料入力欄を1行追加します。

「複数行追加」ボタン：指定した行数（1～100行）を追加することが可能です。

「インポート（Excel）」ボタン：Excelファイルをインポートすることで、複数の材料を一度に入力させることが可能です。

詳細は、「6.6 原産品判定EXCELインポート」（P.122）を参照してください。

☐ HSコード	材料名	価格	原産	非原産	原産情報等
☐ 220890	材料	90	☒	☐	
☐ 行追加		90			

材料名：材料名を入力してください。

HSコード：材料のHSコードを入力してください。

価格：材料の価格を入力してください。

原産 / 非原産チェックボックス：原産もしくは非原産のチェックボックスに☑を入れてください。

原産情報等：原産材料の場合に、原産材料の根拠となる情報を明記

サプライヤー 証明書番号	サプライヤー情報	根拠書類	救済
31072600001234	日本サプライヤ	ファイル選択 根拠書類01.pdf	選択 ▼
			累積 代替性...

サプライヤー証明書番号：虫眼鏡マークをクリックすることにより、システム上で作成したサプライヤー証明書の選択が可能です。

サプライヤー情報：「サプライヤー証明書番号」欄で選択したサプライヤー証明書のサプライヤー名が表示されます。

根拠書類：原産材料の場合に、原産材料の根拠書類として、PDFファイルをアップロードすることが可能です。

救済：初期表示では隠れているので、スクロールバーを右に動かして表示させてください。「原産情報等」の入力欄を表示させる原産材料の場合は「累積」と「代替性のある製品及び材料」が、非原産材料の場合は「救済」がプルダウン選択肢に表示されます。該当する場合は選択してください。

「コピー」ボタン：ボタンクリックで、入力した材料情報の複写が可能です。

「削除」ボタン：ボタンクリックで、材料情報を削除します。

「構成品追加」ボタン：原産材料の場合に表示されます。原産材料が内製品の場合、「構成品追加」ボタンクリックで、材料の原産性を証明するためのCTC対比表を作成してください。

「サプライヤー証明書登録依頼」ボタン：サプライヤーに対し、サプライヤー証明書の作成・登録を依頼したい場合に、ボタンを押して、サプライヤー証明書登録依頼を作成してください。

「行追加」ボタン：ボタンクリックで、材料入力欄を1行追加します。

● 非材料入力欄

利益、輸送費、直接労務費等、材料費以外の情報を入力してください。

● CTC対比表+VA計算ワークシート下段

「輸出産品に使用した全ての材料・部品を記載しました」チェックボックス：チェックボックスに☑をいれてください。

「保存して閉じる」ボタン：必要事項を全て入力したら、「保存して閉じる」ボタンを押すことで、作業が完了となります。



注意

計算方式が「積み上げ方式」の場合のみ、製品の「日本円換算」と「非原産材料価格合計」＋「原産材料価格合計」＋「非材料費合計」の合計額が一致していないとアラートが表示されます。計算方式が「控除方式」の場合は、アラートは表示されません。



メモ

CTC 対比表＋VA 計算ワークシート：PDF による提出

PDFファイルをアップロードしたい場合、「登録方法切替」ボタンを押して下さい。

登録方法切替 閉じる

※画面入力ではなく、ファイルアップロードする場合は、「登録方法切替」ボタンをクリックしてください。

「ファイルを選択」ボタンをクリックすると別ウィンドウでファイル選択画面が開きますので、アップロードするPDFファイルを選択してください。

PDFファイルをアップロード後、「保存して閉じる」ボタンを押すことで作業が完了となります。

登録方法切替 閉じる

※ファイルアップロードではなく、画面入力する場合は、「登録方法切替」ボタンをクリックしてください。

ファイルを選択 選択されていません

保存して閉じる

6.3 サプライヤー証明書の作成方法

サプライヤー証明書の登録方法は、発給システム上から判定依頼者からサプライヤー（原産材料生産者）に登録依頼する方法と、事前にサプライヤーに作成してもらったサプライヤー証明書をPDFでアップロードする方法があります。

ここでは、発給システム上から登録依頼する方法について説明します。

サプライヤー証明書は事前に登録しておくことを推奨しますが、発給システム上で原産品判定依頼の典拠書類として利用できる期間は、作成日から1年間です。



経済産業省「原産性を判断するための基本的考え方と整えるべき保存書類の例示（19ページ）」
(https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/download/gensanchi/roo_guideline_preservation.pdf) もあわせてご参照ください。

(1) サプライヤー証明書登録依頼の方法

A. 判定依頼前にサプライヤー（原産材料生産者）に依頼しておく方法

① 「判定依頼」メニューの「サプライヤー検索」をクリックします。

② 表示されたサプライヤー検索画面にある「サプライヤー証明書登録依頼」をクリックします。

サプライヤー名	法人番号	メールアドレス	電話番号
日本サプライヤ		nihon_ichiro@jcci.or.jp	03-1234-5678

③ 以下の各登録項目を入力します。

<依頼企業情報>			
依頼企業名	日本商事	企業登録番号	A00339298
担当者部署名		電話番号	03-1234-5678
担当者名	日本 太郎	メールアドレス	nihon_taro@jcci.or.jp

依頼企業情報：判定依頼者情報を自動表示します。

<サプライヤー情報>			
会社名		法人番号	
部署名		住所	
担当者名		電話番号	
メールアドレス			

サプライヤー情報：

- ・会社名：サプライヤー企業名を入力してください。※必須
- ・法人番号：サプライヤー企業の法人番号を入力できます。※任意
- ・部署名：サプライヤー企業の部署名を入力できます。※任意
- ・住所：サプライヤー企業の住所を入力できます。※任意
- ・担当者名：サプライヤー企業の担当者名を入力してください。※必須
- ・電話番号：サプライヤー企業の電話番号を入力できます。※任意
- ・メールアドレス：サプライヤー企業のメールアドレスを入力してください。※必須



注意

サプライヤー情報欄で登録するメールアドレス宛にサプライヤー証明書登録依頼が行われます。

<サプライヤー証明書依頼基本情報>			
サブ証NO	23062800000039	判定受付番号	
回答希望日		協定	▼
製品本体情報	品名	判定基準	
	HSコード		

サプライヤー証明書依頼基本情報：

- ・サブ証NO：自動で採番され自動表示されます。
- ・判定受付番号：判定受付番号を入力できます。※任意
- ・回答希望日：回答希望日を入力できます。※任意
- ・協定：利用する協定名を入力してください。※必須
- ・製品本体情報 品名：製品名を入力できます。※任意
- ・HSコード：HSコードを入力できます。※任意
- ・判定基準：判定基準を入力してください。※必須

<登録依頼する製品>			
品名(和文)	品名(英文)	品番	HSコード
			0

登録依頼する製品：

- ・品名（和文）：品名（英文）を入力した場合は省略可となります。
- ・品名（英文）：品名（和文）を入力した場合は省略可となります。

- ・品番：省略可です。
- ・HSコード：HSコードを入力してください。※必須

④必要な項目に全て記入ができましたら、[依頼を送信] をクリックします。

⑤サプライヤー企業に証明書登録依頼メールが送付されます。

B.判定依頼時に CTC 対比表等の作成画面から依頼する方法

① CTC対比表やVA計算ワークシート作成画面下にある[サプライヤー証明書登録依頼] をクリックします。

②上記A.の③以降と同様の手順で登録を依頼します。

(2) 承認済みサプライヤー証明書の選択方法

サプライヤー企業が判定依頼者から登録依頼された原産材料（製品）に対して承認すると、発給システム上のCTC対比表やVA計算ワークシートでサプライヤー証明書番号が登録できるようになります。

①CTC対比表やVA計算ワークシート作成画面のサプライヤー証明書番号欄にある、虫眼鏡マークを押下します。

② 登録されているサプライヤー証明書データ一覧が表示されます。

選択	サブ証NO	サプライヤー名	メールアドレス	法人番号	部材品名	部材品番	作成日	ステータス	操作
☐	23082600000042	日本サプライヤ	nyanaguchi@exceedone.co.jp	7777777777	PC		2026/06/23	承認済	選択
☐	22052600000027	日本サプライヤ	nyanaguchi@exceedone.co.jp	7777777777	asas	123456	2026/05/22	承認済	選択

③ 登録したいサプライヤー証明書のチェックボックスにチェックを入れます

第一種特定原産地証明書発給システム（サプライヤー証明書選択画面（登録データ選択））

HOME 判定依頼 発給申請 手数料支払 企業情報 等

<検索条件>

サプライヤー名		メールアドレス	
部材品名		部材品番	
判定受付番号		表示件数	20

検索

<サプライヤー証明書一覧>

複数選択 検索件数：12

選択	サブ証NO	サプライヤー名	メールアドレス	法人番号	部材品名	部材品番	作成日	ステータス	操作
☐	23062600000042	日本サプライヤ	nyaaaguchi@exceedone.co.jp	77777777777	PO		2026/06/23	承認済	選択
☒	22052600000027	日本サプライヤ	nyaaaguchi@exceedone.co.jp	77777777777	asas	123456	2026/05/22	承認済	選択

閉じる ページ：1

④ [選択] ボタンをクリックします。

第一種特定原産地証明書発給システム（サプライヤー証明書選択画面（登録データ選択））

HOME 判定依頼 発給申請 手数料支払 企業情報 等

<検索条件>

サプライヤー名		メールアドレス	
部材品名		部材品番	
判定受付番号		表示件数	20

検索

<サプライヤー証明書一覧>

複数選択 検索件数：12

選択	サブ証NO	サプライヤー名	メールアドレス	法人番号	部材品名	部材品番	作成日	ステータス	操作
☐	23062600000042	日本サプライヤ	nyaaaguchi@exceedone.co.jp	77777777777	PO		2026/06/23	承認済	選択
☐	22052600000027	日本サプライヤ	nyaaaguchi@exceedone.co.jp	77777777777	asas	123456	2026/05/22	承認済	選択

閉じる ページ：1

⑤ 選択したサプライヤー証明書が登録されました。

使用材料入力欄

1行追加 複数行追加 インポート(Excel)

HSコード	材料名	原産	非原産	数値	サプライヤー 証明書番号	サプライヤー情報	検索書類	操作
000000		☒	☐		23062600000042	日本サプライヤ	ファイル選択 選択されていません	削除 編集品追加
	行追加							

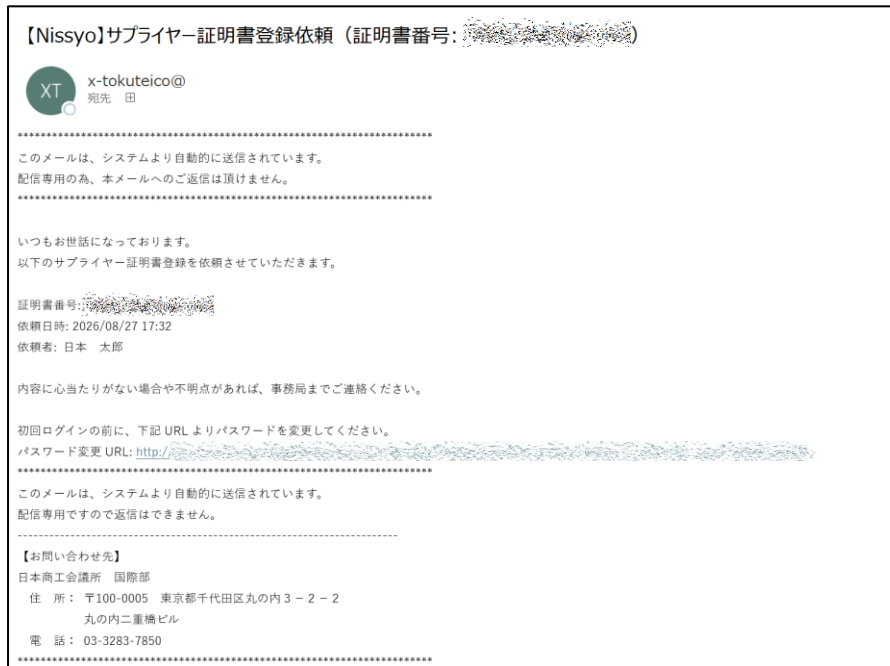
サプライヤー証明書登録依頼



発給システム上で作成したサプライヤー証明書を原産品判定時に典拠資料として使用する場合、利用可能期間は、作成日から1年間です。利用可能期間を過ぎた場合、原産品判定依頼時に、典拠書類としての利用はできなくなります。

(3) サプライヤー情報サマリーへのログイン

- ① サプライヤー企業に証明書登録依頼メールが送付されるので、メールに記載されているURLにアクセスします。



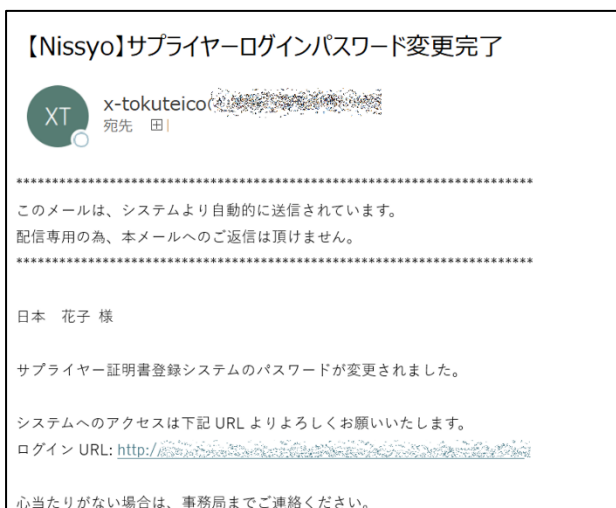
- ② ログイン画面でメールアドレスおよびパスワードを入力し、[パスワード変更] ボタンを押下します。

サプライヤー情報のパスワードを変更します。

メールアドレス	[redacted]	
新パスワード		8文字以上32文字以内で、英小文字・英大文字・数字・記号のうち、3種類の文字を組み合わせたパスワードを設定してください。 大文字・小文字は区別されます。 確認のため新パスワードを再入力してください。
新パスワード（確認）		

パスワード変更

- ③ 再度メールが届くので、メールに記載されているURLにアクセスします。



- ④ メールアドレスとパスワードを入力し、[ログイン] ボタンをクリックします。

第一種特定原産地証明書発給システム（サプライヤーログイン画面）

サプライヤー証明書登録システムアクセス申請時に設定したメールアドレス、パスワードを入力してください。

メールアドレス	
パスワード	

このシステムはOSはWindows、ブラウザはMicrosoft EdgeおよびGoogle Chrome推奨です。

（４）サプライヤー情報サマリーの見方

サプライヤー情報（A）にて自社の登録情報を確認することができます。内容を編集したい場合は、[サプライヤー情報編集] ボタンをクリックします。

条件を指定してサプライヤー証明書を検索したい場合は、検索条件（B）に作成日や依頼企業を入力して、[検索] ボタンをクリックします。（C）に検索結果が表示されるので、複写したい場合はサプライヤー証明書の[複製] ボタンをクリックします。

登録した内容を確認したい場合は、サプライヤー証明書一覧（C）に表示されるサブ証NOのリンクをクリックします

第一種特定原産地証明書発給システム（サプライヤー情報サマリー） 日本サプライヤ 日本 花子

<サプライヤー情報>

サプライヤー名	日本サプライヤ	法人番号	
部署名	海外事業部	住所	所在地登録なし
担当者名	日本 花子	電話番号	03-1234-5678
メールアドレス	jcci_test203@exceedone.co.jp		

<検索条件>

依頼企業		作成日	
本体品名		本体HSコード	
部材品名		部材品番	

<サプライヤー証明書一覧>

検索件数：1 ページ：1

サブ証NO	判定受付番号	依頼日	回答希望日	依頼企業	本体品名	本体HSコード	部材品名	部材品番	作成日	ステータス	操作
27082600000140		2026/08/27	2026/08/29	日本商事	Test Sanpin	570232	partsA, parts B	A-12345, B-12345		作成待ち	登録 複製

検索件数：1 ページ：1

(5) サプライヤー証明書登録依頼の登録

- ① サプライヤー証明書登録依頼をされたサプライヤー証明書が存在することを確認し、「登録」ボタンをクリックします。

第一種特定原産地証明書発給システム (サプライヤー情報サマリ) 日本 サプライヤー 日本 花子 [ログアウト](#)

<サプライヤー情報>

サプライヤー名	日本サプライヤ	法人番号	
部署名	海外事業部	住所	所在地登録なし
担当者名	日本 花子	電話番号	03-1234-5678
メールアドレス			

[サプライヤー情報編集](#)

<検索条件>

依頼企業		作成日	
本体品名		本体HSコード	
部材品名		部材品番	

[検索](#)

<サプライヤー証明書一覧> [登録製品テンプレート管理](#)

検索件数: 1 ページ: 1

サブ証NO	判定受付番号	依頼日	回答希望日	依頼企業	本体品名	本体HSコード	部材品名	部材品番	作成日	ステータス	操作
27082600000140		2026/08/27	2026/08/29	日本商事	Test Sampli	570232	partsA, parts B	A-12345, B-12345		作成待ち	登録 複製

検索件数: 1 ページ: 1

- ② 内容を確認し、生産場所（工場等）と住所を入力します。

<依頼企業情報>

依頼企業名	日本商事	電話番号	03-1234-5678
担当者部署名		メールアドレス	
担当者名	日本 太郎		

<サプライヤー情報>

サプライヤー名	日本サプライヤ	法人番号	
部署名	海外事業部	住所	所在地登録なし
担当者名	日本 花子	電話番号	03-1234-5678
メールアドレス			

<サプライヤー証明書依頼基本情報>

サブ証NO	27082600000140	判定受付番号	
回答希望日	2026/08/29	協定	日インドネシア協定
製品本体情報	品名: Test Sampli HSコード: 570232	判定基準	wo

<サプライヤー証明書 基本情報>

作成日: 2026/08/27

<サプライヤー証明書 登録製品情報>

品名(和文)	品名(英文)	品番	HSコード	判定基準コード	生産場所(工場等)	住所	操作
材料 A	partsA	A-12345	848071	wo	入力なし	入力なし	コピー 削除
材料 B	partsB	B-12345	490890	wo	入力なし	入力なし	コピー 削除

登録済形テンプレート選択 一時保存 登録 戻る

- ③ 画面右下にある「登録」ボタンをクリックします。

一時保存 登録 戻る

- ④ 登録が完了すると、ステータスが「承認済み」になります。

<サプライヤー証明書一覧>

登録産品テンプレート管理

検索件数：1

ページ：1

サブ証NO	判定受付番号	依頼日	回答希望日	依頼企業	本体品名	本体HSコード	部材品名	部材品番	作成日	ステータス	操作
27082600000140		2026/08/27	2026/08/29	日本商事	Test Sanpin	570232	partsA, partsB	A-12345, B-12345	2026/08/27	承認済	登録複製

検索件数：1

ページ：1

(6) 登録産品テンプレート管理

登録産品テンプレート管理では、サプライヤー証明書に記載する材料の情報（材料名、HSコード等）をテンプレートとして登録することができます。登録したテンプレートは、サプライヤー証明書を登録する際に利用することが可能です。

- ① サプライヤー情報サマリーにて「登録産品テンプレート管理」ボタンをクリックします。

第一種特定原産地証明書発給システム（サプライヤー情報サマリー）

日本サプライヤ 日本 花子

ログアウト

<サプライヤー情報>

サプライヤー名	日本サプライヤ	法人番号	
部署名	海外事業部	住所	所在地登録なし
担当者名	日本 花子	電話番号	03-1234-5678
メールアドレス			

サプライヤー情報編集

<検索条件>

依頼企業		作成日	
本体品名		本体HSコード	
部材品名		部材品番	

検索

<サプライヤー証明書一覧>

検索件数：1

登録産品テンプレート管理

ページ：1

- ② 登録産品テンプレート管理画面が表示されます。

第一種特定原産地証明書発給システム（登録産品テンプレート管理）

日本サプライヤ

新規テンプレート登録

<登録産品テンプレート一覧>

テンプレート名	部材品名	部材品番				
<登録産品テンプレート詳細> ③ <table border="1"> <tr> <td>テンプレート名</td><td></td></tr> <tr> <td>メモ</td><td></td></tr> </table>			テンプレート名		メモ	
テンプレート名						
メモ						
品名(和文)	品名(英文)	品番	HSコード	判定基準コード	生産場所(工場)	操作
						コピー 削除

⑤

④

行追加 指定数行追加

登録 戻る

- ③ [テンプレート名] 欄にテンプレートの名前を記載します。メモを記載したい場合は、[メモ] 欄に記入することが可能です。

<登録産品テンプレート詳細>

テンプレート名	第一産品テンプレート
メモ	第一産品テンプレートです。

- ④ 必要に応じて、[行追加] ボタン又は[指定数行追加] をクリックし、行を追加します。

行追加 指定数行追加

- ⑤ 入力項目に沿って情報を記載していきます。

<登録依頼する製品>

品名(和文)	品名(英文)	品番	HSコード
			0
			0
			0



産品登録欄の下部にスクロールバーがあります。スクロールバーを右にスライドさせると「判定基準コード」「生産場所(工場等)」「住所」の入力欄が表示されます。

品番	HSコード	判定基準コード	生産場所(工場等)	住所	操作
Z-12345	111111	wo	日本工場	東京都XXX区XXXX	コピー 削除

- ⑥ 記入が完了したら、右下にある[登録] ボタンをクリックします。

登録

- ⑦ 登録が完了すると、登録産品テンプレート一覧へ内容が表示されます。

<登録産品テンプレート一覧>			新規テンプレート登録
テンプレート名	部材品名	部材品番	
第一産品テンプレート	Zairyo1	Z-12345	

- ⑧ 登録したテンプレートを修正したい場合は、登録産品テンプレート一覧に表示されている修正したいテンプレート名をクリックします。

<登録産品テンプレート一覧>			新規テンプレート登録
テンプレート名	部材品名	部材品番	
第一産品テンプレート	Zairyo1	Z-12345	

- ⑨ 内容を修正し、[登録] ボタンをクリックします。

品名(和文)	品名(英文)	品番	HSコード	判定基準コード	生産場所(工場)	操作
材料B	ZairyoB	Z-12345	111111	wo	日本工場	コピー 削除
材料2	Zairyo2	Z-6789	222222	wo	日本工場	コピー 削除

[行追加](#)
[指定数行追加](#)
[登録](#)
[戻る](#)

- ⑩ 修正した内容が修正内容が登録産品テンプレート一覧に反映されます。

<登録産品テンプレート一覧>			新規テンプレート登録
テンプレート名	部材品名	部材品番	
第一産品テンプレート	ZairyoB, Zairyo2	Z-12345, Z-6789	

(7) サプライヤー証明書の印刷

- ① サプライヤー証明書一覧にて印刷したいサプライヤー証明書のサブ証NOをクリックします。

<サプライヤー証明書一覧>

登録産品テンプレート管理

検索件数: 1

ページ: 1

サブ証NO	判定受付番号	依頼日	回答希望日	依頼企業	本体品名	本体HSコード	部材品名	部材品番	作成日	ステータス	操作
27082600000140		2026/08/27	2026/08/29	日本商事	Test Sanpin	570232	partsA, partsB	A-12345, B-12345	2026/08/27	承認済	登録複製

検索件数: 1

ページ: 1

- ② サプライヤー証明書参照画面が表示されるので、右下にある［印刷用ページ表示］ボタンをクリックします。

第一種特定原産地証明書発給システム（サプライヤー証明書参照） 日本サプライヤ 日本 花子
ログアウト

<依頼企業情報>

依頼企業名	日本商事	電話番号	03-1234-5678
担当者部署名		メールアドレス	jcci_test205@exceedone.co.jp
担当者名	日本 太郎		

<サプライヤー情報>

サプライヤー名	日本サプライヤ	法人番号	
部署名	海外事業部	住所	所在地登録なし
担当者名	日本 花子	電話番号	03-1234-5678
メールアドレス	jcci_test203@exceedone.co.jp		

<サプライヤー証明書依頼基本情報>

サブ証NO	27082600000140	判定受付番号	
回答希望日	2026/08/29	協定	日インドネシア協定
製品本体情報	品名	Test Sanpin	判定基準
	HSコード	570232	wo

<サプライヤー証明書基本情報>

作成日	2026/08/27	※本サプライヤー証明書のシステム上での利用可能期限は、左記[作成日]から1年です。
-----	------------	---

<サプライヤー証明書登録産品情報>

品名(和文)	品名(英文)	品番	HSコード	判定基準コード	生産場所	住所
材料A	partsA	A-12345	848071	wo	入力なし	入力なし
材料B	partsB	B-12345	490890	wo	入力なし	入力なし

印刷用ページ表示 閉じる

- ③ 表示されている内容を確認し、［印刷］ボタンをクリックします。

作成日 2026年08月27日

日本商事 御中

会社名： 日本サプライヤ
住所： 所在地登録なし
氏名： 日本 花子
部署名： 海外事業部
連絡先： E-mail：
TEL： 03-1234-5678

サプライヤー証明書

当社の下記産品は、日インドネシア協定に基づく原産品であることを証明いたします。
また経済産業省または指定発給機関（日本商工会議所）の求めに応じて、当該原産品のエビデンスを遅滞なく提供いたします。

－ 記 －

品名(英文)	品番・製造番号	HSコード	判定基準	生産場所	生産場所所在地
partsA	A-12345	8480.71	wo	入力なし	入力なし
partsB	B-12345	4908.90	wo	入力なし	入力なし

※ C T C . . . 関税分類変更基準
※ V A 付加価値基準

以上

※ここから下の部分は印刷されません

PDFファイルが必要な場合は印刷設定からPDFに変換を行ってください。

印刷 閉じる

6.4 原産品判定依頼書一覧画面における「ビュー設定・検索条件設定」について

新システムでは、検索結果の表示項目や検索条件の初期表示値を、各サイナーやアシスタントがカスタマイズできます。また、検索条件を折りたたむことで、検索結果一覧の表示領域を広げることが可能です。

(1) 原産品判定依頼書一覧画面

検索条件を折りたたむことで、検索結果一覧の表示領域を広げることが可能となります。

また、「ビュー設定・検索条件設定」ボタンをクリックすると、希望する検索結果の表示項目や検索条件の初期表示値の設定が可能なビュー設定・検索条件設定画面が開きます。

第一種特定原産地証明書発給システム（原産品判定依頼書一覧）

HOME 判定依頼 発給申請 手数料支払 企業情報 等

日本商事 日本 太郎

メニューに戻る

ビュー選択 標準 ビュー切替

▼ 検索条件の開閉

判定受付番号 状態※2 判定依頼 日付コード (先頭一致)

判定依頼日※1 依頼者名※4 (部分一致/除外) 代表者会社名※4 (部分一致/除外)

原産品判定番号 商品名 (部分一致)

協定

並び順 優先順位1 受付番号 降順 優先順位2 協定 昇順 判定受付事務所 表示件数/条件 20 表示可のみ

検索表示

※1 判定依頼日は西暦年月日の数字を入力してください。(例: 2025年5月1日→20250501)
 ※2 過去に申請した案件を見たい場合は、「状態」を変更してください。
 ※3 非表示欄をチェックすると当該商品を非表示にできます。再表示は、右上の「条件」を「全て」に設定し、チェックを外してください。
 ※4 複数の単語で検索する場合は、単語の間をスペースで区切ってください。
 除外検索する場合は、単語の先頭に「!」を付けてください。(例: 商工会議所 !本店)

新規入力 EXCEL形式で新規入力

※同意: 同意通知書が提出されている商品には○が表示されます。

検索件数: 34 ページ: 1 2 [次]

協定	受付番号	判定番号	依頼日	最終更新日	HSコード*	状態	商品名	依頼者名	事務所	同意※	修正	削除	複写	非表示※3	発給申請回数
タイ	40841404		2026/03/17	2026/03/17	848071	判定依頼	Thailandanpintest	上高地 太郎	上高地		修正	削除	複写	☐	
タイ	37384204		2024/05/08	2024/05/08	820111	判定依頼	test	上高地 次郎	上高地		修正	削除	複写	☐	

(2) ビュー設定・検索条件設定画面

検索結果の表示項目や検索条件の初期表示値をカスタマイズすることが可能です。

以下の手順から、新規ビューを設定することが出来ます。

- ① ビュー名（新規）欄に登録したいビュー名を入力します。

ビュー名選択 標準 表示切替

ビュー名（新規）

- ② 表示候補の中から、原産品判定依頼書一覧画面に表示させたい項目を、マウスのドラッグ&ドロップで右側の「表示項目」の枠内に移動させてください。表示項目を複数選んで「>>>」ボタンをクリックすることでの移動も可能です。

表示項目を非表示にする場合は、該当の項目をマウスのドラッグ&ドロップで、左側の「非表示（表示候補）」に移動させてください。非表示にしたい項目を複数選んで「<<<」ボタンをクリックすることでの移動も可能です。

各表示項目について、マウスのドラッグ＆ドロップの上下移動で並び替えが可能です。

【ビュー（一覧）表示】
原産品判定依頼（一覧）画面にある検索結果の一覧に表示する項目の設定ができます。
必須項目は非表示にできません。必須項目の印は表示項目の名称右側に「*」がついています。

非表示（表示候補）

協定
受付番号
判定番号
依頼日
最終更新日
HSコード
状態
製品名
依頼者名
事務所

表示項目

>>> <<<

※表示項目（右側のリスト）の並び替えは、マウスのドラッグアンドドロップで上下左右に移動できます。（1件のみ）
※項目をクリックで選択し、>>>/<<<ボタンで項目を移動できます。（複数件）
Ctrlキーを押しながらクリックで複数選択、Shiftキーを押しながらクリックで範囲選択ができます。

③ 原産品判定依頼一覧画面の検索条件の初期表示値を設定できます。

「状態」、「協定」等、プルダウンの項目は、プルダウンから、デフォルトで検索したい条件を選択してください。

「申請日」や「担当者名」等、フリー入力の項目は、デフォルトで検索したい内容（番号、日付等）を入力してください。

検索条件の固定が必要ない項目は、何も操作せず、空欄・未選択のままとしてください。

【検索結果】
原産品判定依頼（一覧）画面の検索条件の初期表示値を設定できます。

判定受付番号		状態		HSコード (先頭一致)	
判定依頼日※		依頼者名 (部分一致)			
原産品判定番号		生産者名 (部分一致)			
協定		製品名 (部分一致)			
並び順	優先順位1 受付番号 優先順位2 協定	降順 昇順	判定受付事務所		表示件数/条件 20 表示可のみ

④ 設定ができたなら、「登録」ボタンをクリックしてください。

登録 削除 戻る

⑤ ビュー（一覧）に登録したビュー名が表示されていれば、表示および検索条件の設定が完了となります。

ビュー名選択 手続中

ビュー名(新規) 標準

表示切替

【ビュー（一覧）表 手続中】
原産品判定依頼（一覧）画面にある検索結果の一覧に表示する項目の設定ができます。
必須項目は非表示にできません。必須項目の印は表示項目の名称右側に「*」がついています。



「ビュー名選択」のプルダウンで、登録済のビュー名のうち、表示させたいビュー（検索条件および検索結果一覧項目）を選択し、「表示切替」ボタンをクリックすることで、画面内に、登録内容が表示されます。必要に応じて、適宜修正することが可能です。

（3）原産品判定依頼書一覧画面（ビュー設定・検索条件設定完了後）

- ①「ビュー名選択」のプルダウンで表示させたいビュー名を選択し、「ビュー切替」ボタンをクリックします。

第一種特定原産地証明書発給システム（原産品判定依頼書一覧）

HOME 判定依頼 発給申請 手数料支払 企業情報 等

日本商事 日本 太郎

メニューに戻る

ビュー選択 新規原産品判定依頼用のビュー設定 ビュー切替

▼ 検索条件の絞り込み

判定受付番号 20220101 ~ 状態※2 承認 HSコード (先頭一致)

判定依頼日※1 20220101 ~ 依頼者名※4 (部分一致/除外)

原産品判定番号 生産者会社名※4 (部分一致/除外)

協定 日タイ協定 商品名 (部分一致)

並び順 優先順位1 依頼日 降順 優先順位2 協定 昇順 判定受付事務所 表示件数/条件 50 表示可のみ

検索表示

※1 判定依頼日は西暦年月日の数字を入力してください。（例：2025年5月1日→20250501）
 ※2 過去に申請した案件を見たい場合は、「状態」を変更してください。
 ※3 非表示欄をチェックすると当該産品を非表示にできます。再表示は、右上の「条件」を「全て」に設定し、チェックを外してください。
 ※4 複数の単語で検索する場合は、単語の間をスペースで区切ってください。
 除外検索する場合は、単語の先頭に「!」を付けてください。（例：商工会議所 !本店）

新規入力 EXCEL形式で新規入力

検索条件数：6 ※同意：同意通知書が提出されている産品には○が表示されます。 ページ：1

協定	受付番号	依頼日	最終更新日	HSコード	状態	依頼者名	事務所	特惠基準	その他規定
タイ	28775594	2024/11/12	2026/02/25	180414	承認	かみこうちてすと企業	上高地	C	-
タイ	28808894	2024/02/20	2024/02/20	090210	承認	杉原 手野都一郎	上高地	A	-

- ②「ビュー設定・検索条件設定画面」で設定・登録した内容が表示されます。

第一種特定原産地証明書発給システム（原産品判定依頼書一覧）

HOME 判定依頼 発給申請 手数料支払 企業情報 等

日本商事 日本 太郎

メニューに戻る

ビュー選択 新規原産品判定依頼用のビュー設定 ビュー切替

▼ 検索条件の絞り込み

判定受付番号 状態※2 承認 HSコード (先頭一致)

判定依頼日※1 20220101 ~ 依頼者名※4 (部分一致/除外)

原産品判定番号 生産者会社名※4 (部分一致/除外)

協定 日タイ協定 商品名 (部分一致)

並び順 優先順位1 依頼日 降順 優先順位2 協定 昇順 判定受付事務所 表示件数/条件 50 表示可のみ

検索表示

※1 判定依頼日は西暦年月日の数字を入力してください。（例：2025年5月1日→20250501）
 ※2 過去に申請した案件を見たい場合は、「状態」を変更してください。
 ※3 非表示欄をチェックすると当該産品を非表示にできます。再表示は、右上の「条件」を「全て」に設定し、チェックを外してください。
 ※4 複数の単語で検索する場合は、単語の間をスペースで区切ってください。
 除外検索する場合は、単語の先頭に「!」を付けてください。（例：商工会議所 !本店）

新規入力 EXCEL形式で新規入力

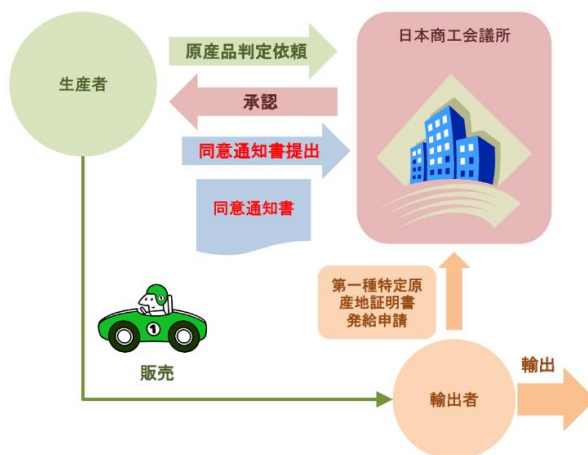
検索条件数：6 ※同意：同意通知書が提出されている産品には○が表示されます。 ページ：1

協定	受付番号	依頼日	最終更新日	HSコード	状態	依頼者名	事務所	特惠基準	その他規定
タイ	28775594	2024/11/12	2026/02/25	180414	承認	かみこうちてすと企業	上高地	C	-
タイ	28808894	2024/02/20	2024/02/20	090210	承認	杉原 手野都一郎	上高地	A	-
タイ	28808894	2024/02/20	2026/03/03	090210	承認	杉原 手野都一郎	上高地	A	-

6.5 同意通知書を提出する（判定依頼する生産者が輸出しない場合）

生産者である判定依頼者が、判定事務所にて原産品であるとの判定を受けた後、「原産品判定番号」の使用を輸出者に認める（輸出者がその輸出産品を原産品として第一種特定原産地証明書に記載することを認める）旨を、指定発給機関（日本商工会議所）に通知するため、第一種特定原産地証明書発給システムから同意通知書を提出します。

<同意通知書利用のイメージ>



■同意通知書利用の流れ

判定依頼する生産者が輸出しない場合は、以下の流れで同意通知書を提出します。

- ① 生産者である判定依頼者が、日本商工会議所から原産品であるとの判定を受けた産品を、発給申請者となる輸出者が利用できるように日本商工会議所へ同意通知書を提出する（第一種特定原産地証明書発給システム上で電子的に提出する）。
- ② 同意通知書が日本商工会議所に提出された後、同意通知書に記載された発給申請者は、当該産品を利用して第一種特定原産地証明書の発給申請を行うことが可能となる。

⚠ 注意

- 輸出産品の生産者以外の者が原産品判定を行い、承認を受けた場合には同意通知書の提出はできません。
- 同意通知書が提出されない限り、生産者でない発給申請者（輸出者）は発給申請することができません。同意通知書の有効期限は3年以内です。
- 同意通知書を発給システム上で再度提出すると、同意通知書の有効期限を更新することができます。更新後の同意通知書の有効期限は、更新日から3年以内です。
- 同意通知書の有効期限には、修正という考え方がないため、期間を延長・短縮したい場合は、下記の（１）～（３）の手続きを再度行ってください。同意通知書を提出する際に、3年のよりも短い期限を設定したい場合は、有効期限を手入力してください。

- 同意通知書の有効期限が切れた後でも、原産性が有効であることを条件に、再度同意通知書を提出することは可能です。
- 同意通知書に登録された原産品の有効期限が近づくと、日本商工会議所から生産者（同意通知元）のメールアドレス宛に、有効期限満了のご案内をメールでお送りします。
- 送信は有効期限の60日前から5日前まで、5日ごと（計12回）です。
- 生産者のメールアドレスが未登録の場合は送信されませんのでご注意ください。

■ 同意通知書を提出する

第一種特定原産地証明書発給システムから同意通知書を作成・提出します。

（１）第一種特定原産地証明書発給システムにログインする

ログインの方法は、原産品判定依頼書の入力時と同様です。

参照：「6.1 原産品判定依頼書を入力する」（P.61）

（２）同意通知書作成画面を開く

- ① [判定依頼] メニューの [原産品判定依頼書一覧] をクリックします。

- ② [原産品判定依頼書一覧] 画面の [状態] 欄 (A) で [承認] を選択して、[検索表示] ボタン (B) をクリックします。

③ その後、検索結果一覧の該当案件の「受付番号」欄で、受付番号（C）をクリックします。

※3 非表示欄をチェックすると当該産品を非表示にできます。再表示は、右上の「案件」を「全て」に設定し、チェックを外してください。
※4 複数の単語で検索する場合は、単語の間をスペースで区切ってください。
除外検索する場合は、単語の先頭に「!」を付けてください。（例：商工会議所 !本店）

新規入力 EXCEL形式で新規入力

検索件数： 1 ※同意：同意通知書が提出されている産品には○が表示されます。 ページ： 1

協定	受付番号	判定番号	依頼日	最終更新日	HSコード	状態	産品名	依頼者名	事務所	同意※				非表示※3	発給申請回数
インドネシア	C 25100905	3632717505	2026/06/25	2026/06/25	570232	承認	TestSanpin	日本 太郎	東京		修正	削除	複写	☐	

検索件数： 1 ページ： 1

（3）同意通知書を提出する

① 画面下部の「同意通知書入力 / 修正」ボタンをクリックします。

第一種特定原産地証明書発給システム（原産品判定依頼書）

HOME 判定依頼 発給申請 手数料支払 企業情報 等

日本商事 日本 太郎

メニューに戻る

■判定審査完了のメール送信希望の有無

E-mail送信希望 ☐ 希望する ☒ 希望しない

E-mail

同意通知書入力 / 修正

◎証明資料同意通知書

本データは、原産品判定以外の目的で使用するのではなく、他に公表されることはありません。また、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給に関する法律により、原産地証明書の発給から5年間（日ブルネイ協定、日アセアン協定、日スイス協定、日ベトナム協定およびRCEP協定は3年間）、発給機関に保存されます。

判定結果内容印刷

複写 EXCEL出力 印刷 無効化申請 戻る

② [特定COの発給申請者] の「企業登録番号」欄に、同意通知相手先の企業登録番号を入力し、「情報取込」ボタンをクリックします。（A）

同意通知書の有効期限を入力します。（B） ※有効期限は3年以内

必要に応じて、生産者企業の連絡先欄にメールアドレスもしくは携帯電話番号を入力します。（C）

第一種特定原産地証明書発給システム（原産品同意通知書入力）

HOME 判定依頼 発給申請 手数料支払 企業情報 等

日本商事 日本 太郎

メニューに戻る

※下記の欄のうち、◎のついた欄は必須項目となりますので、必ずご記入ください。
※企業登録番号(企業登録FIA番号)が入力されていないものは、発給申請することができません。

原産品情報	◎	同意通知提出者	日本商事
	◎	HSコード：半角	570232
	◎	原産地証明書に印字される原産品名	TestSanpin
	◎	原産品判定番号：半角	3632717505
	◎	同意通知の提出日	2026年06月25日
特定COの発給申請者	◎	企業登録番号：半角英数字	情報取込 A
	◎	発給申請者の会社名：全角	
	◎	郵便番号：半角数字	自動入力
	◎	旧所在地	
	◎	所在地：全角	都道府県 例：東京都
	◎	市区町村	例：新宿区
	◎	町名以降	例：西新宿2-8-1
	◎	代表者名：全角	
	◎	電話番号：半角	
	◎	FAX：半角	
生産者企業の連絡先	◎	E-mail：半角	
	◎	担当者	nihon_taro@jcci.or.jp
	◎	サブ1	
	◎	サブ2	
◎	携帯電話番号：半角		

同意提出 戻る

③ [同意提出] ボタンをクリックします。

画面下に同意通知相手先企業のリストが表示され、同意通知書の日本商工会議所への提出は完了です。

<同意通知書提出後の画面イメージ>

特定COOの 発給申請者	◎	企業登録番号：半角英数字		情報取込
	◎	発給申請者の会社名：全角		
	◎	郵便番号：半角数字	-	自動入力
		旧所在地		
	◎	所在地：全角	都道府県	例：東京都
	◎		市区町村	例：新宿区
	◎		町名以降	例：西新宿2-8-1
		代表者名：全角		
		電話番号：半角		
		FAX：半角		
	E-mail：半角			
◎	有効期限	20290624		

生産者企業の 連絡先	◎	E-mail：半角	担当者	nihon_taro@jcci.or.jp
			サブ1	
			サブ2	
		携帯電話番号：半角		

FTA番号	発給申請者名称	同意通知の提出日	有効期限
A00285921	株式会社 テスト企業2（上高地事務所利用否）	2028/06/25	2029/06/24

■ 同意通知書を一括で提出する

第一種特定原産地証明書発給システムから同意通知書を一括作成・提出します。

（１）第一種特定原産地証明書発給システムにログインする

ログインの方法は、原産品判定依頼書の入力時と同様です。

参照：「6.1 原産品判定依頼書を入力する」（P.61）

（２）同意通知する原産品と同意通知相手先企業（発給申請者）を選択する

① [判定依頼] メニューの [原産品同意通知書入力] をクリックします。

第一種特定原産地証明書発給システム

HOME **判定依頼** 発給申請 手数料支払 企業情報 等 ログアウト

メニュー	資料
原産品判定 原産品判定依頼書一覧 原産品判定依頼書入力 原産品同意通知書入力 原産品利用状況 原産品利用回数 サプライヤー検索	原産性を判断するための基本的考え方と整えるべき保存書類の例示（経済産業省） 申請手続における提出書類等の例示と留意事項（経済産業省） PE対比表フォーマット（EXCEL） CTC対比表フォーマット（EXCEL） VA計算表フォーマット スイス以外（EXCEL） VA計算表フォーマット スイス（EXCEL） 繊維製品の原産地規則・証明方法に関する留意事項（経済産業省） 申請手続における提出書類等の例示と留意事項（農林水産品編）（経済産業省） 農林産品に係る生産証明書（WORD） 農林産加工品に係る製造証明書（WORD）

② [同意している原産品及び通知先（発給申請者）一覧] 画面で、[同意通知書入力] ボタンをクリックします。

第一種特定原産地証明書発給システム（同意している原産品及び通知先（発給申請者）一覧表）

HOME **判定依頼** 発給申請 手数料支払 企業情報 等 メニューに戻る

<日本商事>様が同意通知されている原産品の一覧表です。

原産品判定番号		HSコード		判定受付番号	
有効期限	~	発給申請者			
協定		判定受付事務所		表示件数/条件	100 / 表示可のみ
原産品名		同意通知の提出日	~		
最終更新日	~	有効期限	☐ 60日未満に絞り込む		

検索表示

※下記一覧表で、有効期限が赤字は、同意通知の有効期限切れ。発給申請者の企業名が赤字は、企業登録の有効期限切れ。
 ※同意通知書を作成する場合は、【同意通知書入力】ボタンをクリックしてください。

同意通知書入力

検索件数：2

協定	受付番号	判定番号	HSコード	原産地証明書に印字される原産品名	発給申請者	判定受付事務所	有効期限
インドネシア	25101005	9574486705	848071	TestSanpin	株式会社 テスト企業2（上高地事務所利用否）	東京事務所	2029/06/24
インドネシア	25100905	3632717505	570232	TestSanpin	株式会社 テスト企業2（上高地事務所利用否）	東京事務所	2029/06/24

一覧印刷 戻る



同意通知書の有効期限切れの場合は、[有効期限] 欄が赤字で表示され、企業登録の有効期限切れの場合は[発給申請者] 欄が赤字で表示されます。また、双方の理由などにより発給申請に利用できない同意通知書情報は灰色の字で表示されています。

- ③ [原産品同意通知書入力] 画面で、同意通知書を提出する原産品情報のチェックボックス (A) にチェックを入れ、[次へ] ボタン (B) をクリックします。

第一種特定原産地証明書発給システム (原産品同意通知書入力)

HOME 判定依頼 発給申請 手数料支払 企業情報 等

判定受付番号 依頼日 協定 原産品判定番号 企業名 判定受付事務所 HSコード 表示件数/条件 100 表示可のみ

※下記の承認済一覧表から、データを選択して新規同意通知を入力してください。

B 次へ

検索条件数: 2 ページ: 1

協定	受付番号	判定番号	HSコード	原産地証明書に印字される原産品名	企業名	事務所
☐	インドネシア	25101005	9574486705	848071	TestSanpin	日本商事 東京
☐	インドネシア	25100905	3632717505	570232	TestSanpin	日本商事 東京

一覧印刷 キャンセル

- ④ [企業登録番号] 欄で、(発給申請者) の企業登録番号を入力し、[情報取込] ボタンをクリックします。(A)

同意通知書の有効期限を入力します。(B) ※有効期間は3年以内

必要に応じて、生産者企業の連絡先欄にメールアドレスもしくは携帯電話番号を入力します。(C)

第一種特定原産地証明書発給システム (原産品同意通知書入力)

HOME 判定依頼 発給申請 手数料支払 企業情報 等

※下記の欄のうち、◎のついた欄は必須項目となりますので、必ずご記入ください。
※企業登録番号(企業登録F1A番号)が入力されていないものは、発給申請することができません。
※同意通知の有効期限を入力後、[企業追加] / [次へ] ボタンをクリックし、確認画面にお進みください。
表示された確認画面にある [同意通知提出] ボタンをクリックして頂かないと、同意通知は登録されません。

特定COOの発給申請者

◎ 企業登録番号: 半角英数字 [] 情報取込 A

◎ 発給申請者の会社名: 全角 []

◎ 郵便番号: 半角数字 [] 自動入力

◎ 旧所在地 []

◎ 所在地: 都道府県 例: 東京都

◎ 市区町村 例: 新宿区

◎ 町名以降 例: 西新宿2-8-1

◎ 代表者名: 全角 []

◎ 電話番号: 半角 []

◎ FAX: 半角 []

◎ E-mail: 半角 []

◎ 有効期限 [20290624] B

◎ 同意通知の提出日 2026年06月25日

生産者企業の連絡先

◎ E-mail: 半角 []

◎ サブ1 []

◎ サブ2 []

◎ 携帯電話番号: 半角 []

企業追加 削除 印刷 戻る 次へ キャンセル

- ⑤ [企業追加] ボタンをクリックします。

画面下に、同意通知相手先企業がリスト表示されます。

企業追加 削除 印刷 戻る 次へ キャンセル

【選択した企業一覧】

企業登録番号	発給申請企業名	代表者名	有効期限
A00285921	株式会社 テスト企業2 (上高地事務所利用否)	上高地 太郎2 エスパニョーラア ミーゴダイビョウメイテストナガイ	2029/06/24



発給申請者 (同意通知先) を複数設定する場合は、手順④～⑤の操作を繰り返します。

(3) 同意通知書を提出する

① 画面下部の「次へ」ボタンをクリックします。

特定COOの 発給申請者	◎	企業登録番号：半角英数字		情報取込
	◎	発給申請者の会社名：全角		
	◎	郵便番号：半角数字	-	自動入力
		旧所在地		
	◎	所在地：全角	都道府県	例：東京都
	◎		市区町村	例：新宿区
	◎		町名以降	例：西新宿2-8-1
		代表者名：全角		
		電話番号：半角		
		FAX：半角		
		E-mail：半角		
◎	有効期限	20290624		
	同意通知の提出日	2026年06月25日		

生産者企業の 連絡先	◎	担当者	
		E-mail：半角	
		サブ1	
		サブ2	
		携帯電話番号：半角	

【選択した企業一覧】

企業登録番号	発給申請企業名	代表者名	有効期限
A00285921	株式会社 テスト企業2（上高地事務所利用否）	上高地 太郎2 エスバニョーラア ミーゴダイビョウメイテストナガイ	2029/06/24

② 入力内容を確認し、問題なければ「同意通知提出」ボタンをクリックします。

同意通知提出 *下記の内容で、同意通知を提出してよろしければ【同意通知提出】ボタンを押してください。

検索件数：2

協定	判定番号	HSコード	原産地証明書に印字される原産品名	発給申請者	有効期限
インドネシア	4372273505	081400	TestSanpin	株式会社 利用否	テスト企業2（上高地事務所） 2029/06/24
インドネシア	4969775905	490890	TestSanpin	株式会社 利用否	テスト企業2（上高地事務所） 2029/06/24

6.6 原産品判定 EXCEL インポート

入力作業を効率化するため、EXCELファイルを利用した申請方法があります。

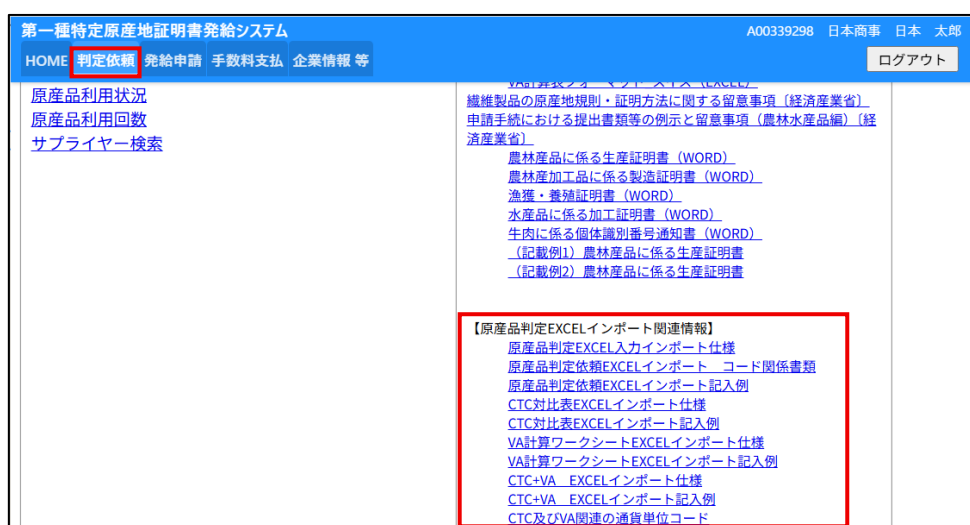
(1) 第一種特定原産地証明書発給システムにログインする

ログインの方法は、原産品判定依頼書の入力時と同様です。

参照：「6.1 原産品判定依頼書を入力する」(P.61)

(2) EXCEL インポート仕様の確認

- ① [判定依頼] メニューの [原産品判定EXCELインポート関連情報] から該当するインポート仕様をダウンロードして下さい。また、各インポート仕様について記入例も記載しています。



- 原産品判定依頼書については下記の資料をダウンロードします。
 - ✓ 原産品判定EXCEL入カインポート仕様
 - ✓ 原産品判定依頼EXCELインポートコード関係書類
 - ✓ 原産品判定依頼EXCELインポート記入例
- CTC対比表については下記の資料をダウンロードします。
 - ✓ CTC対比表EXCEL入カインポート仕様
 - ✓ CTC対比表EXCELインポート記入例
 - ✓ CTC及びVA関連の通貨単位コード
- VA計算ワークシートについては下記の資料をダウンロードします。
 - ✓ VA計算ワークシートEXCEL入カインポート仕様
 - ✓ VA計算ワークシートインポート記入例
 - ✓ CTC及びVA関連の通貨単位コード

- CTC対比表+VA計算ワークシートについては下記の資料をダウンロードします。

- ✓ CTC+VA EXCELインポート仕様
- ✓ CTC+VA EXCELインポート記入例
- ✓ CTC及びVA関連の通貨単位コード

(3) インポート用 EXCEL ファイルを作成し、インポートする

A) 原産品判定依頼書インポート機能

ダウンロードした資料を参考にインポート用EXCELファイルを作成します。

- ① [判定依頼] メニューの [原産品判定依頼書一覧] をクリックします。

- ② 「EXCEL形式で新規入力」をクリックします。

③ インポート用EXCELファイルや典拠書類をアップロードしていきます。

データ開始行を入力してください。EXCELファイルにヘッダ行等が存在し、データ開始行が1行目では無い場合は、実際にデータが開始される行番号を指定してください。

④ 典拠書類（PDF添付）をアップロードします。

EXCELファイル内で典拠ファイルPDFを指定している場合、指定したPDFファイルを添付して下さい。



- EXCELインポートは1ファイル1判定依頼の内容となります。
- 複数の判定依頼をインポートする場合は、判定依頼毎のEXCELファイルを作成し、作成したEXCELファイルを全て指定して下さい。
- 例) 2産品を判定依頼する場合は、産品1用EXCEL、産品2用EXCELの2ファイルを作成し、この2ファイルをアップロードして下さい。

⑤ アップロード後に「チェック」をクリックします。

⑥ 原産品判定依頼書インポートが成功した場合は、以下が表示されます。

取り込みが完了しました。(1件成功)

OK

失敗の場合は、以下が表示されます。

インポート時にエラーが発生しました
入力チェックでエラーが検出されました。すべてのエラーを修正してから再度取り込んでください。(対象:2件)

ファイル	行	メッセージ
原産品判定依頼インポートデータ.xlsx	1	数値属性の項目に数値以外が含まれています。
原産品判定依頼インポートデータ.xlsx	1	数値属性の項目に数値以外が含まれています。
原産品判定依頼インポートデータ.xlsx	1	数値属性の項目に数値以外が含まれています。
原産品判定依頼インポートデータ.xlsx	1	依頼者企業登録番号 '依頼者企業登録番号' に該当する機関情報が見つかりません。

⑦ 取り込みが完了した原産品判定依頼書が「保存」状態となるため、「修正」をクリックし内容を確認してください。

B) CTC対比表、VA計算ワークシート インポート機能

ダウンロードした資料を参考にインポート用EXCELファイルを作成します。

- ①「典拠書類を選択してください。」から登録画面をクリックします。

(4) 典拠書類を選択してください。

<必要書類>	
CTC対比表	登録画面 未登録
▶ その他典拠書類をアップロードする場合は、ここをクリック	

- ②「インポート(EXCEL)」をクリックします。

最少の関値 産品のFOB価格の 10.00 %以下

備考

産品	HSコード	848071	<原産地規則(PSR)の注釈> CTSHまたはOVC40
	一般名称	TEST SANPIN	
	表示名	TEST SANPIN	

(※) 部材に最少がある場合は[取引価格(FOB)]、または[総重量]を入力して下さい。

使用材料入力欄

1行追加 複数行追加 **インポート(Excel)**

HSコード	材料名	原産	非原産	数量	価格	サプライヤー 証明書番号	サプライヤー情報	根拠書類	原産情報等
000000		☐	☒						
☐	行追加								

- ③ インポート用EXCELファイルや典拠書類をアップロードしていきます。

データ開始行を入力してください。EXCELファイルにヘッダ行等が存在し、データ開始行が1行目では無い場合は、実際にデータが開始される行番号を指定してください。

※画面入力ではなく、ファイルアップロードする場合は、「登録方法切替」ボタンをクリックしてください。

登録方法切替 閉じる

作成日

資料作成者

利用協定

生産国

生産企業名

生産企業住所

生産場所

適用変更基準

最少の関値

備考

HSコード

産品

一般名称

TEST SANPIN

Import Excel

データ開始行: 1

(※提出しを待っている際、データが1行目から始まらない場合はデータが始まる行を指定)

ここにExcelファイル(.xlsx)をドラッグ&ドロップ
または クリックしてファイルを選択

根拠書類 (PDF添付)

PDFファイルをドラッグ&ドロップ または クリックして選択 (複数可)

チェック キャンセル

④ 典拠書類（PDF添付）をアップロードします。

EXCELファイル内で典拠ファイルPDFを指定している場合、指定したPDFファイルを添付して下さい。

※画面入力ではなく、ファイルアップロードする場合は、「登録方法切替」ボタンをクリックしてください。

登録方法切替 閉じる

作成日 2
資料作成者
利用協定
生産国
生産企業名
生産企業住所
生産場所
適用変更基準
僅少の関税
備考

HSコード
産品 一般名称 TEST SAMPL

Import Excel

データ開始行: 1
(列見出しを付けている等、データが1行目から始まらない場合はデータが始まる行を指定)

ここにExcelファイル(.xlsx)をドラッグ&ドロップ
または クリックしてファイルを選択

参照書類 (PDF添付)
PDFファイルをドラッグ&ドロップ または クリックして選択 (複数可)

チェック キャンセル



EXCELインポートは1ファイル1判定依頼の内容となります。

⑤ アップロード後に「チェック」をクリックします。

※画面入力ではなく、ファイルアップロードする場合は、「登録方法切替」ボタンをクリックしてください。

登録方法切替 閉じる

作成日 2
資料作成者
利用協定
生産国
生産企業名
生産企業住所
生産場所
適用変更基準
僅少の関税
備考

HSコード
産品 一般名称 TEST SAMPL

Import Excel

データ開始行: 2
(列見出しを付けている等、データが1行目から始まらない場合はデータが始まる行を指定)

ここにExcelファイル(.xlsx)をドラッグ&ドロップ
または クリックしてファイルを選択

選択ファイル: CTCインポートデータ.xlsx

参照書類 (PDF添付)
PDFファイルをドラッグ&ドロップ または クリックして選択 (複数可)

チェック キャンセル

⑥ 「チェック」ボタンをクリックして、チェックがOKの場合は「インポート」をクリックします。

Import Excel

データ開始行: 2
(列見出しを付けている等、データが1行目から始まらない場合はデータが始まる行を指定)

ここにExcelファイル(.xlsx)をドラッグ&ドロップ
または クリックしてファイルを選択

選択ファイル: CTCインポートデータ.xlsx

参照書類 (PDF添付)
PDFファイルをドラッグ&ドロップ または クリックして選択 (複数可)

■ ブック構成チェック:
シート数: 2 (CTCヘッダ情報, CTC対比表)
✓ ヘッダシート: 「CTCヘッダ情報」 (1番目のシート)
✓ マインシート: 「CTC対比表」 (2番目のシート)
添付PDF: なし

■ 「CTC対比表」シート データチェック...
✓ 6行 - A:HSコード B:材料名 C:原産国 D:数量 E:価格 F:重量 G:構成部品シート名 ... OK
✓ すべてのチェックが正常に完了しました。

チェックが完了しました。インポートボタンを押してデータを取り込んでください。

インポート キャンセル

⑦ 失敗した場合は内容を確認してください。

Import Excel

PDFファイルをドラッグ＆ドロップ または クリックして選択 (複数可)

■ ブック構成チェック...

シート数: 2 (CTCヘッダ情報, CTC対比表)

✓ ヘッダシート: 「CTCヘッダ情報」 (1番目のシート)

△ 旧フォーマット: DRU(工場名等)なし。列位置を自動調整します。

✓ メインシート: 「CTC対比表」 (2番目のシート)

✓ 構成品: 構成品シート名ヘッダ情報, 構成品シート名明細情報

添付PDF: なし

■ 「CTC対比表」シート データチェック...

✖ 7 行中 1 行にエラーあり

✖ 7 件のエラーが検出されました。

データに 7 件の問題があります。修正してから再度 Import してください。

シート	行	列	内容
CTC対比表	1	A	HSコードは2～6桁の数字で入力してください。値: HSコード
CTC対比表	1	C	原産フラグが空です。0(原産)または1(非原産)を入力してください。
CTC対比表	1	E	価格は数値で入力してください。値: 価格
CTC対比表	1	F	重量は数値で入力してください。値: 重量
CTC対比表	1	H	根拠書類「根拠書類」に対応するPDFが添付されていません。
CTC対比表	1	J	構成品ヘッダシート「構成品シート名ヘッダ情報」がブック内に見つかりません。
CTC対比表	1		

チェック キャンセル

⑧ 取り込みが完了したら内容を確認してください。

※ 画面入力ではなく、ファイルアップロードする場合は、「登録方法切替」ボタンをクリックしてください。

登録方法切替 閉じる

作成日	2026年5月20日		
資料作成者	手 野 郎 一 郎		
利用協定	日インドネシア協定		
生産国	日本		
生産企業名	株式会社 テスト企業1 (上高地事務所利用可能)		
生産企業住所	東京都東京都千代田区		
生産場所	日本のどこかのテスト生産工場です	どこかの工場です	
適用変更基準	CTSH		
産少の閾値	産品のFOB価格の 10.00 %以下		
備考			

産 品	HSコード	848071	<原産地規則(PSR)の注釈> CTSHまたはOVC40
	一般名称	TEST SANPIN	
	表示名	TEST SANPIN	

(※) 部材に産少がある場合は【取引価格(FOB)】、または【総重量】を入力して下さい。

使用材料入力欄

1行追加 複数行追加 インポート(Excel)

材料名	原 産	非 原 産	数量	価格	サプライヤー 証明書番号	サプライヤー情報	根拠書類	原産情報等
731811 携帯式自動データ処理機械 (ノートPC、タブレット等)	☐	☒						
390950 熱可塑性ポリウレタン樹脂	☐	☒						
320890 コーティング剤	☒	☐						
320419 染料	☐	☒						
321511 印刷インク (黒)	☐	☒						
391000 シリコンオイル	☐	☒						
行追加								

ファイル選択 選択されていません

6.7 審査者からのメッセージを確認する

新システムでは、原産品判定依頼に対する審査の過程で、審査者から判定依頼者へメッセージが送られることがあります。ここでは、メッセージの確認方法と返信方法を説明します。

(1) メッセージの種類

判定依頼に関するメッセージには、次の2種類があります。画面上の項目名とやりとりの向きが異なりますので、ご注意ください。

- 「申請者へのメッセージ」…審査者から申請者へ送られるメッセージです。閲覧のみで、申請者が入力することはできません。
- 「審査者へのメッセージ」…申請者から審査者へ送るメッセージです。申請者が入力します。

第一種特定原産地証明書発給システム (原産品判定依頼書)

HOME 判定依頼 発給申請 手数料支払 企業情報 等

日本商事 日本 太郎 前回ログイン: 2026/09/04 13:32

メニューに戻る

申請者へのメッセージ (履歴)	
データ登録日	申請者へのメッセージ
2026年07月22日 11:37:33	CTC対比表の修正をお願い致します。

審査者へのメッセージ (履歴)	
データ登録日	審査者へのメッセージ
2026年07月22日 11:39:33	修正いたしました。

審査者へのメッセージ

本欄のみ更新

(2) メールで通知を受け取る

審査者の判定審査で保留事項があった場合、担当者に審査保留のメールが送付されます。

メールには、判定受付番号と、審査者が入力したメッセージの内容が記載されます。メッセージには保留の理由や対応いただきたい内容が記されていますので、内容をご確認のうえ対応してください。

メールの送信有無は審査者の設定によります。メールが届いていない場合でもメッセージが登録されていることがありますので、審査状況が変わった際は画面でご確認ください。

なお、このメールは配信専用のため返信できません。審査者へ連絡する場合は「審査者へのメッセージ」欄をご利用ください（（4）参照）。

<ご案内メールのサンプル>

日本商事

日本 太郎 様

このメールは経済連携協定に基づく、第一種特定原産地証明書の判定審査の保留をお伝えするメールです。

お客様が判定依頼いただいている案件のうち、以下の判定受付番号について、ご提出いただいた判定資料について確認事項があるため、保留としました。

判定受付番号：12209991

CTC 対比表の修正をお願いいたします。

(3) 画面でメッセージを確認する

- ① [判定依頼] メニューの [原産品判定依頼書一覧] をクリックします。

第一種特定原産地証明書発給システム

HOME **判定依頼** 発給申請 手数料支払 企業情報 等 ログアウト

メニュー

資料

原産品判定

原産品判定依頼書一覧

原産品判定依頼書入力

原産品同意通知書入力

原産品利用状況

原産品利用回数

サプライヤー検索

原産性を判断するための基本的考え方と整えるべき保存書類の例示
〔経済産業省〕
申請手続における提出書類等の例示と留意事項〔経済産業省〕
PE対比表フォーマット〔EXCEL〕
CTC対比表フォーマット〔EXCEL〕
VA計算表フォーマット スイス以外〔EXCEL〕
VA計算表フォーマット スイス〔EXCEL〕
繊維製品の原産地規則・証明方法に関する留意事項〔経済産業省〕
申請手続における提出書類等の例示と留意事項〔農林水産省編〕〔経済産業省〕
農林産品に係る生産証明書〔WORD〕
農林産加工品に係る製造証明書〔WORD〕
漁獲・養殖証明書〔WORD〕
水産品に係る加工証明書〔WORD〕
牛肉に係る個体識別番号通知書〔WORD〕
〔記載例1〕 農林産品に係る生産証明書
〔記載例2〕 農林産品に係る生産証明書

【原産品判定EXCELインポート関連情報】
原産品判定EXCELインポート仕様
原産品判定依頼EXCELインポートコード関係書類
原産品判定依頼EXCELインポート記入例
CTC対比表EXCELインポート仕様
CTC対比表EXCELインポート記入例
VA計算ワークシートEXCELインポート仕様
VA計算ワークシートEXCELインポート記入例
CTC+VA EXCELインポート仕様
CTC+VA EXCELインポート記入例
CTC及びVA関連の通関単位コード

- ② 対象の原産品判定依頼を選択し、詳細画面を表示します。

第一種特定原産地証明書発給システム (原産品判定依頼書一覧)

HOME 判定依頼 発給申請 手数料支払 企業情報 等 メニューに戻る

検索条件数: 18 ページ: 1

協定	受付番号	判定番号	依頼日	最終更新日	HIS-ID	状態	商品名	依頼者名	事務所	同意※	修正	削除	複写	非表示※8	発給申請回数	生産者会社名
タイ	42861504	5611939204	2026/07/07	2026/07/07	731924	承認	Test	日本 太郎	東京		修正	削除	複写	☐		日本商事
インドネシア	25102605		2026/06/03	2026/06/03	570232	手続中	SanTest	日本 太郎	福岡		修正	削除	複写	☐		日本商事
インドネシア	25102605		2026/06/03	2026/06/03	570232	保存	SanTest	日本 太郎	福岡		修正	削除	複写	☐		日本商事
インドネシア	25102105			2026/07/28	220890	保存		日本 太郎	北九州		修正	削除	複写	☐		日本商事
インドネシア	25102005			2026/07/28	220890	保存	test	日本 太郎	北九州		修正	削除	複写	☐		日本商事
インドネシア	25101805			2026/07/27	570232	保存	SanTest	日本 太郎	福岡		修正	削除	複写	☐		日本商事
インドネシア	25101805		2026/07/27	2026/07/27	570232	判定依頼	SanTest	日本 太郎	福岡		修正	削除	複写	☐		日本商事
インドネシア	25101805		2026/07/26	2026/07/26	570232	判定依頼	SanTest	日本 太郎	福岡		修正	削除	複写	☐		日本商事
インドネシア	25101205	4372273505	2026/06/25	2026/07/22	081400	承認	TestSamPin	日本 太郎	東京		修正	削除	複写	☐		日本商事
インドネシア	25101105	4969775905	2026/06/25	2026/06/25	480880	承認	TestSamPin	日本 太郎	東京		修正	削除	複写	☐		日本商事
インドネシア	25101005	9574486705	2026/06/25	2026/06/25	848071	承認	TestSamPin	日本 太郎	東京	○	修正	削除	複写	☐	1	日本商事
インドネシア	25100805	9632717505	2026/06/25	2026/06/25	570232	承認	TestSamPin	日本 太郎	東京	○	修正	削除	複写	☐		日本商事

- ③ 画面下部の「申請者へのメッセージ」欄に、審査者からのメッセージが表示されます。

第一種特定原産地証明書発給システム (原産品判定依頼書)

HOME 判定依頼 発給申請 手数料支払 企業情報 等 メニューに戻る

申請者へのメッセージ (履歴)

データ登録日	申請者へのメッセージ
2026年07月22日 11:39:33	CTC対比表の修正をお願いします。

審査者へのメッセージ (履歴)

データ登録日	審査者へのメッセージ
2026年07月22日 11:39:33	修正いたしました。

審査者へのメッセージ

本欄のみ更新



審査者から複数回メッセージが送られている場合、「申請者へのメッセージ」欄に登録日時とあわせて履歴が一覧表示されます。審査の経緯を確認する際にご利用ください。

(4) 審査者へ返信する

① 審査者へ連絡したい内容がある場合は、「審査者へのメッセージ」欄に入力します。

「審査者へのメッセージ」欄に内容を入力し、本欄のみ更新をクリックします。

第一種特定原産地証明書発給システム (原産品判定依頼書)

HOME 判定依頼 発給申請 手数料支払 企業情報 等

日本語 日本 太郎 前回のログイン: 2026/08/04 13:32

メニューに戻る

申請者へのメッセージ (履歴)	
データ登録日	申請者へのメッセージ
2026年07月22日 11:37:33	CTC対比表の修正をお願い致します。

審査者へのメッセージ (履歴)	
データ登録日	審査者へのメッセージ
2026年07月22日 11:39:33	修正いたしました。

審査者へのメッセージ	
再度見直しました。	本欄のみ更新

② 入力したメッセージは審査者の画面に表示され、審査の参考とされます。

なお、審査が完了し承認された後は、「審査者へのメッセージ」欄は表示されません。

第一種特定原産地証明書発給システム (原産品判定依頼書)

HOME 判定依頼 発給申請 手数料支払 企業情報 等

日本語 日本 太郎 前回のログイン: 2026/08/04 13:32

メニューに戻る

申請者へのメッセージ (履歴)	
データ登録日	申請者へのメッセージ
2026年07月22日 11:37:33	CTC対比表の修正をお願い致します。

審査者へのメッセージ (履歴)	
データ登録日	審査者へのメッセージ
2026年08月04日 18:51:38	再度見直しました。
2026年07月22日 11:39:33	修正いたしました。

審査者へのメッセージ	
	本欄のみ更新

6.8 原産品の無効化申請を行う

新システムでは、承認を受けた原産品判定で「材料を変更した」「原産性喪失をした」等の理由により無効化することがあります。ここでは、無効化申請の操作手順を説明します。

(1) 対象の原産品判定依頼書を確認する

- ① [判定依頼] メニューの[原産品判定依頼書一覧]をクリックします。

- ② 対象の原産品判定依頼を選択し、詳細画面を表示します。

第一種特定原産地証明書発給システム (原産品判定依頼書一覧)													
HOME 判定依頼 発給申請 手数料支払 企業情報 等													
検索件数: 18													
協定	受付番号	判定番号	依頼日	最終更新日	HSコード	状態	商品名	依頼者名	事務所	同意※	修正	削除	複写
タイ	42861504	811939204	2026/07/07	2026/07/07	731824	承認	Test	日本 太郎	東京		修正	削除	複写
インドネシア	25102605		2026/06/03	2026/06/03	570232	手続中	SanTest	日本 太郎	福岡		修正	削除	複写
インドネシア	25102605		2026/06/03	2026/06/03	570232	保存	SanTest	日本 太郎	福岡		修正	削除	複写
インドネシア	25102105			2026/07/28	220890	保存	Test	日本 太郎	北九州		修正	削除	複写
インドネシア	25102005			2026/07/28	220890	保存	Test	日本 太郎	北九州		修正	削除	複写
インドネシア	25101805			2026/07/28	570232	保存	SanTest	日本 太郎	福岡		修正	削除	複写
インドネシア	25101805		2026/07/27	2026/07/27	570232	判定依頼	SanTest	日本 太郎	福岡		修正	削除	複写
インドネシア	25101605		2026/07/20	2026/07/20	570232	判定依頼	SanTest	日本 太郎	福岡		修正	削除	複写
インドネシア	25101105	4372275505	2026/06/25	2026/07/22	081400	承認	TestSanpin	日本 太郎	東京		修正	削除	複写
インドネシア	25101105	4089775505	2026/06/25	2026/06/25	490890	承認	TestSanpin	日本 太郎	東京		修正	削除	複写
インドネシア	25101005	9574486705	2026/06/25	2026/06/25	848071	承認	TestSanpin	日本 太郎	東京	○	修正	削除	複写
インドネシア	25100805	3632717505	2026/06/25	2026/06/25	570232	承認	TestSanpin	日本 太郎	東京	○	修正	削除	複写

- ③ 無効化を申請する前に、以下の項目を確認してください。

- ・ 判定受付番号
- ・ 商品名 (英文)
- ・ HSコード
- ・ 生産者情報
- ・ 判定基準
- ・ 現在の状態が「承認」であること

(2) 無効化を申請する

- ① 画面下部の「無効化申請」ボタンをクリックします。

第一種特定原産地証明書発給システム（原産品判定依頼書）

HOME 判定依頼 発給申請 手数料支払 企業情報 等

日本商事 日本 太郎 前回ログイン: 2026/08/05 10:01

メニューに戻る

E-mail送信希望 ☐ 希望する ☒ 希望しない

E-mail

同意通知書入力/修正

◎証明資料同意通知書

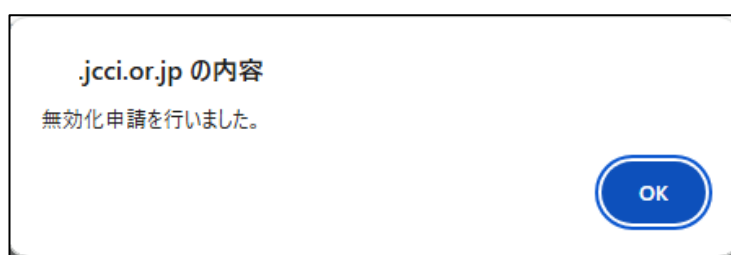
本データは、原産品判定以外の目的で使用するのではなく、他に公表されることはありません。また、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給に関する法律により、原産地証明書の発給から5年間(日フルネイ協定、日アセアン協定、日スイス協定、日ベトナム協定およびRCEP協定は3年間)、発給機関に保存されます。

判定結果内容印刷

複写 EXCEL出力 印刷 無効化申請 戻る

- ② 確認ダイアログで「OK」をクリックします。

「無効化申請を行いました。」というメッセージが表示されましたら、無効化申請は完了です。



- ③ 審査者へのメッセージに「原産品の無効化を申請します。」と自動で登録されます。

第一種特定原産地証明書発給システム（原産品判定依頼書）

HOME 判定依頼 発給申請 手数料支払 企業情報 等

日本商事 日本 太郎 前回ログイン: 2026/08/05 10:01

メニューに戻る

同意通知書入力/修正

◎証明資料同意通知書

審査者へのメッセージ（履歴）	
データ登録日	審査者へのメッセージ
2026年08月06日 14:44:19	原産品の無効化を申請します。

本データは、原産品判定以外の目的で使用するのではなく、他に公表されることはありません。また、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給に関する法律により、原産地証明書の発給から5年間(日フルネイ協定、日アセアン協定、日スイス協定、日ベトナム協定およびRCEP協定は3年間)、発給機関に保存されます。

判定結果内容印刷

複写 EXCEL出力 印刷 無効化申請 戻る

ステップ7 第一種特定原産地証明書の発給申請をする

第一種特定原産地証明書の交付を受けるには、第一種特定原産地証明書発給システムから、「特定原産地証明書発給申請書」を入力し、日本商工会議所に提出します。協定ごとに、第一種特定原産地証明書に記載すべき内容が異なります。

発給申請の手続き

7.1 発給申請書を入力する

第一種特定原産地証明書発給システムから、発給申請書を入力し、申請手続きをします。

■発給申請者について

第一種特定原産地証明書発給申請は、原産品判定依頼により原産品と判定された**製品の輸出者**が行います。輸出者が当該製品の生産者ではなく、原産品判定番号を知らない場合は、あらかじめ生産者から原産品判定番号の通知を受ける必要がありますが、その前提として、生産者が日本商工会議所に対し、原産品判定番号が明記された**証明資料提出同意通知書（以下、同意通知書）**を提出する必要があります。



輸出者以外の者は発給申請できません（日オーストラリア協定、RCEP協定は生産者も可）。

（１）第一種特定原産地証明書発給システムにログインする

- ① ホームページ「EPAに基づく特定原産地証明書発給事業」の「発給システム（登録者のみ）」をクリックします。



- ② ログイン画面で、サイナー或いはサイナーが作成したアシスタントの「識別番号（ID）」と「パスワード」を入力し、「ログイン」ボタンをクリックします。

(2) [発給申請書入力]画面を開く（①もしくは②のいずれかを操作）

- ① [発給申請] メニューの [発給申請書入力] をクリックします。



メモ

第一種特定原産地証明書発給の通知

日本商工会議所の発給事務所（以下、発給事務所）が第一種特定原産地証明書発給申請を受理してから審査結果を通知するまでの期間は、原則 2 営業日（申請者の責めに帰すべき遅延期間を除く）を目安としています。申請内容の修正が必要な場合、2 営業日を超える場合があります。また、一時的に発給申請が集中した場合、通常よりも審査にお時間をいただく可能性があります。

- ② [発給申請] メニューの [発給申請書一覧] をクリックし、[発給申請状況照会一覧] 画面の [新規入力] ボタンをクリックします。

第一種特定原産地証明書発給システム

HOME 判定依頼 **発給申請** 手数料支払 企業情報 等

ログアウト

メニュー

発給申請

発給申請書一覧

発給申請書入力

原産品同意通知書照会

引換書・受領書印刷

誓約書情報入力(スイス・ベル・オーストラリアのみ)

連続する原産地証明書 発給申請書入力(RCEPのみ)

資料

原産性を判断するための基本的考え方と整えるべき保存書類の例示 (経済産業省)

申請手続における提出書類等の例示と留意事項 (経済産業省)

申請手続における提出書類等の例示と留意事項 (農林水産省) (経済産業省)

【発給申請EXCELインポート関連情報】

発給申請EXCELインポート仕様

発給申請EXCELインポート コード関係資料

発給申請EXCELインポート記入例

ビュー選択 標準 ビュー切替 ビュー設定・検索条件設定

▼ 検索条件の絞り込み

発給受付番号 申請日※1 証明書番号 (完全一致) 担当者名 (部分一致) 便名 (部分一致) 協定 並び順 優先順位1 優先順位2 受付番号 降順 昇順

状態(※2) 発給申請 送信ステータス

申請者名※3 (部分一致) 輸入者名※3 (部分一致) 商品名 (部分一致) 商品情報 発給事務所 1頁表示件数 20

※1 申請日は西暦年月日の数字を入力してください。(例: 2008年5月1日→20080501)

※2 ※過去に申請した案件を見たい場合は、「状態」を変更してください。

※3 複数の単語で検索する場合は、単語の間をスペースで区切ってください。除外検索する場合は、単語の先頭に「!」を付けてください。(例: 商工会議所 !本店)

新規入力 EXCEL形式で新規入力

検索条件数: 48 ※再: 再発給申請の場合に○が表示されます。 ページ: 1 2 3 4

協定	受付番号	申請日	最終更新日	状態	輸入者名	申請者名	担当者名	便名	手数料(円)	送信ステータス	再※	修正	削除	復元	再発	再発/再発	申請事務所
タイ	132814104	2025/05/30	2025/05/30	発給申請	test asia the island company	上高地私本長	日本商工太郎	test									上高地

(3) 発給申請書状況照会一覧画面の見方

発給申請済み、または承認済みの情報を複写して新規入力をしたい場合は、検索メニュー (A) を入力して、[検索表示] ボタンをクリックします。(B) に検索結果が表示されるので、複写したい発給申請情報の [複] ボタンをクリックします。

保存した情報を修正・削除するには、検索メニュー (A) を入力して、[検索表示] ボタンをクリックします。(B) に検索結果が表示されるので、状態が「保存」「保留」の場合、修正・削除したい発給申請情報の [修]、または [削] ボタンをクリックします。

ビュー選択 標準 ビュー切替 ビュー設定・検索条件設定

▼ 検索条件の絞り込み

発給受付番号 申請日※1 証明書番号 (完全一致) 担当者名 (部分一致) 便名 (部分一致) 協定 並び順 優先順位1 優先順位2 受付番号 降順 昇順

状態(※2) 発給申請 送信ステータス

申請者名※3 (部分一致) 輸入者名※3 (部分一致) 商品名 (部分一致) 商品情報 発給事務所 1頁表示件数 20

※1 申請日は西暦年月日の数字を入力してください。(例: 2008年5月1日→20080501)

※2 ※過去に申請した案件を見たい場合は、「状態」を変更してください。

※3 複数の単語で検索する場合は、単語の間をスペースで区切ってください。除外検索する場合は、単語の先頭に「!」を付けてください。(例: 商工会議所 !本店)

新規入力 EXCEL形式で新規入力

検索条件数: 48 ※再: 再発給申請の場合に○が表示されます。 ページ: 1 2 3 4

協定	受付番号	申請日	最終更新日	状態	輸入者名	申請者名	担当者名	便名	手数料(円)	送信ステータス	再※	修正	削除	復元	再発	再発/再発	申請事務所
タイ	132814104	2025/05/30	2025/05/30	発給申請	test asia the island company	上高地私本長	日本商工太郎	test									上高地
インドネシア	072181305	2024/12/16	2025/07/15	発給申請	sunatora corp	上高地私本長	日本商工太郎	NH80933									上高地
インドネシア	089729505	2024/07/04	2024/07/04	発給申請	indokedukieka	テストテスト	日本商工太郎	NH80933									上高地

状態が「発給申請」の場合、受付番号をクリックして発給申請書を開き、画面最下部の「申請取消」をクリックすることで、「保存」に戻すことができます。

〔状態〕のステータス欄が〔手続中〕、〔手続中（承認）〕、〔交付済〕、〔否決〕になっている場合は、発給申請者による情報の変更はできません。

状態が「手続中」の場合、発給審査を審査中のため、発給事務所へご連絡ください。状態が「手続中（承認）」以降の場合、修正・削除できませんので、「再発給申請」を行ってください。

電子発給（PDF発給およびデータ交換）の協定については、〔交付準備完了〕のステータスはありません。手数料の納付方法が「後日払い」の場合、〔手続中（承認）〕のステータスはなく、発給事務所による承認後、直ちに〔交付済〕になります。

〔状態〕欄のステータスについて

- **発給申請**…発給申請中（受理前のため、申請者によって申請取消が可能）の状態。
- **手続中**…発給事務所が、発給申請を受理し、審査している状態。
- **手続中（承認）**…審査が完了し、手数料額が確定した状態。クレジット決済もしくは事前振込による手数料の支払いが完了すると「交付済」になる。後日払いの場合は、承認後、直ちに「交付済」になる。
- **交付準備完了**…第一種特定原産地証明書の交付準備が完了した状態（交付可能な状態）。
- **交付済**…【データ交換】第一種特定原産地証明書が相手国税関に送付されている状態。【PDF発給】証明書のPDFファイルをダウンロードできる状態。【専用紙発給】専用紙に印刷された証明書を窓口で交付もしくは郵送した状態。
- **保存**…入力した情報が保存されているだけの発給申請前の状態。
- **保留**…審査段階で、内容の不備などの理由で差し戻された状態。「修正」ボタンから再度発給申請が可能。
- **否決**…発給申請が否決された状態。

〔送信ステータス〕欄について ※データ交換方式の協定のみ

- **送信中**…相手国税関に電子原産地証明書（e-CO。P.169参照）が送信されている最中の状態。
- **送信完了**…相手国税関にe-COが届き受理された状態。
- **取消中**…再発給申請が「交付済」になり、再発給元のe-COに対する取消データ（信号）が相手国税関に送信されている最中の状態。
- **取消済**…再発給元のe-COに対する取消データ（信号）が相手国税関に届き受理された状態。
- **送信中（リトライ中）**…相手国税関にe-COが正常に送信されなかったため、再度e-COの送信を行っている最中の状態。
- **取消中（リトライ中）**…相手国税関に再発給元のe-COに対する取消データ（信号）が正常に送信されなかったため、再度取消データ（信号）の送信を行っている最中の状態。

 注意

- 発給申請のための申告データや証明資料（伝票、書類など）は、法律上、第一種特定原産地証明書発給日から5年間（日ブルネイ協定、日スイス協定、日ベトナム協定、日アセアン協定、RCEP協定は3年間）の保存が義務付けられています。必要に応じて、インボイスなどの証明資料（商業書類）の提出を求められる場合がありますので、必ず手元に準備してください。
- データ交換開始前（日タイ協定の場合2025年10月31日まで）に作成した発給申請書の複写による発給申請書の作成は不可です。新規でデータ交換方式に対応した発給申請書を作成してください

（3）発給申請書を提出する

〔発給申請書入力〕画面で、発給申請書情報を入力します。

 メモ

- 〔協定〕〔発給事務所〕および入力項目名の左側に◎のある項目は必ず入力してください。
- 各協定で使用するHSコード、原産地基準などが違うため、同じ輸出産品を複数の協定に基づき発給申請したい場合は、協定ごとに発給申請をしてください。
- 注記に従い、全角・半角文字に注意して入力してください。
- 「和文」とある項目は日本語で、「英文」とある項目は英語（アルファベット）で入力してください。

 注意

- 〔協定〕欄で協定名を誤ったまま入力をして、入力後に〔協定〕欄の内容を変更すると、協定により異なる一部の入力情報が削除されます。協定名の選択は最初によく確認してから行ってください。
- 〔協定〕欄を選択後、カーソルを次の入力項目に移動せずにマウスホイールで画面下部へスクロールすると、選択した協定が動いてしまうことがあるのでご注意ください。

① [協定] 欄～[発給事務所] 欄

[協定] 欄（日アセアン協定、RCEP協定の場合は[仕向国] も）、[発給事務所] 欄の▼をクリックして、該当の協定名、および事務所名を選択してください。

キャンセル 保 存 発給申請

発給申請書

日本商工会議所 御中 [注意事項](#)

1. 当社/私は、標記発給申請書に関し、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律に則り、当該発給申請書に係る申告内容は全て真正であることを誓約します。

2. 当社/私は、当該発給申請書について、記載内容を立証する関係資料を原産地証明書の発給の日以後5年間（日ブルネイ協定、日アセアン協定、日スイス協定、日ベトナム協定およびRCEP協定は3年間）保存し、両国政府及び政府の指定する関係機関からの要請に応じて提出することを誓約します。

3. 当社/私は、当該発給申請書について次に掲げる事実を知ったときは、遅滞なくその旨を書面により関係機関に通知することを誓約します。

①当該第一種特定原産地証明書の発給を受けた物品が特定原産品でなかったこと
②当該第一種特定原産地証明書の記載に誤りが生じたこと
③当該第一種特定原産地証明書に記載された事項に変更があったこと

4. 当社/私は、[システムサービス利用規約](#) の内容を確認し、その定めに従って本サービスを利用することを誓約します。

以上の事項のとおり誓約し、発給申請書を記入します。

※発給申請する協定名、証明書の発給事務所を選択してください。

協定	日アセアン協定 ▼	仕向国	インドネシア ▼
発給事務所	東京事務所 ▼		

② [発給申請者] 欄

[発給申請者] の項目は、ログインしたサイナーの情報に紐づき自動で入力されています。発給申請を行うことができるのは、輸出者のみです。ただし、日オーストラリア協定、RCEP協定では、生産者も申請可能です。

■発給申請者
第一種特定原産地証明書の発給申請は、原産品判定依頼により原産品として判定された製品の輸出者が行うことができます。発給申請者が当該製品の判定依頼者ではない場合は、予め当該製品の判定依頼者から同意通知を受けてください。

※発給申請者の情報を記入してください。
英文社名および英文所在地は、証明書に印字されます。

発給申請者	◎	和文氏名	日本 太郎
	◎	英文氏名	Nihon Taro
	◎	企業登録番号	
	◎	和文社名(屋号)	日本商事
	◎	英文社名	NihonShouji
		和文役職：全角	部長
		英文役職：半角	GM
		電話番号：半角	03-1234-5678
		FAX番号：半角	03-1234-5678
		E-mail：半角	nihon_taro@jcci.or.jp
	◎	郵便番号	〒 100 - 0001
	◎	和文所在地	東京都千代田区千代田
	◎	英文所在地	Chiyoda, Chiyoda-ku, Tokyo 1000001 JAPAN



- 入力項目名の左側に◎のある項目は必ず入力してください。
- 英文所在地における末尾の「,JAPAN」は、日インドネシア協定および日タイ協定では自動的に「Japan」の国名コードが付与されて相手国税関に送信されます。そのため、発給申請書上表示されません。なお、特定原産地証明書のPDFファイルの「1.Exporter's name, address and country:」については、末尾に「,JAPAN」が印字されます。

注意

〔発給申請者〕欄は、初回入力時のサイナーと異なるサイナーが入力内容の修正作業などを行った場合、発給申請者が、新たに作業をしたサイナーに変更されますのでご注意ください。

③〔本件に関するご担当者〕欄

発給申請書を作成するサイナーもしくはアシスタントの名前、E-mail等を自動表示します。氏名は変更不可です。E-mail等の連絡先は、本欄で変更可能です。

※本件に関するご担当者をご確認ください。

■本件に関するご担当者

本件に関するご担当者	◎	氏名：全角	日本 太郎
	◎	電話番号：半角	03-1234-5678
		FAX番号：半角	03-1234-5678
	◎	E-mail：半角	nihon_taro@jcci.or.jp

発給審査の内容に関する問い合わせ・確認は「本件に関するご担当者」宛にメールでご連絡がいきます。メールアドレスは1名のみで、必ず届くメールアドレスを記載してください。

注意

〔本件に関するご担当者〕欄は、最初の担当者と異なるサイナーもしくはアシスタントが案件の修正作業などをすると、新しく作業をしたサイナーもしくはアシスタントに名前が変更されますのでご注意ください。

④【RCEP協定のみ】〔輸出者〕欄

〔輸出者〕の項目は、ログインしたユーザの企業登録情報が自動入力されています。内容を確認してください。

RCEP協定では、生産者も申請可能です。輸出者ではない生産者が発給申請する場合は、輸出者の企業登録番号を入力してください。

■輸出者

※輸出者の名称、所在地等を記入してください。

※英文所在地は、国名（JAPAN）まで、正確にフルアドレスを入力してください。

輸出者	◎	企業登録番号		情報取込
	◎	和文社名(屋号)	日本商事	
	◎	英文社名	NihonShouji	
	◎	郵便番号	〒 100 - 0001	
	◎	和文所在地	東京都千代田区千代田	
	◎	英文所在地	Chiyoda, Chiyoda-ku, Tokyo 1000001 JAPAN	

⑤ [輸入者又は荷受人のフルネーム、所在地等] 欄

[荷受人 / 輸入者] 欄には、対象産品を輸入するEPA締約相手国の英文輸入者（輸入申告者）名、および住所を入力してください。

[英文所在地] 欄の「Add 1」欄は必須入力、「Add2」～「Add 4」は任意入力です。「Add 1」欄に全て入力 / 「Add 1」欄と「Add 2」欄以降に分割入力のいずれも可能です。適当な位置で表示住所を改行したい場合、「Add 2」欄以降を活用ください。

■輸入者又は荷受人のフルネーム、所在地等			
※輸入者（輸入申告者）又は荷受人の名称、所在地等を記入してください。 英文社名および所在地は、証明書に印字されます。 英文社名は半角英数字、半角記号70字以内、英文所在地は半角英数字、半角記号260字以内で入力してください。			
荷受人／輸入者	◎	英文社名：半角	
	◎	国名	INDONESIA
		Addr1	
		Addr2	
		Addr3	
		Addr4	
		電話番号：半角	
	FAX番号：半角		

注意

- [英文所在地] 欄には、国名は記載しないでください。
- 英文所在地の「国名」は、例えば、日インドネシア協定の場合は「INDONESIA」、日タイ協定の場合は「THAILAND」と、国名が自動表示されます。

メモ

日インドネシア協定・日タイ協定のみ

輸入者IDは、輸入者から輸出者に対して、e-COへの入力要望があった場合に入力する、任意入力項目です。入力する場合は、「入力」ボタンをクリックした後、入力してください。

メモ

日メキシコ協定・日ペルー協定のみ

[協定] 欄で日メキシコ協定、または日ペルー協定を選択している場合、[輸送手段] 欄の下に[生産者名および所在地の証明書への記載] 欄が追加されます。記載内容をよく確認し、記載するか選択してください。

⑥ [輸送手段] 欄

遡及発給が否かを確認するため、[Means of Transport and route]（輸送手段）欄の[船積日（予定日）] 欄は必ず入力してください。「遡及発給」でない場合で、船積日が直前に変更となる可能性がある場合は、右側のチェックボックスのチェックを外すことで、e-COデータとして送信しない（証明書に印字しない）ことが可能です。

「遡及発給」となった場合、多くの協定で、右側のチェックボックスを外していても船積日が証明書に強制的に印字されます。データ交換（日インドネシア協定、日タイ協定）については、船積日がe-COデータとして強制的に送信されます。発給申請の時点では船積日前でも、証明書が承認された段階で「遡及発給」となる可能性がありますので、ご注意ください（日メキシコ、日マレーシア、日スイス協定の場合は、遡及発給となった場合も船積み日は強制印字されません）。

[Means of Transport and route]（輸送手段）欄は、日メキシコ協定、日スイス協定では、船積日（予定日）以外の入力任意です。

■輸送手段

※船積日（船荷証券または航空貨物運送状の日付）、または船積（予定）日を必ず記入してください。
 荷揚地は選択してください。
 便名（船名またはフライトナンバー）については分かる範囲で記入してください。
 積込地および経由地は記入できません。
 遡及して発給される場合は、欄17の“ISSUED RETROACTIVELY”ボックスにチェックが入ります。
 証明書に記載しない項目は、右側のチェックボックスをはずしてください（ただし、遡及して発給される場合の船積日は、チェックの有無にかかわらず証明書に記載されます）。
 荷揚地はコード選択、便名は半角英数字、半角記号50字以内で記入してください。
 荷揚地を選択した場合、便名の記入が必須になります。

協定に基づき、インドネシアに輸出される産品が関税上の特恵待遇を得るためには、協定第3.15条の精送基準に適合していなければなりません。

証明書に記載する

Means of Transport and route	◎	船積日（予定日）	(yyyymmdd形式で入力してください)	☒
		積込地：英文		☐
		経由地：英文		☐
		荷揚地：英文	荷揚地 値を選択してください ▼	☒
		便名：英文		☒

注意

【日インドネシア協定、日タイ協定】[積込地]、[経由地]、[荷揚地]のいずれかのチェックボックスに☑を選択した場合、[便名]の記入が必須になります。

メモ

● 積込地・経由地・荷揚地（日スイス協定のみ仕向地）

- [積込地]、[経由地]、[荷揚地 / 仕向地]、および[便名]欄は、わかる範囲で入力してください。e-COデータとして送信しない（証明書に印字しない）項目は、右側のチェックボックスのチェックを外してください。遡及発給の場合、積込地など必須記載項目がありますので、船積後の確定情報を確認のうえ、各項目のチェックを残して発給申請を行ってください。
- [経由地]が複数ある場合はどの地名を入力しても構いません。

● 積込地・経由地・荷揚地 / 仕向地のコード選択

- 「積込地」、「荷揚地 / 仕向地」のコードを選択する場合、「値を選択してください」の欄をクリックすると、地名の入力欄が表示されるので、地名のアルファベットを入力してください。アルファベットを入力すると、地名の候補が表示されますので、該当する地名を選択します。入力するアルファベットの文字数が多いほど候補が絞られます。

- 「経由地」のコードを選択する場合、「国選択」欄の「値を選択してください」の欄をクリックすると、国名の入力欄が表示されるので、国名のアルファベットを入力してください。アルファベットを入力すると、国名の候補が表示されますので、該当する国名を選択します。入力するアルファベットの文字数が多いほど、候補が絞られます。次に、「経由地」欄の「値を選択してください」の欄をクリックすると、経由地の入力欄が表示されるので、経由地のアルファベットを入力してください。アルファベットを入力すると、経由地の候補が表示されますので、該当する経由地を選択します。入力するアルファベットの文字数が多いほど候補が絞られます。

■輸送手段

※船積日(船荷証券または航空貨物運送状の日付)、または船積(予定)日を必ず記入してください。
 荷揚地は選択してください。
 便名(船名またはフライトナンバー)については分かる範囲で記入してください。
 積込地および経由地は記入できません。
 遡及して発給される場合は、欄17の「ISSUED RETROACTIVELY」にチェックしてください。
 証明書に記載しない項目は、右端のチェックボックスを有無にかかわらず証明書に記載されます。
 荷揚地はコード選択、便名は半角英数字、半角記号50字以内で入力してください。
 荷揚地を選択した場合、便名の記入が必須になります。

協定に基づき、インドネシアに輸出される産品が関税適用していなければなりません。

Means of Transport and route	船積日(予定日)	積込地: 英文	経由地: 英文	荷揚地: 英文	便名: 英文	証明書に記載する
				荷揚地	値を選択してください *	☒
						☒

国選択: ja
 IDJB : Jambi, Sumatra
 IDJU : Jayapura, Irian Jaya
 IDJA : Jatinegara
 IDJL : Jatiluhur
 IDJB : Jababeka
 IDJT : Jabung Terminal
 IDJK : Jakarta

- 経由地及び荷揚地の候補に該当する地名がない場合は、経由地は「国選択」をした後に経由地(港名コード)の箇所、荷揚地は荷揚地(港名コード)の箇所「Other」と入力してください。「Other」と入力すると、候補に「Other」が表示されますので、これを選択します。「Other」を選択すると、経由地及び荷揚地を直接入力できるようになりますので、証明書に印字する経由地名及び荷揚地名を半角英数字・半角記号50字以内で直接入力してください。
- 注: Otherが使用出来るのは日タイ・日インドネシア協定以外となります。

● 特定原産地証明書への印字、e-COの送信

- 遡及発給の場合、特定原産地証明書の[Means of Transport and route] (輸送手段)欄に、船積日または出航日が自動で印字されます。
- 遡及発給の場合、Remarks欄に「ISSUED RETROACTIVELY」(日メキシコ協定、日スイス協定、日ペルー協定、日オーストラリア協定では、「ISSUED RETROSPECTIVELY」、RCEP協定では17欄にチェック、日モンゴル協定、日タイ協定では、Remarks欄には何も記載されません)が自動で印刷されます。
- 【日インドネシア協定、日タイ協定】[積込地]、[経由地]、[荷揚地]について、e-COデータとして送信されるのはコード値のみで、港名は送信されません。特定原産地証明書のPDFファイルにもコード値のみが印字されます。
- 【日インドネシア協定、日タイ協定以外の協定】特定原産地証明書のPDFファイルには、コード値は印字されず、港名のみ印字されます。

⑦ [原産品名・数量・インボイス番号など] 欄

■原産品名・数量・インボイス番号など

▶ 記載に関する留意事項

インボイス情報		◎	インボイス番号		第三者インボイスを使用する	☐
		◎	インボイス日付		←yyyymmddの形式で入力してください (2025年8月1日 ⇒ 20250801)	

行の追加 選択行を削除

原産品判定番号	原産品名	重量または数量	単位	生産者情報
☐ HSコード 企業登録番号	原産地証明書に印字される原産品名 同意有効期限	単位 FOB価格 (付加価値基準(RVC)を利用の場合、必須) ●重量 ○数量 値を選択してください	削除	
☐ 原産品一覧選択 (直接入力)	削除	削除	削除	

インボイス追加 インボイス削除

集計

▼ 合計サマリ (単位別)

A) 記載に関する留意事項

「記載に関する留意事項」のリンクをクリックすることで、記載に関する留意事項が表示されるようになります。もう1回クリックすると、記載に関する留意事項の表示が折り畳まれます。

■原産品名・数量・インボイス番号など

▼ 記載に関する留意事項

※インボイス番号(半角英数字、半角記号25字以内)及び日付を記入してください。
インボイス日付欄の日付は、発給申請日以前であることが必要です。インボイスは輸入のために発行されたものである必要があります。
①第三国においてインボイスが発行された場合、第三国インボイスの番号及び日付を記入してください。
②第三国インボイスの番号が不明の場合は、日本の輸出者の発行によるインボイス番号及び日付を記入してください。
第三国においてインボイスが発行された場合、証明書に第三国インボイス発行者に関する情報(英文名称、英文所在地)の記入が必要となります。
製品ごとに、原産品判定番号、重量または数量(半角数字15字以内)を入力し、単位コードを選択してください。
原産品一覧選択ボタンをクリックして製品を選択するか、原産品判定番号が分かる場合は直接数字を入力してTABキーを押してください。

※重量・数量の単位コード一覧表は、下記リンク先のエクセルシート「製品の重量・数量単位コード一覧」をご覧ください。
※重量・数量の単位コードの選択に関して不明点等がございましたら、日本商工会議所国際部や各発給事務所ではなく、輸入者を通じて、相手国税関に照会してください。

原産地証明書に印字される原産品名は、原則としてインボイス及びHSコードに相当する品名と実質的に同一となるよう記入してください。
ブランド名や商品コードのみの記入ではなく、具体的かつ一般的な商品名を記入してください。(半角英数字、半角記号500字以内)

インボイス情報	◎	インボイス番号		第三者インボイスを使用する	☒
	◎	インボイス日付		←yyyymmddの形式で入力してください (2025年8月1日 ⇒ 20250801)	

B) インボイス情報

1 発給申請に対応するインボイスが複数ある場合は、「インボイス追加」ボタンをクリックすることで、新たな「インボイス情報」欄およびインボイスに対応する産品情報入力欄が表示されますので、インボイス情報および産品情報を入力してください。



- 日メキシコ協定以外の協定：インボイス番号と日付を入力します。
- 日メキシコ協定のみ：インボイス番号のみ入力します（インボイス日付欄は非表示）。

- 日オーストラリア協定のみ：インボイスの番号・日付に代えてB / Lなどの番号・日付を入力することもできます。

C) 第三国インボイス情報

第三国（RCEP協定は第三者）においてインボイスが発行された場合、「インボイス情報」欄には、第三国（第三者）インボイスの番号および日付を入力してください。

また、「第三国（第三者）インボイスを使用する」のチェックボックスに☑を入れてください。「第三国（第三者）インボイスの発行者」欄が表示されますので、英文名称を入力するとともに、国コードを選択してください。

■原産品名・数量・インボイス番号など			
▶ 記載に関する留意事項			
インボイス情報	◎	インボイス番号	第三国インボイスを使用する ☒
	◎	インボイス日付	←yyyymmddの形式で入力してください (2025年8月1日 ⇒ 20250801)
第三国インボイスの 発行者	◎	英文名称：半角	
		国選択	値を選択してください ▼
	◎	英文所在地：半角 ※国名はここで 選択してください (・日本以外)	Addr1
			Addr2
			Addr3
			Addr4



● 英文所在地

- 国コードの選択については、「国選択」欄の「値を選択してください」の欄をクリックすると、国名の入力欄が表示されるので、国名のアルファベットを入力してください。アルファベットを入力すると、国名の候補が表示されますので、該当する国名を選択します。入力するアルファベットの文字数が多いほど、候補が絞られます。
- 「Add 1」欄は必須入力（RCEP協定のみ任意入力）、「Add2」～「Add 4」は任意入力です。「Add 1」欄に全て入力 / 「Add 1」欄と「Add 2」欄以降に分割入力のいずれも可能です。適当な位置で表示住所を改行したい場合、「Add 2」欄以降を活用ください。

● 特定原産地証明書への印字

- 日アセアン協定、日インド協定の場合、[第三国インボイスの発行者]欄を入力すると、第一種特定原産地証明書のRemarks欄の「Third Country Invoicing」にチェックが付きます。
- RCEP協定の場合、第三者インボイス情報を入力すると、17欄の「Third-party invoicing」にチェックが付きます。

● その他：一部の協定での留意事項

■原産品名・数量・インボイス番号など

▶ 記載に関する留意事項

インボイス情報	◎	インボイス番号		第三国インボイスを使用する ☒
	◎	インボイス日付		←yyyymmddの形式で入力してください (2025年8月1日 ⇒ 20250801)
第三国インボイスの 発行者	◎	英文名称：半角		
	◎	英文所在地：半角 ※国名はここで 選択してください (・日本以外)	国選択	値を選択してください ▼
			Addr1	
			Addr2	
			Addr3	
		Addr4		
第三国インボイスの番号 は不明		☐ ※第三国インボイスの番号が不明の場合は、チェックしてください。 チェックがある場合は、欄8に“The goods will be invoiced in a non-Party.”と記載されます。		

- 【アセアン協定のみ】〔第三国インボイスの発行者〕欄の下に〔第三国インボイスの番号は不明〕欄があります。第三国インボイスの番号が不明な場合は、チェックボックスにチェックを付けます。
- 【RCEP協定】英文所在地は国選択のみ。Addr1～4は入力不可です。
- 【日メキシコ協定、日マレーシア協定、日チリ協定、日フィリピン協定】第三国インボイスの番号が不明な場合、記載の必要はありません。

D) 原産品名・数量

● 産品行の追加・削除・並び替え

1件の発給申請に対応する産品が複数ある場合は、「行の追加」ボタンをクリックすることで、新たな産品情報入力欄が表示されますので、産品情報を入力してください。

産品情報入力欄の右側の削除ボタンをクリックすることで、産品情報入力欄の削除が可能です。また、左側のチェックボックスに☑を入れて、「選択行を削除」ボタンをクリックすることで、☑を入れた産品情報入力欄の削除が可能です。

表頭のチェックボックスに☑を入れると、そのインボイス内の全ての産品情報入力欄を一括で選択できます。※過去の申請を複写した場合、有効期限切れ等により使用できない産品は、あらかじめグレースアウト表示かつ☑が入った状態で表示されます。

そのまま「選択行を削除」ボタンをクリックすることで、使用できない産品のみをまとめて削除できます。

■原産品名・数量・インボイス番号など

▶記載に関する留意事項

インボイス情報		◎	インボイス番号		第三国インボイスを使用する	☐
		◎	インボイス日付		←yyyymmddの形式で入力してください (2025年8月1日 ⇒ 20250801)	

原産品判定番号	原産品名	重量または数量	単位	Marks and numbers(荷印・荷物番号)	
HSコード	企業登録番号	同意有効期限		Number and kind of package (包装数量・単位・形態)	
☐	原産品一覧選択 (直接入力)		☒ 重量 ☐ 数量 	☐ 証明書毎と異なる 	
☐				包装数量 包装単位 包装形態	削除
☐	原産品一覧選択 (直接入力)		☒ 重量 ☐ 数量 	☐ 証明書毎と異なる 	
☐				包装数量 包装単位 包装形態	削除



産品情報入力欄にマウスのカーソルを合わせて、上下にドラッグすることで、産品情報の並び替えが可能です。

● 産品情報入力に関する詳細・画面イメージ

「原産品一覧選択」ボタンをクリックすると、発給申請可能な原産品判定番号一覧がポップアップで表示されます。税率差ルールの対象産品の場合、「仕向国」の選択に応じて選択できる産品が制御されます。発給申請したい輸出産品の原産品判定番号をクリックすると、選択した産品情報（HSコード、企業登録番号、原産品名、原産地証明書に印字される原産品名、同意有効期限（同意通知書が提出されている産品のみ））が自動で入力されます。原産品判定番号を直接入力することも可能です。

〔重量または数量〕欄に数字を入力するとともに、〔単位〕欄で該当のコードを選択してください。〔単位〕欄は、「重量」もしくは「数量」を選択した後、「値を選択してください」の欄をクリックすると表示される単位の入力欄に単位のアルファベットを入力し、表示される候補一覧から該当の単位を選択します。入力するアルファベットの文字数が多いほど候補が絞られます。

〔原産地証明書に印字される原産品名〕欄については、〔原産品判定番号〕の入力情報に対応した原産品名が自動で入力されますが、インボイスとHSコードに相当する品名と、実質的に同一となる範囲内で修正可能です。機種名や型番のみの入力では第一種特定原産地証明書を発行できません。

■原産品名・数量・インボイス番号など

▶ 記載に関する留意事項

インボイス情報		◎	インボイス番号		第三国インボイスを使用する ☐
		◎	インボイス日付		←yyyyymmddの形式で入力してください (2025年8月1日 ⇒ 20250801)

行の追加 選択行を削除

原産品判定番号	原産品名	重量または数量	単位	
☐ HSコード 企業登録番号	原産地証明書に印字される原産品名 同意有効期限		●重量 ○数量 値を選択してください	削除
☐ 原産品一覧選択 (直接入力)			値を選択してください	削除

インボイス追加 インボイス削除



コード「ZZ: mutually defined」を選択すると、コード選択の下欄が活性化され（mutually definedが表示され）、任意の産品単位のフリー入力が可能になります。



協定毎のルール

- 日マレーシア協定・RCEP協定
 - FOB価格の入力欄が表示されます。
日マレーシア協定は任意入力、RCEP協定は、判定基準がVAの場合のみ、必須入力となります。CIFなどFOB以外の取引条件の場合、FOBに該当する金額を計算してご記入ください。
- RCEP協定のみ
 - 判定依頼時に選択された内容に応じて、証明書に印字される生産者情報が表示されます。生産者情報は、証明書のField3（1種類の印字のみの場合）またはField8（複数の種類の印字がある場合）に印字されます。
- 日タイ協定のみ
 - 「証明書毎と異なる」のチェックボックスについては、産品ごとに、〔Marks and numbers（荷印・荷物番号）〕および〔Number and kind of package（包装数量・単

位・形態）」が、「荷印・荷物番号」欄および「包装数量・単位・形態」欄で入力した内容と異なる場合、チェックボックスに☑を入れてください。

- 産品毎の「Marks and numbers（荷印・荷物番号）」欄および「Number and kind of package（包装数量・単位・形態）」欄は、「証明書毎と異なる」のチェックボックスに☑を入れた場合、入力できるようになります。当該産品に対応する「荷印・荷物番号」および「包装数量・単位・形態」を入力してください。

■原産品名・数量・インボイス番号など

▶ 記載に関する留意事項

インボイス情報		◎ インボイス番号		第三国インボイスを使用する ☐
		◎ インボイス日付		←yyyymmddの形式で入力してください (2025年8月1日 ⇒ 20250801)

行の追加 選択行を削除

原産品判定番号 HSコード 企業登録番号	原産品名 原産地証明書に 印字される原産品名	重量または数量 同意有効期限	単 位	Marks and numbers(荷印・荷物番号) Number and kind of package (包装数量・単位・形態)	
☐ 原産品一覧選択 (直接入力)			☒ 重量 ☐ 数量 値を選択してください	☐ 証明書毎と異なる	
☐ 680430 A00285913	kamikouchi test	10	A76 gal	包装数量 包装単位 値を選択してください	削除
☐ 9752514910 (直接入力)	d	30	☐ 重量 ☒ 数量 AR : suppository	包装形態 値を選択してください	削除
☐ 870830 A00285913	d				

インボイス追加 インボイス削除

● 産品の単位別の合計重量・数量の集計

原産品判定番号を入力・選択した状態で、「集計」ボタンをクリックすることで、産品の単位別の合計重量・数量が表示されます。

原産品判定番号 HSコード 企業登録番号	原産品名 原産地証明書に 印字される原産品名	重量または数量 同意有効期限	単 位		
☐ 原産品一覧選択 1725713210 (直接入力)	kamikouchi test	10	☒ 重量 ☐ 数量 A76 : gal A76 gal		削除
☐ 680430 A00285913	kamikouchi test				
☐ 原産品一覧選択 9752514910 (直接入力)	d	30	☐ 重量 ☒ 数量 AR : suppository AR suppository		削除
☐ 870830 A00285913	d				

インボイス追加 インボイス削除

集計

▼ 合計サマリ (単位別)	
単位	重量または数量の合計
A76 gal	10
AR suppository	30

⑧ [荷印・荷物番号 / 包装数量・包装単位・包装形態] 欄

● 【メキシコ協定以外の協定】

[産品に係る情報] 欄には、ケースマーク（荷印・荷物番号）と荷姿（包装数量・形態）を英文で入力してください。

原産品とそうでないものが混載されている場合、[Marks and numbers（荷印・荷物番号）] 欄には原産品のケースマーク（荷印）のみを入力してください。

ケースマーク（荷印・荷物番号）については、入力がない場合、第一種特定原産地証明書に「N / A」と記載されます。

[Marks and numbers（荷印・荷物番号）] 欄は、最大5回まで改行可能（6行まで記載可能）です。

[Number and kind of package（包装数量・形態）] 欄は、改行不可です。

■ 荷印および荷物番号 / 包装数量および包装形態

※ ケースマーク（荷印・荷物番号）を記入してください。（半角英数字、半角記号300文字以内）
 入力がない場合は「N/A」が印字されます。

※ 荷姿（包装数量・形態）を記入してください。（半角英数字、半角記号150文字以内） 必須入力です。

産品に係る情報	Marks and numbers (荷印・荷物番号)	
	Number and kind of package (包装数量・形態)	



メモ

【日スイス協定・日ペルー協定】 [Number and kind of package（包装数量・形態）] 欄の「ばら積み」ボタンをクリックすると、「in bulk」（スイス協定） / 「IN BULK」（ペルー協定）と自動入力されます。

● 【日インドネシア協定・日タイ協定】

原産品とそうでないものが混載されている場合、[Marks and numbers（荷印・荷物番号）] 欄には原産品のケースマーク（荷印）のみを入力してください。

ケースマーク（荷印・荷物番号）については、入力がない場合、第一種特定原産地証明書に「No Marks」と記載されます。

[Marks and numbers（荷印・荷物番号）] 欄は、最大5回（6行）まで改行可能です。

[Number and kind of package（包装数量・単位・形態）] 欄は、全ての項目を選択・記入してください。

「包装単位」欄および「包装形態」欄は、「値を選択してください」の欄をクリックすると入力

欄が表示されるのでアルファベットを入力し、表示される候補一覧から該当の包装単位および包装形態を選択します。入力するアルファベットの文字数が多いほど候補が絞られます。

■ 荷印および荷物番号／包装数量、包装単位、包装形態

※ケースマーク(荷印・荷物番号)を記入してください。(半角英数字、半角記号800文字以内)
入力がない場合は「N/A」が印字されます。

※荷姿(包装数量・単位・形態)を選択・記入してください。(数量は半角数字8文字以内)
全ての項目を選択・記入する必要があります。
包装単位および包装形態が複数ある場合は、最も代表的なコードを選んでください。

産品に係る情報	Marks and numbers (荷印・荷物番号)	
	Number and kind of package (包装数量・単位・形態) ◎	包装数量 包装単位 値を選択してください ▼ 包装形態 値を選択してください ▼

包装形態コードおよび単位コードの一覧表は、下記リンク先のエクセルシート
包装単位コード (AppendixA.9)および包装形態コード (AppendixA.10)をご覧ください。
<https://www.jcci.or.jp/gensanchi/itepa-ecoappendix-code.xlsx>
※包装単位コードおよび包装形態コードの選択に関して不明点等がございましたら、日本商工会議所国際部や各発給事務所ではなく、
輸入者を通じてタイ税関に照会してください。



メモ

● ロインドネシア協定のみ

- [Marks and numbers (荷印・荷物番号)] 欄については、原産地証明書における全てのケースマーク情報を入力してください。

● ロタイ協定

- 産品情報入力欄にも、産品毎の [Marks and numbers (荷印・荷物番号)] 欄および [Number and kind of package (包装数量・単位・形態)] 欄の入力欄があります。
- 本欄では、原産地証明書における代表的な情報を入力してください。入力内容の判断に迷う場合は、必要に応じて、輸入者を通じてタイ税関に事前確認いただくのが確実です。
- 「as per invoice No.インボイス番号 dated インボイス日付」を入力することも可能です。また、ケースマークがインボイスではなく、B / L 等、他の貿易書類に記入されている場合、「as per B / L」等と入力することも可能です。
- Excelファイルをインポートする場合は、ヘッダ情報と産品情報の両方に、「Marks and numbers」、「包装数量」、「包装単位コード」、「包装形態コード」の入力欄があります。産品情報については、産品毎に、ヘッダ情報で入力した内容と異なる内容がある場合、その内容を入力してください。

⑨ [典拠書類のアップロード]欄

審査事務所から典拠書類の提出を求められた場合のみ、当欄が表示されます。

カテゴリを選択し、PDFファイルをアップロードしてください。

■典拠書類のアップロード			
典拠書類のアップロード (PDF ファイルのみ)			
管理番号	カテゴリ選択	ファイルを選択	ファイル選択
1		ファイルを選択	選択されていません
2		ファイルを選択	選択されていません
3		ファイルを選択	選択されていません
4		ファイルを選択	選択されていません
5		ファイルを選択	選択されていません

⑩ [手数料納付・証明書の交付方法] 欄

[手数料納付方法] 欄で [振込] を選択した場合、[交付（受取）方法] 欄は [窓口] と [郵送] を選択できます。納付の際の振込手数料は申請者のご負担です。

[郵送] の場合は、レターパックプラスでの発送とし、送料は申請者のご負担です。

PDF発給の協定（日インド協定、日マレーシア協定、日ベトナム協定、RCEP協定、日チリ協定、日オーストラリア協定、日モンゴル協定、日メキシコ協定、仕向国で「マレーシア」、「タイ」、「ベトナム」を選択した日アセアン協定）の場合、手数料納付方法は「銀行振込 / クレジット決済」または「後日払い」、交付（受取）方法は「オンライン発給(PDF)」と表示されます。

データ交換の協定（日インドネシア協定、日タイ協定）の場合、手数料納付方法は「銀行振込 / クレジット決済」または「後日払い」、交付（受取）方法は「データ交換」と表示されます。

■手数料納付・証明書の交付方法			
※希望する手数料の納付方法、証明書の交付方法を選択してください。 銀行振込／クレジット決済の場合の証明書の交付は、ご入金（決済）の確認後になります。 なお、クレジットはオンライン決済のみ（窓口不可）です。			
手数料納付方法	☐ 現金 ☒ 銀行振込／クレジット決済	交付（受取）方法	☒ 窓口 ☐ 郵送



[手数料納付方法] 欄で [現金] を選択すると、[交付（受取）方法] 欄は自動で [窓口] が選択されます。手数料の支払いについて、詳しくは、「8.1 発給手数料の支払い」（P.190）を参照してください。

⑪ [現金納付における証明書受領者名（領収書の宛名）について] 欄

現金で手数料を納付する場合のみ入力します。発給申請後、宛名の変更はできません。

■現金納付における証明書受領者名（領収書の宛名）について	
証明書受領者名 (領収書の宛名): 全角	株式会社 テスト企業1 (上高地事務所利用可能) ※領収書の発行は現金納付のみです。宛名の初期設定値は発給申請者名(社名)ですが、変更することが可能です。 複写の場合は、複写元の内容がそのまま反映されます。なお、空欄または上様での領収書発行はできません。

- ⑫ [審査完了後のメール送信希望の有無] または [交付準備完了後のメール送信希望の有無] 欄
審査が完了した旨（PDF発給、データ交換の場合）もしくは交付準備が完了した旨（専用紙発給
の場合）のメールを希望するか選択します。

希望する場合は、[E-mail] 欄に送信先のメールアドレスも入力してください。

■交付準備完了後のメール送信希望の有無

※手数料納付方法が振込の場合は、手数料金額の確定後にもメールを送信します。

E-mail 送信希望	☐ 希望する ☒ 希望しない
E-mail : 半角	

※カンマ(,)区切り、もしくはセミコロン(;)区切りで複数登録が可能です。



発給システムログイン後のメイン画面の「メール送信設定」で、「メール配信を希望する」の設定が可能です。メール配信を希望しない選択をした場合は、発給システム上で、審査状況を適宜確認してください。

⑬ [発給申請] ボタン

発給受付番号が表示され、発給申請が完了します。

入力途中や、判定依頼前の確認等で一旦入力内容を保存したい場合は「保存」ボタンをクリックして下さい。

本データは証明書の発給以外の目的で使用するのではなく、ほかに公表されることもありません。また、経済連携協定に基づき特定原産地証明書の発給等に関する法律により、原産地証明書の発給から5年間（日ブルネイ協定、日アセアン協定、日スイス協定、日ベトナム協定およびRCEP協定は3年間）、発給機関に保存されます。

ご入力いただいた文字数が多い場合、改行の関係（印字の際、半角スペースで区切られた1つの単語の途中では改行せずに、その単語は次の行へ印字します）で、文字が証明書にすべて表示されないことがあります。「証明書イメージ」で印刷される内容をご確認ください（製品名、Marks and numbers 欄は、特にご注意ください）。なお、このような場合、区切りたい部分に半角スペースを入れることで調整することができます。

保存をすると証明書イメージがご覧いただけます。

キャンセル 保存 **発給申請**

発給受付番号

協定：日インドネシア協定
発給受付番号：062259105
発給事務所：東京事務所

※この番号は、お問い合わせの際に必要になりますので、必ず控えをお取りください。
※ご契約いただきました下記事実を知ったときは、法第6条に基づき速滞なく発給事務所にご連絡ください。

- ①当該第一種特定原産地証明書の発給を受けた物品が特定原産品でなかったこと
- ②当該第一種特定原産地証明書の記載に誤りが生じたこと
- ③当該第一種特定原産地証明書に記載された事項に変更があったこと



Excel 形式での発給申請書作成について

入力作業を効率化するため、Excelファイルを利用した申請方法があります。詳しくは「7.3 発給申請EXCELインポート」（P.157）を参照してください。

7.2 発給申請状況照会一覧画面における「ビュー設定・検索条件設定」について

新システムでは、検索結果の表示項目や検索条件の初期表示値を、各サイナーやアシスタントがカスタマイズできます。

また、検索条件を折りたたむことで、検索結果一覧の表示領域を広げることが可能です。

(1) 発給申請状況照会一覧画面

検索条件を折りたたむことで、検索結果一覧の表示領域を広げることが可能となります。

また、「ビュー設定・検索条件設定」ボタンをクリックすると、希望する検索結果の表示項目や検索条件の初期表示値の設定が可能なビュー設定・検索条件設定画面が開きます。

(2) ビュー設定・検索条件設定画面

検索結果の表示項目や検索条件の初期表示値をカスタマイズすることが可能です。

以下の手順から、新規ビューを設定することが出来ます。

- ① ビュー名（新規）欄に登録したいビュー名を入力します。

ビュー名選択	標準	▼	表示切替
ビュー名（新規）			

- ② 表示候補の中から、発給申請状況照会一覧画面に表示させたい項目を、マウスのドラッグ＆ドロップで右側の「表示項目」の枠内に移動させてください。表示項目を複数選んで「>>>」ボタンをクリックすることでの移動も可能です。

表示項目を非表示にする場合は、該当の項目をマウスのドラッグ＆ドロップで、左側の「非表示（表示候補）」に移動させてください。非表示にしたい項目を複数選んで「<<<」ボタンをクリックすることでの移動も可能です。

各表示項目について、マウスのドラッグ＆ドロップの上下移動で並び替えが可能です。

【ビュー（一覧）表示】
発給申請（一覧）画面にある検索結果の一覧に表示する項目の設定ができます。
必須項目は非表示にできません。必須項目の印は表示項目の名称右側に「*」がついています。

非表示（表示候補）	表示項目
- 協定 - 受付番号 - 申請日 - 最終更新日 - 状態 - 輸入者名 - 申請者名 - 担当者名 - 便名 - 手数料（円）	>>> <<<

※表示項目（右側のリスト）の並び替えは、マウスのドラッグアンドドロップで上下左右に移動できます。（1件のみ）
※項目をクリックで選択し、>>>/<<<ボタンで項目を移動できます。（複数件）
Ctrlキーを押しながらクリックで複数選択、Shiftキーを押しながらクリックで範囲選択ができます。

- ③ 発給申請状況照会一覧画面の検索条件の初期表示値を設定できます。

「状態」、「協定」等、プルダウンの項目は、プルダウンから、デフォルトで検索したい条件を選択してください。

「申請日」や「担当者名」等、フリー入力の項目は、デフォルトで検索したい内容（番号、日付等）を入力してください。

検索条件の固定が必要ない項目は、何も操作せず、空欄・未選択のままとしてください。

【検索条件】
発給申請入力（一覧）画面の検索条件の初期表示値を設定できます。

発給受付番号		状態	発給申請 ▼	送信ステータス	▼
申請日※	~	申請者名 （部分一致）			
証明書番号 （完全一致）		輸入者名 （部分一致）			
担当者名 （部分一致）		商品名 （部分一致）			
便名（部分一致）		商品情報	▼		
協定	▼	発給事務所	▼	1頁表示件数	[20 ▼]
並び順	優先順位1 ▼ 優先順位2 ▼	受付番号 ▼ 協定 ▼	随順 ▼ 昇順 ▼		

- ④ 設定ができたなら、「登録」ボタンをクリックしてください。

登 録	削 除	戻 る
-----	-----	-----

- ⑤ ビュー（一覧）に登録したビュー名が表示されていれば、表示および検索条件の設定が完了となります。

ビュー名選択

ビュー名(新規)

【ビュー（一覧）表 手続中
発給申請（一覧）画面にこの表示と木のアイコンが表示する項目の設定ができ、必須項目は非表示にできません。必須項目の印は表示項目の名称右側に



「ビュー名選択」のプルダウンで、登録済のビュー名のうち、表示させたいビュー（検索条件および検索結果一覧項目）を選択し、[表示切替] ボタンをクリックすることで、画面内に、登録内容が表示されます。必要に応じて、適宜修正することが可能です。

（３）発給申請状況照会一覧画面（ビュー設定・検索条件設定完了後）

- ① 「ビュー名選択」のプルダウンで表示させたいビュー名を選択し、「ビュー切替」ボタンをクリックします。

第一種特定原産地証明書発給システム（発給申請状況照会 一覧）

HOME 判定依頼 発給申請 手数料支払 企業情報 等

ビュー選択

ビュー切替

▼ 検索条件の開閉

発給受付番号

申請日※1

申請者名※3 (部分一致)

担当者名 (部分一致)

使名 (部分一致)

協定

並び順

状態(※2)

送信ステータス

申請者名※3 (部分一致)

担当者名 (部分一致)

使名 (部分一致)

協定

並び順

※1 申請日は西暦年月日の数字を入力してください。(例: 2008年5月1日→20080501)

※2 ※過去に申請した案件を見たい場合は、「状態」を変更してください。

※3 複数の単語で検索する場合は、単語の間をスペースで区切ってください。
除外検索する場合は、単語の先頭に「!」を付けてください。(例: 商工会議所 !本店)

新規入力 EXCEL形式で新規入力

検索件数: 40

※再: 再発給申請の場合に○が表示されます。 ページ: 1 2 3 [次]

協定	受付番号	申請日	最終更新日	状態	輸入者名	申請者名	担当者名	使名	手数料(円)	送信ステータス	再発	修正	削除	復元	再発	再発	再発	再発	申請事務所
タイ	152914104	2025/05/30	2025/05/30	発給申請	test asia thailand company	上高地松本長野テスト	日本商工太郎商事テスト	test											上高地
インドネシア	072181305	2024/12/16	2025/07/15	発給申請	sumatora company	上高地松本長野テスト	日本商工太郎商事テスト	test00033											上高地
インドネシア	088729505	2024/07/04	2024/07/04	発給申請	indokeduk leked	テストテスト日籍	日本商工太郎	test00033											上高地

- ② 「ビュー設定・検索条件設定画面」で設定・登録した内容が表示されます。

第一種特定原産地証明書発給システム（発給申請状況照会 一覧）

HOME 判定依頼 発給申請 手数料支払 企業情報 等

ビュー選択

ビュー切替

▼ 検索条件の開閉

発給受付番号

申請日※1 ~

申請者名※3 (部分一致)

担当者名 (部分一致)

使名 (部分一致)

協定

並び順

状態(※2)

送信ステータス

申請者名※3 (部分一致)

担当者名 (部分一致)

使名 (部分一致)

協定

並び順

※1 申請日は西暦年月日の数字を入力してください。(例: 2008年5月1日→20080501)

※2 ※過去に申請した案件を見たい場合は、「状態」を変更してください。

※3 複数の単語で検索する場合は、単語の間をスペースで区切ってください。
除外検索する場合は、単語の先頭に「!」を付けてください。(例: 商工会議所 !本店)

新規入力 EXCEL形式で新規入力

検索件数: 9

※再: 再発給申請の場合に○が表示されます。 ページ: 1

受付番号	協定	修正	複写	再発	再※	再発	再発	再発	申請事務所	状態	担当者名
088397910	インド	発	複	再					北九州	発給申請	手許部 一郎
088397710	インド	発	複	再					北九州	発給申請	手許部 一郎
088397510	インド	発	複	再					北九州	発給申請	手許部 一郎

7.3 発給申請 EXCEL インポート

EXCEL ファイルをインポートすることで、入力作業を効率化させることが可能です。

（１）第一種特定原産地証明書発給システムにログインする

ログインの方法は、発給申請書の入力時と同様です。

参照：「7.1 発給申請書を入力する」（P.134）

（２）EXCEL インポート仕様の確認

〔発給申請〕メニューの〔発給申請EXCELインポート関連情報〕から該当するインポート仕様をダウンロードして下さい。また、各インポート仕様について記入例も記載しています。

The screenshot shows the web interface of the 'First Kind Specific Origin Certificate Issuance System'. The top navigation bar includes 'HOME', '判定依頼', '発給申請' (highlighted with a red box), '手数料支払', and '企業情報 等'. The main content area is divided into two columns: 'メニュー' (Menu) and '資料' (Resources). Under 'メニュー', there is a section for '発給申請' (Issuance Application) with links for '発給申請書一覧' (highlighted with a red box), '発給申請書入力', '原産品同意通知書照会', '引換書・受領書印刷', '誓約書情報入力(スイス・ベル・オーストラリアのみ)', and '連続する原産地証明書 発給申請書入力(RCEPのみ)'. Under '資料', there are links for '原産性を判断するための基本的考え方と整えるべき保存書類の例示(経済産業省)', '申請手続における提出書類等の例示と留意事項(経済産業省)', '申請手続における提出書類等の例示と留意事項(農林水産品編)(経済産業省)', and a red-bordered box containing '【発給申請EXCELインポート関連情報】', '発給申請EXCELインポート仕様', '発給申請EXCELインポートコード関係資料', and '発給申請EXCELインポート記入例'.

（３）インポート用 EXCEL ファイルを作成し、インポートする

ダウンロードした資料を参考にインポート用EXCELファイルを作成します。

- ① 〔発給申請〕メニューの〔発給申請書一覧〕をクリックします。

This screenshot is similar to the previous one, showing the same web interface. The '発給申請' menu item is highlighted with a red box, and the '発給申請書一覧' link under it is also highlighted with a red box. The '資料' column remains the same as in the previous screenshot.

②「EXCEL形式で新規入力」をクリックします。

第一種特定原産地証明書発給システム（発給申請状況照会 一覧）

HOME 判定依頼 発給申請 手数料支払 企業情報 等

日本商事 日本 太郎

メニューに戻る

ビュー選択 標準 ビュー切替 ビュー設定・検索条件設定

▼ 検索条件の開閉

発給受付番号 申請日※1 証明書番号（完全一致） 担当者名（部分一致） 便名（部分一致） 協定 並び順

状態（※2） 発給申請 送信ステータス

申請者名※3（部分一致） 輸入者名※3（部分一致） 産品名（部分一致） 製品情報 発給事務所

優先順位1 受付番号 降順 優先順位2 協定 昇順

1頁表示件数 20

検索表示

※1 申請日は西暦年月日の数字を入力してください。（例：2008年5月1日→20080501）
 ※2 ※過去に申請した案件を見たい場合は、「状態」を変更してください。
 ※3 複数の単語で検索する場合は、単語の間をスペースで区切ってください。
 除外検索する場合は、単語の先頭に「!」を付けてください。（例：商工会議所 !本店）

新規入力 EXCEL形式で新規入力

検索件数： 1 ※再：再発給申請の場合に○が表示されます。 ページ： 1

協定	受付番号	申請日	最終更新日	状態	輸入者名	申請者名	担当者名	便名	手数料(円)	送信ステータス	再※	修正	削除	複写	再発	ワケの発給	申請事務所
スイス	008018208	2026/06/25	2026/06/25	発給申請	Test Importer Co. Ltd.,	日本 太郎	日本 太郎	NH8093			○	修	削	複	再	印	さいたま

検索件数： 1 ページ： 1

③ インポート用EXCELファイルや典拠書類をアップロードしていきます。

EXCELファイルにヘッダ行等が存在し、データ開始行が1行目では無い場合、実際にデータが開始される行番号を指定してください。なお、指定した行番号は各シート（発給申請情報・産品情報）に共通で適用されます。

ビュー選択 標準 ビュー切替 ビュー設定・検索条件設定

▼ 検索条件の開閉

発給受付番号 申請日※1 証明書番号（完全一致） 担当者名（部分一致） 便名（部分一致） 協定 並び順

状態（※2） 発給申請 送信ステータス

申請者名※3（部分一致） 輸入者名※3（部分一致） 産品名（部分一致） 製品情報 発給事務所

優先順位1 受付番号 降順 優先順位2 協定 昇順

1頁表示件数 20

検索表示

※1 申請日は西暦年月日の数字を入力してください。（例：2008年5月1日→20080501）
 ※2 ※過去に申請した案件を見たい場合は、「状態」を変更してください。
 ※3 複数の単語で検索する場合は、単語の間をスペースで区切ってください。
 除外検索する場合は、単語の先頭に「!」を付けてください。（例：商工会議所 !本店）

新規入力 EXCEL形式で新規入力

検索件数： 169 ※再：再発給申請の場合に○が表示されます。 ページ： 1 2 3 4 5 6 7 8 9 [次]

Import Excel

データ開始行： 1

（別見出しを付けている等、データが1行目から始まらない場合はデータが始まる行を指定）

ここにExcelファイル(.xlsx)をドラッグ＆ドロップ
または クリックしてファイルを選択

チェック キャンセル

協定	受付番号	申請日	最終更新日	状態	輸入者名	申請者名	担当者名	便名	手数料(円)	送信ステータス	再※	修正	削除	複写	再発	ワケの発給	申請事務所
タイ	132914104	2025/05/30	2025/05/30	発給申請	test asia thailand company	上高地松本長野テスト	日本商工太郎商事テスト	test				修	削	複	再	印	上高地

④ 典拠書類（PDF添付）をアップロードします。

ビュー選択 標準 ビュー切替 ビュー設定・検索条件設定

▼ 検索条件の開閉

発給受付番号 申請日※1 証明書番号（完全一致） 担当者名（部分一致） 便名（部分一致） 協定 並び順

状態（※2） 発給申請 送信ステータス

申請者名※3（部分一致） 輸入者名※3（部分一致） 産品名（部分一致） 製品情報 発給事務所

優先順位1 受付番号 降順 優先順位2 協定 昇順

1頁表示件数 20

検索表示

※1 申請日は西暦年月日の数字を入力してください。（例：2008年5月1日→20080501）
 ※2 ※過去に申請した案件を見たい場合は、「状態」を変更してください。
 ※3 複数の単語で検索する場合は、単語の間をスペースで区切ってください。
 除外検索する場合は、単語の先頭に「!」を付けてください。（例：商工会議所 !本店）

新規入力 EXCEL形式で新規入力

検索件数： 169 ※再：再発給申請の場合に○が表示されます。 ページ： 1 2 3 4 5 6 7 8 9 [次]

Import Excel

データ開始行： 1

（別見出しを付けている等、データが1行目から始まらない場合はデータが始まる行を指定）

ここにExcelファイル(.xlsx)をドラッグ＆ドロップ
または クリックしてファイルを選択

チェック キャンセル

協定	受付番号	申請日	最終更新日	状態	輸入者名	申請者名	担当者名	便名	手数料(円)	送信ステータス	再※	修正	削除	複写	再発	ワケの発給	申請事務所
タイ	132914104	2025/05/30	2025/05/30	発給申請	test asia thailand company	上高地松本長野テスト	日本商工太郎商事テスト	test				修	削	複	再	印	上高地

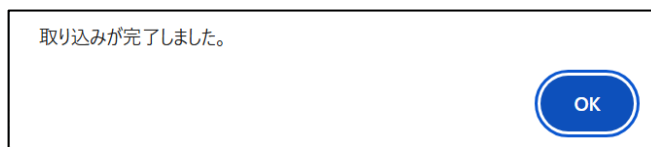


- EXCELファイルは、1番目のシートを「発給申請情報」、2番目のシートを「産品情報」として取り込みます。必ずこの2つのシートを作成してください。シートが2つに満たない場合はエラーとなります。
- EXCELインポートは1ファイル1発給申請の内容となります。
複数の発給申請をインポートする場合は、発給申請毎のEXCELファイルを作成し、作成したEXCELファイルを全て指定して下さい。

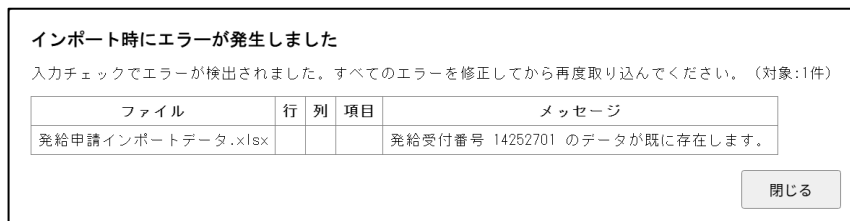
⑤ アップロード後に「チェック」をクリックします。



⑥ 発給申請のインポートが成功した場合は、以下が表示されます。



失敗の場合は、以下が表示されます。



- ⑦ 取り込みが完了した発給申請書が「保存」状態となるため、「修」をクリックし内容を確認してください。

▼ 検索条件の開閉

発給受付番号		状態(※2)	保存	送信ステータス	
申請日※1		申請者名※3 (部分一致)			
証明書番号 (完全一致)		輸入者名※3 (部分一致)			
担当者名 (部分一致)		産品名 (部分一致)			
使名(部分一致)		産品情報			
協定		発給事務所		1頁表示件数	20
並び順	優先順位1 優先順位2	受付番号 協定	降順 昇順		

検索表示

※1 申請日は西暦年月日の数字を入力してください。(例: 2008年5月1日→20080501)
 ※2 ※過去に申請した案件を見たい場合は、「状態」を変更してください。
 ※3 複数の単語で検索する場合は、単語の間をスペースで区切ってください。
 除外検索する場合は、単語の先頭に「!」を付けてください。(例: 商工会議所 !本店)

新規入力 EXCEL形式で新規入力

検索件数: 1 ※再: 再発給申請の場合に○が表示されます。 ページ: 1

協定	受付番号	申請日	最終更新日	状態	輸入者名	申請者名	担当者名	使名	手数料(円)	送信ステータス	再※	修正	削除	複写	再発	オンライン発給	申請事務所
スイス	006016308		2026/06/25	保存	Test Importer Co. Ltd.,	日本 太郎	日本 太郎	NH8093				修	削	複	再	印	さいたま

検索件数: 1 ページ: 1

7.4 審査者からのメッセージを確認する

新システムでは、発給申請に対する審査の過程で、審査者から発給申請者へメッセージが送られることがあります。ここでは、メッセージの確認方法と返信方法を説明します。

(1) メッセージの種類

発給申請に関するメッセージには、次の2種類があります。画面上の項目名とやりとりの向きが異なりますので、ご注意ください。

- 「申請者へのメッセージ」...審査者から申請者へ送られるメッセージです。閲覧のみで、申請者が入力することはできません。
- 「審査者へのメッセージ」...申請者から審査者へ送るメッセージです。申請者が入力します。

第一種特定原産地証明書発給システム（発給申請書参照）

HOME 判定依頼 発給申請 手数料支払 企業情報 等

日本高専 日本 太郎 前回ログイン: 2026/08/05 09:55

メニューに戻る

申請者へのメッセージ	
登録日時	2026/07/22 14:11:54
メッセージ	商品情報を修正してください。

審査者へのメッセージ	
登録日時	2026/07/22 14:13:16
メッセージ	修正いたしました。

本欄のみ更新

本データは証明書の発給以外の目的で使用することはない、ほかに公表されることもありません。また、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律により、原産地証明書の発給から5年間（日ブルネイ協定、日アセアン協定、日スイス協定、日ベトナム協定およびRCEP協定は3年間）、発給機関に保存されます。

ご入力いただいた文字数が多い場合、改行の関係（印字の際、半角スペースで区切られた1つの単語の途中では改行せずに、その単語は次の行へ印字します）で、文字が証明書にすべて表示されないことがあります。「証明書イメージ」で印刷される内容をご確認ください（商品名、Marks and numbers 欄は、特にご注意ください）。なお、このような場合、区切りたい部分に半角スペースを入れることで調整することができます。

申請取消 複 写 EXCELデータ出力 印 刷 戻 る

証明書イメージ閲覧(PDF)

(2) メールで通知を受け取る

審査者の審査で保留事項があった場合、発給申請者に審査保留のメールが送付されます。

メールには、発給受付番号と、審査者が入力したメッセージの内容が記載されます。メッセージには保留の理由や対応いただきたい内容が記されていますので、内容をご確認のうえ対応してください。

メールの送信有無は審査者の設定によります。メールが届いていない場合でもメッセージが登録されていることがありますので、審査状況が変わった際は画面でご確認ください。

なお、このメールは配信専用のため返信できません。審査者へ連絡する場合は「審査者へのメッセージ」欄をご利用ください（（4）参照）。

<ご案内メールのサンプル>

日本商事
日本 太郎 様

このメールは経済連携協定に基づく、第一種特定原産地証明書の発給審査の
保留をお伝えるメールです。

お客様が発給申請いただいている案件のうち、以下の発給受付番号について、
ご提出いただいた申請内容について確認事項があるため、保留としました。

発給受付番号：142874704

産品情報を修正してください。

(3) 画面でメッセージを確認する

- ① [発給申請] メニューの [発給申請書一覧] をクリックします。

- ② 対象の発給申請を選択し、詳細画面を表示します。

協定	受付番号	申請日	最終更新日	状態	輸入者名	申請者名	担当者名	便名	手数料(円)	送信ステータス	再※	修正	削除	複写	再発	ワライ発給
タイ	142873404	2026/07/22	2026/07/22	発給申請	Test Importer Co., Ltd.	日本 太郎	日本 太郎	NH809 3w				修	削	複	再	印
タイ	142872104	2026/07/13	2026/07/13	発給申請	Test Importer Co., Ltd.	日本 太郎	日本 太郎	NH809 3w				修	削	複	再	印
タイ	142871904	2026/07/07	2026/07/07	発給申請	Test Importer Co., Ltd.	日本 太郎	日本 太郎	NH809 3w				修	削	複	再	印
インドネシア	079849705	2026/07/07	2026/07/07	発給申請	JOCI CO., LTD.	日本 太郎	日本 太郎	NH809 3				修	削	複	再	印
RCEP (中国)	069497692	2026/07/07	2026/07/07	発給申請	Test Importer Co., Ltd.	日本 太郎	日本 太郎					修	削	複	再	印
RCEP (中国)	069497592	2026/07/07	2026/07/07	発給申請	Test Importer Co., Ltd.	日本 太郎	日本 太郎	NH809 3				修	削	複	再	印

③ 画面下部の「申請者へのメッセージ」欄に、審査者からのメッセージが表示されます。



審査者から複数回メッセージが送られている場合、「申請者へのメッセージ」欄に登録日時とあわせて履歴が一覧表示されます。審査の経緯を確認する際にご利用ください。

(4) 審査者へ返信する

審査者へ連絡したい内容がある場合は、「審査者へのメッセージ」欄に入力します。

① 「審査者へのメッセージ」欄に内容を入力し、本欄のみ更新をクリックします。

② 入力したメッセージは審査者の画面に表示され、審査の参考とされます。

なお、審査が完了し承認された後は、「審査者へのメッセージ」欄は表示されません。

発給申請書の再発給・特殊な発給申請

7.5 再発給申請をする

原則として、一度発給した第一種特定原産地証明書（審査が終了して手数料が確定した証明書）の再発給は行っていないが、記載事項変更や亡失、滅失などの理由に限り、第一種特定原産地証明書発給システムから再発給の申請ができます。

注意

<全般>

- 再発給には再発給手数料が必要です。誤って、再発給申請ではなく、新規で発給申請を行い、承認後に再発給案件であることが判明すると、元発給分、再発給分に加え、「新規」発給分の手数料負担が生じますので注意してください。
- 再発給手数料は、新規発給手数料と同様の計算方法で算出されます。
- 再発給申請が可能なタイミングは、輸入者が相手国税関で最初の原産地証明書を利用した輸入通関手続きを行う前までです。
- 内容確認や追加資料提出依頼などのため、第一種特定原産地証明書の発給事務所から連絡させていただく場合があります。
- 審査の結果、再発給できない場合もあります。

<専用紙の再発給申請>

- 記載事項変更での再発給の場合、再発給元となる第一種特定原産地証明書には返納義務があります。第一種特定原産地証明書の発給事務所まで必ず返納してください。交付前の第一種特定原産地証明書について、返納は必要ありませんが、発給手数料は発生します。
- 亡失や滅失などの理由による再発給の場合、事由により提出を求められる資料が異なります。詳しくは発給事務所までお問い合わせください。

<例>

盗難の場合：警察への盗難届（控）などのコピー

紛失の場合：警察への遺失届（控）などのコピー

- 火災により第一種特定原産地証明書が完全に消失した場合：消防署の「り災証明書」等のコピー
- 亡失や滅失などの理由による再発給の場合、第一種特定原産地証明書に再発給元の証明書が無効になった旨と、再発給元の証明書の発給日、および番号が記載されます。記載内容は協定により異なります。

＜PDF発給およびデータ交換の再発給申請＞

- 後日払いの場合を除き、元発給分の支払いが完了した後、再発給申請が可能となります。再発給元の特定原産地証明書の状態が「交付済」の場合（支払いを完了している場合）、再発給ボタンのクリックが可能です。
- 状態が「交付済」の場合のみ再発給申請が可能です。状態が「手続中（承認）」の場合は、銀行振込もしくはクレジット決済により発給手数料を支払い、状態が「交付済」となった段階で再発給申請が可能になります。
- 亡失や滅失等をした場合：再発給申請は不要です。再度、「証明書オンライン発給」ボタンをクリックし、証明書データをダウンロード・印刷してください。
- 記載事項変更をする場合：印刷した証明書の返納は不要です。発給申請者のパソコン等からPDFファイルを消去するとともに、印刷した証明書も全て破棄してください。再発給申請し、「手続中（承認）」になると、元の証明書の「証明書オンライン発給」のボタンが非表示となります。

＜データ交換の再発給申請＞

- 状態が「交付済」かつ送信ステータスが「送信完了」であれば、再発給申請が可能です。
- データ交換開始前（日タイ協定の場合、2025年10月31日まで）にPDF形式で発給された特定原産地証明書の再発給申請は不可ですので、新規で、データ交換方式に対応した発給申請書を作成してください。
- 後日払いの場合は、再発給申請が承認されると、発給システムから再発給元のe-COに対する取消データが相手国税関に送信されます。相手国税関から取消受領信号が届き、再発給元のe-COの送信ステータスが「取消済」になると、再発給分のe-COが相手国税関に送信されます。
- 後日払いでない場合は、再発給申請が承認された後、発給システムから再発給元のe-COに対する取消データが相手国税関に送信されます。相手国税関から取消受領信号が届いてe-COの送信ステータスが「取消済」になるとともに、クレジットによる支払いもしくは事前振込を行い、状態が「交付済」になると、再発給分のe-COが相手国税関に送信されます。

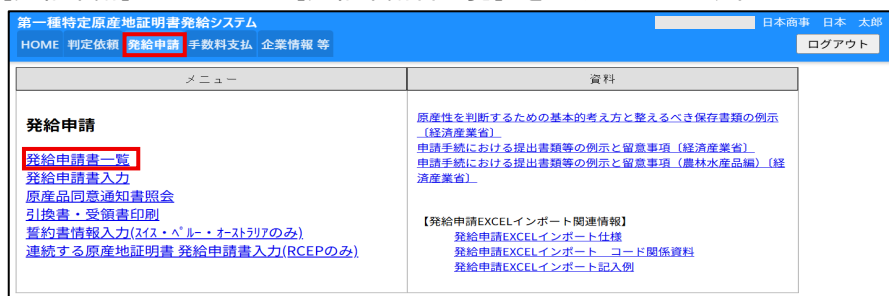
（１）第一種特定原産地証明書発給システムにログインする

ログインの方法は、発給申請書の入力時と同様です。

参照：「7.1 発給申請書を入力する」（P.134）

（２）[発給申請書入力] 画面を開く

- ① [発給申請] メニューの [発給申請書一覧] をクリックします。



- ② [発給申請状況照会 一覧] 画面で、「状態」のプルダウンを「発給申請」から「交付済」に変更し、その他、必要な検索条件を設定して「検索表示」をクリックします。

第一種特定原産地証明書発給システム（発給申請状況照会 一覧）

HOME 判定依頼 発給申請 手数料支払 企業情報 等

日本商事 日本 太郎

メニューに戻る

ビュー選択 標準 ビュー切替 ビュー設定・検索条件設定

▼ 検索条件の開閉

発給受付番号		状態(※2)	発給申請	送信ステータス	
申請日※1	20260625 ~	申請者名※3 (部分一致)	保存		
証明書番号 (完全一致)		輸入者名※3 (部分一致)	発給申請		
担当者名 (部分一致)		商品名 (部分一致)	手続中		
便名(部分一致)		産品情報	保留		
協定		発給事務所	交付準備完了		
並び順	優先順位1 受付番号 降順 優先順位2 協定 昇順		交付済		
			否決		

※1 申請日は西暦年月日の数字を入力してください。(例: 2008年5月1日)

※2 ※過去に申請した案件を見たい場合は、「状態」を変更してください。

※3 複数の単語で検索する場合は、単語の間をスペースで区切ってください。
除外検索する場合は、単語の先頭に「!」を付けてください。(例: 商工会議所 !本店)

新規入力 EXCEL形式で新規入力

検索件数: 1 ※再: 再発給申請の場合に○が表示されます。 ページ: 1

協定	受付番号	申請日	最終更新日	状態	輸入者名	申請者名	担当者名	便名	手数料(円)	送信ステータス	再※	修正	削除	複写	再発	ワタシ発給	申請事務所
スイス	006016108	2026/06/25	2026/06/25	交付済	Test Importer Co. Ltd.,	日本 太郎	日本 太郎	NH8093	2,500			修	前	複	再	印	さいたま

検索件数: 1 ページ: 1



専用紙発給の協定については、状態が「手続中（承認）」もしくは「交付準備完了」の場合でも、再発給申請が可能です。

- ③ 再発給申請する発給申請情報の受付番号をクリックします。

第一種特定原産地証明書発給システム（発給申請状況照会 一覧）

HOME 判定依頼 発給申請 手数料支払 企業情報 等

日本商事 日本 太郎

メニューに戻る

ビュー選択 標準 ビュー切替 ビュー設定・検索条件設定

▼ 検索条件の開閉

発給受付番号		状態(※2)	交付済	送信ステータス	
申請日※1	20260625 ~	申請者名※3 (部分一致)			
証明書番号 (完全一致)		輸入者名※3 (部分一致)			
担当者名 (部分一致)		商品名 (部分一致)			
便名(部分一致)		産品情報			
協定		発給事務所			
並び順	優先順位1 受付番号 降順 優先順位2 協定 昇順				

※1 申請日は西暦年月日の数字を入力してください。(例: 2008年5月1日→20080501)

※2 ※過去に申請した案件を見たい場合は、「状態」を変更してください。

※3 複数の単語で検索する場合は、単語の間をスペースで区切ってください。
除外検索する場合は、単語の先頭に「!」を付けてください。(例: 商工会議所 !本店)

新規入力 EXCEL形式で新規入力

検索件数: 1 ※再: 再発給申請の場合に○が表示されます。 ページ: 1

協定	受付番号	申請日	最終更新日	状態	輸入者名	申請者名	担当者名	便名	手数料(円)	送信ステータス	再※	修正	削除	複写	再発	ワタシ発給	申請事務所
スイス	006016108	2026/06/25	2026/06/25	交付済	Test Importer Co. Ltd.,	日本 太郎	日本 太郎	NH8093	2,500			修	前	複	再	印	さいたま

検索件数: 1 ページ: 1

一覧印刷 戻る

- ④ [発給申請書参照] 画面で、申請内容を確認しながら、画面に一番下までスクロールして [再発給] ボタンをクリックします。

E-mail送信希望	☒ 希望しない	E-mail	
申請者へのメッセージ			
本データは証明書の発給以外の目的で使用するのではなく、ほかに公表されることもありません。また、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律により、原産地証明書の発給から5年間（日ブルネイ協定、日アセアン協定、日スイス協定、日ベトナム協定およびRCEP協定は3年間）、発給機関に保存されます。 ご入力いただいた文字数が多い場合、改行の関係（印字の際、半角スペースで区切られた1つの単語の途中では改行せずに、その単語は次の行へ印字します）で、文字が証明書にすべて表示されないことがあります。「証明書イメージ」で印刷される内容をご確認ください（産品名、Marks and numbers欄は、特にご注意ください）。なお、このような場合、区切りたい部分に半角スペースを入れることで調整することができます。			
複	写	EXCELデータ出力	再発給
証明書イメージ閲覧(PDF)			

- ⑤ 注意事項をよく確認し、[再発給する] ボタンをクリックします。

再発給申請を行うためには、当該証明書を発給した事務所に「再発給申請書」の提出が必要です。

また、再発給申請事由によって、追加で資料をご提出いただく必要があります。

- 記載事項変更の場合、お手元の証明書の返納が必要となります。当該証明書の発給事務所までご返納ください。
- 亡失や滅失等の場合、事由により、提出資料が異なりますので、詳細は当該証明書の発給事務所までお問い合わせください。

（例）盗難の場合、警察への盗難届（控）等のコピーをご提出ください。

火災により第一種特定原産地証明書が完全に消失した場合、消防署のり災証明書をご提出ください。

- 内容変更前（再発給元）の証明書の手数料がすでに確定している場合は、証明書の受け取り前でも手数料の支払いが必要です。
- 再発給は、新規発給と同様の再発給手数料が必要となります。
- 再発給後の証明書番号は再発給前の証明書番号とは異なります。

再発給する

再発給しない

（再発給申請書を作成する）

（注）事由により、再発給を受けられないことがあります。

(3) 再発給申請書を提出する

- ① [再発給申請書入力] 画面で、記載事項の「変更の発生事由」欄で変更が発生した理由を入力し、
[修正入力] ボタンをクリックします。

日本商工会議所 監

再発給元証明書イメージ閲覧(PDF) キャンセル

当社／私が受給した第一種特定原産地証明書に関して、下記の事由により、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行規則第9条に基づく第一種特定原産地証明書の再発給を申請します。

※下記の欄のうち、◎のついた欄は必須項目となりますので、必ずご記入ください。

申請者	◎ 企業登録番号	
	◎ 氏名または名称	日本商事
	◎ 住所（所在地）	東京都千代田区千代田
	◎ 代表者氏名	日本 次郎
本件に関する担当者	◎ 氏 名：全角	日本 太郎
	電話番号：半角	03-1234-5678
	FAX番号：半角	
	E-mail：半角	nihon_taro@jcci.or.jp

※不明な場合は提出先事務所にお問い合わせください。

再発給元の第一種特定原産地証明書	証明書番号	XXXXXXXXXXXXXXXXXX
	発給受付番号	006016108

再発給事由

☒ 記載事項変更
☐ 亡失・滅失・汚損・破損（記載事項の変更もあわせて行う場合は「記載事項変更」を選択してください。）

※再申請理由を具体的に記入してください。

変更の発生事由

船積日の変更

注1) 記載事項変更の場合、パイヤーからの要請、現地からの要請等の理由は不可。
 注2) 亡失・滅失・盗難の場合、詳細な状況をご記入ください。
 注3) 盗難の場合、警察への盗難届（捜）等のコピーをご提出ください。
 注4) 火災により第一種特定原産地証明書が完全に焼失した場合、消防署の火災証明書をご提出ください。
 注5) 汚損や破損の場合、汚損や破損した第一種特定原産地証明書を当該証明書を発給した事務所に提出ください（返納の義務があります）。
 注6) 亡失した第一種特定原産地証明書を発見した時は、速滞なく返納する義務があります。

キャンセル 修正入力



メモ

専用紙発給の協定における再発給申請の場合

[再発給事由] 欄で、再発給する事由を「記載事由変更 / 亡失・滅失・汚損・破損（記載事項の変更もあわせて行う場合は「記載事項変更」を選択してください。）」のいずれかから選択します。

- ② [発給申請書入力] 画面で再発給申請書の作成を行い、作成が完了したら、画面一番下の「内容確定」ボタンをクリックします。

■手数料納付・証明書の交付方法

※現金払いと窓口交付は受け付けていないため、選択できません。
 銀行振込／クレジット決済の場合の証明書の交付は、ご入金（決済）の確認後になります。
 なお、クレジットはオンライン決済のみ（窓口不可）です。

手数料納付方法	☐ 現金 ☒ 銀行振込／クレジット決済	交付（受取）方法	☐ 窓口 ☒ 郵送
---------	---	----------	---

■交付準備完了後のメール送信希望の有無

※手数料納付方法が振込の場合は、手数料金額の確認後にもメールを送信します。

E-mail送信希望	☐ 希望する ☒ 希望しない
E-mail：半角	※カンマ(,)区切り、もしくはセミコロン(;)区切りで複数登録が可能です。

本データは証明書の発給以外の目的で使用するのではなく、ほかに公表されることはありません。また、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律により、原産地証明書の発給から5年間（日フルネイ協定、日アセアン協定、日スイス協定、日ベトナム協定およびRCEP協定は3年間）、発給機関に保存されます。

ご入力いただいた文字数が多い場合、改行の関係（印字の際、半角スペースで区切られた1つの単語の途中では改行せずに、その単語は次の行へ印字します）で、文字が証明書にすべて表示されないことがあります。「証明書イメージ」で印刷される内容を確認ください（産品名、Marks and numbers 欄は、特にご注意ください）。なお、このような場合、区切りたい部分に半角スペースを入れることで調整することができます。

保存をすると証明書イメージがご覧いただけます。

内容確定

③ [再発給申請書入力] 画面の内容を確認し、問題なければ「発給申請」ボタンをクリックします。

第一種特定原産地証明書発給システム（再発給申請書入力）
A00359111 日本商事 日本 太郎

HOME 判定依頼 発給申請 手数料支払 企業情報 等
メニューに戻る

再発給申請書

日本商工会議所 殿

当社／私が受給した第一種特定原産地証明書に関して、下記の事由により、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行規則第9条に基づく第一種特定原産地証明書の再発給を申請します。

申請者	◎	企業登録番号	A00359111
	◎	氏名または名称	日本商事
	◎	住所（所在地）	東京都千代田区千代田
		代表者氏名	日本 次郎
本件に関する担当者	◎	氏 名	日本 太郎
		電話番号	03-1234-5678
		FAX番号	
		E-mail	nihon_taro@jcci.or.jp

再発給元の第一種特定原産地証明書	証明書番号	*****
	発給受付番号	006016108

再発給事由

☒ 記載事項変更
☐ 亡失・滅失・汚損・破損（記載事項の変更もあわせて行う場合は「記載事項変更」を選択してください。）

再申請理由を具体的にご記入ください。

変更の発生事由

船積日の変更

注1）記載事項変更の場合、バイヤーからの要請、現地からの要請等の理由は不可。
 注2）亡失、滅失、盗難の場合、詳細な状況をご記入ください。
 注3）盗難の場合、警察への盗難届（控）等のコピーをご提出ください。
 注4）火災により第一種特定原産地証明書が完全に焼失した場合、消防署のり災証明書を提出してください。
 注5）汚損や破損の場合、汚損や破損した第一種特定原産地証明書を当該証明書を発給した事務所にご提出ください（返納の義務があります）。
 注6）亡失した第一種特定原産地証明書を発見した時は、遅滞なく返納する義務があります。

取 消
保 存
発給申請

7.6 誓約書を利用した発給申請をする

日スイス協定、日ペルー協定、日オーストラリア協定では、第一種特定原産地証明書を取得する際に、原産品判定依頼を行う方法とは別に、発給申請する輸出者が、生産者から提出された「誓約書」を基に発給申請できます。入手した誓約書を利用するためには、第一種特定原産地証明書発給システムから誓約書の情報を入力し、日本商工会議所に登録します。

■誓約書利用の流れ

1. 誓約書の提出（生産者→輸出者）

生産者は、「協定上の原産品であることを誓約する書類（第一種原産品誓約書）」（誓約書）を作成し、輸出者に提出してください。

⚠ 注意

- 通常、生産者が判定依頼を行うのと同様に、輸出産品の原産資格（協定上の原産品であること）の証明の責任を持つことになります。原産品である証明をする資料が揃っていない、あるいは、後日原産資格を逸していたことが判明したなどの問題が生じた場合は、当該生産者の責任となります。
- 誓約書を利用する場合は、協定を十分に理解したうえで利用してください。なお、誓約書は1度輸出するごとに新たな申請が必要です。

2. 輸出者の発給手続（輸出者→日本商工会議所）

輸出者は、生産者から入手した誓約書をもとに、以下の通り、第一種特定原産地証明書発給システムから発給申請手続を行います。

手続き内容

＜第一段階＞誓約書情報の入力と誓約書産品利用番号

- ① 第一種特定原産地証明書発給システムに誓約書情報を入力
- ② 発給事務所でHSコードの誤りなどを確認
- ③ 入力漏れがなければ、誓約書産品利用番号が付与

＜第二段階＞発給申請

誓約書産品利用番号を入手後、通常の発給申請を行います。

判定承認を受けた輸出産品も一緒に発給申請可能です。

**注意**

- 誓約書には、法律により、第一種特定原産地証明書発給日からスイスは3年間、ペルー、オーストラリアは5年間の保存が義務付けられています。
- 申請した誓約書は、1件の発給に限り有効です。
- 複数の発給に利用する場合は、複数回の登録が必要です。

(1) 第一種特定原産地証明書発給システムにログインする

ログインの方法は、発給申請書の入力時と同様です。

参照：「7.1 発給申請書を入力する」(P.134)

(2) [誓約書情報入力(スイス・ペルー・オーストラリアのみ)] 画面を開く

- ① [発給申請] メニューの [誓約書情報入力(スイス・ペルー・オーストラリアのみ)] をクリックします。

- ② [誓約書産品利用申請一覧] 画面で、[新規入力] ボタンをクリックします。

(3) 誓約書の入力

新規入力画面で、誓約書情報を入力します。

A) 「協定」欄～「発給申請者」欄

「協定」、「申請事務所」欄の▼をクリックして、該当の協定名、および事務所名を選択します。「申請事務所」欄で選択できる事務所は8カ所です。

第一種特定原産地証明書発給システム（誓約書産品利用申請）

HOME 判定依頼 発給申請 手数料支払 企業情報 等

日本商事 日本 太郎

メニューに戻る

キャンセル 保存 誓約書産品利用申請

◎登録した誓約書産品利用番号は、1発給に限り有効です。

協定	協定選択 ▼
申請事務所	事務所選択 ▼

下記の欄のうち、◎のついた欄は必須項目となりますので、必ずご記入ください。

■発給申請者（誓約書における産品利用者）

発給申請者	◎	企業登録番号	
	◎	和文氏名	日本 太郎
	◎	和文社名(屋号)	日本商事
	◎	郵便番号	〒 100 - 0001 自動入力
		旧所在地	東京都千代田区千代田
	◎	都道府県	
	◎	所在地 市区町村	
	◎	町名以降	

B) 「生産者」欄

「企業登録番号」欄で企業登録番号を入力し、「情報取込」ボタンをクリックすると、入力した企業登録番号に紐づいた情報が自動で入力されます。

■生産者欄（誓約書を作成した生産者）

※企業登録番号を入力し、情報取り込みを行ってください。

※企業登録をしていない生産者の場合は、企業登録番号欄に“999999999”（数字9桁）を入力して情報を入力してください。

※英文所在地は、国名(JAPAN)まで、正確にフルアドレスを記入してください。

生産者	◎	企業登録番号：半角英数字		情報取込			
	◎	和文社名(屋号)：全角					
	◎	英文社名：半角					
	◎	電話番号：半角					
		FAX番号：半角					
		E-mail：半角					
	◎	郵便番号：半角数字	〒		-		自動入力
		旧和文所在地					
	◎	和文所在地：全角	都道府県				
	◎		市区町村				
	◎		町名以降				
		旧英文所在地					
	◎	英文所在地：半角	Addr1				
			Addr2				
	Addr3						
	Addr4						

C) 「関税分類番号及び原産品名」欄

「HSコード」、「誓約書産品利用申請対象の輸出産品名」欄には、誓約書に記載の輸出産品のHSコードと輸出産品名を英文で入力（半角）してください。税関ホームページの輸出統計品目表でHSコードを確認する場合、日オーストラリア協定はHS2012、日スイス協定、日ペルー協定はHS2007の輸出統計品目表を参照してください。

■関税分類番号(tariff classification number) 及び 原産品名(Description of good(s))

※原産地証明書に印字される原産品名は、原則としてインボイスの表記及びHSの品名に実質的に同一となるよう記載してください。

※ブランド名や商品コードの記載のみでは証明できません。具体的かつ一般的な商品名を記載してください。

※関税分類番号(HSコード)は、輸入時のものを使用してください。また、**年1月1日に改正された統一システムの番号**を記載してください。

(1)原産品判定を行う輸出産品のHSコード及び英文名称を入力してください。

HSコード（6桁）	誓約書産品利用申請対象の輸出産品名（英文）

①「誓約書産品利用申請」ボタンをクリックします。

利用申請受付画面が表示され、誓約書産品利用申請が完了します。

■発給申請者の連絡担当者

※誓約書における入力内容確認の為、以下の発給申請者の連絡担当者に発給機関から連絡することがあります。

発給申請者の 連絡担当者	◎ 氏 名：全角	日本 太郎
	◎ 電話番号：半角	03-1234-5678
	FAX番号：半角	
	E-mail：半角	nihon_taro@jcci.or.jp

■生産者の連絡担当者

※誓約書における産品の原産性の確認の為、以下の生産者の連絡担当者に発給機関から連絡することがあります。

生産者の連絡 担当者	◎ 氏 名：全角	
	◎ 電話番号：半角	
	E-mail：半角	

キャンセル 保 存 **誓約書産品利用申請**

⚠ 注意

- 「協定」、「申請事務所」欄、「関税分類番号及び原産品名」、および入力項目名の左側に◎のあるものは入力必須項目です。必ず入力してください。
- 利用申請受付番号などの情報は、「控え印刷」ボタンをクリックして控えをプリントアウトするか、情報をメモするなどして保管してください。
- 申請した誓約書は、1件の発給に限り有効です。複数の発給に利用する場合は、複数回の登録が必要です。

7.7 連続する原産地証明書（Back to Back CO）の発給申請をする

RCEP協定では、日本で貨物分割を行った場合など、締約国が発給したRCEP協定の原産地証明書に基づき、連続する原産地証明書（以下、Back to Back CO）を発給申請できます。

注意

Back to Back COは提出いただく典拠書類が多いため、審査に相当の日数を要する場合があります。

■Back to Back CO 利用の流れ

（１）最初の特定原産地証明書の入手

Back to Back COを申請する際、協定に基づき、RCEP協定の有効な原産地証明の原本またはその認証された真正な写しを提示する必要があります。

注意

- Back to Back COは、最初のRCEP原産地証明の有効期間を超えて申請することはできません。
- Back to Back COの発給申請の際、最初のRCEP原産地証明に関連する情報を記載する必要があります。また、最初のRCEP原産地証明の発給の日付およびその番号を記載する必要があります。
- 最初のRCEP原産地証明の総数量を超えて、Back to Back COの貨物の数量を記載することはできません。

（２）中間締約国において、貨物にさらなる加工が行われないことを示す書類

中間締約国である日本において、貨物へ加工が行われていると、Back to Back COを利用することができません。日本において貨物に加工が行われていないことを示す書類を提示する必要があります。

■日本において更なる加工が行われていないことを示す書類の例示

非加工に関する誓約書対象産品について、RCEP協定第3.19条（d）における「更なる加工」を行っていないことを宣誓していただく必要があります。

- こちらはあくまで記載例であり、本様式に限定するものではありません。

作成日 年 月 日
日本商工会議所 御中
連続する原産地証明書に関する産品が非加工であることの誓約書
会社名 所在地 担当者 電話番号 E-mail
以下の産品は、日本に輸入後、RCEP協定原産地規則第3.19条(d)における「更なる加工」を行わず、日本から輸出する/した旨を誓約いたします。 今後、経済産業省又は指定発給機関である日本商工会議所から照会を受けたときは、照会者に対し、必要な情報を明らかにいたします。
原産地証明書に印字される原産品名： HSコード： RCEP原産国： 日本への輸入時のインボイス番号： 日本からの輸出時のインボイス番号（※）： ※日本からの輸出後に連続する原産地証明書を発給申請する場合のみ記載
以上

非加工に関する誓約書の妥当性を裏付ける資料

<輸入通関前>

- 保税地域から搬出されていないことを示す書類
（保税地域への入出庫台帳、NACCSの貨物情報照会の画面の写し等）

<輸入通関後>

- 日本に輸入した産品、または、遡及発給の場合に日本から輸出した産品が最初の実地証明書
の産品と同一であることを確認できる書類
（日本への輸入時のインボイス、輸入許可通知書、日本からの輸出時のインボイス、輸出許可
通知書等）
- 輸入港・空港から保管場所、保管場所から輸出港・空港までの貨物の流れがわかる書類
（貨物の流れがわかるフロー図等）
- 倉庫会社や通関業者への発注書類等
（船積み指示書等。協定で明示的に許容されている作業（※）以外の加工等を伴う指示が含まれ
ていないことを確認してください。）
※再こん包又は物流に係る活動（例えば、積卸し、蔵置、貨物の分割、輸入締約国の法令、手
続、行政上の決定又は政策が要求する単なるラベル等による表示、産品を良好な状態に保存す
るため又は輸入締約国へ産品を輸送するために必要な他の作業）



Back to Back CO の発給申請時における資料の提出については、経済産業省が公表している「[申請手続における提出書類等の例示と留意事項](#)」もあわせてご覧ください。

■Back to Back COを利用するには

Back to Back COを利用するためには、第一種特定原産地証明書発給システムから情報を入力し、日本商工会議所に発給申請します。

(1) 第一種特定原産地証明書発給システムにログインする

ログインの方法は、発給申請書の入力時と同様です。

参照：「7.1 発給申請書を入力する」(P.134)

(2) 「連続する原産地証明書 発給申請書入力(RCEPのみ)」画面を開く

①「発給申請」の「連続する原産地証明書 発給申請書入力(RCEPのみ)」をクリックします。

②「連続する原産地証明書 発給申請状況照会 一覧」の「新規入力」ボタンをクリックします。

■連続する原産地証明書 発給申請状況照会 一覧の見方

発給申請済み、または承認済みの情報を複写して新規入力をしたい場合は、検索メニュー（A）を入力して、「検索表示」ボタンをクリックします。（B）に検索結果が表示されるので、複写したい発給申請情報の「複」ボタンをクリックします。

保存した情報を修正・削除するには、検索メニュー（A）を入力して、「検索表示」ボタンをクリックし

ます。(B)に検索結果が表示されるので、状態が「保存」「保留」の場合、修正・削除したい発給申請情報の[修]、または[削]ボタンをクリックします。

第一種特定原産地証明書発給システム (連続する原産地証明書 発給申請状況照会 一覧)

HOME 判定依頼 発給申請 手数料支払 企業情報 等

日本商事 日本 太郎

メニューに戻る

ビュー選択 標準 ビュー切替 ビュー設定・検索条件設定

▼ 検索条件の開閉

発給受付番号	申請日※1	証明書番号 (完全一致)	担当者名 (部分一致)	便名(部分一致)	協定	並び順	状態(※2)	申請者名※3 (部分一致)	輸入者名※3 (部分一致)	商品名 (部分一致)	商品情報	発給事務所	発給申請	送信ステータス	1頁表示件数
					RCEP協定	優先順位1 優先順位2									20
						受付番号 協定									

※1 申請日は西暦年月日の数字を入力してください。(例: 2008年5月1日→20080501)
 ※2 ※過去に申請した案件を見たい場合は、「状態」を変更してください。
 ※3 複数の単語で検索する場合は、単語の間をスペースで区切ってください。
 除外検索する場合は、単語の先頭に「!」を付けてください。(例: 商工会議所 !本店)

B 新規入力

検索件数: 0 ※再: 再発給申請の場合に○が表示されます。 ページ: 1

協定	受付番号	申請日	最終更新日	状態	輸入者名	申請者名	担当者名	便名	手数料(円)	送信ステータス	再※	修正	削除	複写	再発	オンライン発給	申請事務所
検索件数: 0																	

一覧印刷 戻る



- [状態] のステータス欄が [手続中]、[手続中(承認)]、[交付済]、[否決] になっている場合は、発給申請者による情報の変更はできません。
- 状態が「発給申請」の場合、受付番号をクリックして発給申請書を開き、画面最下部の「申請取消」をクリックすることで、「保存」に戻すことができます。
- 状態が「手続中」の場合、発給審査を審査中のため、発給事務所へご連絡ください。状態が「手続中(承認)」以降の場合、修正・削除できませんので、「7.5 再発給申請をする」(P.164)を行ってください。

(3) 発給申請書を提出する

[連続する原産地証明書 発給申請書入力] 画面で、発給申請書情報を入力します。(必要な項目を入力)

- ① [仕向国]、[発給事務所] 欄の▼をクリックして、該当の仕向国および事務所名を選択してください。

第一種特定原産地証明書発給システム（連続する原産地証明書 発給申請書入力）

HOME 判定依頼 発給申請 手数料支払 企業情報 等

日本商事 日本 太郎

メニューに戻る

キャンセル 保 存 発給申請

発給申請書

日本商工会議所 御中

[注意事項](#)

- 当社/私は、標記発給申請書に関し、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律に則り、当該発給申請書に係る申告内容は全て真正であることを誓約します。
- 当社/私は、当該発給申請書について、記載内容を立証する関係資料を原産地証明書の発給の日以後5年間（日ブルネイ協定、日アセアン協定、日スイス協定、日ベトナム協定およびRCEP協定は3年間）保存し、両国政府及び政府の指定する関係機関からの要請に応じて提出することを誓約します。
- 当社/私は、当該発給申請書について次に掲げる事実を知ったときは、遅滞なくその旨を書面により関係機関に通知することを誓約します。
 - 当該第一種特定原産地証明書の発給を受けた物品が特定原産品でなかったこと
 - 当該第一種特定原産地証明書の記載に誤りが生じたこと
 - 当該第一種特定原産地証明書に記載された事項に変更があったこと
- 当社/私は、[システムサービス利用規約](#) の内容を確認し、その定めに従って本サービスを利用することを誓約します。

以上の事項のとおり誓約し、「連続する原産地証明書」にかかる発給申請書を記入します。

※発給申請する協定名、証明書の発給事務所を選択してください。

協定	RCEP協定▼	仕向国	▼
発給事務所	▼		



注意

[仕向国]、[発給事務所] 欄、および入力項目名の左側に◎のあるものは入力必須項目です。必ず入力してください。

- ② [発給申請者] の項目は自動で入力されています。内容を確認してください。

発給申請者については、「**■発給申請者について**」（P.134）もあわせて参照してください。

■発給申請者
連続する特定原産地証明書の発給申請は、輸出者が行うことができます。

※発給申請者の情報を記入してください。
英文社名および英文所在地は、証明書に印字されます。

発給申請者	◎	和文氏名	日本 太郎
	◎	英文氏名	Nihon Taro
	◎	企業登録番号	A00339298
	◎	和文社名(屋号)	日本商事
	◎	英文社名	NihonShouji
		和文役職：全角	部長
		英文役職：半角	GM
		電話番号：半角	03-1234-5678
		FAX番号：半角	03-1234-5678
		E-mail：半角	nihon_taro@jcci.or.jp
	◎	郵便番号	〒 100 - 0001
	◎	和文所在地	東京都千代田区千代田
	◎	英文所在地	Chiyoda, Chiyoda-ku, Tokyo 1000001 JAPAN



注意

初回入力時のサイナーと異なるサイナーが入力内容の修正作業などを行った場合、発給申請者が、新たに作業をしたサイナーに変更されますのでご注意ください。

- ③ [本件に関するご担当者] 欄には発給申請書を作成するサイナーもしくはアシスタントの名前、E-mail等を自動表示します。氏名は変更不可となりますが、E-mail等の連絡先は本欄で変更可能です。

※本件に関するご担当者をご確認ください。

■本件に関するご担当者

本件に関するご担当者	◎	氏 名：全角	日本 太郎
	◎	電話番号：半角	03-1234-5678
		FAX番号：半角	03-1234-5678
	◎	E-mail：半角	nihon_taro@jcci.or.jp

発給審査の内容に関する問い合わせ・確認は「本件に関するご担当者」宛にメールでご連絡がいきます。
メールアドレスは1名のみで、必ず届くメールアドレスを記載してください。



注意

[本件に関するご担当者] 欄は、最初の担当者と異なるサイナーもしくはアシスタントが案件の修正作業などをすると、新しく作業をしたサイナーもしくはアシスタントに名前が変更されますのでご注意ください。

- ④ [最初の原産地証明書] 欄には最初のRCEP原産地証明に関する証明書番号、発給日、発給国、RCEP原産国を入力してください。締約相手国の認定輸出者が作成した原産地証明書の場合、その認定輸出者の認定番号を入力してください。

■最初の原産地証明書

※第3・19条に従って発給される「連続する証明書」について、最初の原産地証明に関する情報（証明書番号等）を記入してください。

追加

最初の原産地 証明書 (1件目)	◎	証明書番号	
	◎	発給日	
	◎	発給国	
	◎	RCEP原産国	
		認定された輸出者の認定番号	

※「認定された輸出者の認定番号」の入力は、任意です。最初の原産地証明書が、「第三・二十一條（認定された輸出者）に規定する認定された輸出者自らが作成した原産地証明書」である場合のみ、ご入力ください。



注意

Back to Back COは、最初のRCEP原産地証明の有効期間を超えての申請は不可です。

＜「最初の原産地証明書」が2つの場合＞

■最初の原産地証明書

※第3・19条に従って発給される「連続する証明書」について、最初の原産地証明に関する情報（証明書番号等）を記入してください。

追加

最初の原産地 証明書 (1件目)	◎	証明書番号	
	◎	発給日	
	◎	発給国	
	◎	RCEP原産国	
		認定された輸出者の認定番号	
最初の原産地 証明書 (2件目) 削除	◎	証明書番号	
	◎	発給日	
	◎	発給国	
	◎	RCEP原産国	
		認定された輸出者の認定番号	

※「認定された輸出者の認定番号」の入力は、任意です。最初の原産地証明書が、「第三・二十一條（認定された輸出者）に規定する認定された輸出者自らが作成した原産地証明書」である場合のみ、ご入力ください。



- 「最初の原産地証明書」が2つの場合、「追加」ボタンをクリックすることで「最初の原産地証明書（2件目）」が表示されますので、2件目の欄に必要な事項を入力してください。
- 「最初の原産地証明書」が3つ以上場合は、複数回に分けて発給申請してください。

- ⑤ [荷受人 / 輸入者] 欄には、対象産品を輸入するRCEP締約相手国の英文輸入者（輸入申告者）名、および住所を入力してください。

■輸入者又は荷受人のフルネーム、所在地等

※輸入者（輸入申告者）又は荷受人の名称、所在地等を記入してください。
英文社名および所在地は、証明書に印字されます。
英文社名は半角英数字、半角記号70字以内、英文所在地は半角英数字、半角記号260字以内で入力してください。

荷受人／輸入者	◎	英文社名：半角	
	◎	国名	CHINA
		Addr1	
		Addr2	
		Addr3	
		Addr4	
		電話番号：半角	
	FAX番号：半角		



注意

- [英文所在地] 欄には、国名は記載しないでください。英文所在地の「国名」には、[仕向国] 欄で選択した仕向国が自動表示されます。
- [英文所在地] 欄の「Add 1」欄は必須入力、「Add2」～「Add 4」は任意入力です。「Add 1」欄に全て入力 / 「Add 1」欄と「Add 2」欄以降に分割入力のいずれも可能です。適当な位置で 表示住所を改行したい場合、「Add 2」欄以降を活用ください。

- ⑥ [輸送手段] 欄の [船積日（予定）] 欄には、船積予定日を入力してください。

遡及発給を確認するため、[Means of Transport and route]（輸送手段）欄の [船積日（予定日）] 欄は必ず入力してください。

[荷揚地] および [便名] 欄は、わかる範囲で入力してください。第一種特定原産地証明書に記載しない項目は、右側のチェックボックスのチェックを外してください（必須項目は除く）。

遡及発給の場合、第一種特定原産地証明書の輸送手段欄に船積日または出航日が自動で印刷され、17欄にチェックが入ります。

■輸送手段

※船積日(船荷証券または航空貨物運送状の日付)、または船積(予定)日を必ず記入してください。
 荷揚地は選択してください。
 便名(船名またはフライトナンバー)については分かる範囲で記入してください。
 積込地および経由地は記入できません。
 遡及して発給される場合は、欄17の「ISSUED RETROACTIVELY」ボックスにチェックが入ります。
 証明書に記載しない項目は、右端のチェックボックスをはずしてください(ただし、遡及して発給される場合の船積日は、チェックの有無にかかわらず証明書に記載されます)。
 荷揚地はコード選択、便名は半角英数字、半角記号50字以内で記入してください。
 荷揚地を選択した場合、便名の記入が必須になります。

協定に基づき、インドネシア に輸出される産品が関税上の特惠待遇を得るためには、協定第3.15条の積送基準に適合していなければなりません。

証明書に記載する

Means of Transport and route	◎	船積日(予定日)		(yyyyymmdd形式で入力してください)	☒
		積込地: 英文			☐
		経由地: 英文			☐
		荷揚地: 英文	荷揚地 値を選択してください		☒
		便名: 英文			☒

「荷揚地」のコードを選択する場合、「値を選択してください」の欄をクリックすると、地名の入力欄が表示されるので、地名のアルファベットを入力してください。アルファベットを入力すると、地名の候補が表示されますので、該当する地名を選択します。入力するアルファベットの文字数が多いほど候補が絞られます。

荷揚地の候補に該当する地名がない場合は、荷揚地の箇所「Other」と入力してください。「Other」と入力すると、候補に「Other」が表示されますので、これを選択します。「Other」を選択すると、荷揚地名を直接入力できるようになりますので、証明書に印字する荷揚地名を半角英数字・半角記号 50 字以内で直接入力してください。

■輸送手段

※船積日(船荷証券または航空貨物運送状の日付)、または船積(予定)日を必ず記入してください。
 荷揚地は選択してください。
 便名(船名またはフライトナンバー)については分かる範囲で記入してください。
 積込地および経由地は記入できません。
 遡及して発給される場合は、欄17の「ISSUED RETROACTIVELY」ボックスにチェックが入ります。
 証明書に記載しない項目は、右端のチェックボックスをはずしてください(ただし、遡及して発給される場合の船積日は、チェックの有無にかかわらず証明書に記載されます)。
 荷揚地はコード選択、便名は半角英数字、半角記号50字以内で記入してください。
 荷揚地を選択した場合、便名の記入が必須になります。

協定に基づき、中国 に輸出される産品が関税上の特惠待遇を得るためには、協定第3.15条の積送基準に適合していなければなりません。

証明書に記載する

Means of Transport and route	◎	船積日(予定日)		(yyyyymmdd形式で入力してください)	☒
		積込地: 英文			☐
		経由地: 英文			☐
		荷揚地: 英文	荷揚地 値を選択してください		☒
		便名: 英文			☒

検索結果:

- CNAAT : Altay
- CNAHK : Aheitungie
- CNAID : Aidian
- CNAJG : Aojiang Pt
- CNAKA : Ankang
- CNAKL : Alatawshankou**
- CNAKU : Aksu
- CNANJ : Anji



- 遡及発給の場合、特定原産地証明書の [Means of Transport and route] (輸送手段) 欄に、船積日が自動で印字されます。
- 遡及発給の場合、Remarks欄(第17欄)の「ISSUED RETROACTIVELY」にチェックが入ります。
- 特定原産地証明書のPDFファイルには、コード値は印字されず、港名のみ印字されます。

⑦ [原産品名・数量・インボイス番号など] 欄

A) 記載に関する留意事項

「記載に関する留意事項」のリンクをクリックすることで、記載に関する留意事項が表示されるようになります。

もう1回クリックすると、記載に関する留意事項の表示が折り畳まれます。

■原産品名・数量・インボイス番号など

▼記載に関する留意事項

※ 商品ごとに原産品名、HSコード、原産品判定基準、RCEP原産国、数量または重量(半角英数字、半角記号13字以内、単位は10字以内)、インボイス番号(半角英数字、半角記号25字以内)、日付、生産者情報を記入し登録ボタンをクリックしてください。(記入されると一覧に反映)

原産地証明書に印字される原産品名は輸入国の税関職員が識別できるように記入してください。(半角英数字、半角記号500字以内)

インボイス日付欄の日付は、発給申請日より前である必要があります。インボイスは輸入のために発行されたものである必要があります。

① 第三者においてインボイスが発行された場合、第三者インボイスの番号及び日付を記入してください。

② 第三者インボイスの番号が不明の場合は、日本の輸出者の発行によるインボイス番号及び日付を記入してください。

③ 第三者においてインボイスが発行された場合、証明書に第三者インボイス発行者に関する情報(英名称、国名)の記入が必要となります。商品情報入力画面から発給申請者入力画面にお戻りいただき、商品情報入力ボタンの上の「第三者インボイスの使用および第三者インボイスの発行者」欄に記入してください。

FOB価格は、商品の原産性を付加価値基準(RVC)を用いて立証している場合のみ入力して下さい。(通貨単位は英数字3桁)

インボイス情報	◎	インボイス番号		第三者インボイスを使用する	☐
	◎	インボイス日付		←yyyymmddの形式で入力してください (2025年8月1日 ⇒ 20250801)	

行の追加 選択行を削除

原産地証明書に印字される原産品名	重量または数量	単位	FOB価格 (付加価値基準(RVC)を利用の場合、必須)	生産者情報
HSコード	原産品判定基準	数量規定 (ACU, DM1など)	RCEP原産国	英文社名
		●重量 ○数量 値を選択してください		○生産者情報を記載する ○生産者情報を記載しない (機密にする) ○生産者情報は不明
	元の証明書の重量(数量)			

削除

B) インボイス情報

インボイス番号と日付を入力してください。

1 発給申請に対応するインボイスが複数ある場合は、「インボイス追加」ボタンをクリックすることで、新たな「インボイス情報」欄およびインボイスに対応する産品情報入力欄が表示されますので、インボイス情報および産品情報を入力してください。

■原産品名・数量・インボイス番号など

▼記載に関する留意事項

インボイス情報	◎	インボイス番号		第三者インボイスを使用する	☐
	◎	インボイス日付		←yyyymmddの形式で入力してください (2025年8月1日 ⇒ 20250801)	

行の追加 選択行を削除

原産地証明書に印字される原産品名	重量または数量	単位	FOB価格 (付加価値基準(RVC)を利用の場合、必須)	生産者情報
HSコード	原産品判定基準	数量規定 (ACU, DM1など)	RCEP原産国	英文社名
		●重量 ○数量 値を選択してください		○生産者情報を記載する ○生産者情報を記載しない (機密にする) ○生産者情報は不明
	元の証明書の重量(数量)			

インボイス追加 インボイス削除

集計

▼合計サマリ (単位別)

C) 第三者インボイス情報

第三者においてインボイスが発行された場合、「インボイス情報」欄には、第三者インボイスの番号および日付を入力してください。

また、「第三者インボイスを使用する」のチェックボックスに☑を入れてください。「第三者インボイスの発行者」欄が表示されますので、英文名称を入力するとともに、国コードを選択してください。

国コードの選択については、「国選択」欄の「値を選択してください」の欄をクリックすると、国名の入力欄が表示されるので、国名のアルファベットを入力してください。アルファベットを入力すると、国名の候補が表示されますので、該当する国名を選択します。入力するアルファベットの文字数が多いほど、候補が絞られます。

「Add 1」～「Add 4」欄は入力不可のためグレーアウトされます。

■原産品名・数量・インボイス番号など

▶記載に関する留意事項

インボイス情報	◎	インボイス番号		第三者インボイスを使用する ☒
	◎	インボイス日付		←yyyyymmddの形式で入力してください (2025年8月1日 ⇒ 20250801)

第三者インボイスの発行者	◎	英文名称：半角	
	◎	国名選択	国選択 値を選択してください
			Addr1
			Addr2
			Addr3
		Addr4	



RCEP協定の場合、第三者インボイス情報を入力すると、17欄の「Third-party invoicing」にチェックが付きます。

D) 原産品名・数量

産品行の追加・削除・並び替え

1発給申請に対応する産品が複数ある場合は、「行の追加」ボタンをクリックすることで、新たな産品情報入力欄が表示されますので、産品情報を入力してください。

産品情報入力欄の右側の削除ボタンをクリックすることで、産品情報入力欄の削除が可能です。また、

■原産品名・数量・インボイス番号など

▶記載に関する留意事項

インボイス情報	◎	インボイス番号		第三者インボイスを使用する ☐
	◎	インボイス日付		←yyyyymmddの形式で入力してください (2025年8月1日 ⇒ 20250801)

行の追加 | 選択行を削除

原産地証明書に印字される原産品名	数量または数量	単位	F O 付 録 2 (付加価値基準 (RVD) を利用の場合、必須)	生産者情報	
HSコード	原産品判定基準	RCEP原産国	英文社名	英文住所	
☐	rcprenzoku-sanpin1 元の証明書の 数量(数量)			☐ 生産者情報を記載する ☐ 生産者情報を記載しない (欄空にする) ☐ 生産者情報は不明	削除
☐	rcprenzoku-sanpin2 元の証明書の 数量(数量)			☐ 生産者情報を記載する ☐ 生産者情報を記載しない (欄空にする) ☐ 生産者情報は不明	削除

インボイス追加 | インボイス削除

左側のチェックボックスに☑を入れて、「選択行を削除」ボタンをクリックすることで、☑を入れた产品信息入力欄の削除が可能です。



产品信息入力欄にマウスのカーソルを合わせて、上下にドラッグすることで、产品信息の並べ替えが可能です。

● 产品信息入力に関する詳細・画面

〔重量または数量〕欄に数字を入力するとともに、〔単位〕欄で該当のコードを選択してください。〔単位〕欄は、「重量」もしくは「数量」を選択した後、「値を選択してください」の欄をクリックすると表示される単位の入力欄に単位のアルファベットを入力し、表示される候補一覧から該当の単位を選択します。入力するアルファベットの文字数が多いほど候補が絞られます。

あわせて、「元の証明書の重量（数量）」欄に、最初の特許地証明書における製品の重量（数量）を入力してください。発給申請する製品の重量・数量が、元の証明書の製品の重量・数量を超える場合、アラートが表示され、発給申請は不可となります。

FOB価格欄は、判定基準がVAの場合のみ、必須入力となります。CIFなどFOB以外の取引条件の場合、FOBに該当する金額を計算してご記入ください。

生産者情報欄では、生産者情報を記載するかどうかを選択してください。「生産者情報を記載する」を選択した場合、英文社名、英文住所を入力してください。

救済規定欄（累積・僅少）は、該当する場合、チェックボックスに☑を入れてください。

■原産品名・数量・インボイス番号など

▶ 記載に関する留意事項

インボイス情報		インボイス番号	インボイス日付	第三者インボイスを使用する
				☐
		←yyyymmddの形式で入力してください (2025年8月1日 ⇒ 20250801)		
行の追加		選択行を削除		
原産地証明書に印字される原産品名	重量または数量	単位	FOB価格 (付加価値基準(RVC)を利用の場合、必須)	生産者情報
HSコード	救済規定 (ACU, DMIなど)	RCEP原産国	英文社名	英文住所
	元の証明書の重量(数量)	●重量 ○数量 値を選択してください		○生産者情報を記載する ○生産者情報を記載しない (機密にする) ○生産者情報は不明
				削除
		累積 僅少		

インボイス追加 インボイス削除



- RCEP原産国欄では、RCEP原産国を選択します。税率差ルール（協定第2.6条）を使用する場合で、第2.6条6項（a）または（b）を選択する場合、RCEP原産国に*（アスタリスク）や**をつけるため、「*付与」、「**付与」を選択します。
- コード「ZZ：mutually defined」を選択すると、コード選択の下欄が活性化され（mutually definedが表示され）、任意の製品単位のフリー入力が可能になります。

< 製品の単位別の合計重量・数量の集計 >

原産地証明書に印字される原産品名	重量または数量	単位	F O B 価額 (付加価値基準(RVC)を利用の場合、必須)		生産者情報	
			HSコード	原産品判定基準		
10 元の証明書の重量(数量)	A77 : Gaussian CGS (Centimetre-Gram-Second system) unit of displacement				☐ 生産者情報を記載する ☐ 生産者情報を記載しない (機密にする) ☐ 生産者情報は不明	削除
20 元の証明書の重量(数量)	A98 : henry per metre				☐ 生産者情報を記載する ☐ 生産者情報を記載しない (機密にする) ☐ 生産者情報は不明	削除

インボイス追加 インボイス削除

集計

▼ 合計サマリ (単位別)	
単位	重量または数量の合計
A77 Gaussian CGS (Centimetre-Gram-Second system) unit of displacement	10
A98 henry per metre	20



「集計」ボタンをクリックすることで、製品の単位別の合計重量・数量が表示されます。

⑧ [製品に係る情報] 欄には、ケースマーク（荷印・荷物番号）と荷姿（包装数量・形態）を英文で入力してください。

原産品とそうでないものが混載されている場合、[Marks and numbers（荷印・荷物番号）] 欄には原産品のケースマーク（荷印）のみを入力してください。

ケースマーク（荷印・荷物番号）については、入力が無い場合、第一種特定原産地証明書に「N / A」と記載されます。

■ 荷印および荷物番号／包装数量および包装形態

※ケースマーク(荷印・荷物番号)を記入してください。(半角英数字、半角記号800文字以内)
 入力がない場合は「N/A」が印字されます。
 ※荷姿(包装数量・形態)を記入してください。(半角英数字、半角記号150文字以内) 必須入力です。

製品に係る情報	Marks and numbers (荷印・荷物番号)	
	Number and kind of package (包装数量・形態)	



- [Marks and numbers（荷印・荷物番号）] 欄は、最大5回まで改行可能（6行まで記載可能）です。
- [Number and kind of package（包装数量・形態）] 欄は、改行不可です。

⑨ [典拠書類のアップロード]欄

■典拠書類のアップロード

典拠書類のアップロード（PDFファイルのみ）			
管理番号	カテゴリ選択	ファイル選択	
1		ファイルを選択	選択されていません
2		ファイルを選択	選択されていません
3		ファイルを選択	選択されていません
4		ファイルを選択	選択されていません
5		ファイルを選択	選択されていません

☐ メール・FAX等で資料を提出します。



メモ

- 審査事務所での資料確認の円滑化の観点から、ファイルアップロードにご協力ください。
- ファイルアップロードでの提出を希望しない場合は、「☐ メール・FAX 等で資料を提出します」に✓をして、別途、メールや FAX 等で判定資料をご提出ください。

⑩ [手数料納付・証明書の交付方法] 欄では、支払方法及び交付方法を選択することが出来ます。

RCEP協定の場合、手数料納付方法は「銀行振込 / クレジット決済」または「後日払い」、交付（受取）方法は「オンライン発給(PDF)」と表示されます。

手数料の支払いについては「8.1 発給手数料の支払い」（P.190）を参照してください。

■手数料納付・証明書の交付方法

銀行振込／クレジット決済の場合の証明書の交付は、ご入金（決済）の確認後になります。
なお、クレジットはオンライン決済のみ（窓口不可）です。

手数料納付方法	☒ 銀行振込／クレジット決済	交付（受取）方法	☒ オンライン発給(PDF)
---------	---	----------	---

⑪ [審査完了後のメール送信希望の有無] 欄では、審査が完了した旨（PDF発給、データ交換の場合）もしくは交付準備が完了した旨（専用紙発給の場合）のメールを希望するか選択します。希望する場合は、[E-mail] 欄に送信先のメールアドレスも入力してください。

■審査完了後のメール送信希望の有無

E-mail送信希望	☐ 希望する ☒ 希望しない
E-mail：半角	

※カンマ(,)区切り、もしくはセミコロン(;)区切りで複数登録が可能です。



メモ

発給システムログイン後のメイン画面の「メール送信設定」で、「メール配信を希望する」の設定が可能です。メール配信を希望しない選択をした場合は、発給システム上で、審査状況を適宜確認してください。

⑫ [発給申請] をクリックします。

本データは証明書の発給以外の目的で使用するのではなく、ほかに公表されることもありません。また、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律により、原産地証明書の発給から5年間（日ブルネイ協定、日アセアン協定、日スイス協定、日ベトナム協定およびRCEP協定は3年間）、発給機関に保存されます。

ご入力いただいた文字数が多い場合、改行の関係（印字の際、半角スペースで区切られた1つの単語の途中では改行せずに、その単語は次の行へ印字します）で、文字が証明書にすべて表示されないことがあります。「証明書イメージ」で印刷される内容をご確認ください（産品名、Marks and numbers 欄は、特にご注意ください）。なお、このような場合、区切りたい部分に半角スペースを入れることで調整することができます。

保存をすると証明書イメージがご覧いただけます。

キャンセル

保 存

発給申請



入力途中や、判定依頼前の確認等で一旦入力内容を保存したい場合は「保存」ボタンをクリックして下さい。

⑬ 発給受付番号が表示され、発給申請が完了します。

発給受付番号

協定：RCEP(中国)協定
発給受付番号：069497492
発給事務所：札幌事務所

新規入力

一覧照会

控え印刷

証明書イメージ閲覧(PDF)

※この番号は、お問い合わせの際に必要になりますので、必ず控えをお取りください。

※ご契約いただきました下記事実を知ったときは、法第6条に基づき遅滞なく発給事務所にご連絡ください。

- ①当該第一種特定原産地証明書の発給を受けた物品が特定原産品でなかったこと
- ②当該第一種特定原産地証明書の記載に誤りが生じたこと
- ③当該第一種特定原産地証明書に記載された事項に変更があったこと

同意通知書の照会

7.8 同意通知書を照会する

第一種特定原産地証明書発給システムから、同意通知書の照会を行うことができます。

(1) 第一種特定原産地証明書発給システムにログインする

ログインの方法は、発給申請書の入力時と同様です。

参照：「7.1 発給申請書を入力する」（P.134）

(2) 「発給申請書入力」画面を開く

- ① 「発給申請」メニューの「原産品同意通知書照会」をクリックします。

第一種特定原産地証明書発給システム

HOME 判定依頼 **発給申請** 手数料支払 企業情報 等

メニュー

資料

発給申請

発給申請書一覧
発給申請書入力
原産品同意通知書照会
引換書・受領書印刷
誓約書情報入力(スイス・ベル・オーストラリアのみ)
連続する原産地証明書 発給申請書入力(RCEPのみ)

原産性を判断するための基本的考え方と整えるべき保存書類の例示
(経済産業省)
申請手続における提出書類等の例示と留意事項 (経済産業省)
申請手続における提出書類等の例示と留意事項 (農林水産省) (経済産業省)

【発給申請EXCELインポート関連情報】
発給申請EXCELインポート仕様
発給申請EXCELインポートコード関係資料
発給申請EXCELインポート記入例

- ② 「同意を受けている原産品及び同意先（判定依頼者）一覧表」画面で、参照する同意通知書の判定番号をクリックします。

第一種特定原産地証明書発給システム（同意を受けている原産品及び同意先（判定依頼者）一覧）

HOME 判定依頼 **発給申請** 手数料支払 企業情報 等

メニューに戻る

＜日本商事＞様が同意通知されている原産品の一覧表です。

原産品判定番号 判定受付番号

有効期限 判定依頼者

協定 判定受付事務所

原産品名 同意通知の提出日

最終更新日 有効期限

検索表示

※下記一覧表で、有効期限が赤字は、同意通知の有効期限切れ。判定依頼者の企業名が赤字は、企業登録の有効期限切れ。

検索件数：1

ページ：1

協定	判定受付番号	判定番号	HSコード	原産地証明書に印字される原産品名	判定依頼者	判定受付事務所	有効期限
インドネシア	25101305	1456481105	490890	JCCI-JAFTAS	株式会社 東京共同会計事務所	東京事務所	2029/06/24

一覧印刷 戻る



- 同意通知書、企業登録の有効期限切れなどの場合は、発給申請ができません。
同意通知書の有効期限切れの場合は、「有効期限」欄が赤字で表示され、企業登録の有効期限切れの場合は「判定依頼者」欄が赤字で表示されます。また、双方の理由などにより発給申請に利用できない同意通知書情報は灰色の字で表示されています。

- 輸出製品の表示がない場合、判定依頼者に同意通知書の提出を依頼してください。また、有効期限の延長など、必要に応じて、「原産品判定依頼者」に連絡してください。期限切れは赤字で表示されます。

ステップ8 手数料を納付して、第一種特定原産地証明書を受け取る

第一種特定原産地証明書の発給時に、後日振込払いの場合を除き、交付と引き換えに発給手数料を納付する必要があります。また、日インドネシア協定および日タイ協定（データ交換の協定）については、後日振込払いの場合を除き、発給手数料の納付と引き換えに e-CO を相手国税関に送信します。

手数料の納付と証明書の受領

8.1 発給手数料の支払い

■発給手数料について

発給手数料は、全協定共通で、①基本料+②加算額です。

- ① 基本料：発給申請 1 件につき2,000円
- ② 加算額：「第一種特定原産地証明書記載産品数」×「加算単価」



- 第一種特定原産地証明書に記載された輸出産品数と加算単価を掛け合わせた金額が加算額です。加算単価は 1 品あたり500円です。第一種特定原産地証明書記載産品に係る原産品判定番号の申請者による使用回数が20回を超えた場合、それ以降（21回目から）は50円です。
- 基本料2,000円、加算額（500円もしくは50円）とも、消費税は非課税です。

■手数料の計算方法

①第一種特定原産地証明書記載産品数のカウント方法

- 第一種特定原産地証明書に記載された輸出産品数を各々カウントします。
- 同一証明書に同じ輸出産品が複数記載されている場合は、それぞれを一産品としてカウントします。

②加算額の決定に使用する原産品判定番号の使用回数のカウント方法

- 使用回数のカウントは、発給申請者ごとに行います。
- 同一証明書に、同じ原産品判定番号に基づく同一の輸出産品が繰り返し記載されている場合は、それぞれの使用回数を累計します。



発給手数料は、1 件の第一種特定原産地証明書に記載される輸出産品数を確認し、更にその輸出産品に係る原産品判定番号のこれまでの使用回数を特定し計算します。仮に 1 件の証明書に同じ

輸出品名が2回記載され、かつ、その輸出品の判定番号が同一の場合は、第一種特定原産地証明書記載産品数は2、原産品判定番号の使用回数は2回として加算されます。

■手数料の内訳

発給手数料は、発給事務に要する実費を勘案して積算し、経済産業大臣の認可を受けて定められたものです。実費の内訳は、発給事務に係る人件費、一般事務費、発給システム費、用紙代などです。

■発給手数料の確認方法

第一種特定原産地証明書の発給手数料は、発給事務所で審査が完了した時点で確定します。

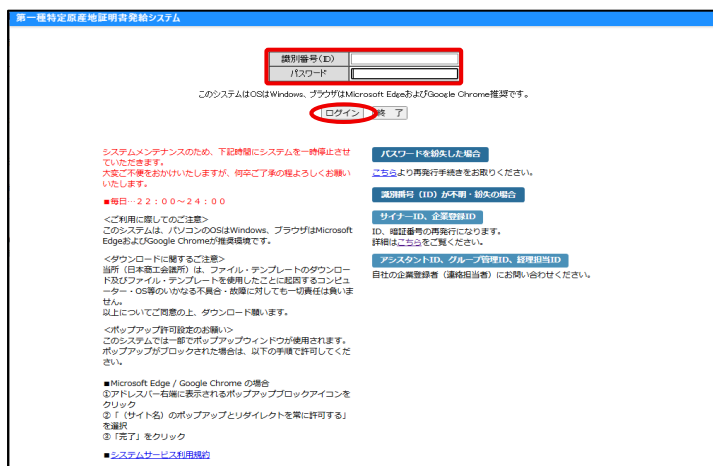
手数料金額は、第一種特定原産地証明書発給システムから確認できます。

■第一種特定原産地証明書発給システムにログインする

- ① ホームページ「EPAに基づく特定原産地証明書発給事業」の「発給システム（登録者のみ）」をクリックします。



- ② ログイン画面で、サイナーの「識別番号（ID）」と「パスワード」を入力し、「ログイン」ボタンをクリックします。



③ [発給申請] メニューの [発給申請書一覧] をクリックします。

第一種特定原産地証明書発給システム

HOME 判定依頼 **発給申請** 手数料支払 企業情報 等

日本商事 日本 太郎

メニューに戻る

メニュー	資料
発給申請 発給申請書一覧 発給申請書入力 原産品同意通知書照会 引換書・受領書印刷 誓約書情報入力(スイ・ベトナム・オーストラリアのみ) 連続する原産地証明書 発給申請書入力(RCEPのみ)	原産性を判断するための基本的考え方と整えるべき保存書類の例示 (経済産業省) 申請手続における提出書類等の例示と留意事項 (経済産業省) 申請手続における提出書類等の例示と留意事項 (農林水産省) (経済産業省) 【発給申請EXCELインポート関連情報】 発給申請EXCELインポート仕様 発給申請EXCELインポートコード関係資料 発給申請EXCELインポート記入例

④ [発給申請状況照会一覧] 画面で、発給手数料を確認する第一種特定原産地証明書申請情報の受付番号をクリックします。

第一種特定原産地証明書発給システム (発給申請状況照会 一覧)

HOME 判定依頼 発給申請 手数料支払 企業情報 等

日本商事 日本 太郎

メニューに戻る

ビュー選択 標準 ビュー切替 ビュー設定・検索条件設定

▼ 検索条件の開閉

発給受付番号	申請日※1	証明書番号 (完全一致)	担当者名 (部分一致)	便名 (部分一致)	状態(※2)	送信ステータス
申請者名※3 (部分一致)	輸入者名※3 (部分一致)	商品名 (部分一致)	商品情報	発給事務所	1頁表示件数	20

並び順 優先順位1 受付番号 降順 優先順位2 協定 昇順

※1 申請日は西暦年月日の数字を入力してください。(例: 2008年5月1日→20080501)
 ※2 ※過去に申請した案件を見たい場合は、「状態」を変更してください。
 ※3 複数の単語で検索する場合は、単語の間をスペースで区切ってください。
 除外検索する場合は、単語の先頭に「!」を付けてください。(例: 商工会議所 !本店)

新規入力 EXCEL形式で新規入力

検索表示

検索条件数: 4 ※再: 再発給申請の場合に○が表示されます。 ページ: 1

協定	受付番号	申請日	最終更新日	状態	輸入者名	申請者名	担当者名	便名	手数料(円)	送信ステータス	再送	修正	削除	複写	再発	再発の発給	申請事務所
インドネシア	0004970	2026/06/25	2026/06/25	手続中(承認)	JCC1 CO.,LTD.	日本 太郎	日本 太郎	NH809	2,500								東京
スイス	0001630	2026/06/25	2026/06/25	手続中(承認)	Test Importer Co. Ltd.	日本 太郎	日本 太郎	NH809	2,500								さいたま



- 手数料額を確認できる証明書情報は、[状態] 欄が [手続中 (承認)]、[交付準備完了]、[交付済] のものです。
- 証明書情報の [状態] 欄が [手続中 (承認)] でも手数料額は確定しており、確認できますが、交付は [交付準備完了] となってからのみ可能です。

⑤ [発給申請書参照] 画面左上の発給手数料を確認します。

原産地証明書記載情報

戻る

最終更新日: 2026年06月25日

日本商工会議所 御中

1. 当社/私は、標記発給申請書に関し、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律に則り、当該発給申請書に係る申告内容は全て真正であることを誓約します。

2. 当社/私は、当該発給申請書について、記載内容を立証する関係資料を原産地証明書の発給の日以後5年間 (日・ブルネイ協定、日・ASEAN協定、日・スイス協定、日・ベトナム協定およびRCEP協定は3年間) 保存し、両国政府及び政府の指定する関係機関からの要請に応じて提出することを誓約します。

3. 当社/私は、当該発給申請書について次に掲げる事実を知ったときは、遅滞なくその旨を書面により関係機関に通知することを誓約します。

① 当該第一種特定原産地証明書の発給を受けた物品が特定原産品でなかったこと

② 当該第一種特定原産地証明書の記載に誤りが生じたこと

③ 当該第一種特定原産地証明書に記載された事項に変更があったこと

以上の事項のとおり誓約し、発給申請書を記入しております。

申請日: 2026年06月25日 18時25分
 発給受付番号: 000016308
手数料: 2,500円
 協定: スイス
 発給事務所: さいたま事務所
 状態: 手続中(承認)
 受理日: 2026年06月25日

● 手数料明細画面の表示

発給手数料の明細を確認するには、[手数料] をクリックして [手数料明細] 画面を表示します。

戻る

原産地証明書記載情報

最終更新日：2026年06月25日

日本商工会議所 御中

- 当社は、標記発給申請書に関し、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律に則り、当該発給申請書に係る申告内容は全て真正であることを誓約します。
- 当社は、当該発給申請書について、記載内容を立証する関係資料を原産地証明書の発給の日以後5年間（日ブルネイ協定、日アセアン協定、日スイス協定、日ベトナム協定およびRCEP協定は3年間）保存し、両国政府及び政府の指定する関係機関からの要請に応じて提出することを誓約します。
- 当社は、当該発給申請書について次に掲げる事実を知ったときは、遅滞なくその旨を書面により関係機関に通知することを誓約します。
 - ①当該第一種特定原産地証明書の発給を受けた物品が特定原産品でなかったこと
 - ②当該第一種特定原産地証明書の記載に誤りが生じたこと
 - ③当該第一種特定原産地証明書に記載された事項に変更があったこと

以上の事項のとおり誓約し、発給申請書を記入しております。

申請日：2026年06月25日 18時25分
 発給受付番号：006018308
手数料：2,500円
 協定：日スイス協定
 発給事務所：さいたま事務所
 状態：手続中(承認)
 受理日：2026年06月25日

基本料：2,000円 +
加算額：

産品名	原産品判定番号	使用回数	手数料
TestSanpin	7556897408	3	500

※原産品判定番号の使用20回まで500円、21回目から50円。

閉じる

注意

第一種特定原産地証明書の郵送を希望される場合は、レターパックプラスによる郵送料を発給手数料に上乗せしてお支払いいただきます。事前振込（クレジット決済 / 事前振込）の場合、郵送料を上乗せした金額は、発給システムの事前振込連絡画面またはクレジット決済画面からご覧いただけます。後日払いの場合は請求書に記載されます。

（２）発給手数料の納付方法

発給手数料は、原則として事前振込（クレジット決済 / 事前振込）または窓口での現金納付ですが、一定以上水準（2か月連続で発給件数が月10件以上もしくは利用金額が月25,000円以上）の場合は、納付方法を「後日振込払い」とすることが可能です。

メモ

- クレジット決済および事前振込は、発給システムでの手続きが必要です。システムの操作方法については、以下のマニュアルをご参照ください。
- ○クレジット決済マニュアル：<https://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa/credit.pdf>
- ○事前振込マニュアル：<https://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa/furikomi.pdf>
- 「後日振込払い」方法を希望する場合は、日本商工会議所国際部特定原産地証明担当までお問い合わせください（お問合せ先は、「第一種特定原産地証明書の取得手順やEPA活用に関するお問い合わせ先」（P. 220）を参照してください）。

- PDF発給およびデータ交換の協定については、手数料の納付方法は、窓口での現金納付はなく、事前振込（クレジット決済 / 事前振込）または後日払いとなります。

**注意****振込による手数料納付について**

- 振込手数料は申請者負担です。
- 振込にかかる振込控をもって発給手数料の領収書と代えさせていただきます。

8.2 第一種特定原産地証明書の受領方法

第一種特定原産地証明書の受領方法は、「PDF発給（オンライン発給）」、「データ交換」、「郵送」、「窓口」の4パターンあります。

受領方法	協定
PDF 発給（オンライン発給）	日メキシコ協定、日マレーシア協定、日チリ協定、 日アセアン協定（仕向国：マレーシア、ベトナム、タイ）、 日ベトナム協定、日インド協定、日ペルー協定、 日オーストラリア協定、日モンゴル協定、RCEP 協定
データ交換	日タイ協定、日インドネシア協定
郵送もしくは窓口	日ブルネイ協定、日アセアン協定（仕向国：マレーシア、タイ、ベトナム以外）、日フィリピン協定、日スイス協定

（１）第一種特定原産地証明書発給システムにログインする【共通】

ログインの方法は、発給手数料の確認時と同様です。

参照：「8.1 発給手数料の支払い」（P.190）

ログイン後の操作方法は、第一種特定原産地証明書の受領方法によって異なります。

（２）PDF 発給（オンライン発給）の受領方法

① [発給申請] メニューの [発給申請書一覧] をクリックします。

第一種特定原産地証明書発給システム

HOME 判定依頼 **発給申請** 手数料支払 企業情報 等

日本商事 日本 太郎

メニューに戻る

メニュー	資料
発給申請 発給申請書一覧 発給申請書入力 原産品同意通知書照会 引換書・受領書印刷 誓約書情報入力(スイス・ペルー・オーストラリアのみ) 連続する原産地証明書 発給申請書入力(RCEPのみ)	原産性を判断するための基本的考え方と整えるべき保存書類の例示 (経済産業省) 申請手続における提出書類等の例示と留意事項 (経済産業省) 申請手続における提出書類等の例示と留意事項 (農林水産省) (経済産業省) 【発給申請EXCELインポート関連情報】 発給申請EXCELインポート仕様 発給申請EXCELインポート コード関係資料 発給申請EXCELインポート記入例

- ② [発給申請状況照会 一覧] 画面で、「状態」のプルダウンを「発給申請」から「交付済」に変更し、「検索表示」をクリックします。

第一種特定原産地証明書発給システム (発給申請状況照会 一覧)

HOME 判定依頼 発給申請 手数料支払 企業情報 等

日本商事 日本 太郎

メニューに戻る

ビュー選択 標準 ▼ ビュー切替

ビュー設定・検索条件設定

▼ 検索条件の絞り込み

発給受付番号 [] 状態(※2) 交付済 ▼ 送信ステータス [] ▼

申請日※1 [] ~ [] 申請者名※3 (部分一致) []

証明書番号 (完全一致) [] 輸入者名※3 (部分一致) []

担当者名 (部分一致) [] 商品名 (部分一致) []

便名(部分一致) [] 商品情報 []

協定 [] 発給事務所 [] 1頁表示件数 [20] ▼

並び順 優先順位1 受付番号 ▼ 降順 ▼ 優先順位2 協定 ▼ 昇順 ▼

※1 申請日は西暦年月日の数字を入力してください。(例: 2008年5月1日→20080501)

※2 ※過去に申請した案件を見たい場合は、「状態」を変更してください。

※3 複数の単語で検索する場合は、単語の間をスペースで区切ってください。除外検索する場合は、単語の先頭に「!」を付けてください。(例: 商工会議所 !本店)

新規入力 EXCEL形式で新規入力

検索条件数: 2 ※再: 再発給申請の場合に○が表示されます。 ページ: 1

協定	受付番号	申請日	最終更新日	状態	輸入者名	申請者名	担当者名	便名	手数料(円)	送信ステータス	再※	修正	削除	複写	再発	再発の発給	申請事務所
インド	023803010	2026/06/26	2026/06/26	交付済	Test Importer Co. Ltd.,	日本 太郎	日本 太郎	NHR093	2,500			修	削	複	再	印	横浜
スイス	008016108	2026/06/25	2026/06/25	交付済	Test Importer Co. Ltd.,	日本 太郎	日本 太郎	NHR093	2,500			修	削	複	再	印	さいたま

- ③ 以下の手順いずれかを実行し、証明書を出力することができます。

A) [発給申請書参照] 画面からの出力

表示された検索結果一覧から、受領する発給申請情報の受付番号をクリックし、[発給申請書参照] 画面で [証明書オンライン発給] ボタンをクリックします。

第一種特定原産地証明書発給システム (発給申請状況照会 一覧)

HOME 判定依頼 発給申請 手数料支払 企業情報 等

日本商事 日本 太郎

メニューに戻る

ビュー選択 標準 ▼ ビュー切替

ビュー設定・検索条件設定

▼ 検索条件の絞り込み

発給受付番号 [] 状態(※2) 交付済 ▼ 送信ステータス [] ▼

申請日※1 [] ~ [] 申請者名※3 (部分一致) []

証明書番号 (完全一致) [] 輸入者名※3 (部分一致) []

担当者名 (部分一致) [] 商品名 (部分一致) []

便名(部分一致) [] 商品情報 []

協定 [] 発給事務所 [] 1頁表示件数 [20] ▼

並び順 優先順位1 受付番号 ▼ 降順 ▼ 優先順位2 協定 ▼ 昇順 ▼

※1 申請日は西暦年月日の数字を入力してください。(例: 2008年5月1日→20080501)

※2 ※過去に申請した案件を見たい場合は、「状態」を変更してください。

※3 複数の単語で検索する場合は、単語の間をスペースで区切ってください。除外検索する場合は、単語の先頭に「!」を付けてください。(例: 商工会議所 !本店)

新規入力 EXCEL形式で新規入力

検索条件数: 2 ※再: 再発給申請の場合に○が表示されます。 ページ: 1

協定	受付番号	申請日	最終更新日	状態	輸入者名	申請者名	担当者名	便名	手数料(円)	送信ステータス	再※	修正	削除	複写	再発	再発の発給	申請事務所
インド	023803010	2026/06/26	2026/06/26	交付済	Test Importer Co. Ltd.,	日本 太郎	日本 太郎	NHR093	2,500			修	削	複	再	印	横浜
スイス	008016108	2026/06/25	2026/06/25	交付済	Test Importer Co. Ltd.,	日本 太郎	日本 太郎	NHR093	2,500			修	削	複	再	印	さいたま

■審査完了後のメール送信希望の有無

E-mail送信希望 ☐ 希望する ☒ 希望しない

E-mail []

申請者へのメッセージ

本データは証明書の発給以外の目的で使用することはありません。また、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給に関する法律により、原産地証明書の発給から年間（日・ブルネイ協定、日・ASEAN協定、日・スイス協定、日・ベトナム協定およびRCEP協定は3年間）、発給機関に保存されます。

ご入力いただいた文字数が多い場合、改行の関係（印字の際、半角スペースで区切られた1つの単語の途中では改行せずに、その単語は次の行へ印字します）で、文字が証明書にすべて表示されないことがあります。「証明書イメージ」で印刷される内容を確認ください（商品名、Marks and numbers欄は、特にご注意ください）。なお、このような場合、区切りたい部分に半角スペースを入れることで調整することができます。

複 写 EXCELデータ出力 再発給 印刷 戻る

証明書イメージ閲覧(PDF) 証明書オンライン発給

B) 「印」ボタンからの出力

- ① 表示された検索結果一覧から、該当する発給申請情報のオンライン発給の「印」ボタンをクリックし、[証明書オンライン発給同意]画面で[同意する]ボタンをクリックします。

第一種特定原産地証明書発給システム（証明書オンライン発給 同意）

HOME 判定依頼 発給申請 手数料支払 企業情報 等

日本商事 日本 太郎

発給に際し、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律第4条2項に基づき、以下の「留意すべき事項」を確認の上、PDFファイルの証明書を出力します。なお、「留意すべき事項」は、発給事務所窓口等での交付に代えて、本システムの以下の画面で表示されます。

<留意すべき事項>

インド

経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律第4条第2項及び第3項の規定に基づく
証明書受給者及び証明資料提出者の留意事項

証明書受給者及び証明資料提出者各位

日本商工会議所

証明書受給者及び証明資料提出者各位におかれては下記の事項にご留意ください。

（第一種特定原産地証明書の発給に係る留意すべき事項）

1.1 法第四条第二項及び第三項の経済産業省令で定める事項は、日インド協定にあっては、次のとおりとする。

一 自国に輸入される第一種特定原産地証明書の発給を受けた物品が特定原産品であるか否かを決定するため、インド共和国の税関当局は次のいずれかの方法により確認を行うことができること。

イ 日インド協定附属書三第六節の規定に基づき、経済産業大臣に対し、当該物品が特定原産品であるか否かに関する情報の提供を求めること。

ロ 日インド協定附属書三第七節の規定に基づき、日本国政府に対し、経済産業大臣がインド共和国の税関当局の立会いの下に証明書受給者又は特定証明資料提出者の施設を訪問することを通じて、当該物品が特定原産品であることを示す情報の収集及び提供を要請すること並びに当該物品の生産に使用された設備の確認を行う

- ② 特定原産地証明書のPDF画面が表示されるので、PDFファイルをダウンロードします。

<表示される特定原産地証明書のイメージ>

111739904 1 / 2 100% + -

1. Exporter's Name, Address and Country: test Fukuoka 123-4567, JAPAN		18桁の証明書番号		Number of page 1 / 2	
2. Importer's or Consignee's Name, Address and Country: Test Company Thailand Bangkok, THAILAND		AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE KINGDOM OF THAILAND FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP			
3. Means of transport and route		 CERTIFICATE OF ORIGIN Issued in Japan			
4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS tariff classification number		5. Preference criterion	6. Quantity or gross weight	7. Invoice number and date	
1): test sample 1: 870840 Marks and numbers: No Marks Number and kind of packages: Set, 1 car count		PS DWI ACU	1 A76	A11111 February 1, 2025	
2): test sample 2: 870840 Marks and numbers: No Marks Number and kind of packages: Set, 1 actual ton		PS DWI ACU	1 B7	811111 February 1, 2025	
3): test sample 3: 870840 Marks and numbers: No Marks Number and kind of packages: Set, 115 degrees Celsius calorie		PS DWI ACU	100 A94	C11111 January 1, 2025	
Marks and numbers: N/A					
Number and kind of packages: SX: Set, 10 1B: car count					
8. Remarks:					
9. Declaration by the exporter: I, the undersigned, declare that: - the above details and statement are true and accurate. - the good(s) described above meet the condition(s) required for the issuance of this certificate; - the country of origin of the good(s) described above is Japan.			10. Certification It is hereby certified, on the basis of control carried out, that the declaration by exporter is correct. Competent governmental authority or Designee office: The Japan Chamber of Commerce and Industry		

(3) PDF ファイルの詳細

(注) 赤枠内は理解を深めていただくための説明です。実際の証明書には印字されません。

【日インドネシア協定】

1. Exporter's name, address and country: (欄1) 輸出者 (英文名称、住所、国名)		Certification no. (証明書番号)		Number of page (ページ番号)	
2. Importer's name, address and country: (欄2) 輸入者 (英文名称、住所、国名)		AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE REPUBLIC OF INDONESIA FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP  CERTIFICATE OF ORIGIN FORM JIEPA Issued in Japan			
3. Means of transport and route (as far as known) (欄3) 輸送手段 (知りうる限り) ※積込基準を満たしている必要あり (日本→インドネシア)					
4. Item number (as necessary); marks and numbers of packages; number and kind of packages; description of good(s); HS tariff classification number (欄4) 項目番号 (必要に応じて)、記号、番号、包装の個数および種類、品名、HS 番号 <アセアン第三国材料> 第50 類～第63 類の産品：インドネシアまたはアセアン第三国の材料名、工程または作業名、国名 Marks and numbers: (ケースマーク：簡印、荷物番号) ※入力のない場合は No Marks を自動印字 Number and kind of packages: (梱包数量、梱包単位、梱包形態)		5. Preference criterion (欄5) 特恵基準 完全生産品 (WO) 原産材料のみから生産される産品 (PE) 非原産材料を使用して生産される産品 (PS) <数値規程> 産少 (DMI) 累積 (ACU)	6. Quantity or weight (欄6) 数量または重量	7. Invoice number(s) and date(s) (欄7) インボイス番号と日付 <記載方法> 輸入通関にて ①日本の輸出者発行インボイスを使用する場合は ⇒日本の輸出者発行インボイス番号と日付 ②第三国仲介者発行インボイスを使用する場合は ⇒第三国仲介者発行インボイス番号と日付 ※不明な場合は日本の輸出者発行インボイス番号と日付	
8. Remarks: (欄8) 備考 (通及発給の場合) ISSUED RETROACTIVELY が自動印字 (第三国発行インボイス使用の場合) インボイスが第三国で発行される旨の文書、当該第三国インボイス発行者の名称および住所が自動印字 (再発給の場合) 再発給元の証明書が無効になった文書、再発給元の証明書の発給日および番号が自動印字					
9. Declaration by the exporter (欄9) 輸出者宣誓 I, the undersigned, declare that: -the above details and statements are true and accurate. -the good(s) described above meet the condition(s) required for the issuance of this certificate; - the country of origin of the good(s) described above is JAPAN Place and date: Signature: (場所、日付) (場所は交付事務所所在地、日付は発給申請日) (発給申請者の氏名とサイン) Name(printed): Company:		10. Certification (欄10) 認証 (税工食農所使用欄) It is hereby certified, on the basis of control carried out, that the declaration by the exporter is correct. Competent governmental authority or designee office: Stamp: Place and Date: (場所は交付事務所所在地、日付は承認日) (税工食農所使用サイン) Signature:			

【日タイ協定】

1. Exporter's Name, Address and Country: (欄1) 日本から原産品を輸出する輸出者 (英文名称、住所、国名)		Reference No. (証明書番号)		Number of page (ページ番号) 1	
2. Importer's or Consignee's Name, Address and Country: (欄2) タイの輸入者 (英文名称、住所、国名)		AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE KINGDOM OF THAILAND FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN  Issued in Japan			
3. Means of transport and route (欄3) 輸送手段 (知りうる限り) ※横送基準を満たしている必要あり (日本⇒タイ)					
4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS tariff classification number (欄4) 項目番号 (必要に応じて)、記号、番号、包装の個数および種類、品名、HS番号、その他の記号 <アセアン第三国産材料> 第1604.14の産品：材料名、IOTCに登録された船名、登録番号、登録国名 第7類、第16類、第18類～20類の産品：アセアン第三国で収穫等された材料名、国名 第61類、第62類の産品：タイまたはアセアン第三国の材料名、工程または作業名、国名 製品毎および(欄4) 下部に印字 Marks and numbers (ケースマーク：荷印、荷物番号) ※入力のない場合はNo Marksが自動的に印字 Number and kind of packages (梱包数量、梱包単位、梱包形態)		5. Preference criterion (欄5) 特恵基準 完全生産品 (WO) 原産材料のみから生産される産品 (PE) 非原産材料を使用して生産される産品 (PS) <数値規定> 僅少 (DMI) 累積 (ACU)		6. Quantity or gross weight (欄6) 数量または重量	
				7. Invoice number and date (欄7) インボイス番号と日付 <記載方法> 輸入通関にて ①日本の輸出者発行インボイスを使用する場合 ⇒日本の輸出者発行インボイス番号と日付 ②第三国仲介者発行インボイスを使用する場合 ⇒第三国仲介者発行インボイス番号と日付 ※不明な場合は日本の輸出者発行のインボイス番号と日付	
8. Remarks: (欄8) 備考 <第三国発行インボイス使用の場合> インボイスが第三国で発行される旨の文言、当該第三国インボイス発行者の名称および住所が自動印字 (再発給の場合) 再発給元の証明書が無効になった文言、再発給元の証明書の発給日および番号が自動印字 ※2025年6月2日以降の承認分以降、適及発給時の印字なし					
9. Declaration by the exporter: (欄9) 輸出者宣誓 I, the undersigned, declare that: - the above details and statement are true and accurate. - the good(s) described above meet the condition(s) required for the issuance of this certificate; - the country of origin of the good(s) described above is Japan. Place and Date: (場所、日付) ※場所は交付事務所所在地、日付は発給申請日 Signature: ※発給申請者の氏名とサイン Name(printed): Company:		10. Certification (欄10) 認証 (商工会議所使用欄) It is hereby certified, on the basis of control carried out, that the declaration by exporter is correct. Competent governmental authority or Designee office: Stamp: Place and Date: ※場所は交付事務所所在地、日付は承認日 ※商工会議所側サイン			



- 事前振込、クレジット決済の場合は、手数料の入金を確認できたあと、後日払いの場合は発給申請の審査完了後、発給申請書参照画面からダウンロード可能です。
- PDFファイルは、証明書が有効な期間内（1年間）、ダウンロードが可能です。ダウンロード回数の制限はありません。
- 企業登録の有効期限後、もしくは企業再編等による企業消滅を受けて企業登録の利用権限を停止した後90日以内に限り、発給システムにログインして、1年以内にPDF発給された、状態が「交付済」の特定原産地証明書のダウンロードが可能です。

（４）データ交換の受領方法

データ交換では、交付した特定原産地証明書が、電子原産地証明書（e-CO）として相手国税関に直接送信されることから、特定原産地証明書を発給申請者が受領することはありません。

ただし、「交付済」の段階で、e-COの内容を反映したPDFファイルを発給申請書参照画面からダウンロードすることが可能です。ダウンロードが可能となるタイミングは、クレジット決済・事前振込の場合は、手数料の入金を確認できた後、後日払いの場合は、発給申請の審査完了後です。

PDFファイルのダウンロードの操作方法は、「（２）PDF発給（オンライン発給）の受領方法」（P.195）と同様です。

輸出者（発給申請者）が輸入者にPDFファイルを送付することで、輸入者は、発給システムから相手国税関に送信されたe-COの内容を把握できるようになります。

PDFファイルを輸入者に送る必要はありませんが、PDFファイルに記載されているe-COの証明書番号は、輸入者が現地税関での輸入通関時に、現地のシステムが受信したe-COとの照合用として必要になりますので、発給申請者から輸入者に、e-COの証明書番号を伝えていただく必要があります。

（５）郵送による受領方法

事前振込（クレジット決済 / 事前振込）、後日払いの場合、証明書を郵送で受け取ることができます。レターパックプラスによる郵送代を発給手数料に上乗せしてお支払いください。

郵送で受け取る場合は、発給システムで郵送先等を入力していただく必要があります。操作方法については以下のマニュアルをご参照ください。

○クレジット決済マニュアル：<https://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa/credit.pdf>

○事前振込マニュアル：<https://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa/furikomi.pdf>

○後日郵送依頼マニュアル：<https://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa/gojitsuyuusou.pdf>

(6) 窓口での受領方法

- ① [発給申請] メニューの [引換書・受領書印刷] をクリックします。

- ② [引換書・受領書印刷] 画面で、引換書、または受領書を印刷する証明書情報の [選択] 欄にチェックを付け、[引換書 / 受領書印刷] ボタンをクリックします。

全選択	協定(留意すべき事項)	受付番号	インボイス番号	発給申請日	事務所	輸入者名	申請者名	担当者名	手数料	納入方法	受取方法	再送
☒	ユース	006016308	ZFH0003	2026年06月26日	札幌	Test Importer Co., Ltd.	日本 太郎	日本 太郎	2,500	振込	窓口	

メモ

- 発給申請者以外の者が第一種特定原産地証明書を受領する場合は、[証明書受領者企業名]、[証明書受領者氏名] 欄を修正することで引換書・受領書の宛名を変更できます。
- 領収書の宛名の初期設定値は発給申請者名（社名）ですが、宛名を変更する場合は、「現金納付における証明書受領者名（領収書の宛名）について」（P.152）を参照してください。

- ③ [引換書・受領書] 画面で、[同意する] ボタンをクリックします。

引換書、または受領書が印刷されます。

<印刷された引換書のイメージ>

日スイス協定							
事前振込・引換書 日本商工会議所 札幌事務所 御中	2026年06月26日 申請者名 日本商事 日本 太郎						
第一種特定原産地証明書引換書 以下の発給受付番号の第一種特定原産地証明書の引換をお願いいたします。							
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black;">(合 計)</td> <td style="border-bottom: 1px solid black;">1件</td> <td style="border-bottom: 1px solid black;">¥2,500</td> <td style="border-bottom: 1px solid black;">(非課税)</td> </tr> </table>		(合 計)	1件	¥2,500	(非課税)		
(合 計)	1件	¥2,500	(非課税)				
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">(発給受付番号)</td> <td style="width: 33%;">(インボイス番号)</td> <td style="width: 33%;">(金 額)</td> </tr> <tr> <td>1. No. 006016308</td> <td>2FH00003</td> <td>¥2,500</td> </tr> </table>		(発給受付番号)	(インボイス番号)	(金 額)	1. No. 006016308	2FH00003	¥2,500
(発給受付番号)	(インボイス番号)	(金 額)					
1. No. 006016308	2FH00003	¥2,500					

第一種特定原産地証明書が発給されたら

第一種特定原産地証明書を取得したら、輸入者に送付します。輸入者が輸入国税関に第一種特定原産地証明書を提出することにより、協定で定められたEPA特惠税率が適用されます。

書類などの保存義務について

注意

- 第一種特定原産地証明書の発給を受けた輸出者や、原産品判定依頼を行った生産者は、法律により、第一種特定原産地証明書の発給日より5年間（日ブルネイ協定、日スイス協定、日ベトナム協定、日アセアン協定、RCEP協定は3年間）、その第一種特定原産地証明書に記載された輸出産品の原産資格を判断するために使用した情報や書類を保存することが定められています。
- 保存された情報や書類は、提出を求められることがあります。
- 輸入相手国での通関時、または通関後に輸入国の税関当局から輸出産品の原産資格の確認が日本政府に要請された場合、輸出産品の原産資格を判断するために使用した情報や書類の提出が求められたり、必要に応じて実地確認を求められたりすることがあります。（英文の資料が求められる場合もあります）。
保存されていない場合、「原産品であることの確認」ができないことから、輸入国においてEPA特惠税率の適用が否認される場合があります。

経済産業省では「原産性を判断するための基本的考え方と整えるべき保存書類の例示」をしています。詳しくは、経済産業省ホームページを参照してください。

- 経済産業省ホームページ：

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/download/gensanchi/roo_guideline_preservation.pdf

■保存すべき情報や書類の例

原産資格を判断するための基本的な確認資料

- 原産材料・非原産材料に関する仕入書、納品書、インボイス
- 原材料の仕入先から入手した原産資格に関する情報や文書（サプライヤー証明書等）
- 農林水産品にあつては、「事前準備編」の「農林水産品に関する添付書類」に掲げる添付書類

適用した原産地規則ごとに必要な確認資料

- CTCルールを採用した際の非原産材料と最終生産品のHSコードの対比表
- VAルールにおける原産材料、非原産材料、非材料費の価格情報
- VAルールを採用した際の原産資格の判断のもとになる計算過程、計算結果
- 加工工程基準を採用した際の加工対象材料、加工内容、加工地などを裏付けする文書
- 累積を利用した場合、原産材料の輸入を証する文書（例：輸入時の同協定に基づく原産地証明書）
- 僅少を利用した場合、これを裏付けする資料（最終生産品における非原産材料の価格割合を示すもの）
- 代替性のある産品や材料を使用した場合、一般的に認められている会計原則に基づいた在庫管理表

第一種特定原産地証明書の発給を受けた産品に関する船積書類等

- 第一種特定原産地証明書の写し
- インボイスや船荷証券等の船積書類の写しなど

農林水産品に関する添付書類

- 農林水産品を輸出する場合は、「事前準備編」の「農林水産品に関する添付書類」に掲げる添付書類をその輸出産品の生産者、または加工者から入手して、原産品判定を行う際の証拠書類の一つとして使用してください。
- これらの書類は、原産品判定や発給申請の際に日本商工会議所に対して提出を求められる場合があります。また、輸入相手国の税関当局からの原産資格の確認要請があった場合には、経済産業省が書類に記載された情報について提出を求めたり実地に確認をしたりする必要がありますので、適切に保存しておいてください。
- おおまかな区分は、以下の通り
 - ① 農林産品については「農林産品に係る生産証明書」または契約書、仕入書、伝票等
 - ② 加工農林産品については「農林産加工品に係る製造証明書」
 - ③ 水産品については「漁獲・養殖証明書」
 - ④ 水産加工品については「水産品に係る加工証明書」

詳しくは、日本商工会議所にお問い合わせください。

お問い合わせ先は、「第一種特定原産地証明書の取得手順やEPA活用に関するお問い合わせ先」（P.220）を参照してください。

通知、報告、罰則などに関する留意事項

■通知義務

⚠ 注意

- 下記の事実を知った場合、輸出者および生産者は、証明法第6条により指定発給機関（日本商工会議所）を通じて経済産業省に書面により通知する義務があります。
 <輸出者（第一種特定原産地証明書受給者）>
 - ① 第一種特定原産地証明書の発給を受けた輸出産品が原産品でなかったこと（第一種特定原産地証明書受給後3年間または5年間 ※省令に定めるところによる）
 - ② 申請書の記載又は資料の内容の誤りにより第一種特定原産地証明書の記載に誤りが生じたこと（同1年間）
 - ③ 第一種特定原産地証明書に記載された事項に変更があったこと（同1年間）
- <生産者（特定証明資料提出者）>
 - ① 第一種特定原産地証明書の発給を受けた輸出産品が原産品でなかったこと（同3年間または5年間 ※省令に定めるところによる）
 - ② 提出した資料の内容に誤りがあったこと（同1年間）
- 第一種特定原産地証明書受給者及び特定証明資料提出者の報告等（証明法第26条）
 証明法第6条の通知（原産品でなかったことなどの通知）の内容を確認するために必要な限度において、第一種特定原産地証明書受給者、特定証明資料提出者に対する経済産業大臣、または指定発給機関が実施する報告要請・実地検査が規定されています。なお、報告要請・実地検査は、対象とされた第一種特定原産地証明書受給者の同意の上で行われるもので、強制措置ではありません。
 ただし、経済産業大臣が実施する報告要請・実地検査の同意を拒むと、第一種特定原産地証明書発給の決定取消しを受ける場合があります（証明法第27条）。発給の決定が取り消された場合、相手国当局にその旨が通報されます（証明法第28条。通報前に第一種特定原産地証明書が返納された場合を除く）。

■罰則

第一種特定原産地証明書受給者などに対する証明法に基づく義務違反などに対する罰則は、以下の通りです。

違反行為の内容	該当条文	罰金額
標章の使用制限違反	第35条	50万円以下
虚偽の申請書又は虚偽の資料の提出	第36条	30万円以下
原産品でなかったことの通知義務違反	第37条	30万円以下
原産地証明書の返納義務違反	第38条	30万円以下

なお、上記の違反行為を法人などの役職員が犯した場合、その法人などに対しても罰金刑が科されます（証

明法第40条)。

また、EPA特惠税率の適用を目的として、第一種特定原産地証明書を偽造した場合には、刑法155条の公文書偽造に該当し、1年以上10年以下の懲役の対象となります。

■原産品であるかについての確認 (Verification) への対応

EPAにおいて、輸入国の関係当局は、輸入産品が輸出国の原産品であるか否かを決定するため、輸出国の権限のある政府当局などに対し、以下の要請ができることが規定されています。なお、期限までに回答がない場合、または回答が不十分な場合にはEPA特惠税率の適用が否認されます。

協定	EPA締約相手国から日本国へ情報提供の要請	EPA締約相手国が必要と認める場合に、日本国に追加の情報提供の要請	施設などの訪問の要請
日メキシコ協定 (回答期限)	協定第44条 1 (a) (6ヶ月以内)	協定第44条 3 (3ヶ月以内)	協定第44条 1 (c) (45日以内)
日マレーシア協定 (回答期限)	協定第43条 1 (3ヶ月以内)	協定第43条 2 (2ヶ月以内)	協定第44条 1 (30日以内)
日チリ協定 (回答期限)	協定第47条 1 (3ヶ月以内)	協定第47条 2 (2ヶ月以内)	協定第48条 1 (30日以内)
日タイ協定 (回答期限)	協定第43条 1 (3ヶ月以内)	協定第43条 2 (2ヶ月以内)	協定第44条 1 (30日以内)
日インドネシア協定 (回答期限)	協定第43条 1 (6ヶ月以内)	協定第43条 2 (4ヶ月以内)	協定第44条 1 (30日以内)
日ブルネイ協定 (回答期限)	協定第40条 1 (3ヶ月以内)	協定第40条 2 (2ヶ月以内)	協定第41条 1 (30日以内)
日アセアン協定 (回答期限)	運用上の証明手続 第6規則 1 (3ヶ月以内)	運用上の証明手続 第6規則 2 (3ヶ月以内)	運用上の証明手続 第7規則 1 (30日以内)
日フィリピン協定 (回答期限)	協定第43条 1 (3ヶ月以内)	協定第43条 2 (2ヶ月以内)	協定第44条 1 (30日以内)
日ベトナム協定 (回答期限)	運用上の証明手続 第6規則 1 (90日以内)	運用上の証明手続 第6規則 2 (90日以内)	運用上の証明手続 第7規則 1 (30日以内)
日スイス協定 (回答期限)	附属書2第25条1、第25条4、第25条8 (初回は10ヶ月以内又は合意するその他の期間内)		
日インド協定 (回答期限)	運用上の証明手続 第6節 1 (3ヶ月以内)	運用上の証明手続 第6節 2 (2ヶ月以内)	運用上の証明手続 第7節 1 (30日以内)

協定	EPA締約相手国から日本 国へ情報提供の要請	EPA締約相手国が必要と 認める場合に、日本国に 追加の情報提供の要請	施設などの訪問の要請
日ペルー協定 (回答期限)	協定第66条 2 (b) (3 ヶ月以内)	協定第66条 4 (b) (2 ヶ月以内)	協定第66条 2 (d) (30日以内)
日オーストラリア協 定 (回答期限)	協定 3 ・ 21条 2 (b)、(c) (45日以内又は合意するその他の期間内)		協定 3 ・ 21条 2 (d) (30日以内)
日モンゴル協定 (回答期限)	協定 3 ・ 18条 2 (4 ヶ月以内)	協定 3 ・ 18条 3 (2 ヶ月以内)	協定 3 ・ 19条 1 (30日以内)
RCEP 協定 (回答期限)	協定第 3 ・ 24 条 4 (a) (30日以上90日以下)		協定第 3 ・ 24 条 4 (b) (30日以内)

■相手国税関でのトラブル発生時の対応 【日インドネシア協定、日タイ協定】

日インドネシア協定ならびに日タイ協定について、日本から送信したe-COに対して、輸入地税関等から日本側に受領信号もしくは取消受領信号が返信されず、発給システム上の送信ステータスが「e-CO：送信中」または「『元e-CO：取消中』のままで『再発給e-CO：送信中』」となる場合があります。

このような状況やその他のシステムトラブルが生じた際は、輸入地税関の判断に基づき、代替措置としてPDFファイルによる輸入通関手続きが可能です。

ただし、PDFファイルによる輸入通関後に、日商宛に事後報告が必要です

なお、システムトラブル時以外の場合には、PDFファイルを輸入地税関へ提出しても関税の減免手続きは受けられませんのでご注意ください。

（１）PDF ファイルによる輸入通関後の報告

輸入地税関の指示に基づきPDFファイルによる輸入通関を実施した場合、発給申請者（輸出者）は当所に対して、PDFファイルで通関手続きを行った旨を以下①報告フォームから事後報告してください。なお、貴社内セキュリティ等により報告フォームへアクセスできない場合には、以下②電子メールにより事後報告してください。

① 報告フォームによる事後報告

<https://forms.gle/ZJHSg1YzpiCJV4jT8>

※入力に際して、証明書毎に入力してください。

② 電子メールによる事後報告

メールアドレス：tokuteico@jcci.or.jp宛に以下事項をご報告ください。

- ・ 貴社名（和文） ・ 貴社企業登録番号 ・ 回答者氏名（例：日商 太郎） ・ 回答者電話番号
- ・ PDF ファイルで通関した協定名（「日タイ協定」または「日インドネシア協定」と記載）
- ・ PDF ファイルで通関した e-CO の発給受付番号（半角英数字 9 桁）
- ・ 通関地の港名コード（本紙 3 頁のコード一覧参照）
- ・ 輸入地税関 通関担当者氏名（分からない場合は「不明」と記載）
- ・ その他連絡事項 ※任意

こんなときには（Q&A）

基礎編

◆ 第一種特定原産地証明書とは何ですか？

日本は、複数の国との間で経済連携協定（EPA）を締結しています。

EPAにおける貿易において、日本の輸産品が、EPAに基づく原産資格を満たしていることを証明すると、相手国税関でEPA特惠税率（通常の関税率よりも低い関税率）の適用を受けることができます。この「EPAに基づく原産資格を満たしていることを証明する」書類が「第一種特定原産地証明書」です。

日本では、「経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律」に基づき、経済産業大臣が指定した指定発給機関である日本商工会議所が第一種特定原産地証明書を発給しています。

なお、先述のとおり「第一種特定原産地証明書」はEPAに基づいて発給されますので、EPAを締結していない国へは発給されません。2026年9月時点で日本がEPAを締結している国（地域）は以下の通りです。

二国間EPA

- 日シンガポール協定（2002年11月30日発効）
- 日メキシコ協定（2005年4月1日発効）
- 日マレーシア協定（2006年7月13日発効）
- 日チリ協定（2007年9月3日発効）
- 日タイ協定（2007年11月1日発効）
- 日インドネシア協定（2008年7月1日発効）
- 日ブルネイ協定（2008年7月31日発効）
- 日フィリピン協定（2008年12月11日発効）
- 日スイス協定（2009年9月1日発効）
- 日ベトナム協定（2009年10月1日発効）
- 日インド協定（2011年8月1日発効）
- 日ペルー協定（2012年3月1日発効）
- 日オーストラリア協定（2015年1月15日発効）
- 日モンゴル協定（2016年6月7日発効）

多国間EPA

- 日アセアン協定（2008年12月1日発効）
- RCEP協定（2022年1月1日発効）

◆（「特定」が付かない）原産地証明書とは何ですか？

EPA特惠税率の適用を目的としない、「貿易取引される輸出品や輸入品の国籍を証明する」ための書面が「（「特定」が付かない）原産地証明書」で、複数の商工会議所で発給されています。第一種特定原産地証明とは異なり、日本商工会議所では発給されていないので、ご注意ください。

（「特定」が付かない）原産地証明書が必要とされる理由やその役割は以下の通りです。

原産地証明書が必要とされる理由

- ① 輸入国の法律や規則に基づく時
- ② 貿易取引の契約書や荷為替信用状（L / C）で必要とされる時

原産地証明書の役割

- ① 輸入関税率の確定
- ② 商品の原産地表示
- ③ 通商手段の適用（ダンピングの防止、相殺関税、セーフガードなど）
- ④ 内国民待遇の対象の判定

（「特定」が付かない）原産地証明書の発給をご希望の場合は、お近くの商工会議所までお問い合わせください。

全国の商工会議所一覧（商工会議所検索）

<https://www.jcci.or.jp/ccisearch/index.html?page=cciSearch>

◆ 第一種特定原産地証明はどうやったら取得できますか？

第一種特定原産地証明を取得するためにはいくつかのステップがあります。また、第一種特定原産地証明を今まで取得したことのない方が取得する場合、最低でも12日以上営業日が必要です。

第一種特定原産地証明を取得するまでのステップ概要

（事前準備編）

- ステップ1 輸出品のHSコードを確認する
- ステップ2 EPA特惠税率設定の有無や税率を確認する
- ステップ3 各EPAに定められた輸出品に係る規則を確認する
- ステップ4 輸出品に関する原産資格を確認する

（発給システム操作編）

- ステップ5 企業登録をする
- ステップ6 原産品判定依頼をする
- ステップ7 第一種特定原産地証明書の発給申請をする
- ステップ8 手数料を納付して、第一種特定原産地証明書を受け取る



ステップ1～4については「事前準備編」の「第一種特定原産地証明書取得までの流れ」を参照してください。ステップ5～8については、本マニュアル「第一種特定原産地証明書取得までの流れ」の5ページを参照してください。

◆ HSコードとは何ですか？

「商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約」に基づいて品目ごとに定められているコードです。

「類（＝上2桁）」、「項（＝上4桁）」および「号（＝上6桁）」にそれ以下の「統計細分」を加えた番号から成っています。「号（＝上6桁）」までは、世界共通ですが、それ以下の「統計細分」は、その桁数も含め国ごとに定められています。

経済産業省HP「輸入する品物のHSコードを特定する」参照

https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/process/i-step2.html

◆ EPA全般や、HSコードの調べ方、EPA特惠税率の調べ方を教えてください。

日本商工会議所作成の「第一種特定原産地証明書発給申請マニュアル（以下、マニュアル）」で詳しく解説しておりますので、ご活用ください。

経済産業省では、相談窓口「EPA相談デスク」を開設しておりますので、併せてご活用ください。

経済産業省HPの「よくある質問」もご参照ください。

また、JETROでは、電話などによる「EPA活用のための相談窓口」を開設しておりますので、併せてご活用ください。

なお、日本商工会議所ではHSコードやEPA特惠税率の特定は行っておりませんのでご注意ください。

第一種特定原産地証明書発給申請マニュアル（日本商工会議所作成）

https://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa_manual.html

EPA活用のための相談窓口（JETRO）

本部（東京）

Tel：03-3582-4943

大阪本部

Tel：06-4705-8606

その他の地域の日本貿易振興機構（JETRO）

<https://www.jetro.go.jp/jetro/japan/list.html>

経済産業省HP「輸入する品物のHSコードを特定する」参照

https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/process/i-step2.html

◆ 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）、日EU・EPA、日英・EPAにおける原産地証明はどのようにしたら取得できますか？

CPTPP、日EU・EPA、日英・EPAにおける原産地証明は輸出者、生産者、輸入者のいずれかが、自ら作成する「自己申告制度」が採用されています。よって、第三者機関である日本商工会議所が発給するものではありません。

日本貿易振興機構（JETRO）に相談窓口が設置されておりますのでご活用ください。

JETRO EPA活用のための相談窓口

<https://www.jetro.go.jp/jetro/japan/list.html>

◆ 検認とは何ですか？

各EPAでは、輸入国の関係当局は、第一種特定原産地証明書に記載された情報に疑義をもった場合、輸出国の権限ある政府当局に情報提供を要請でき（英文の資料を求められることがあります）、その後、情報提供に関する追加質問を行うことができます。なお、日メキシコ協定の場合、輸入国の関係当局から輸出者又は製品の生産者に直接質問書が送付される可能性があります（日メキシコ協定第44条第1項（b））。

当該質問に対する回答に満足しない場合は、輸入国の関係当局は、輸出国の権限ある政府当局の立ち会いの下に第一種特定原産地証明書の発給を受けた輸出者、または生産者の施設を訪れて情報収集等を行うことができます。これが検認です。

よって、第一種特定原産地証明書の発給を受けた輸出者又は生産者に対して、突然、相手国の関係当局が検認のため訪問を行うということはありません。日本側の権限ある当局は、経済産業省です。なお、各EPAにより回答期限が設けられており、期限までに回答できなければ、EPA特惠税率が適用できなくなる場合があります。

■ システム編

◆ 第一種特定原産地証明書発給システムのURLが分かりません。

ホームページ「EPAに基づく特定原産地証明書発給事業」からアクセスし、「発給システム（登録者のみ）」のボタンをクリックしてください。

URL : <https://tokuteishomei.jp/>

◆ 第一種特定原産地証明書発給システムのIDとパスワードが分からなくなりました。

セキュリティ保持のため電話やメールによる回答はしておりませんので、再発行手続きをしていただく必要があります。再発行には最低でも7日以上営業日が必要です。

詳細は以下の「再発行手続きのご案内」をご参照ください。

<https://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa/password.pdf>

◆ 「原産品判定依頼画面」の判定依頼者、「発給申請書入力画面」の発給申請者および輸出者のデータが違うのですが、どうしたらよいでしょうか？

当該箇所のデータは「企業登録」のデータと連動しています。「第一種特定原産地証明書発給システム」で必要な変更を実施してください。詳細は以下の説明書をご参照ください。

企業登録の更新 / 変更および署名者（サイナー）の変更 / 追加 / 削除 操作説明書

<https://www.jcci.or.jp/gensanchi/kigyotoroku-system-sousasetsumeisho.pdf>

 **参考** 「5.4 企業登録情報の変更」（P.20）および「5.5 企業登録情報の更新」（P.24）もあわせて参照してください。

◆ 「原産品同意通知書」の提出方法を教えてください。

「第一種特定原産地証明発給システム」の「原産品判定依頼書」から同意を通知したい案件を選択して手続きを行ってください。

 **参考** 「6.5 同意通知書を提出する（判定依頼する生産者が輸出しない場合）」（P.115）もあわせて参照してください。

◆ 自社が同意通知を提出した産品の利用状況はどこを見れば分かりますか？

「第一種特定原産地証明発給システム」の「原産品利用状況」からご確認ください。

◆ 自社が他社より同意通知を受けている産品はどこを見れば分かりますか？

「第一種特定原産地証明発給システム」の「原産品同意通知書照会」からご確認ください。

◆ 発給手数料の明細はどこを見れば分かりますか？

「第一種特定原産地証明発給システム」の「発給申請書入力」からご確認ください。

 **参考** 「8.1 発給手数料の支払い」（P.190）もあわせて参照してください。

■ 応用編

◆ 第一種特定原産地証明書に有効期限はありますか？

あります。有効期限は各EPAで定められています。日フィリピンEPAは、発給から6ヶ月、それ以外のEPAは、発給から1年です。

◆ PDF発給の協定で、第一種特定原産地証明書を専用紙で発給してもらうことはできますか？

不可です。日本商工会議所が第一種特定原産地証明書をPDFで発給した後、発給申請者自身でPDFファイルをダウンロードして、必要に応じて印刷します。

◆ 第一種特定原産地証明書は既に輸出してしまった場合でも取得（遡及発給）できますか？

できます。第一種特定原産地証明書の発給申請は、原則として船積みまでに行うこととなっています。しかし、貨物を緊急に輸出しなければならない場合なども想定されますので、船積み後12か月間（ただし、日メキシコ協定、日チリ協定、日ペルー協定については、輸入後1年間。日スイス協定、日モンゴル協定は協定上規定なし）、事後発給手続（遡及発給）ができるようになっています。

発給申請手続により、第一種特定原産地証明書発給日が船積日の後になるケースについては、第一種特定原産地証明書のField 3（Means of transport and route 欄、RCEP協定はField4）に船積日が記入され、またRemarks欄に“ISSUED RETROACTIVELY”が印字（※日アセアン協定はField 9、日インド協定はField 8、RCEP協定はField17のボックスをチェック）され、日メキシコ協定、日スイス協定、日ペルー協定、日オーストラリア協定では、“ISSUED RETROSPECTIVELY”が印字され、日モンゴル協定では船積日を記載すれば何も記載されません。

なお、日インドネシア協定の運用手続規則（Operational Procedures）ルール3や日アセアン協定、日ベトナム協定の実施規則（Implementing Regulations、以下「IR」。）ルール7には、「船積みまでに（by the time of shipment）、若しくは、船積日から3日以内（no later than three days from the date of shipment）」に原則発給される旨の規定があります。これは、原則船積みまでに第一種特定原産地証明書を発給する日本の運用と、船積日確定後に第一種特定原産地証明書を発給する相手国側の運用の実態を踏まえて盛り込んだものです。本EPAに基づく日本での第一種特定原産地証明書の発給については、既EPAと同様、第一種特定原産地証明書を船積日確定前に発給することで、輸入通関時におけるEPA特惠税率申請が円滑に行われるよう、「船積みまでに（by the time of shipment）」発給する運用が採用されます。なお、日フィリピン協定は、運用上の手続規則（OPERATIONAL PROCEDURES）ルール2において、船積日後1日以内に発給と規定しています。また、日インド協定は、運用上の手続（IMPLEMENTING PROCEDURES、以下「IP」）ルール3において、船積時から3日以内に発給と規定しています。

◆ 既に相手国税関に第一種特定原産地証明書を提出してしまったのですが、記載事項に誤りがありました。どうすればよいでしょうか（税関提出前は次項を参照）。

第一種特定原産地証明書の記載事項に誤りがあった場合や変更が生じた場合、第一種特定原産地証明書受給者は、証明法に基づき、その旨を指定発給機関（日本の場合、日本商工会議所）に通知しなければなりません。また、第一種特定原産地証明書記載事項の変更が原産資格の判定に影響を及ぼすような場合には、当該証明書を取り消し、輸入締約国の関係当局に通報する必要があります。

まず、第一種特定原産地証明書の内容に誤りや変更が生じた場合は、日本商工会議所の各発給事務所に問い合わせてください。通知義務を怠った場合、法に基づく罰則を課される場合がありますのでご注意ください。

日本商工会議所の各発給事務所の連絡先は以下URLをご参照ください。

<https://tokuteishomei.jp/toiawase.html#office-list>

◆ 第一種特定原産地証明書を失くした場合や破れてしまった場合、また、相手国税関提出前に記載事項の変更が生じた場合、どうすればよいでしょうか。

第一種特定原産地証明書の交付を受けた日本商工会議所の各発給事務所にご連絡いただき再発給手続きを行ってください。

再発給の申請には、再発給の事由（亡失・滅失・汚損・破損の場合、記載事項変更の場合）などを記載した

「再発給申請書」と旧証明書を発給事務所に提出する必要があります。手続は、第一種特定原産地証明書発給システムから行うことができます。

亡失や滅失などの理由によって再発給された第一種特定原産地証明書の「Remarks」欄には、最初に受給した証明書の番号、日付及び旧証明書が無効になった旨が記載されます。なお、再発給された第一種特定原産地証明書の有効期間は、最初に発給された第一種特定原産地証明書の日付から12ヶ月間となりますのでご注意ください。また、再発給手数料は、新規発給手数料と同様の計算方法で算出されます。

 **参照** 「7.5 再発給申請をする」(P.164) もあわせて参照してください。

◆ 第三国（シンガポール等）で積み替えを行う場合でも第一種特定原産地証明を取得できますか？

日本で原産資格を取得した輸出品をシンガポールなどの第三国経由でEPA締約相手国に輸出する場合も、当該EPAの規定を満たし、原産資格を失っていないことについて第三国であるシンガポールなどの税関当局又は関連主体による証明、情報の提供があれば、第一種特定原産地証明の取得が可能です。

したがって、第三国であるシンガポールなどの税関当局などが原産資格を失っていないとする証明・情報がEPA特惠税率の適用を受けようとする輸入者に提供され、当該証明などをもって輸入国税関が原産資格を失っていないと判断した場合には、EPA特惠税率が適用されることになります。すなわち、原産資格を失っておらず、EPA特惠税率が受けられるかは、当該証明の内容に基づいて輸入国税関が判断することになります。まずは、必要書類について、相手国税関にお問い合わせください。

◆ 第一種特定原産地証明書に記載されているHSコード（6桁）について、輸入国税関で異なる判断を下され、EPA特惠税率が受けられない場合はどうすればいいですか？

HSコードは6桁ベースでは世界共通になっています。したがって、原則として同じ製品に対するHSコードが6桁ベースで異なることはありません。しかし、現実には輸出国税関と輸入国税関の判断が異なり、異なるHSコードが適用される場合があります。

各EPAでは、EPA特惠税率を受けられるか否かの判断は輸入国税関の権限となっておりますので、第一種特定原産地証明書に記載されているHSコードも輸入国税関の判断によるべきものとなります。したがって、発給申請に際してのHSコードは輸入国税関の解釈によるものとしてください。

仮に、日本で発給した第一種特定原産地証明書に記載されているHSコードが輸入国税関の判断と異なり、EPA特惠税率が受けられないという状況が生じた場合は、輸入国税関の判断によるHSコードを適用したうえで、再度、当該製品の判定依頼の手続、および第一種特定原産地証明書の記載事項を修正したうえでの再発給手続を行っていただく必要があります。

◆ 輸出許可書は提出する必要がありますか？

「経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行規則」（平成17年経済産業省令第9号）の改正に伴い、平成19年7月12日より輸出許可書の提出は原則不要になりました。ただし、必要に応じて、輸出許可書の提出を求める場合があります。

◆ インボイスは提出する必要がありますか？

「経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行規則」（平成17年経済産業省令第9号）

の改正に伴い、平成20年4月14日よりインボイスの提出は原則不要になりました。ただし、必要に応じて、インボイスの提出を求める場合があります。

◆ 日アセアンEPAの連続する原産地証明書（Back-to-Back CO）について教えてください。

日アセアンEPAでは、附属書四「運用上の証明手続」の第三規則パラ4において、Back-to-Back COを発給することができる旨規定されています。Back-to-Back COは、例えば、ある締約国(締約国A)から輸出された原産品が他の締約国(締約国B)を経由してさらに別の締約国(締約国C)に輸入される場合に、経由国である締約国Bにおいて貨物に対して何ら加工がなされず、締約国Aで得た原産資格が何ら変更しない場合に、締約国Bの原産地証明書の発給機関により発給されるものです。なお、締約国BでBack-to-Back COの発給を受けるためには、締約国Aで当該貨物に対して発給された原産地証明書が必要です。経由国（締約国B）におけるBack-to-Back COの発給に際しては、対象となる製品に対して何ら加工がなされず、もとの原産資格を維持していることを何らかの形で担保し、かつこれを確認することになります。

貨物が一旦輸入通関されてしまうと、その貨物に対して何ら加工がなされていないことを確認することは困難になると思われますが、Back-to-Back COに関して、日アセアンEPA上は、一旦輸入通関された貨物に対してBack-to-Back COを発給するか否かを明示的に規定していないことから、原産資格の維持を担保・確認する方法は締約国によって異なります。したがって、日アセアンEPAに基づきBack-to-Back COを発給するか否か、これを発給する場合の対象となる貨物の範囲、具体的な運用や手続については、各経由国の原産地証明書発給機関に個別にご確認ください。

なお、我が国では、日アセアン協定に基づくBack-to-Back COは発給していません。

◆ RCEP協定の連続する原産地証明書（Back-to-Back CO）について教えてください。

RCEP協定では、協定第三・十九条において、Back-to-Back COを発給することができる旨規定されています。Back-to-Back COは、例えば、あるEPA締約国（締約国A）から輸出された原産品が他のEPA締約国（締約国B）を経由してさらに別のEPA締約国（締約国C）に輸入される場合に、経由国である締約国Bにおいて貨物に対して何ら加工がなされず、締約国Aで得た原産資格が何ら変更しない場合に、締約国Bの原産地証明書の発給機関により発給されるものです。なお、締約国BでBack-to-Back COの発給を受けるためには、締約国Aで当該貨物に対して発給された原産地証明書が必要です。経由国（締約国B）におけるBack-to-Back COの発給に際しては、対象となる製品に対して何ら加工がなされず、もとの原産資格を維持していることを何らかの形で担保し、かつこれを確認することになります。

最初の前産地証明書が提出され、かつ、日本国内で貨物に対して何ら加工がなされず、当初の輸出締約国で得た原産資格が何ら変更していないことを確認することができた場合、日本商工会議所がBack-to-Back COを発給することとなります。

◆ 第三国で発行されたインボイス（第三国貿易、仲介貿易）の場合、発給申請時に注意することはありますか？

各EPAで注意することが異なります。詳しくは各協定規則や本マニュアルP.146の留意事項をご確認ください。

◆ 第一種特定原産地証明書が適用される「1回限りの輸入」とは何でしょうか？

第一種特定原産地証明書は、各EPAの規定により、1回限りの輸入に適用される旨規定されています。1回

限りの輸入とは1回の輸入申告のことを意味します。なお、各EPAの運用手続（OP）規定（日アセアン協定、日ベトナム協定の場合はIR、日インド協定の場合はIP、RCEP協定の場合はOverleaf Notes）において、第一種特定原産地証明書には、1回の船積み複数のインボイス内容の記載が認められています。

■データ交換編（日インドネシア協定、日タイ協定）

◆ コード選択

Q. 仕向地について、コード一覧表の中に、該当する港コードがない場合は記載しなくてよいのでしょうか。またL/C等で港等の文言が指定されている場合は、コードを記載せずに港名のみ記載することは可能でしょうか。

A. コードが見当たらないとのことであれば、輸入者を通じて相手国税関に確認いただくのが確実です。なお、発給システム上、仕向地は任意入力、遡及発給ではない通常の発給申請であれば、積込港も任意入力です。入力する場合、コード選択＝港名選択であるため、コードと港名の記載はセットになります。

Q. 包装形態について、数種類の包装が混在する場合は、1種類しか選べない状態だと思うのですが、どうすればいいのでしょうか。

A. 日インドネシア協定の場合は、400種類ほどのコードの中から、代表的なものを1つ選んでいただくこととなります。

日タイ協定の場合は、まず「代表的な荷印・荷物番号」への入力が必要です。そのうえで、代表的な荷印・荷物番号と異なる場合に「製品毎の荷印・荷物番号」を記載します。

Q. 包装数量・単位・形態について、どのように選択・記載すればいいのでしょうか。

A. 代表とする包装形態コードを選択、数は総数を記載します。代表とする包装形態の基準は特にございませんので申請者でご判断いただくこととなります。各製品のそれぞれの包装形態と数量・単位は相手国税関においてインボイス等の書類で確認することとなります。輸入者を通じて相手国税関に確認いただくのが確実です。

Q. 包装形態のコード一覧を見たのですが、該当するコードが見当たりません。

A. 輸入者を通じて相手国税関に確認いただくのが確実です。

◆ 荷印の記載方法【日タイ協定のみ】

Q. 荷印について、これまで「X社 box No.1- 10」のように簡略記載してきましたが、今後は個々の荷印と製品が紐づく様に入力しなければならないのでしょうか。また、荷印と製品が紐づいていない場合、通関時に問題は生じるのでしょうか。

A. 日タイ政府間の合意事項は、“製品毎に荷印を記載”ですので、個々の荷印と製品が紐づく様に入力いただくのが望ましいです。不安がある場合は、輸入者を通じてタイ税関に事前確認いただくのが確実です。

Q. 同じ製品が、異なる荷印で別々に梱包されている場合、製品毎に別の荷印を記載するということでしょうか。

A. その通りです。同じ製品でも荷印が異なる場合には、製品毎に荷印を記載します。ただし、判断が難しい場合には、タイ税関に事前確認いただくのが確実です。

Q. ケースマークの入力文字数制限について、データ交換導入に伴い文字数は拡張されますか。これまで、入力可能文字数内で省略するなどして記載していました。

A. 入力文字数制限に変更はありません。ただし、これまで全製品のケースマークをまとめて記載していたところが、データ交換開始後は産品単位での記載となりますので、産品の数だけ実質的に入力可能文字数が増えると言えます。なお、データ交換開始後も「as per (invoice 番号) dated(日付)」は手入力で利用できますので、ご検討ください。

Q. 個々の産品毎の荷印はありますが、統一的な荷印・荷物番号はありません。この場合、「代表的な荷印・荷物番号」は空欄にして、個々の産品毎の荷印のみを入力すればよいでしょうか。

A. 荷印・荷物番号がある場合には、まず「代表的な荷印・荷物番号」への入力が必要です。そのうえで、代表的な荷印・荷物番号と異なる場合に「産品毎の荷印・荷物番号」を記載します。なお、統一的な荷印・荷物番号がない場合は、産品毎の荷印・荷物番号のうち、いずれかを「代表的な荷印・荷物番号」に必ず入力してください（代表的な荷印・荷物番号については、申請者にて適宜選定）。

◆ データ交換開始前に作成した発給申請書のデータ

Q. 発給システム内にいくつか発給申請書のテンプレートを保存しています。データ交換が開始されると、今まで保存したものは引き続き使えるのでしょうか。それとも新たに入力が必要なのでしょうか。

A. データ交換開始前の保存データは引き続き使うことが可能です。ただし、データ交換開始後、コード値等、データ交換に対応した項目を新たに入力いただく必要があります。

Q. データ交換開始前に発給申請を行い審査中である発給申請書のデータについては、データ交換開始後、システム上、どのように処理されるのでしょうか。

A. データ交換開始時点で審査途中の発給申請書のデータについては、すべて「保存」状態に戻ります。

◆ データ交換開始前に交付された特定原産地証明書

Q. データ交換開始前にPDFファイルで交付された特定原産地証明書は、データ交換開始後、特に問題なく使えるのでしょうか。

A. 当該PDFファイルの特定原産地証明書については、証明書の有効期限内であれば、データ交換開始後であっても有効です。

Q. データ交換開始以前にPDFファイルで交付された特定原産地証明書について、再発給申請を行いたいのですが、データ交換（e-CO）による再発給申請は可能でしょうか。

A. データ交換開始以前に発給した特定原産地証明書については、e-COでは再発給出来ませんので、新規で発給申請してください。

◆ その他

Q. 特定原産地証明書のデータ交換が開始後、他の出荷書類（インボイス、P/L、B/L）は引き続き原本

での運用となるのでしょうか。

A. 今回のデータ交換は、特定原産地証明書に関することです。相手国税関での輸入申告時のB / Lやインボイス等の提出方法につきましては、輸入者を通じて相手国税関にお問い合わせください。

■経済産業省 「よくある質問」

経済産業省では、よくある質問をとりまとめ、ホームページ上で公表しています。

1. 特定原産地証明について
2. 原産品であることを明らかにする方法について
3. 材料・部品の扱いについて
4. その他

掲載URL：

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/gensanchi/qa.html

第一種特定原産地証明書の取得手順やEPA活用に関するお問い合わせ先

■EPA 活用や証明制度に関する相談（主にステップ1～4）

日本貿易振興機構（JETRO）本部（東京）	TEL：03-3582-4943
日本貿易振興機構（JETRO）大阪本部	TEL：06-4705-8606
その他の地域の日本貿易振興機構（JETRO）	https://www.jetro.go.jp/jetro/japan/list.html
EPA相談デスク	MAIL:epa-desk@epa-info.go.jp
経済産業省原産地証明室（認定輸出者制度含む）	TEL：03-3501-1511（内線：3247～3248）

■第一種特定原産地証明書の取得手続きについて（主にステップ5以降）

日本商工会議所国際部 特定原産地証明担当		TEL：03-4580-0047	
（特定原産地証明発給業務 問い合わせフォーム）		https://www.jcci.or.jp/form/tokuteico-form.html	
判定	発給	日本商工会議所事務所	電話
	○	札幌事務所（札幌商工会議所内）	TEL：011-231-1318
	○	仙台事務所（仙台商工会議所内）	TEL：022-265-8184
	○	新潟事務所（新潟商工会議所内）	TEL：025-290-4209
	○	黒部事務所（黒部商工会議所内）	TEL：0765-52-0242
	○	金沢事務所（金沢商工会議所内）	TEL：076-263-1161
	○	千葉事務所（千葉商工会議所内）	TEL：043-227-4101
	○	さいたま事務所（さいたま商工会議所内）	TEL：048-641-0015
○	○	東京事務所（東京商工会議所内）	TEL：03-6364-7771
○	○	横浜事務所（横浜商工会議所内）	TEL：045-671-7406
○	○	浜松事務所（浜松商工会議所内）	TEL：053-452-1112
	○	清水事務所（静岡商工会議所内）	TEL：054-353-3401
	○	富士事務所（富士商工会議所内）	TEL：0545-52-0995
	○	岐阜事務所（岐阜商工会議所内）	TEL：058-264-2134
○	○	名古屋事務所（名古屋商工会議所内）	TEL：052-223-5720
	○	蒲郡事務所（蒲郡商工会議所内）	TEL：0533-68-7171
	○	豊川事務所（豊川商工会議所内）	TEL：0533-86-4101

	○	四日市事務所（四日市商工会議所内）	TEL：059-352-8191
	○	福井事務所（福井商工会議所内）	TEL：0776-33-8252
	○	鯖江事務所（鯖江商工会議所内）	TEL：0778-51-2800
○	○	京都事務所（京都商工会議所内）	TEL：075-341-9761
○	○	大阪事務所（大阪商工会議所内）	TEL：06-6944-6216
	○	神戸事務所（神戸商工会議所内）	TEL：078-303-5807
	○	岡山事務所（岡山商工会議所内）	TEL：086-232-2262
	○	広島事務所（広島商工会議所内）	TEL：082-222-6651
	○	福山事務所（福山商工会議所内）	TEL：084-921-2346
	○	高松事務所（高松商工会議所内）	TEL：087-825-3501
○	○	福岡事務所（福岡商工会議所内）	TEL：092-441-1230
○	○	北九州事務所（北九州商工会議所内）	TEL：093-541-0182



メモ

- 日本商工会議所は、経済産業大臣からEPAに係る第一種特定原産地証明書の発給事務を行う指定発給機関に指定されています（日シンガポール協定除く）。
- 第一種特定原産地証明書発給（取得手順など）については、日本商工会議所国際部、および日本商工会議所の各事務所までご連絡ください。
- EPA活用に関する相談（ビジネス相談含む）は、日本貿易振興機構（JETRO）もしくはEPA相談デスク、EPA関連法令については、経済産業省原産地証明室までご連絡ください。